

# 橋本市地域防災計画

## 第2編 災害対策編

—平成27年度—

橋本市防災会議

## 【第2編 災害対策編 目次】

第1部	地震災害応急対策	1
第1章	災害応急対策の活動体制	2
第1節	初動体制の確立	2
第2節	警戒本部の設置	5
第3節	橋本市災害対策本部の設置	7
第4節	職員の動員	18
第5節	職員の出勤・応援	20
第2章	情報の収集・伝達	30
第1節	通信連絡体制	30
第2節	地震情報・警戒等の情報	34
第3節	その他関連情報	36
第4節	被害情報等	39
第5節	広報	46
第3章	各種災害の応急対策	60
第1節	水防の応急対策	60
第2節	火災等の消防応急対策	61
第3節	危険物等災害の応急対策	65
第4章	応援要請・相互協力	80
第1節	県への応援要請	80
第2節	協定締結都市との相互応援	82
第3節	公共的団体及び民間等との協力体制	83
第4節	自衛隊への派遣要請等	85
第5節	航空機等の応援要請	90
第6節	応援の受け入れ体制	92
第5章	災害救助法の適用	100
第1節	災害救助法の適用	100
第6章	避難対策	110
第1節	避難勧告等の発令及び避難収容	110
第2節	各種施設等の避難対策	121



<b>第13章</b>	<b>文教施設等の応急対策</b> . . . . .	<b>【市教育委員会、各学校長、園長他】</b> . . . . .	<b>240</b>
第1節	学校関係の応急対策 . . . . .	【教育総務班、学校班、避難所運営班、 保育班、各学校長、園長他】 . . . . .	240
第2節	文化財の応急対策 . . . . .	【避難所運営班、市消防本部、 伊都消防組合消防本部他】 . . . . .	247
<b>第14章</b>	<b>ライフラインの応急対策</b> . . . . .	<b>【応急対策部、総合調整部、市消防本部、 伊都消防組合消防本部、電力・プロパンガス・通信の防災機関】</b> . . . . .	<b>250</b>
第1節	上水道施設の応急対策 . . . . .	【水道班】 . . . . .	250
第2節	下水道施設の応急対策 . . . . .	【下水道班】 . . . . .	253
第3節	電力施設の応急対策 . . . . .	【関西電力株式会社橋本営業所】 . . . . .	255
第4節	プロパンガス施設の応急対策 . . . . .	【液化石油ガス販売事業者、 市消防本部、伊都消防組合消防本部、署】 . . . . .	258
第5節	通信施設の応急対策 . . . . .	【西日本電話電信株式会社和歌山支店、関係機関】 . . . . .	260
<b>第15章</b>	<b>各種施設等の応急対策</b> . . . . .	<b>【各施設管理者等】</b> . . . . .	<b>270</b>
第1節	防災行政無線の応急対策 . . . . .	【防災班】 . . . . .	270
第2節	放送施設の応急対策 . . . . .	【和歌山放送株式会社、 日本放送協会和歌山放送局、テレビ和歌山株式会社】 . . . . .	271
第3節	鉄道施設の応急対策【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、 南海電気鉄道株式会社】 . . . . .		273
第4節	道路施設の応急対策 . . . . .	【応急対策部、県土整備部、 和歌山河川国道事務所】 . . . . .	275
第5節	建築物等の応急対策 . . . . .	【住宅・公園班、各施設管理者】 . . . . .	279
第6節	河川管理施設等の応急対策 . . . . .	【水防土木班、農林班】 . . . . .	281
第7節	農林水産関係の応急対策 . . . . .	【農林班、その他関係各班】 . . . . .	282
第8節	砂防施設等の応急対策 . . . . .	【水防土木班、農林班他】 . . . . .	284
<b>第2部</b>	<b>風水害等応急対策</b> . . . . .		<b>300</b>
<b>第1章</b>	<b>災害応急対策の活動体制</b> . . . . .	<b>【市本部、各防災関係機関】</b> . . . . .	<b>301</b>
第1節	警戒本部の設置 . . . . .	【総合調整部、消防部、応急対策部、 その他関係各部班、各防災関係機関】 . . . . .	302
第2節	橋本市災害対策本部の設置 . . . . .	【市本部、各防災関係機関】 . . . . .	306
第3節	職員の動員 . . . . .	【すべての各部班】 . . . . .	316
第4節	職員の出動・応援 . . . . .	【すべての各部班】 . . . . .	318
<b>第2章</b>	<b>情報の収集・伝達</b> . . . . .	<b>【市本部、防災関係機関等の関係部班等】</b> . . . . .	<b>330</b>
第1節	通信連絡体制 . . . . .	【市本部、防災関係機関等の関係部班等】 . . . . .	330
第2節	気象予警報等の情報 . . . . .	【市本部、防災関係機関等の関係部班等】 . . . . .	334
第3節	その他関連情報 . . . . .	【市本部、防災関係機関等の関係部班等】 . . . . .	343
第4節	被害情報等 . . . . .	【市本部、防災関係機関等の関係部班等】 . . . . .	347
第5節	広報 . . . . .	【広報班、その他関係部班・防災関係機関等の関係部班等】 . . . . .	354

**第3章 水防の応急対策**・・・・・・・・・・・・・・・・・・【市消防本部、関係各班】・・360

**第4章 応援要請・相互協力**・・・・・・・・・・・・・・・・・・【総合調整部、福祉厚生部、  
市消防本部、伊都消防組合消防本部】・・370

- 第1節 県への応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・【市本部長（市長）、防災班】・・370
- 第2節 協定締結都市との相互応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災班、消防総務班】・・372
- 第3節 公共的団体及び民間等との協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・【関係各班】・・373
- 第4節 自衛隊への派遣要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災班、各防災関係機関】・・375
- 第5節 航空機等の応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・【消防警防班、各防災関係機関】・・380
- 第6節 応援の受け入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・【防災班、消防警防班】・・382

**第5章 災害救助法の適用**・・・・・・・・・・・・・・・・・・【総合調整部、関係各部班】・・390

- 第1節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・【総合調整部、関係各部班】・・390

**第6章 避難対策**・・・・・・・・・・【総合調整部、福祉厚生部、応急対策部、市消防本部、  
橋本警察署、かつらぎ警察署、各施設管理者、その他関係機関】・・400

- 第1節 避難勧告等の発令及び避難収容・・・・・・・・・・【福祉班、被災者支援班、防災班、  
橋本警察署、かつらぎ警察署、各施設管理者、  
市社会福祉協議会、その他関係機関】・・400
- 第2節 各種施設等の避難対策・・・・・・・・・・【各施設管理者、福祉班、水防土木班】・・412
- 第3節 災害警備・・・・・・・・・・・・・・・・・・【橋本警察署、かつらぎ警察署】・・415

**第7章 救助救急及び医療救護対策**・・・・・・・・・・・・・・・・・・【医療救護班、市消防本部、  
伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署】・・420

- 第1節 救助救急対策・・・・・・・・・・【市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、  
かつらぎ警察署、その他関係機関、地域の自主防災会】・・420
- 第2節 医療救護対策・・・・・・・・・・【医療救護班、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、  
医師会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 423

**第8章 生活救援対策**・・・・・・・・・・・・・・・・・・【応急対策部、福祉厚生部、総合調整部、  
その他関係部班、関係機関等】・・440

- 第1節 給水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【水道班】・・440
- 第2節 食糧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【被災者確認物資調達班、福祉班、農林班、  
防災班、教育部各班】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
- 第3節 生活必需品・・・・・・・・・・【被災者確認物資調達班、その他関係各班】・・447
- 第4節 住宅・・・・・・・・・・【住宅・公園班、福祉班、被害調査班、その他関係各班】・・451
- 第5節 災害相談・・・・・・・・・・【被災者支援班、被災者確認物資調達班、福祉班】・・455

**第9章 交通輸送対策**・・・・・・・・・・・・・・・・・・【総合調整部、応急対策部、橋本警察署、  
かつらぎ警察署、道路管理者、防災関係機関】・・460

- 第1節 交通規制・・・・・・・・・・【水防土木班、橋本警察署、かつらぎ警察署、  
道路管理者】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 460
- 第2節 輸送対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・【水防土木班、その他関係各班】・・466



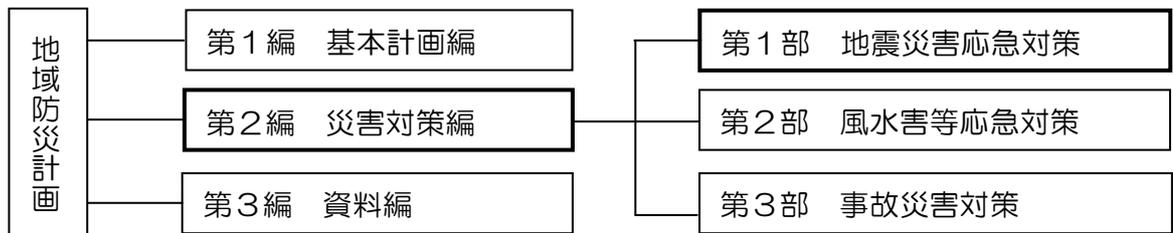
第8節	砂防設備等の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	【水防土木班・農林班他】	・ ・	554
<b>第3部</b>	<b>事故災害対策</b>	・ ・ ・ ・ ・			<b>600</b>
<b>第1章</b>	<b>事故災害対策で扱う災害の範囲</b>	・ ・ ・ ・ ・			<b>601</b>
<b>第2章</b>	<b>橋本市事故対策本部の設置</b>	・ ・ ・ ・ ・	【関係各部、関係機関】	・ ・	<b>610</b>
第1節	初動体制	・ ・ ・ ・ ・			610
第2節	事故対策本部の設置及び廃止	・ ・ ・ ・ ・			611
第3節	動員計画	・ ・ ・ ・ ・			612
<b>第3章</b>	<b>航空機事故災害対策</b>	・ ・ ・	【市消防本部、伊都消防組合消防本部、署・団、 総合調整部、応急対策部、市民病院、橋本警察署、かつらぎ警察署、 各関係機関】	・ ・ ・ ・ ・	<b>620</b>
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			620
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			621
<b>第4章</b>	<b>鉄道事故災害対策</b>	・ ・ ・	【市消防本部、伊都消防組合消防本部、署・団、 総合調整部、応急対策部、市民病院、西日本旅客鉄道株式会社、 南海電気鉄道株式会社、橋本警察署、かつらぎ警察署、各機関係関】	・ ・	<b>630</b>
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			630
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			631
<b>第5章</b>	<b>道路事故災害対策</b>	・ ・ ・	【市消防本部、伊都消防組合消防本部、署・団、 応急対策部、市民病院、関係各班、橋本警察署、 かつらぎ警察署、道路管理者、各機関係関】	・ ・	<b>640</b>
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			640
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			641
<b>第6章</b>	<b>危険物等災害対策</b>	・ ・ ・ ・ ・	【各危険物施設の責任者、市消防本部、 伊都消防組合消防本部、総合調整部、応急対策部、市民病院、 関係各班、橋本警察署、かつらぎ警察署、各関係機関】	・ ・ ・	<b>650</b>
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			650
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			653
<b>第7章</b>	<b>毒物劇物事故災害対策</b>	・ ・ ・ ・ ・	【各毒物施設の責任者、市消防本部、 伊都消防組合消防本部、総合調整部、応急対策部、市民病院、 関係各班、橋本警察署、かつらぎ警察署、各関係機関】	・ ・ ・	<b>660</b>
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			660
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			661

第8章	大規模な火災対策	・ ・ ・ ・ ・	【市消防本部、伊都消防組合消防本部】	・ ・	670
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			670
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			672
第9章	林野火災対策	・ ・ ・ ・ ・	【市消防本部、伊都消防組合消防本部、団、 応急対策部、林業等関係者】	・ ・ ・ ・ ・	680
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			680
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			682
第10章	放射性物質運搬事故等災害対策	・ ・ ・ ・ ・	【原子力事業者、 放射性同位元素取扱事業者、市消防本部、伊都消防組合消防本部、 団、総合調整部、応急対策部、市民病院、橋本警察署、かつらぎ警察署、 関係各機関】	・ ・ ・ ・ ・	690
第1節	災害予防	・ ・ ・ ・ ・			690
第2節	災害応急対策	・ ・ ・ ・ ・			692

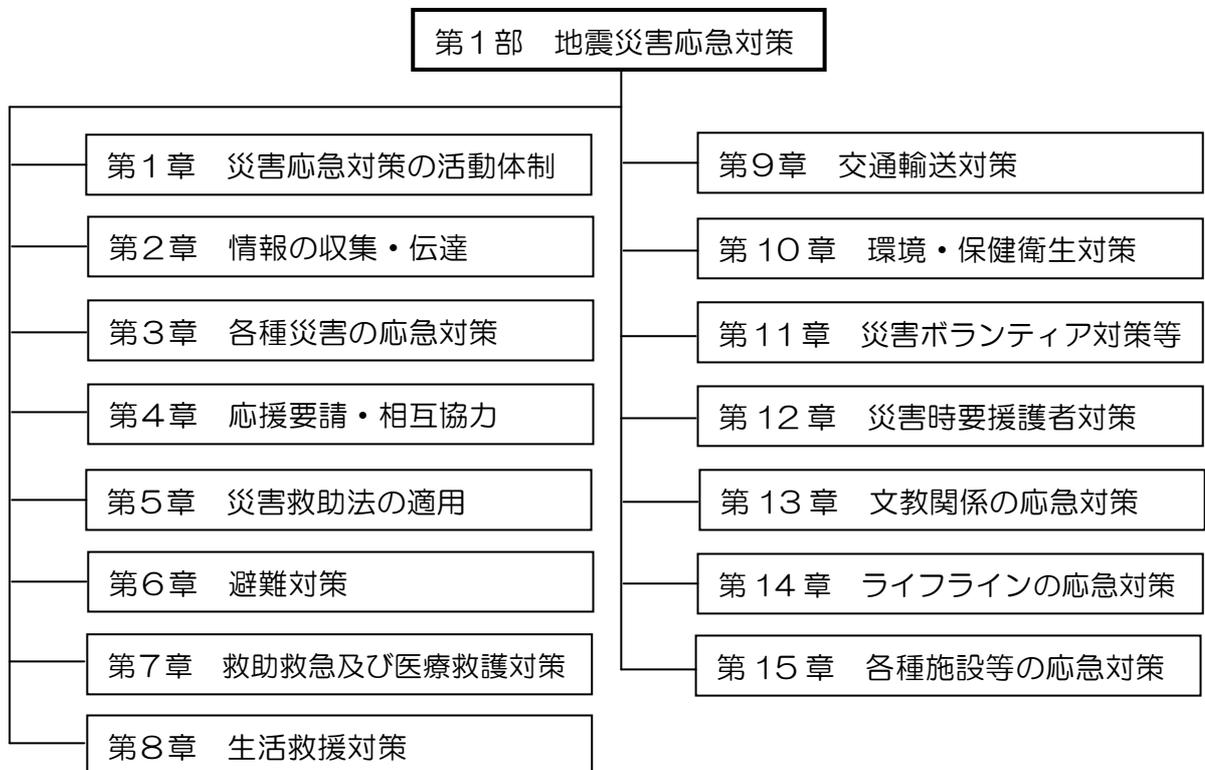
## 第2編 災害対策編

### 第1部 地震災害応急対策

#### 【第2編 災害対策編の体系】



#### 【第1部 地震災害応急対策の体系】



## 第1章 災害応急対策の活動体制 【市本部、各防災関係機関】

地震が発生した場合には、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、災害応急対策実施責任機関（市及びその他防災関係機関）は、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期すものとする。

### 第1節 初動体制の確立 【総合調整部、消防部、その他関係各部班】

#### 1 基本方針

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分
体制 警戒	震度4	警戒1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長</li> <li>・防災推進室</li> </ul>
警戒本部体制	震度5弱	警戒2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事・総務部長・企画部長・市民生活部長・健康福祉部長・経済部長・建設部長・上下水道部長・消防長・教育次長・議会事務局長・会計管理者・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長</li> <li>※(上記配備職員が警戒本部会議構成員)</li> <li>・総務部 財政課長、管財課長、税務課長、納税課長、債権回収対策室長</li> <li>・企画部 秘書広報課長、広報広聴係の職員</li> <li>・市民生活部 市民生活環境課長</li> <li>・経済部 係長以上の職員（主幹・副主幹を含む）</li> <li>・健康福祉部 保険年金課長、介護保険課長、福祉課長、健康課長、こども課長、いきいき長寿課長、地域包括支援センター長、幼保一元化整備室長</li> <li>・建設部 係長以上の職員（主幹・副主幹を含む）</li> <li>・上下水道部 係長以上の職員（浄水場を除く、主幹・副主幹を含む）</li> <li>・消防本部 次長、課長、署長以上の職員・警防課全員</li> <li>・教育委員会 教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、文化スポーツ室長、中央公民館長</li> <li>・教職員 校長、教頭</li> </ul>
災害対策本部体制	震度5強	災対2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒本部体制の職員</li> <li>・各部の係長以上の職員（主幹・副主幹を含む）</li> <li>・消防本部全職員、署の2分の1の職員</li> <li>・避難所従事職員・防災活動拠点従事職員</li> <li>・教職員 教務主任、学年主任、生徒指導主任、体育主任、防災担当</li> </ul>
	震度6弱	災対3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員（臨時職員、非常勤講師を除く）</li> </ul>

## 2 地震発生初期の措置

和歌山地方気象台等から、市域における次の地震情報が発表された場合、橋本市災害対策本部設置運営マニュアル・職員初動体制マニュアルにより運用し次の措置を講じる。

### (1) 震度4

市域で震度4の地震が発生した場合、警戒1号体制とし、市は、警戒体制をとり、次の措置を講じる。

- ア 地震及び気象に関する情報の収集
- イ 被害状況の把握
- ウ その他

### (2) 震度5弱

市域で震度5弱の地震が発生した場合、警戒2号体制とし、市は直ちに警戒本部を設置するとともに、次の措置を講じる。

- ア 地震及び気象に関する情報の収集
- イ 配備職員は、関係部門の被害状況の把握をし、警戒本部に報告する。
- ウ 職員への情報伝達
- エ その他

### (3) 震度5強

市域で震度5強の地震が発生した場合、災対2号体制とし、市は直ちに災害対策本部を設置するとともに、次の措置を講じる。

- ア 拠点避難所の開設
- イ 地震及び気象に関する情報の収集
- ウ 配備職員は、被害状況の把握をし、災害対策本部に報告する。
- エ 必要に応じ関係機関への応援要請
- エ 近隣市町の被害状況の把握
- オ あらかじめ定められた各班の業務
- カ その他

### (4) 震度6弱以上

市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、災対3号体制とし、市は直ちに災害対策本部を設置するとともに、全職員（臨時職員、非常勤講師を除く）が登庁し、次の措置を講じる。

- ア 拠点避難所の開設
- イ 地震及び気象に関する情報の収集
- ウ 職員は、被害状況の把握をし、災害対策本部に報告する。
- エ 必要に応じ関係機関への応援要請
- オ あらかじめ定められた各班の業務
- カ その他

### 3 初動対応 震度5強以上

---

大地震による大規模災害が発生し、緊急に措置をとる体制は、被害状況に応じて本部長が定めるものとする。

- (1) 緊急体制は、人命救助活動、消防活動、救急活動、避難対策及びこれに伴う応急対策を最優先する体制とする。
- (2) 大規模災害が発生したときの緊急活動は、消防活動、人命救助活動、救急活動に対する応援体制が整うまでとし、その後各対策部のとるべき活動は、事務分掌のとおりとする。

## 第2節 警戒本部の設置

【総合調整部、消防部、応急対策部、その他関係各部班、各防災関係機関】

### 1 基本方針

災害対策本部を設置する以前の体制として警戒本部を設置し、地震及び気象等に関する情報の収集及び災害対策本部の設置の検討を行う。

### 2 市計画に基づく体制等

#### (1) 設置基準

- ア 市域で【震度5弱】の地震が発生した場合
- イ その他の場合で、総務部長が必要と認めたとき。なお、総務部長不在の場合は、建設部長、経済部長、消防長の順にこれを代行する。

#### (2) 廃止基準

- ア 市域で災害発生又は拡大のおそれが解消し、かつ応急対策が、概ね完了したと警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。
- ウ その他、警戒本部長が必要ないと認めたとき。

#### (3) 警戒本部の設営等

- ア 警戒本部は、市庁舎内2階防災推進室に置く。
- イ 警戒本部の設営・設備  
防災推進室は、本部及びその周辺に、次の設備等を準備するとともに、いきいき長寿課、福祉課及びこども課とも常時連携し、関係部署に避難行動要支援者住区別リストの準備を行う。

通信機器	直通電話、内線電話、防災推進室・総務課各1台
備品関係	机、椅子、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、強力ライト、 庁内LAN用PC
防災資料	橋本市地域防災計画、和歌山県地域防災計画、ハザードマップ、防災会議名簿、 自治会長名簿、電話帳、各種防災関係図面、白地図、住宅地図、 地区別防災カルテ、その他必要資料

#### (4) 警戒本部設置時の周知連絡

防災推進室は、警戒本部を設置した場合は、庁内LAN・庁内放送・電話等の連絡手段により各部部長に連絡する。なお、警戒本部長は、所管部長等に連絡するとともに必要に応じ、一般職員にも周知する。

(5) 活動体制

- ア 震度5弱の地震が市域で発生した場合  
直ちに、警戒2号の配備による、警戒本部体制をとる。
- イ 主要な防災担当部課

防災推進室	(ア) 警戒本部の設営 (イ) 気象台、県からの情報収集 (ウ) 関係各部課等からの情報のとりまとめ (エ) 関係各部課及び関係機関への情報伝達 (オ) 和歌山県総合防災情報システム等による情報収集及び県への状況報告
市消防本部 警防課	(ア) 関連情報の収集及び警戒本部への報告
建設部 経済部	(ア) 関連情報の収集及び警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と警戒本部への報告 (ウ) 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し

---

## 第3節 橋本市災害対策本部の設置 【市本部、各防災関係機関】

---

---

### 1 基本方針

---

- (1) 市域で【震度5強以上】の地震が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、市地域防災計画災害対策編の定めるところにより「橋本市災害対策本部」を設置する。
- (2) 橋本市災害対策本部の編成及び組織等は、「橋本市災害対策本部条例」の定めるところによる。
- (3) 災害対策本部は、災害の規模・程度によって、それぞれの配備体制をとる。
- (4) 災害対策本部の下に、必要に応じ本部会議を設け、防災活動の基本方針を協議決定する。

---

### 2 設置に関する事項

---

#### (1) 設置の検討

警戒本部会議において協議の上、災害対策本部の設置について、市長に意見具申することができる。

#### (2) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に基づき設置する。

- ア 市域で【震度5強以上】の地震が発生したとき。(自動設置)
- イ 市長が必要と判断したとき。市長不在又は事故ある場合は、副市長、教育長の順に市長の職務を代行するものとする。
- ウ その他、災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。

#### (3) 廃止基準

災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれが解消し、市本部長（市長）が災害対策本部の廃止を適当と認めるとき、これを廃止する。

#### (4) 市本部の配備基準・配備体制

災害対策本部における活動体制は、原則として、各班体制によるものとするが、地震発生時の初期段階においては、特定の所属に業務が集中することが予想されることから、災害対策本部の機能がある程度確立するまでの間は、全庁的な緊急体制として、「第1節初動体制の確立 3初動対応」の初動対応業務に優先的に取り組むものとする。

市本部長（市長）は、災害の種類、規模、程度等の配備基準によって、市本部における次表の配備体制をとる。

【配備基準・配備体制】

区 分	配備基準	配備体制
災害対策本部 2号配備	市域において局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	係長以上の職員及び事前に指定された職員で構成し、遅滞なく災害応急対策活動が実施できる体制 ・係長以上の職員 ・避難所従事職員・防災活動拠点従事職員
災害対策本部 3号配備	全市域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	所属職員全員を動員し、市の全組織・全機能を挙げて、災害応急対策活動が実施できる体制 ・全職員（臨時職員、非常勤講師を除く）

(5) 各部情報連絡員

情報連絡員は、次の職員を充てる。情報連絡員は、災对本部と各部局間の情報伝達を行う。

各部情報連絡員	設置場所
総合調整部 情報連絡員（職員課）	災害対策本部控室
福祉厚生部 情報連絡員（保険年金課）	災害対策本部控室
応急対策部 情報連絡員（農林整備課）	災害対策本部控室
教育部 情報連絡員（教育総務課）	災害対策本部控室
消防部 情報連絡員（警防課）	災害対策本部控室
病院部 情報連絡員（病院総務課）	災害対策本部控室

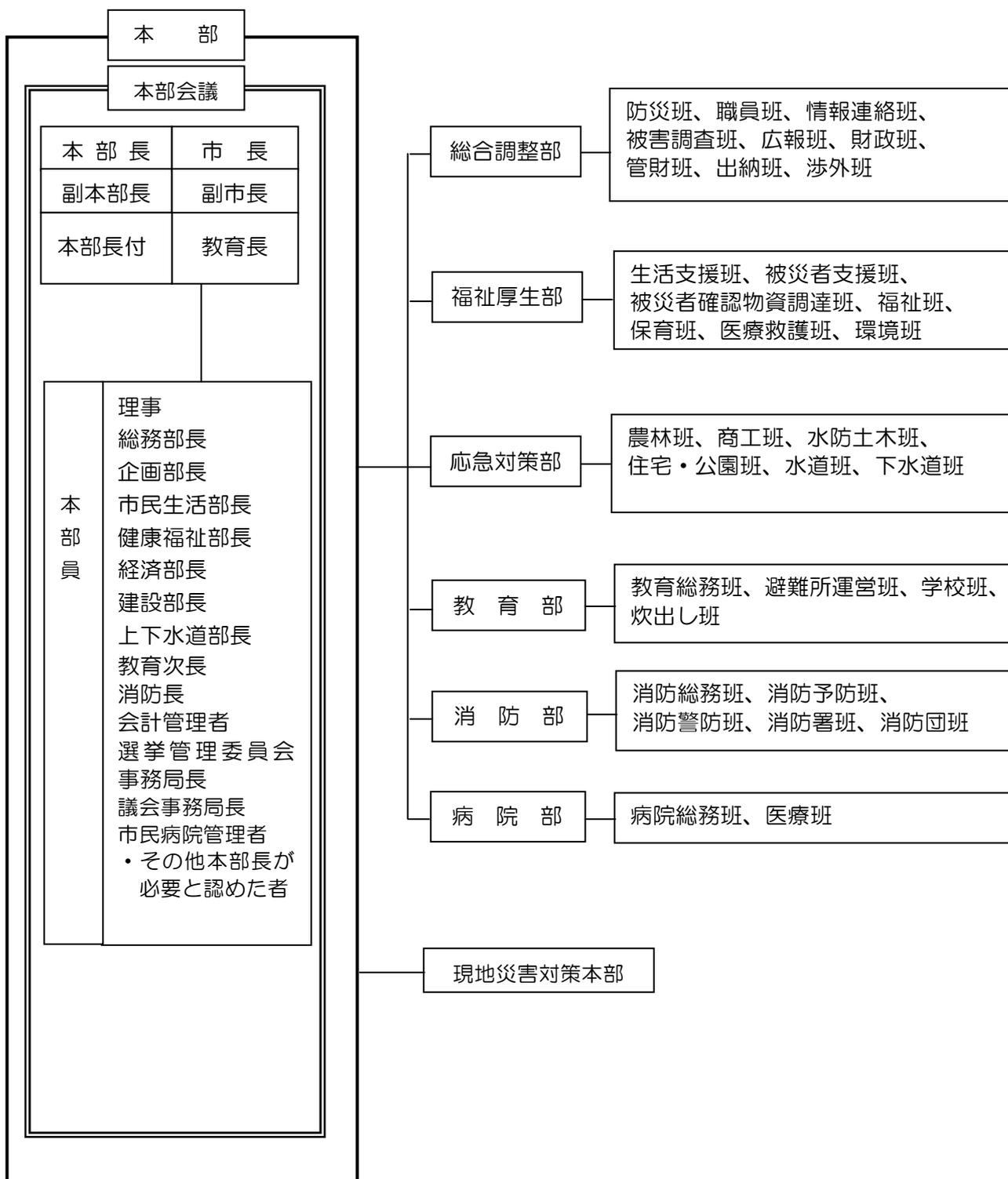
(6) 市本部の設置・廃止の伝達

市本部の設置及び配備体制が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。（廃止の場合も同様とする。）

通知及び公表先	通知及び公表方法	担当班
本庁舎内の各部班	庁内 LAN、庁内放送、口頭、防災メール、移動系防災無線	防災班
上記以外の各部班	庁内 LAN、移動系防災無線、防災メール	
県本部・県支部	県総合防災情報システム、電話連絡、FAX	
防災関係機関 (市防災会議委員)	電話連絡、FAX	広報班
報道機関	口頭、文書、電話連絡、FAX	
一般住民	橋本市ホームページ、報道機関を通じての公表、広報車、防災行政無線、防災メール	

### 3 組織に関する事項

#### (1) 市本部の組織構成



医療チームが必要となったとき、病院事務局長を招集する。

## (2) 市本部長・市副本部長・市本部長付

- ア 市本部長には市長を、市副本部長には副市長を充てる。
- イ 市本部長が不在又は事故ある場合は、市副本部長が職務を代行する。
- ウ 市本部長付に、教育長を充てる。
- エ 市本部長付は、市本部長及び市副本部長が不在又は事故ある場合は、市本部長付が職務を代行する。

## (3) 市本部員

市本部員は、各部の部長とし、応急対策活動を統轄する。なお、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

## (4) 本部会議

市本部長（市長）が必要と認めたときは「本部会議」を開催し、次の事項を協議する。

- ア 市本部の設置及び配備並びに職員の動員に関する事。
- イ 避難準備情報（要援護者避難情報）、避難勧告、避難指示に関する事。
- ウ 現地における指揮、視察、見舞い等に関する事。
- エ 災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関する事。
- オ 災害の拡大防止対策に関する事。
- カ その他、災害に関連した必要な事項

## (5) 現地災害対策本部

ア 特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

- イ 市本部長（市長）は、現地本部に必要な応じ、次の人員を派遣する。
  - （ア）副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部長を指定する。
  - （イ）本部員のうちから、現地本部員を指定する。

## (6) 橋本市防災会議の開催

市本部長（市長）は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、橋本市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

## 4 編成と事務分掌

### (1) 組織編成

部名	班名	担当課名	事務分掌
総合調整部 ◎総務部長 ○企画部長 ○議会事務局長	防災班 ◎防災推進室長 ○議会事務局次長	防災推進室 議会事務局 監査委員事務局	1 災害対策本部の設置及び解散に関すること。 (以下「に関すること。」省略) 2 災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定 3 本部会議 4 本部長の権限命令伝達 5 自衛隊等の派遣要請及び受入調整 6 市議会、県及びその他防災機関への報告指示、協力要請及び連絡調整 7 防災行政無線及びアマチュア無線との連絡 8 被災地域への避難準備情報、避難勧告、指示の発令 9 本部の庶務 10 部内各班との連絡調整 11 議員の安否確認 12 監査委員の安否確認
	職員班 ◎職員課長 ○納税課長	職員課 納税課	1 職員の招集、出勤及び解散 2 職員の出勤状況の把握及び記録 3 応援職員の派遣命令 4 災害従事職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等 5 他市町村応援要請 6 その他、職員の動員につき必要な事項 7 総合調整部への支援
	情報連絡班 ◎企画経営室長 ○企画経営室長補佐	企画経営室	1 被害調査のとりまとめ 2 被害情報の整理、発信 3 電話、ファックスによる情報収集 4 気象、地震、交通その他情報収集 5 新聞、テレビ、ラジオ等の情報収集 6 収集した情報の収集伝達 7 記録写真の収集整理 8 部内各班との連絡調整 9 電算機器の被害調査及び復旧 10 総合調整部への支援
	被害調査班 ◎税務課長 ○債権回収対策室長	税務課 債権回収対策室	1 家屋の被害調査 2 り災証明の発行 3 総合調整部への支援

第2編 災害対策編 第1部 地震災害応急対策  
第1章 災害応急対策の活動体制 第3節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
総合調整部 ◎総務部長 ○企画部長 ○議会事務局長	広報班 ◎秘書広報課長 ○秘書広報課長補佐	秘書広報課	1 災害写真の記録 2 報道機関との連絡調整 3 記者発表 4 市民への災害広報活動 5 被災地における広報活動 6 庁内広報 7 災害に関する各種市民相談 8 総合調整部への支援 9 情報連絡班からの情報収集
	財政班 ◎財政課長 ○財政課長補佐	財政課	1 国、県の災害関係資金 2 義援金配分委員会 3 総合調整部への支援
	管財班 ◎管財課長 ○総務課長	管財課 総務課 選挙管理委員会事務局	1 公用車の配車 2 災害応急車両の借上げ及び運行計画 3 庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設 4 災害対応用品の準備及び整理 5 市有財産の被害調査、緊急使用 6 総合調整部への支援
	出納班 ◎出納室長 ○出納室長補佐	出納室	1 災害救助費の出納 2 災害援助基金の管理・経理 3 災害時の出納事務 4 財務会計オンラインシステム 5 総合調整部への支援
	渉外班 ◎企業誘致室長 ○国体推進室長	企業誘致室 国体推進室	1 災害視察等の対応 2 各市への報告、協力及び連絡調整 3 総合調整部への支援
福祉厚生部 ◎健康福祉部長 ○市民生活部長	生活支援班 ◎市民生活環境課長 ○人権・男女共同推進室長	市民生活環境課 人権・男女共同推進室	1 浴場開放等入浴サービス、仮設風呂の設置 2 被災動物の保護及び一時保管 3 遺体の収容場所の設置、収容、埋火葬及び記録
	被災者支援班 ◎保険年金課長 ○介護保険課長	保険年金課 介護保険課	1 避難場所の開設・運営 2 避難場所の避難状況の記録及びとりまとめ報告 3 災害ボランティアの登録及び配置 4 ホームステイ、民間住宅の斡旋及び相談 5 市民、外国人の被災相談 6 災害ボランティア 7 物資の買占め防止
	被災者確認物資調達班 ◎市民課長 ○市民課長補佐	市民課	1 被災者の確認及び戸籍、住民基本台帳の用意 2 被災者名簿の作成 3 尋ね人の相談 4 被服、寝具等の救援物資の集出荷場所の確保 5 応急食糧及び救援物資の確保、供給 6 福祉厚生部への支援

第2編 災害対策編 第1部 地震災害応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第3節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
福祉厚生部 ◎健康福祉部長 ○市民生活部長	福祉班 ◎福祉課長 ○いさいき長寿課長 ○地域包括支援センター長 ○橋本市訪問看護ステーション所長	福祉課 いきいき長寿課 地域包括支援センター 橋本市訪問看護ステーション	1 要援護者情報の整理 2 要援護者避難誘導支援 3 被災者の避難誘導 4 被災世帯の状況 5 要搜索者名簿の作成 6 福祉施設の被害調査 7 被災者の救護及び相談 8 福祉避難所の開設・運営 9 義援金の募集 10 部内各班との連絡調整
	保育班 ◎こども課長 ○幼保一元化整備室長	こども課 幼保一元化整備室	1 保育園園児の安全対策及び被害調査 2 応急保育対策 3 福祉厚生部への支援
	医療救護班 ◎健康課長 ○健康課長補佐	健康課	1 人的被害の調査及び把握 2 被災地区の防疫 3 市医師会及び高野口町医師会への応援要請 4 感染症患者への対応 5 救護所の開設 6 医療救助活動 7 避難場所における避難者の介護 8 避難場所内の防疫 9 福祉厚生部への支援
	環境班 ◎市民生活環境課長 ○環境美化センター所長	市民生活環境課 環境美化センター	1 災害による廃棄物の収集、処理及び清掃 2 ガレキ、廃棄物処分場の確保 3 し尿の収集、処理及び清掃 4 仮設トイレの設置及び管理 5 環境衛生施設の被害調査 6 汚染物質の流出防止 7 福祉厚生部への支援
応急対策部 ◎建設部長 ○経済部長 ○上下水道部長	農林班 ◎農林整備課長 ○農林振興課長	農林整備課 農林振興課	1 農業土木施設の被害調査及び応急対策 2 ため池の危険防止 3 農産物及び家畜の被害調査 4 家畜の応急救護及び防疫 5 応急対策部への支援

第2編 災害対策編 第1部 地震災害応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第3節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
応急対策部 ◎建設部長 ○経済部長 ○上下水道部長	商工班 ◎商工観光課長 ○はしもとブランド推進室長	商工観光課 はしもとブランド推進室	1 商工業者の被害調査 2 商工業者への指導、協力要請及び連絡調整 3 旅館等宿泊施設の斡旋 4 応急対策部への支援
	水防土木班 ◎都市整備課長 ○まちづくり課長	都市整備課 まちづくり課	1 道路交通規制 2 電力、電話及びガス施設の応急対策要請 3 水防資機材の確保 4 水防 5 河川水位の観測及び河川情報の収集 6 公共土木施設の被害調査及び応急対策 7 避難経路及び緊急輸送道路の確保並びに被害調査 8 応急作業従事者の応援要請 9 部内各班との連絡調整 10 応急対策部への支援
	住宅班 ◎建築住宅課長 ○市街地開発事務所長	建築住宅課 市街地開発事務所	1 市営住宅入居者の安全確認及び避難所への誘導 2 宅地造成地の被害調査及び応急対策 3 応急仮設住宅の建設 4 応急仮設住宅及び公営住宅への入居 5 建物の応急危険度判定 6 広域輸送拠点の運営 7 応急対策部への支援
	水道班 ◎水道業務課長 ○浄水場長 ○水道工務課長	水道業務課 浄水場 水道工務課	1 災害対策本部の指示により他市町、他府県、日本水道協会への給水支援要請 2 被害状況及び災害対策状況の収集整理 3 情報の記録統計 4 復旧の記録 5 応急給水 6 応急給水等の広報 7 給水のための資機材調達 8 施設の復旧 9 現地被害調査 10 復旧資機材の調達 11 応急対策部への支援
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課長補佐	下水道課	1 下水道施設等の被害調査 2 下水道施設等の応急復旧対策 3 応急処理用資機材の確保 4 応急対策部への支援

第2編 災害対策編 第1部 地震災害応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第3節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
教育部 ◎教育長 ○教育次長	教育総務班 ◎教育総務課長 ○教育総務課長補佐	教育総務課	1 避難場所の開設及び設営にかかる総合調整 2 県教育委員会等関連機関への報告 3 教育施設への被害調査 4 部内各班への連絡調整 5 教育部への支援
	避難所運営班 ◎社会教育課長 ○中央公民館長	社会教育課 中央公民館 各地区公民館	1 避難場所の運営 2 広域避難地の運営 3 避難場所の避難状況の記録及びまとめ報告 4 P T A等教育関係団体への協力要請 5 文化財、社会教育施設の被害調査 6 教育部への支援
	学校班 ◎学校教育課長 ○学校教育課長補佐	学校教育課	1 園児、児童及び生徒の安全対策 2 園児、児童、生徒及び教職員の被害調査 3 学校施設の被害調査 4 避難場所の開設 5 応急教育対策 6 教育部への支援
	炊出し班 ◎文化スポーツ室長 ○学校給食センター長	文化スポーツ室 学校給食センター 青少年センター 図書館	1 被災者、作業隊員に対する炊き出し 2 主食、副食等の調達及び斡旋並びに配給 3 給食搬送車による搬送 4 教育部への支援
消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○消防団長	消防総務班 ◎総務課長 ○総務課長補佐	総務課	1 資機材等の調達 2 燃料・食糧の調達 3 関係機関との連絡調整 4 消防団の連絡調整 5 その他、被災における応急作業
	消防予防班 ◎予防課長 ○予防課長補佐	予防課	1 広報 2 被災地の警戒 3 避難誘導 4 災害調査及び情報収集 5 その他、被災における応急作業
	消防警防班 ◎警防課長 ○警防課長補佐	警防課	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告 2 避難誘導 3 被災者の救助 4 水防に関すること 5 防災活動全般
	消防署班 ◎消防署長 ○消防副署長	消防署(2)	1 火災等災害防御活動 2 人命救助、救急活動 3 その他、災害活動全般

部名	班名	担当課名	事務分掌
消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○消防団長	消防団班 ◎消防副団長	各消防分団 (1～10)	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告 2 避難誘導 3 被災者の救助 4 防災活動全般
病院部 ◎市民病院 管理者 ○同院長 ○同事務局 長	病院総務班 ◎市民病院事 務局次長 ○総務課長 ○医事情報課長	総務課 医事情報課	1 医療、助産活動の庶務 2 医薬品、衛生材料の調達、斡旋、分配等 3 部内各班との連絡調整
	医療班 ◎診療部長 ○看護部長	診療部 診療技術部 地域医療部 検診センター	1 被災者の応急診断 2 重症患者の収容

※表中の◎印は責任者（班長）、○印は副責任者（副班長）を示し、責任者が事故、又は不在の場合は、副責任者がその職務を代行する。

## （２）各防災関係機関の事務分担

指定地方行政機関等の防災関係機関における組織及び事務分掌については、それぞれの機関が定める防災業務計画等による。

---

## 5 運営その他に関する事項

---

### （１）市本部の設置場所

市本部は、原則として市庁舎内2階市長応接室に置く（災害警戒本部からの移行）。ただし、市庁舎被災時には、市消防本部3階会議室に置く。

### （２）市本部の標識

市本部が設置されたときは、市庁舎入口及び本部入口に標識（看板）を掲げる。

### （３）市本部の設備

警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、避難行動要支援者住区別リストを加えるものとする。

### （４）発電設備の確保

停電に備え、発電発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。また、長時間の使用が必要な場合は、燃料等の調達に留意する。

### （５）市本部情報の整理

市本部への情報受付事項、市本部からの連絡指示事項は、次の様式に整理する。

＊災害対策本部情報処理票【資料編 P-605 参照】

**(6) 記録担当**

情報連絡班は、記録担当者を置き、市本部の活動状況を整理・記録する。

**(7) 広報担当**

広報班は、災害情報の管理一元化を図り、報道機関等への対応を行う。災害時プレスセンターの設置時は、広報班長が災害に関する情報を発表する。

## 第4節 職員の動員 【すべての各部班】

### 1 基本方針

市域で地震が発生したとき、震度に応じて直ちに適切な配備体制をとり、職員初動体制マニュアルにより速やかに必要な職員を動員する。なお、【震度5強】で災対2号体制の職員の出動、【震度6弱以上】の場合、災対3号体制の職員は直ちに自動参集する。

### 2 動員体制

#### (1) 動員系統

市本部における職員の動員は、市本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



防災班	市本部員に伝達する。
本部員	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

#### (2) 動員の伝達方法

関係部署への動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 庁内LAN
- イ 電話による伝達
- ウ 口頭による伝達
- エ 庁内放送による伝達
- オ 防災メール配信による伝達

#### (3) 勤務時間外における動員

##### ア 地震情報の収集

全職員は、勤務時間外に地震の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集するものとし、伝達を待つことなく、家族等の安全を確保した後、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。この際、市役所や職場に登庁するかどうか電話による問い合わせをしてはならない。

##### イ 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、当該機関の上席者の指示に従い、応急対策活動に従事する。

#### (4) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、又は発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡の上、又は自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。

#### (5) 動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

#### (6) 参集を除外する者

非常時の動員対象は、職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

ア けが、病気等により許可を得て休暇中の職員

イ 臨時職員

※ただし、避難所従事職員あるいは防災活動拠点従事職員となっている者は動員対象となる。

ウ 非常勤講師

エ その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

#### (7) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、水筒、食糧、その他の非常用品等を携行する。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

ウ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」により、班長を通じて、本部に報告する。

\*参集途上報告書【資料編 P-603 参照】

#### (8) 動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに市本部長に報告する。

職員班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。

\*職員動員・活動報告書【資料編 P-602 参照】

---

## 第5節 職員の出動・応援 【すべての各部班】

---

---

### 1 基本方針

---

各班の職員を災害現場へ出動させ、迅速な応急対策を実施する。

---

### 2 出動体制

---

#### (1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣にあたっては、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

#### (2) 出動状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。

職員班は、各班の報告に基づき職員の出動活動状況を整理する。

\*職員動員・活動報告書【資料編 P-602 参照】

#### (3) 腕章等の着用

災害応急活動に従事する際、腕章を着用する。

#### (4) 職員の証票

災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設、家屋、物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

#### (5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各部課で管理するその他の未使用車両は、市本部が優先使用权を持つものとする。

---

### 3 応援体制

---

#### (1) 応援要請・指示命令

部内において、各班の災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、市本部に要請するものとする。

ただし、要請書を提出するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

第2編 災害対策編 第1部 地震災害応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第5節 職員の出動・応援

市本部への要請事項	市本部の対応事項
市本部に、次の応援内容を示した要請書を提出する。 ア 作業の内容 イ 就労（勤務）場所 ウ 応援の職種別及び人員 エ 携帯品 オ その他、応援要請書に記載すべき事項	市本部は、次の順位により動員派遣する。 1 応援を必要とする班の所属部内に余裕のある班から応援する。 2 上記の応援でなお不足するときは、他の部から応援する。 3 市本部全体をもってなお不足するときは、他の市町村又は県の派遣を要請して応援を得る。 （第4章参照）

\* 応援要請・指示命令書【資料編 P-604 参照】

## 第2章 情報の収集・伝達 【市本部、防災関係機関の関係部班等】

災害応急対策実施機関（市及び防災関係機関）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集・把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

### 第1節 通信連絡体制 【市本部、防災関係機関の関係部班等】

#### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

#### 2 概要

##### (1) 災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報など法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制など市域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

##### (2) 災害時の連絡系統及び連絡先

災害時には、橋本市災害通信連絡網により迅速かつ効果的に通信連絡を行う。  
なお、被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）への報告に努める。

\*橋本市災害通信連絡網【資料編 P-2 参照】

##### (3) 災害時のための指定事項

###### ア 指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡にあたる。

###### イ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統轄する。

### 3 伝達手段

#### (1) 通信機器

	有線機器	無線機器
市が保有する通信機器	一般加入電話 庁内（内線）電話 消防直通電話 ファクシミリ インターネット	移動系防災無線 防災行政無線 消防無線 和歌山県総合防災情報システム 携帯電話及び衛星携帯電話
その他利用できる通信機器	報道機関（テレビ・ラジオ等） アマチュア無線	

#### (2) その他の手段

- ア 広報車
- イ 口頭伝達

### 4 有線通信の運用

#### (1) 一般加入電話の活用

市本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- ア 本部 直通電話及び内線電話を使用
- イ 各班 相互連絡には所属の内線電話を使用
- ウ 外部 代表電話又は所属の直通電話を使用（やむを得ない場合は、直接本部へ連絡する。）

#### (2) 市民からの連絡

市民等からの連絡に対応するため、時間外においては防災班員を配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）かを判断し、原則として通報の場合は内容による伝達先・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

#### (3) 災害時の電話等の優先利用

##### ア 非常・緊急扱い通話の利用

非常・緊急扱い通話とは、天災・事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防又は救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続電話（緊急扱いの通話）については、他の手動接続通話に先立って接続される。利用する場合は、(102)を呼び出し、下記事項を告げて申し込む。

- (ア) 非常・緊急扱いの通話の別
- (イ) 発信者名（橋本市、職名、氏名、電話番号）
- (ウ) 着信者の局名、電話番号、機関名
- (エ) NTTからの問い合わせ事項

#### (4) その他の連絡手段

- ア インターネットの活用  
橋本市ホームページの活用を図る。
- イ 鉄道電話  
鉄道所属の電話により、最寄りの駅等から通信先相手機関に最も近い駅等を経て、通信する。
- ウ 和歌山県総合防災情報システム  
地域衛星通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

## 5 無線通信の運用

### (1) 有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
市の各部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災行政無線の活用</li> <li>イ 防災無線の活用</li> <li>ウ 消防無線の活用</li> <li>エ アマチュア無線局に協力の要請</li> <li>オ 必要に応じて、伝令員を派遣（徒歩・自転車・バイク・自動車）</li> </ul>

### (2) 通信の統制

- 各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて、適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。
- ア 重要な通信の優先（救助・避難など緊急度の高い通信を優先する。）
  - イ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

### (3) 無線通信の種類と取扱順位

#### <種類>

- ・緊急通信：災害等の緊急事態が発生した場合に要する通信
- ・一般通信：緊急通信以外の通信
- ・一斉通信：複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
- ・個別通信：2局間で個別に行う通信

#### <取扱い順位>

- 1番 緊急・一斉通信
- 2番 緊急・個別通信
- 3番 一般・一斉通信
- 4番 一般・個別通信

### (4) 無線機器の運用

- ア 消防無線  
市消防本部、伊都消防組合消防本部及び消防団は、消火、救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、各消防本部の消防通信規程に基づき消防無線を運用する。

イ 防災行政無線網

防災行政無線基地局（市役所・消防本部）と子局（129基）との情報連絡の活用を図る。

ウ 防災無線

市本部と災害現場との連絡手段として市無線機を活用する。

エ 衛星携帯電話

市本部と災害現場との連絡手段として市無線機の電波が届かない場合に活用する。

## 第2節 地震情報・警戒等の情報

【市本部、防災関係機関の関係部班等】

### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、法令等に基づく地震情報等の情報を、必要な部署・機関に遅滞なく伝達する。

#### 【地震情報等の種類】

種類	発令（通報）者	根拠法令
地震情報	大阪管区気象台長	気象業務法
異常現象	発見者	災害対策基本法

#### 緊急地震速報とは

緊急地震速報とは、地震の発生直後に、気象庁が各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことで、強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどを活用目的としている。

### 2 情報の伝達

#### (1) 伝達の実施担当

##### ア 防災推進室（防災班）

地震情報等の通報を受けたときは、速やかに関係部課（各班）、関係機関並びに必要な応じ住民に対し、その内容を伝達する。

##### イ 各部課（各班）

防災推進室（防災班）等を通じて、通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

#### (2) 伝達方法

##### ア 勤務時間内（月～金午前8時30分～午後5時15分（ただし休日を除く））の通報

防災推進室（防災班）は、発令又は変更に応じて、庁内 LAN 及び庁内放送等をもって本伝達に代え、その他の連絡先には、電話などにより連絡する。

##### イ 勤務時間外（上記時間以外）の通報

防災推進室長（防災班長）は、地震情報等の通報を受け、必要と認めるときは、関係部署に電話などにより連絡する。

#### (3) 伝達責任者

地震情報等の伝達取扱責任者は通常勤務体制時の部長とする。

### 3 地震情報

#### (1) 情報の伝達

ア 和歌山地方気象台は、和歌山県下において震度1以上を観測した場合又は余震情報など必要と認める場合は、大阪管区気象台からの連絡報に基づき、これに自官署で収集した資料を付加して地震情報等を発表し、次の各機関に通報するものとする。

和歌山県	災害対策課
和歌山県警察本部	警備第二課
国土交通省	近畿整備局和歌山河川国道事務所
放送機関	日本放送協会和歌山放送局、和歌山放送、テレビ和歌山

イ アにおいて、通信回線の障害等で大阪管区気象台からの連絡報を受けることができない場合には、緊急措置として自官署の観測成果に基づき独自に地震情報等を発表することがある。

#### (2) 情報の形式及び内容

ア 情報の形式は、表題、発表年月日時分、気象官署名、本文及び発表番号とする。

イ 情報の内容は、概ね、次のとおりとする。

地震の概況（発震時分、震央の地域名、震央の位置、震源の深さ、気象庁の決定した地震の規模、各地域の震度、各地の震度、その他観測成果等）。

＊地震に関する情報の内容【資料編 P-70 参照】

ウ 震央地の位置を表すには、国内陸地にあつては、概ね都道府県の東部あるいは西部というような地域をもって示し、日本近海にあつては海域をもって示すものとする。ただし、特に必要がある場合は、山岳、河川、半島などの名称を用いることもある。

エ 気象庁が、特に地震及び津波に命名した場合には、それ以降は、その名称を用いる。

## 第3節 その他関連情報 【市本部、防災関係機関の関係部班等】

### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等  
応急対策の基礎情報とする。

### 2 情報活動の概要

#### (1) 市域の状況に関する情報

種 類	照会及び入手先	市の担当
危険箇所の状況	自治会長他	水防土木班、農林班
交通規制等の状況	警察他	水防土木班、消防予防班
ライフラインの状況	各施設管理者	水道班、下水道班
公共施設等の状況	各施設管理者	学校班、避難所運営班

#### (2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を情報連絡班に伝達する。情報連絡班は、  
他班の応援を得て、各種情報を整理する。

#### (3) 情報の伝達

担当班及び情報連絡班は、収集・整理した情報を必要に応じて、各部各班、防災  
関係機関並びに関係住民に伝達する。

### 3 各災害危険箇所の情報

#### (1) 担当

水防土木班及び農林班は、各災害危険箇所及び周辺の状況を、自治会長及び防災  
責任者など住民組織の代表者等を通じて把握する。

#### (2) 危険箇所

ア 水防区域

イ 土石流危険渓流

\*土石流危険渓流 【資料編 P-40 参照】

ウ 地すべり危険箇所

\*地すべり危険箇所 【資料編 P-44 参照】

エ 急傾斜地崩壊危険箇所

\*急傾斜地崩壊危険箇所 【資料編 P-45 参照】

### (3) 把握内容

- ア 建造物の状況
- イ 法面の状況
- ウ 地表水、わき水、漏水、亀裂
- エ 竹木等の傾斜
- オ 人家等の損壊の状況
- カ 住民及び滞在者の数

---

## 4 交通情報

---

### (1) 担当

水防土木班及び消防予防班は、市域及び市域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

### (2) 照会先

- ア 橋本警察署
- イ かつらぎ警察署
- ウ 伊都振興局建設部
- エ 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
- オ 西日本旅客鉄道株式会社橋本駅
- カ 南海電気鉄道株式会社橋本駅

### (3) 把握内容

- ア 交通規制
- イ 事故
- ウ 混雑
- エ 各管理者の対応状況
- オ その他

---

## 5 ライフラインの状況

---

### (1) 担当

水道班及び下水道班は、市域及び市域に影響する範囲の各ライフライン（市管理施設以外）の状況を把握する。市が管理する上下水道は、各担当班が施設の状況把握に努め、情報連絡班に連絡する。

### (2) 照会先

- ア 関西電力株式会社橋本営業所
- イ 西日本電信電話株式会社和歌山支店
- ウ 和歌山県県土整備部河川・下水道局生活排水課

### (3) 把握内容

- ア 事故

- イ 各管理者の対応状況
- ウ その他

---

## 6 各公共施設等の情報

---

### (1) 担当

学校班及び避難所運営班は、市域における避難予定施設となる公共施設等に対して、災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

### (2) 連絡先

＊指定避難場所【資料編 P-10 参照】

### (3) 把握内容

- ア 管理責任者の所在の有無
- イ 施設及び周辺の状況
- ウ 各管理者の対応状況
- エ その他

---

## 7 帰宅困難者への情報提供

---

市及び交通事業者等は、避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、様々な手段で情報提供を行う。

## 第4節 被害情報等 【市本部、防災関係機関の関係部班等】

### 1 基本方針

市本部の関係班長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに、情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関等と緊密な連絡をとり災害の状況、その他、災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

### 2 被害情報等の収集・伝達の概要

#### (1) 情報の種類

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害発生の日時分 ウ 災害発生場所、範囲
被害情報	ア 被害の程度 イ 世帯別被害状況等
応急対策活動に関する情報	ア 住民等の避難状況 イ 避難勧告・指示の状況 ウ 防災対策の実施状況 エ 防災関係機関の防災体制 オ その他必要な事項

#### (2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続又は続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

#### (3) 担当

情報連絡班は、災害概況及び災害応急対策の情報に関するとりまとめ整理を行う。

#### (4) 情報の収集・伝達

関係班長は、災害発生による本市体制の確立と、災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、市本部に報告する。

市本部及び関係班長は、必要に応じて県や所轄の警察署などの防災関係機関に伝達する。なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

市本部長（市長）は災害発生直後の被害状況について所轄警察署に対し、必要な対応すべき措置等について意見を求めるものとする。

### (5) 国への報告

被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）へ報告するものとし、通信復旧後において県へ報告する。

### (6) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

\* 災害の定義（被害即報基準）【資料編 P-530 参照】

### (7) 情報の内容

関係班長は、被害状況等災害に関する情報を概ね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に市本部に報告する。

\* 災害即報事項例示【資料編 P-533 参照】

### (8) 被害の判定

被害状況調査実施にあたっては、「災害の被害認定基準」に従い、正確に調査するとともに、警察その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告又は発表前に調整しなければならない。

\* 災害の被害認定基準【資料編 P-535 参照】

---

## 3 調査・報告の種別・伝達

---

市本部及び防災関係機関は、被害を覚知した都度判明したもののから順次、有線通信又は無線通信（携帯電話を含む）により、県支部を通じて県本部に即報を伝達する。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等、判明している事項を速やかに伝達する。また、通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告するように努める。

### (1) 概況調査（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者並びに調査者は、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

### (2) 被害調査（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。関係班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って各自治区毎にとりまとめ、調査結果を市本部に報告する。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

### (3) 被害確定調査 (→被害確定報告)

市は、応急措置が完了した後 15 日以内に県支部を通じて県本部に被害確定報告を行う。本調査は、その後の災害応急対策及び災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害確定報告として報告する。

ただし、被害報告は、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。情報連絡班は防災班等の協力を得て、応急措置が完了した後、各班からの被害報告に基づき、関係各班と協議の上、とりまとめを行う。

## 4 伝達系統

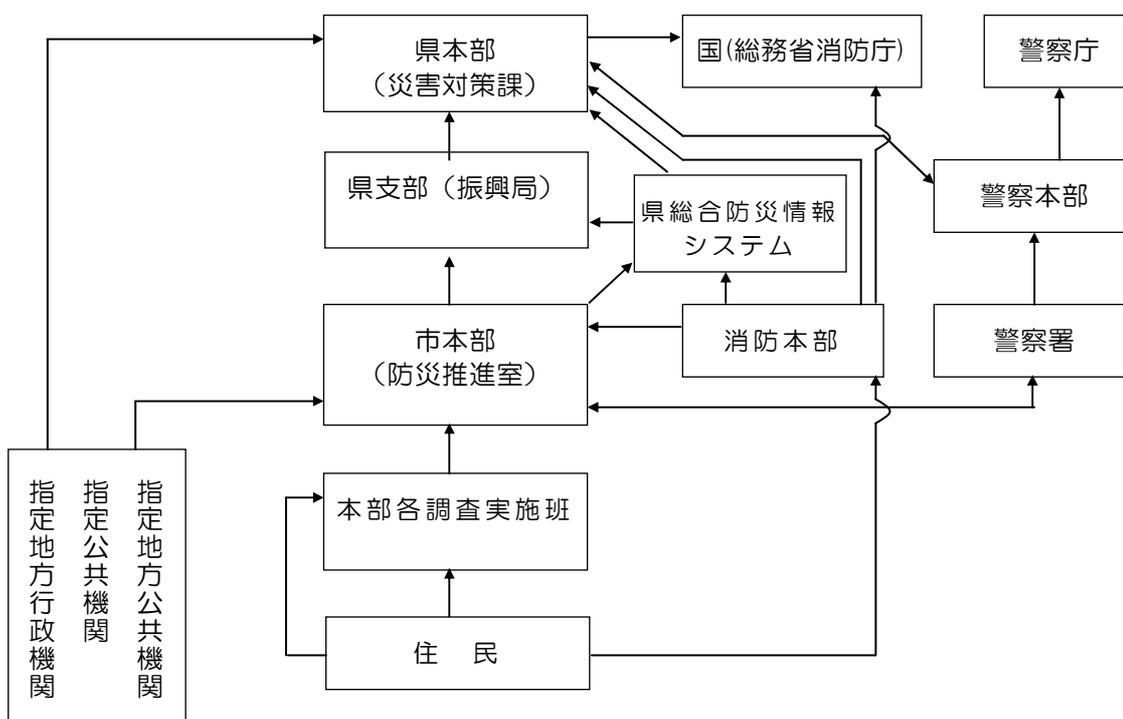
### (1) 総括伝達系統

市本部から県支部（総務室）へ県の総合防災情報システムでの報告経路を基本とする。

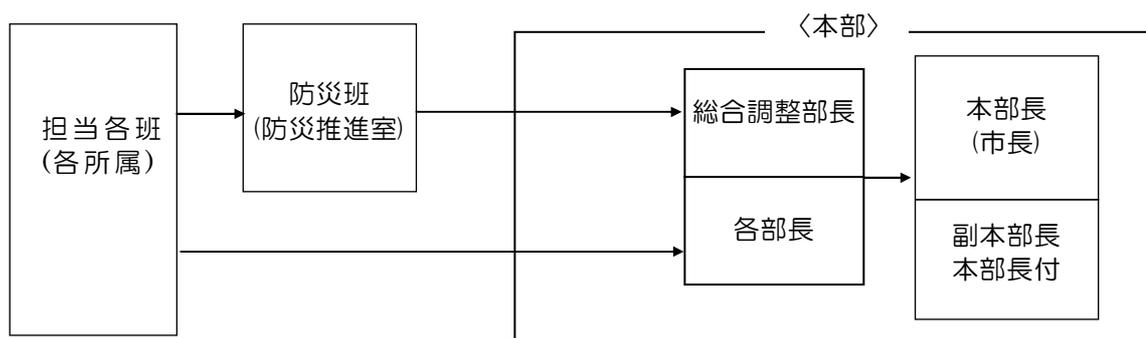
ただし、総合防災情報システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県本部（災害対策課）へ報告する。

また、「消防庁火災・災害等即報要領」を遵守し、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には、県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後 30 分以内に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は、直ちにその状況を電話又は県総合防災情報システムにて、県本部へ報告するものとする。



## (2) 市本部内（庁内）の被害報告系統



## 5 調査実施に関する事項

### (1) 総括

情報連絡班は、被害調査の主体となり、防災班の協力を得て調査についての総合的な計画及び調整を行う。

### (2) 調査担当班

各班は、次の表に基づき、それぞれ関係部門の調査を実施する。

調査事項	調査主体実施班	協力応援班
総括	情報連絡班	防災班
住宅等一般被害	被害調査班	被災者確認物資調達班
社会福祉施設被害	福祉班	保育班
衛生施設被害	環境班	
医療関係被害	医療救護班	
商工観光関係被害	商工班	
農業関係被害	農林班	
土木施設被害	水防土木班	
水道施設被害	水道班	
教育関係被害	学校班	教育総務班、避難所運営班
市有財産被害	管財班	
下水道施設被害	下水道班	
自治会長・自主防災会長から被害状況聴取	生活支援班	福祉班、住宅・公園班

### (3) 参集途上での被害状況の把握

各職員は、庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに所属長を通じて市本部に報告する。

### (4) 協力要請

被害調査にあたっては、自治会、関係機関及び関係団体等の協力を得る。特に、住宅等一般被害の調査にあたっては、地元自治会長・自主防災会長の協力を得るよう努める。

### (5) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、又は被害が甚大で市においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他部班の応援を求めるほか、県支部を通じ県本部の応援を得て行う。

---

## 6 世帯別被害調査

---

### (1) 被害調査

被害調査班は、市民の身体、生命及び財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。被害調査にあたっては、次の点に注意する。

- ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。
- イ 調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

### (2) 世帯構成員別被害状況報告

情報連絡班は、世帯別被害調査に基づき「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

### (3) 被災者台帳の作成

被害調査班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「被災者台帳」を作成する。被災者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動及びその実施記録の基本となるため、その作成にあたっては被災者確認物資調達班等と密接な連絡の上、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管する。

\*被災者台帳【資料編 P-651 参照】

---

## 7 り災証明書の発行

---

### (1) り災証明書

被害調査班は、被災者から申請があったときは遅滞なく住家等の被害の状況を調査し、被害が明らかになった市民に対して速やかに「り災証明書」を発行する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は「仮り災証明書」を交付し、後日速やかに本証明書と取り替える。

\*り災証明書【資料編 P-652 参照】

\*仮り災証明書【資料編 P-654 参照】

### (2) 協力要請

被害調査班は、被害確定調査のため応援を必要とする場合は、和歌山県を通じ速やかに応援協定締結機関の協力を得る。

\*応援協定締結機関【資料編 P366～P371 参照】

### (3) 注意事項

証明書の交付にあたり、重複欠落等のないよう注意する。

## 8 対応事項

### (1) 市本部

- ア 災害状況及び応急対策の実施状況を自治会単位にとりまとめる。
- イ とりまとめた被害状況等を県支部を通じて、県知事に報告するとともに、必要に応じて、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

### (2) 調査実施班又は自治会・自主防災会

調査した管内の災害状況及び災害応急対策の状況を市本部に報告する。

## 9 連絡時の注意事項

### (1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に災害発生の報告（発生即報）を受けた場合は、直ちに防災推進室長に連絡する。

### (2) 伝達方法

被害情報等の伝達については、市が保有又は利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第2章第1節「通信連絡体制」による。）

### (3) 記録

災害状況その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、送受信については、必ず記録を残し、整理保管を行う。

## 10 調査及び報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。
被害確定調査	被害確定報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。

その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	<p>災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。</p> <p>※なお、これらのほかに各部署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意を要する。</p>
--------------	--------------	---

- \*災害の定義（被害即報基準） 【資料編 P-530 参照】
- \*災害即報事項例示 【資料編 P-533 参照】
- \*災害の被害認定基準 【資料編 P-535 参照】
- \*被害発生即報 【資料編 P-550 参照】

## 第5節 広報 【広報班、その他関係部班、防災関係機関の関係部班等】

### 1 基本方針

市は、収集した地震関連情報や地震災害情報を整理し、正確な情報を必要に応じて市民及び報道機関等に広報する。なお、インターネット等についても活用を図るものとする。

### 2 広報活動の概要

#### (1) 広報担当

広報班が、広報活動を実施し、災害関連情報の受発信を一元化する。

#### (2) 作業分担

ア 勤務時間外での地震発生初期の活動内容

情報連絡班	(ア) 被害情報の収集、整理を行い、逐次、広報班に伝達する。
広報班	(ア) 市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ) 県本部（県支部）広報班や警察との連絡調整を行う。 (ウ) 報道機関への情報の提供

イ 勤務時間内及び市本部体制が確立したのち

各部各班	(ア) 刻々の情報を本部に報告するとともに、災害記録、写真、広報資料などを速やかに提出する。
情報連絡班	(ア) 防災班等と緊密な連絡をとるとともに、各部とも効果的な連絡を行う。 (イ) 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。
広報班	(ア) 市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ) 県地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 (ウ) 中央諸官庁に対して直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項などの広報を行う。 (エ) 特に、災害写真の撮影、収集などに努める。

#### (3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に市本部・県・防災関係機関等と調整・確認を行う。

#### (4) 広報内容（例示）

ア 地震の発生予測に関する連絡を受けた場合の事項

- (ア) 予想される災害の種類と場所
- (イ) 災害に対する警戒の呼び掛け
- (ウ) 避難途中の注意点
- (エ) その他、必要な情報

- イ 災害発生後の事項
  - (ア) 災害の種別（名称）
  - (イ) 発生年月日
  - (ウ) 災害発生場所
  - (エ) 被害状況
  - (オ) 災害救助法適用の有無
  - (カ) 市や関係機関の防災体制
  - (キ) 市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
  - (ク) 市民に対する注意・協力要請
  - (ケ) 避難の勧告、指示
  - (コ) 避難の必要がなくなった旨
  - (サ) その他、必要な情報

### (5) 広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に、適切な表現に努める。

- ア 内容は正確か？
- イ 簡潔か？
- ウ アクセント、めりはりはついているか？
- エ 要素は抜けていないか？
- オ 分りやすいか？
- カ 気配りをしているか？

\*広報文例【資料編 P-608 参照】

---

## 3 市民への広報

---

### (1) 広報手段別の広報活動

- ア テレビ、ラジオ等の報道機関の利用  
テレビ、ラジオによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため報道機関に要請する。  
ただし、狭い範囲や個別向けの広報には、制限があることに留意する。
- イ 防災行政無線による広報  
災害時の情報連絡に優れていることから、有効に活用する。  
ただし、場合によっては聞こえにくい事もあるため、防災行政無線テレホンサービスや防災メール、FM はしもとからのラジオ放送を有効に活用し、防災行政無線の補完を行う。
- ウ 広報車等による広報  
市域全般、特に災害が切迫した地域への広報には、広報車による広報を行う。  
ただし、広報車による情報伝達は、走行速度又は風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や広報車以外の広報手段との併用などを心掛ける。
- エ 住民組織を通じた伝達  
電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災会長等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

オ 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

文字情報としての広報紙、チラシ、ポスター等による広報は、被災者にとって重要な情報入手手段であり、緊急情報も含めて可能な限り広報紙、チラシ等を作成し、配布・掲示を行う。特に、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に広報紙を発行する。

掲示については、市役所や公共機関等だけでなく、避難施設や街頭など周知のしやすい場所を選び随所に掲示する。

カ インターネットの活用

橋本市ホームページからインターネットを介して広報を行う。

キ 防災メール及び緊急速報メールの活用

防災メールは、登録者に対して緊急情報等を配信し、緊急速報メールは橋本市区域内の携帯電話等を所有する人に緊急情報等を配信する。

ク その他

アマチュア無線局の協力を求め広報を行う。

**(2) 避難者への広報**

避難所責任者は、避難所運営委員と協力して、避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況、復旧の見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

また、本市のコミュニティ FM である FM はしもとの協力を得て、ラジオ放送からも広報を行う。

**(3) 出火防止、延焼状況等の広報**

地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。

**(4) 災害時要援護者及び外国人への広報**

聴覚障がい者に対しては、県に要請の上テレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、FAXや広報紙等による広報を行う。

視覚障がい者に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。また、各種障がい者支援団体やボランティア団体との連携を行い、その団体への情報提供を通じての広報を行う。

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を英語等でも表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

**(5) 市民等からの問い合わせ**

一般市民等からの問い合わせには、丁寧に対応するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した市民の名簿等の把握に努める。

**(6) 市民の要望等の把握**

災害時における市民の要望を速やかに把握することに努める。

---

## 4 報道機関への情報提供

---

**(1) 提供内容**

災害に関する情報及び収集した諸情報については、内容をとりまとめ、各報道機関に提供する。また、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

## (2) 提供方法

報道機関に対して、広報班長が災害に関する情報を発表する。なお、被害が甚大な場合は、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し広報班長が情報を提供する。

## (3) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

市本部は、災害に関して、次に掲げる緊急事態で住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を經由して(市と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。)日本放送協会和歌山放送局、和歌山放送、テレビ和歌山に放送を求めることができる。この場合、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示する。

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難の勧告及び指示等
  - イ 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
  - ウ 災害時における混乱を防止するための指示等
  - エ その他、市本部が特に必要と認める事項
- \*緊急警報放送の放送要請書【資料編 P-580 参照】

## 5 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
橋本警察署 かつらぎ警察署	交通規制状況及び治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
日本放送協会和歌山放送局 和歌山放送(株) テレビ和歌山(株)	災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力(株)橋本営業所	広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
西日本電信電話(株) 和歌山支店等	広報車及び報道機関等により、被害箇所(範囲)の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道(株)橋本駅 南海電気鉄道(株)	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

---

## 第3章 各種災害の応急対策 【市消防本部、伊都消防組合消防本部、 総合調整部、応急対策部、県、防災関係機関、橋本警察署、かつらぎ警察署】

---

水害、火災、危険物等の災害など各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じた適切な応急活動を行う。

---

### 第1節 水防の応急対策 【市消防本部、関係各班】

---

---

#### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

具体的な水防活動については、橋本市水防計画書に沿って行う。

---

#### 2 水防の組織

本市においては、水防法第5条に定める水防団は設置せず、市消防本部をもって水防事務を処理する。水防活動のため、必要あるときは、橋本市地域防災計画による災害対策本部の各部を動員する。

---

#### 3 臨時水防本部の設置

消防長は、災害の状況により必要と認めた場合は、臨時水防本部を市消防本部に設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に吸収する。

---

#### 4 ため池の緊急点検

震度5弱以上の地震が発生した場合、次のため池について緊急点検を実施し、異常を確認した場合応急対策を行うとともに、点検結果等を県を通じ国に報告する。

「緊急点検対象となるため池」（次のいずれいれかに該当）

- (1) 堤高 10m以上
  - (2) 貯水量 10万m<sup>3</sup>以上
  - (3) 決壊した場合、人的被害を及ぼすおそれがあるため池
- ＊重要水防ため池【資料編 P-33 参照】

## 第2節 火災等の消防応急対策【市消防本部、伊都消防組合消防本部】

### 1 基本方針

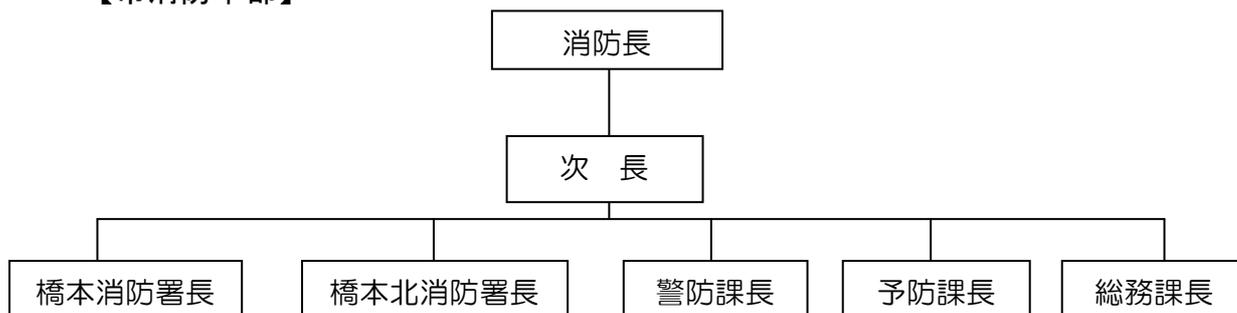
消防機関（市消防本部、伊都消防組合消防本部、署、消防団）は、火災、風水害、地震災害、その他の異常気象による災害の発生又は発生のおそれがある場合、出勤、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

消防活動は、広範多岐にわたり、かつ高度化即応体制の性格が強く、加えて具体性を要求されるため、消防組織法に基づく「橋本市消防計画」を逐次改定し、対処するものとする。

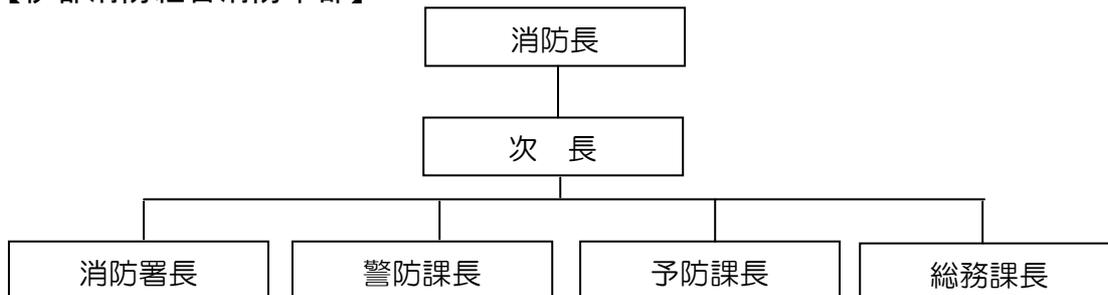
### 2 組織体制

本市の消防機関の組織体制は、次のとおりである。

#### 【市消防本部】



#### 【伊都消防組合消防本部】



### 3 消防職員及び消防団員の非常招集

【震度5強以上】の地震が発生した場合、又は大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」の発令を覚知したときは、全消防職員は、所定の場所へ参集する。

#### (1) 参集場所

ア 消防職員

原則として、消防本部・消防署へ参集するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合、又は特に指示のある場合は、この限りでない。

イ 消防団員

- (ア) 団長、副団長及び分団長は、市消防本部へ、それぞれ参集する。
- (イ) その他の団員は、それぞれの分団車庫へ参集する。

(2) 参集時の任務

家屋倒壊及び道路状況等の被害状況並びに消防活動阻害状況等の情報を収集するものとする。また、火災現場に遭遇した場合は、状況により、適切な判断を行い行動する。

---

## 4 活動体制

---

火災が延焼拡大に至った時は、道路、地形、水利等を考慮し、火災防御線を設定し、他への延焼阻止を図る。また、火災が同時多発的に発生又は延焼拡大し、消火活動が、これに対応できない時は、重点地域を定め、そこに消防力を結集し、防御にあたることを大震時火災の基本方針とする。

(1) 初動措置

地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制により災害活動に専念する。

ア 市消防本部、伊都消防組合消防本部

市消防本部、伊都消防組合消防本部に警備本部を設置し、橋本市消防長が警備本部長として消防全般の総括的指揮にあたる。

なお、市本部が設置されれば消防長は本部員とし、警備本部は、市本部に編入することになるため、警備本部長は警防課長が職務を代行することとする。

指令室は、警備本部開設までの間、有無線電話の一斉試験を行う。

イ 消防署

- (ア) 無線電話各移動局の開局、試験
- (イ) 有線電話の一斉試験
- (ウ) 車両の安全確保
- (エ) 情報の収集（市内巡ら員）
- (オ) 消防機器の点検、増強

ウ 消防団

- (ア) 無線電話各移動局の開局、試験
- (イ) 車両の安全確保
- (ウ) 消防機器の点検、増強
- (エ) 出火防止、初期消火の広報
- (オ) 初期消火の指揮
- (カ) 人命救助

(2) 情報収集

消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。

### (3) 火災出動

同時多発的に発生する大震時火災に対しては、地震直後の火災で市街地及び延焼危険の大きい地域の場合は、消防署消防隊2隊を出動させ、その他の地域については、消防署消防隊1隊を、原則として出動させる。

消防団にあっては、管轄区域内の火災の警戒鎮圧にあたることを原則とする。なお、警備本部からの命令があるときは、これに従う。また、地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、濠、河川、池、水路等の自然水利あるいは学校のプール等を効果的に利用する。

### (4) 救助出動

消防隊による救助は、火災の発生状況により消防隊に余力がある場合に限り実施するものとし、散発的かつ小規模な救助活動は、消防団員又は付近住民により対応するものとする。一方、消防隊、消防団員、あるいは付近住民では救助できない事象も予測されることから、救助隊を中心に署の救急隊と一体となってこれにあたるとともに、両消防救助隊の有効活用体制をとる。

\* 消防車両保有状況 【資料編 P-81 参照】

\* 特殊消防用資機材保有状況【資料編 P-81 参照】

### (5) 救急出動

警備本部から特別な指示のない限り、通常の出動計画による。しかし、有線通信途絶又は医療機関の被災等により、通常 of 救急活動は、不可能になることが予測されることから、災害状況がある程度把握されるまでの間は、消防署にあっては、消防署内又は消防署前に仮救護所を設置し、救護を求めてきた者に対し、救急処置を実施する。

### (6) 住民への広報

地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。この場合に、テレビ等の報道機関の協力を求め、市内数箇所からのテレビ報道ができるよう、積極的な呼びかけと体制づくりを図る。

---

## 5 住民による自主的消防活動

---

地域住民は、自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

### (1) 出火の防止

地震発生時においては、生命・身体の安全の確保の後、住民は早急にストーブを消す、プロパンガスの元栓を閉める、電源ブレーカー切断等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生の防止に努める。

### (2) 初動的消火活動

地震発生時、住民は、近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災会において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努める。

## 6 応援要請

### (1) 隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合、「消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

#### ア 方法

各協定書の定めるところによる。

#### イ 情報提供

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害種別
- (エ) 災害の状況（現況、拡大の予測）
- (オ) 応援要請状況（隣接応援等）
- (カ) 人的、物的被害の状況
- (キ) 担当連絡責任者
- (ク) その他必要事項

### (2) 県内における相互応援

本市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても確かな対応が困難な場合は、「和歌山県下消防相互応援協定」及び「和歌山県下消防相互応援基本計画」により相互応援を行う。

ア 和歌山県下消防相互応援協定による応援要請を行う時は、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

- (ア) 災害の発生場所及び概要
- (イ) 必要とする人員、車両及び資機材
- (ウ) 集結場所、活動
- (エ) 連絡担当者

### (3) 他府県消防隊の応援要請（消防組織法第44条）

ア 市本部長（市長）は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして県支部を通じ県本部に要請する。（後日、文書提出）

- (ア) 火災の状況及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市への進入経路及び集結（待機）場所

イ 緊急消防援助隊等他府県の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。

- (ア) 応援消防隊への地理情報の提供
- (イ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- (ウ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- (エ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- (オ) 応援消防隊に対する給食等の手配

---

## 第3節 危険物等災害の応急対策 【各危険物施設等の責任者、 市消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部、その他防災関係機関】

---

### 1 基本方針

---

危険物等災害とは、消防法で規定された危険物の他、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質といった各種の危険性物質による火災、爆発、漏えい拡散等の現象で引き起こされた災害を指す。災害が発生した場合には、その性質上、大災害に発展する危険性が大きいことから、特に迅速な応急対策を行う。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、被害を最小限にとどめ、施設の関係者、及び周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

### 2 責任者等の対応

---

責任者及び危険物を輸送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

#### (1) 連絡通報

- ア 発災時には直ちに119番で市消防本部に通報する。
- イ 付近住民並びに近隣企業に通報する。
- ウ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

#### (2) 初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずる。

#### (3) 医療救護

企業内救護班により、応急救護を実施する。

#### (4) 避難

企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

---

### 3 市、県その他防災関係機関の対応

---

災害発生の通報を受けた場合、災害の規模・状況に応じて、相互連絡及び協力のもとに次の応急対策を実施する。

#### (1) 情報の収集・伝達

市消防本部、伊都消防組合消防本部・市本部は、被災現地に職員を派遣するなどして被災状況を適確に把握するとともに、県、その他防災関係機関に災害の発生即報、状況に応じた被害即報を行う。

## (2) 広報活動

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

## (3) 救急医療

当該責任者（事業所）、管轄の警察署、市消防本部、伊都消防組合消防本部、医療機関及びその他関係機関は、相互協力のもと救護・救急医療を実施する。

## (4) 消防活動

市消防本部、伊都消防組合消防本部、消防団は、危険物火災の特性に応じて、引火性、発火性、爆発性物質の移動といった消火、防火、防爆等の消防活動を迅速に実施する。

## (5) 応援要請

各種の応急対策活動を実施する場合に、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

ア 救急医療→県、その他関係機関

イ 消防活動→県、その他消防機関

ウ 高圧ガス施設災害→和歌山県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所ほか

## (6) 避難

市消防本部、伊都消防組合消防本部、署・団及び被災者確認物資調達班は、所轄警察署と協力して、避難のための立退きの指示、勧告、避難場所の開設・収容を行う。なお、県は災害の状況により、自衛隊出動等についての調整を行う。

## (7) 災害警備

所轄警察署は、関係機関の協力のもとに立入り禁止区域の設定及び群集整理等の被災地の警備を行い、秩序維持に努める。

## (8) 交通対策

道路管理者、所轄警察署その他関係機関は、被災地域の交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

## (9) 公共機関の対策

関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、その他の公共機関は、各々定める防災計画により、それぞれ応急対策を行う。

---

## 4 危険物施設の応急対策

---

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、市本部、県本部、市消防本部、伊都消防組合消防本部及び消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。関係機関は連携して、次の措置をとる。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、並びに施設の応急点検と出火等の防止

- (2) 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏えいの防止
- (3) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止、及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

---

## 5 火薬及び高圧ガス貯蔵施設の応急対策

---

火薬類貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設において、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順に従って、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

### (1) 火薬類貯蔵施設

保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- ア 爆発、誘爆の回避措置
- イ 危険区域、立入禁止区域の設定
- ウ 盗難防止措置
- エ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- オ 付近住民等への危険周知及び避難誘導
- カ 警察、消防等への通報

### (2) 高圧ガス貯蔵施設

保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- ア ガス遮断等緊急措置
- イ 危険区域、立入禁止区域の設定
- ウ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- エ 消防、県高圧ガス地域防災会議等防災関係機関への通報及び応援要請
- オ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

---

## 6 毒物劇物等貯蔵施設の応急対策

---

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。毒物劇物等貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物等の漏えい、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（周辺住民の人命安全のため）
- (3) 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市本部長（市長）に通報
- (4) 保健所等防災関係機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

## 7 毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

陸上施設から、河川等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防除に努める。

### (1) 二次災害防除のための応急措置

- ア 当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市本部又は消防機関等に通報連絡する。
- イ 当該関係機関、毒物劇物又は危険物等取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力体制を確立する。
- ウ 当該関係機関、毒物劇物又は危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- エ 毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
  - (ア) 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資機材を展張する。
  - (イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げ又はくみとるとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。
  - (ウ) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知及び火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
- オ 市本部長（市長）及び警察署長等は、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

## 8 放射線施設の応急対策

放射線源の露出、流出等による人命危険の排除を図る。市本部は、災害発生時には、放射線施設管理者と協力して次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

- (1) 定められた施設の点検による緊急措置（施設の破壊などによる放射線源の露出、流出等の防止を図るため）
- (2) 放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
- (3) 放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
- (4) 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
- (5) 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないための防止措置、及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

## 9 危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者及び危険物等を輸送する者は、それぞれ必要な措置を講じる。

### (1) 警察署、消防機関

- ア 施設管理者に対し、保安施設、応急資機材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。
- イ 移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

### (2) 指定地方行政機関等

- ア 中部近畿産業保安監督部近畿支部  
災害の発生及び拡大を防止するため、一般高圧ガス及び液化石油ガスを輸送する者に対し、その移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を発する。
- イ 近畿運輸局  
危険物を輸送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導及び訓練の実施を指導する。
- ウ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社
  - (ア) 基本方針  
危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大、併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。
  - (イ) 応急措置  
西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社社内における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

## 第4章 応援要請・相互協力

【総合調整部、福祉厚生部、市消防本部、伊都消防組合消防本部】

大規模な災害が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、応援の要請を迅速に行うとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

### 第1節 県への応援要請 【市本部長（市長）、防災班】

#### 1 基本方針

市本部長（市長）は、市の総力をもってしても万全な応急対策を実施することが難しい場合は、振興局（県支部）を通じて、県知事（県本部長）へ応援要請を行う。ただし、振興局（県支部）への連絡が不可能な場合は、直接県知事（県本部長）へ応援要請の連絡を行う。

#### 2 実施方法

##### （1）県への応援要請

市は、県に応急措置等を要請する場合は、県支部に対してまず無線又は電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接県本部長（災害対策課）に連絡する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

##### ア 県への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合

- （ア）災害の状況及び応援を求める理由
- （イ）応援を希望する機関名
- （ウ）応援を希望する人員、物資、資機材、器具等の品名・数量
- （エ）応援を必要とする場所、期間
- （オ）応援を必要とする活動内容
- （カ）その他、必要事項

##### イ 被災者の他地区への移送を要請する場合

- （ア）移送を要請する理由
- （イ）移送を必要とする被災者の数
- （ウ）希望する移送先
- （エ）移送先で収容を要する機関
- （オ）その他、必要事項

##### （2）他市町村、指定地方公共機関等への応援斡旋の要請

市は、県に対して、他市町村、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、まず無線又は電話等をもって連絡し、後日、前（1）の各号に準じた文書を改めて提出する。

### (3) 他府県への要請

大規模な災害が発生し、市の消防力、県内の消防応援では十分な対応がとれないときは、県知事（県本部長）を經由し緊急消防援助隊の応援要請を行う。（被害が甚大で、県との連絡がとれない場合は、消防庁長官へ直接要請を行うものとし、通信手段の回復後、速やかに県への報告を行うこととする。）

ア 「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」

イ 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」

ウ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

### (4) 自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、本章第4節「自衛隊の派遣要請」等による。

## 第2節 協定締結都市との相互応援 【防災班、消防総務班】

### 1 基本方針

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結した自治体に応援を要請するとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

### 2 実施方法

協定を締結した自治体の長に対して、応援又は応援の斡旋を要請する場合は、地理的要件等の事情を考慮し、電話等迅速な方法によって要請する。その後、文書を速やかに提出する。

### 3 協定締結都市との災害時相互応援

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している自治体に電話等により応援を要請する。その後、速やかに文書を提出する。

#### (1) 応援の種類及び内容（例示）

- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、救護、防疫及び消防活動並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- ウ 救援、救助、及び消防活動に必要な車両等の提供
- エ 救援、救助、消防その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- オ 被災児童・生徒等の受け入れ
- カ 被災者に対する住宅の斡旋
- キ 災害ボランティアの斡旋
- ク その他、特に希望する事項

#### (2) 応援要請の手続

次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出する。

- ア 被害の状況
- イ 必要とする物資等の品目及び数量
- ウ 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
- エ 応援場所、応援場所への経路、集結地等
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他、特に希望する事項

\*災害時における相互応援協定（河内長野市・橋本市・五條市）【資料編 P-301 参照】

\*災害時における相互応援協定（野洲市・橋本市）【資料編 P-303 参照】

\*市町村広域災害ネットワーク協定【資料編 P-305 参照】

\*大規模災害相互物資援助協定書（名張市・橋本市）【資料編 P-310 参照】

---

## 第3節 公共的団体及び民間等との協力体制 【関係各班】

---

---

### 1 基本方針

---

市は、公共的団体や地域住民、災害ボランティア並びに民間機関、団体等に対して、災害時に積極的な協力が得られ、効果的な応急対策活動が実施できるよう協力体制の整備に努める。

---

### 2 公共的団体との協力体制

---

#### (1) 公共的団体

公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉関係団体、社会教育団体等をいう。

#### (2) 協力活動の内容

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又はその他関係機関に連絡する。
  - イ 災害に関する予警報及びその他情報を区域内住民に伝達する。
  - ウ 災害時における広報広聴活動に協力する。
  - エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し、協力する。
  - オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関し、協力する。
  - カ 避難誘導、避難場所内被災者の救助業務に協力する。
  - キ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力する。
  - ク 被害状況の調査に協力する。
  - ケ 被災区域内の秩序維持に協力する。
  - コ り災証明書交付事務に協力する。
- 

### 3 地域住民の協力

---

被災地の地域住民は、市本部及び県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動上の責務を負うものとする。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救助救急
- (5) 災害時要援護者の保護
- (6) 家庭における水、食糧等の備蓄

## 4 災害ボランティアの協力

---

市本部及び県本部は、応急対策活動を有効かつ効果的に進めるため、被災者の救援等を自発的に行うボランティアに協力を求めるものとする。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市本部及び県本部は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講じる。詳細については、第11章第1節「災害ボランティア対策」による。

---

## 5 民間機関と市の協定による協力

---

災害が発生した場合に備えて、民間機関の積極的な協力が得られるよう、協定の締結あるいは事前協議を行うなど、協力体制の確立に努める。

---

## 第4節 自衛隊への派遣要請等 【防災班、各防災関係機関】

---

---

### 1 基本方針

---

災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であることから、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、市本部長（市長）の指示により、防災班は、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事（県本部長）に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

---

### 2 派遣要請の範囲

---

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、次による。

#### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

#### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難勧告・指示が発令された場合）

#### (3) 搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

#### (4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

#### (5) 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力

#### (6) 道路又は水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

#### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等

#### (8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

#### (9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

### (10) 炊飯及び給水支援

被災者への炊飯、給水支援

### (11) 危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去

### (12) その他

県知事（県本部長）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

---

## 3 派遣要請の手続

---

### (1) 通常の場合（県を通じた要請）

市本部長（市長）の指示により、防災班は、県知事（県本部長）（依頼先は災害対策課）に災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

### (2) 緊急の場合（直接通知）

通信途絶等により県知事（県本部長）へ要請の依頼ができない場合は、その旨及び被害の状況を防衛大臣又は次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第37普通科連隊長	大阪府和泉市伯太町 官有地	0725-41-0090（内238） （夜間302）

### (3) 派遣要請書の記載事項

要請する場合は、次の事項を明らかにする。なお、ア～ウは必須事項。（文書については、「自衛隊派遣要請書」を3部、県支部を通じて県本部に提出。）

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 要請責任者の役職、氏名
- オ 特殊携行装備又は作業の種類
- カ 派遣地への最短経路
- キ 連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点等
- ク 受け入れ場所等
- ケ その他、参考となるべき事項

#### (4) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、次の事項を明らかにする。

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア 災害の一般状況	(ア) 災害発生の日時 (イ) 種類 (ウ) 場所 (エ) 原因 (オ) 被害状況(人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。)
イ 特別救護要請 (情報通報のときは除く)	(ア) 要請者 (イ) 要請内容 a 事由(目的) b 派遣希望時期又は期間 c 派遣を希望する人員、航空機等の概要 d 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 (輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示) e 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ 気象情報	(ア) 災害発生現場の気象状況
エ 他の機関の活動状況	(ア) 防災ヘリコプター等の活動状況 (イ) 防災ヘリコプター等との現場での協力方法

## 4 派遣部隊の受け入れ体制

市本部は、次の要領により、自衛隊の受け入れ措置を行う。

### (1) 県本部又は自衛隊から災害派遣をする旨の通知を受けたとき

- ア 派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所を準備する。
- イ 派遣部隊及び県本部と連絡にあたる連絡員を職員の中から指定し、窓口の一本化を図る。
- ウ 応急復旧に必要な機材等については、市で準備し、部隊の活動が速やかに開始されるよう留意する。
- エ 諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けたり災害現地に必ず工事責任者を立ち会わせるなど、作業に支障をきたすことのないよう措置する。
- オ 派遣部隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることのないよう積極的に協力する。
- カ 自衛隊の作業が、他の災害復旧、救助機関活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- キ 自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を、次の基準により樹立する。
  - (ア) 作業箇所及び作業内容
  - (イ) 作業の優先順位
  - (ウ) 作業に要する資機材の種類別保管(調達)場所
  - (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

## (2) 派遣部隊が到着したとき

ア 派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

イ 次の事項を県支部に報告する。

(ア) 派遣部隊の指揮官の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 作業の状況

(エ) 市本部における連絡責任者氏名及び今後の連絡方法

ウ 派遣された部隊に対し、次の施設等を提供する。

なお、被災状況により、下記施設に限定することなく、応急対策活動が有効に行えるよう、必要に応じ、自衛隊の活動拠点場所を選定し提供する。

(ア) 本部事務室……………橋本市運動公園

(イ) 宿舎……………橋本市運動公園

(ウ) 資機材置場、炊事場……………橋本市運動公園

(エ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）橋本市運動公園

(オ) ヘリコプター発着場……………橋本市運動公園

## 5 派遣部隊の活動範囲

区分	活動範囲
即時及び応急救援活動 （災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	(1) 偵察、連絡活動 空・地からの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供 (2) 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地からの避難誘導支援 (3) 緊急輸送 患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 (4) 消火活動 利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力 (5) 資料提出及び広報活動 県本部、関係機関への資料の提出及び空・地からの立体的広報協力 (6) 危険物の保安及び除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去
組織的救援活動 （即時及び応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	(1) 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 (2) 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 (3) 架橋活動 応急橋梁の構築 (4) 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動支援 (5) 医療、救護活動 応急医療、防疫活動及び医具、血液薬品等の輸送 (6) 炊飯及び給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

## 6 派遣部隊の撤収要請

市本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに県支部を通じ県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

## 7 経費の負担区分

市は、原則として、下記の自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市本部長（市長）が協議するものとする。

---

## 第5節 航空機等の応援要請 【消防警防班、各防災関係機関】

---

---

### 1 基本方針

---

市本部は、災害の状況により航空機等の使用が必要で、また効果があると認める場合は、関係機関に航空機等の応援を要請する。

---

### 2 広域航空消防応援

---

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより、県支部を通じ県本部に応援を要請する。

---

### 3 和歌山県防災航空隊

---

市本部は、災害の状況により防災ヘリコプターの使用が必要で、また、効果があると認められる場合は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づき派遣を要請する。

---

### 4 和歌山県警察航空隊

---

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、所轄警察署を経由し、和歌山県警察航空隊の派遣を要請する。

---

### 5 赤十字飛行隊

---

#### (1) 活動内容

- ア 航空機を利用した災害救助及び救護活動
- イ 救急患者及び特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品及び血液等の航空輸送
- エ その他、日本赤十字社が必要と認める活動

#### (2) 要請方法

防災班は、県支部を通じ県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社和歌山県支部に派遣を要請する。緊急避難、人命救助など事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

### (3) 赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL 03-3438-1311
日本赤十字社和歌山県支部	TEL 073-422-7141

---

## 6 林野火災用空中消火資機材

---

消防警防班は、林野火災発生のため空中消火資機材が必要となった場合、「和歌山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」に基づき、資機材の借受申請を行う。

---

## 第6節 応援の受け入れ体制 【防災班、消防警防班】

---

### 1 基本方針

---

市本部は、県及び指定行政機関等に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受け入れ体制を整備する。

### 2 応援の受け入れ体制

---

各種協定等に基づく応援の受け入れに際しては、以下の決定を迅速に行い、その体制を早期に確立する。

#### (1) 応援担当連絡員の指定

応援部隊の受け入れにあたっては、担当連絡員を指定し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が、他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう調整を行うものとする。

#### (2) 集結地の指定

市本部は、応援元の機関ごとに集結地を指定し、各応援部隊の応援救助活動が、円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。なお、集結地については、あらかじめ候補地を検討しておくものとする。また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

---

### 3 応援元の機関との確認事項

---

応援元の機関と、応援受け入れ時に、原則として、次の事項を確認しておくものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援の規模（部隊数、人員）
- (3) 応援の物資、資機材等
- (4) 責任者との連絡方法

---

### 4 災害現場等への誘導

---

人命救助等緊急を要する場合において、応援部隊の迅速かつ効率的な応急対策活動が行われるよう、集結地から災害現場へ誘導等を行うものとする。

---

## 第5章 災害救助法の適用 【総合調整部、関係各部班】

---

災害に際して、市本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害に関しては災害救助法の適用を要請する。同法の適用を受けた場合、県知事（県本部長）が行う救助のうち、市本部長（市長）に委任された救助については、市本部長（市長）がこれを実施するとともに、受託を受けない救助については県知事（県本部長）を補助し、被災者の保護と秩序の安定を図る。

---

### 第1節 災害救助法の適用 【総合調整部、関係各部班】

---

---

#### 1 基本方針

---

県知事（県本部長）は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、市本部長（市長）は、事態が急迫し、県知事（県本部長）による救助活動を待つ余裕のない場合は、県知事（県本部長）に代わって救助活動を実施する。また、市本部長（市長）は、県知事（県本部長）の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急救助を実施する。

---

#### 2 災害救助法の適用基準

---

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令及び和歌山県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第1条に基づく本市における具体的運用基準は、概ね次のとおりである。

- (1) 当市の区域内で80世帯以上の住宅が滅失したとき。
- (2) 県の区域内の住宅滅失世帯数が1,500世帯以上で、本市域内の40世帯以上の住宅が滅失したとき。
- (3) 県の区域内の住宅滅失世帯数が7,000世帯以上である場合で、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命もしくは身体上に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。  
（例）山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住宅に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

---

#### 3 災害救助法との関係

---

- (1) 市域に災害救助法が適用された場合、市本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
- (2) 市域に災害救助法が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれにあたる。
- (3) 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては市単独の救助として処理する。

---

## 4 被害の認定基準

---

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

### (1) 住宅の滅失等の認定

\*災害の被害認定基準【資料編 P-535 参照】

### (2) 住宅の滅失等の算定

ア 全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。

イ 住宅が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

---

## 5 災害救助法の適用手続

---

### (1) 通常の場合

市本部長（市長）は、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を県支部を経由し、県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告すること。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の要因

ウ 被害の状況

エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

### (2) 緊急の場合

市本部長（市長）は、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに県支部（振興局）を経由して、県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受けなければならない。

### (3) 本市域で大規模な被害を受ける地震が発生した場合

市本部長（市長）は、前記（2）の措置をとるとともに、県本部は、被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には、災害救助法の適用手続を速やかに進めるものとする。

## 6 災害救助法による救助の種類

### (1) 救助の種類

市本部において実施する災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりである。  
 なお、災害救助法に定める救助の程度、方法及び期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県知事（県本部長）に申請する。

#### 【救助の種類】

救助の種類	実施期間	実施の区分
避難場所	発生から7日以内	市本部
応急仮設住宅	発生から 着工は20日以内 供与期間は2年以内	対象者、敷地の選定＝市本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品給与	発生から7日以内	市本部
飲料水の供給	発生から7日以内	市本部
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	発生から10日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝市本部
医療及び助産	発生から 医療14日以内 助産7日以内	医療班出動要請＝県本部 その他＝市本部
災害にかかった者の救出	発生から3日以内	市本部
災害にかかった住宅の応急修理	発生から1箇月以内	対象者選定＝市本部 修理＝県本部、市本部
学用品の給与	発生から 教科書1箇月以内 文房具15日以内	調査、報告、割当配分＝市本部
火葬援助	発生から10日以内	市本部
遺体の搜索	発生から10日以内	市本部
遺体の処理	発生から10日以内	市本部
障害物の除去	発生から10日以内	市本部

### (2) 市本部長（市長）への委任

県知事（県本部長）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、県知事（県本部長）の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市本部長（市長）に委任することができる。

なお、委任されない事務については、市本部長（市長）は県知事（県本部長）の行う救助を補助する。

## 7 救助の実施状況の記録及び報告

福祉班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部（救助班）に報告する。

\*救助日報【資料編 P-506 参照】

## 8 「救助の程度、方法及び期間」の早見表

---

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表は、次のとおりである。  
同法に基づく救助活動にあたっては、これらの基準に配慮して実施する。

\* 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## 第6章 避難対策

【総合調整部、福祉厚生部、応急対策部、

市消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、各施設管理者、その他関係機関】

市本部は、災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、警察署・その他関係機関と協力し、住民に対して避難の指示、避難の誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、災害警備等に努める。特に避難勧告等の伝達方法については、発令時の状況や対象地区を考慮し、避難勧告の判断・伝達マニュアルに沿って運用する。なお、その際には、避難行動要支援者に十分配慮する。

### 第1節 避難勧告等の発令及び避難収容

【福祉班、被災者支援班、防災班、橋本警察署、かつらぎ警察署、各施設管理者、市社会福祉協議会、その他関係機関】

#### 1 基本方針

福祉班は、災害に際し警察署及び関係機関、団体と連携のもと、市本部長（市長）の指示（命令）に基づき住民の生命・身体の安全を図るため、避難誘導を実施する。

各施設管理者・避難所従事職員は、市本部長（市長）の指示により、拠点避難所を開設し、避難所運営マニュアルにより運営する。

#### 2 応急措置

##### （1）避難準備情報（要援護者避難情報）

地震による土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある場合は、危険区域内の住民に避難準備情報（要援護者避難情報）を伝達し、避難行動要支援者など緊急避難の対応が困難な者に、計画した拠点避難所への避難を開始させるとともに、通常の避難行動ができる者に避難準備を開始させる。

##### （2）避難勧告

通常の避難行動ができる者に計画した拠点避難所への避難を開始させる。

##### （3）避難指示

避難勧告等の発令後で避難中の住民に確実な避難行動を完了させるとともに、避難していない住民に対し、避難行動に移らせる。

##### （4）避難収容

状況に応じて、安全な施設を避難場所として開設し、事前に避難した者及び一時的に緊急避難した者を、避難場所に収容保護する。また、被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

### 3 避難勧告、指示等の実施責任者

法令に基づき避難の勧告、指示ができる権限者は、次のとおりである。

なお、避難勧告、指示等の発令者は原則本部長とするが、本部長に事故ある場合は、副本部長、副本部長が欠ける時又は事故ある場合は、本部長付がその職務を代行する。発令をするいとまがない時は、その補助執行機関として消防長又は消防署長が行うものとする。

#### 【避難勧告指示の基準】

事項区分	実施責任者	実施基準	根拠とする法令
避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第60条
避難の指示等	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第60条
	知事及びその命を受けた職	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	警察官	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	自衛官	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	自衛隊法第94条
知事による避難の指示等の代行		知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立ち退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第60条

※「勧告」とは、その地域の居住者等を束縛するものではないが、居住者等がその避難を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとし、避難場所への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の市民に対し、待避・垂直移動の指示を行う（災害対策基本法第60条第3項）。また、避難勧告等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（和歌山地方気象台等）の機関や県に助言を求めることができる（災害対策基本法第61条の2）。

## 4 避難準備情報、勧告、指示等の周知

### (1) 周知方法

避難準備情報、勧告、指示等は、状況に応じて、概ね次の方法によるほか、第2章第5節「広報」による。

\* 広報文例【資料編 P-608 参照】

#### 【避難準備情報、勧告、指示等の方法】

区分	発令時の状況	住民に求める行動	伝達内容	伝達手段
（要） 避難準備情報 （要） 避難準備情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始	ア 事前避難すべき事由 イ 危険区域 ウ 避難対象者 エ 避難先 オ その他注意事項	ア 広報車 イ 橋本市ホームページ ウ 日本放送協会 エ 和歌山放送ラジオ オ テレビ和歌山 カ 口頭伝達 キ 防災行政無線 ク 防災メール ケ FMはしもと コ 緊急速報メール
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	ア 避難すべき事由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項	ア 広報車 イ 橋本市ホームページ ウ 日本放送協会 エ 和歌山放送ラジオ オ テレビ和歌山 カ 口頭伝達 キ 防災行政無線 ク 防災メール ケ FMはしもと コ 緊急速報メール
避難指示	ア 前兆現象や、現地の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況。 イ 堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ウ 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命・身体を守る最低限の行動	ア 避難すべき事由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項	ア 広報車 イ 橋本市ホームページ ウ 日本放送協会 エ 和歌山放送ラジオ オ テレビ和歌山 カ 口頭伝達 キ 防災行政無線 ク 防災メール ケ FMはしもと コ 緊急速報メール
避難収容	緊急的に避難した一時避難場所から、拠点避難所への移動が適切と考えられる状況。	一時避難場所から拠点避難所への移動	ア 一時避難場所から移動する理由 イ 移動方法 ウ 移動先 エ その他注意事項	ア 口頭伝達 イ 防災行政無線 ウ 防災メール エ FMはしもと オ 緊急速報メール

(注) 避難の勧告又は指示をしたとき、あるいは、自主避難が行われたことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

## 5 避難準備情報、勧告、指示等に関する注意事項

避難準備情報、勧告、指示等にあたっては、次の事項に注意する。

### (1) 避難者への周知事項

- ア 避難に際し、電源ブレーカーの遮断、火気、危険物等の後始末及び戸締りを完全にする。
- イ 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、プロパンガス等の保安措置を講ずる。
- ウ 現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。  
状況に応じ、避難者に1日分程度の食糧、水、タオル、チリ紙、照明具及び最小限の着替えを携行させる。
- エ なるべく氏名票を携行させる。
- オ 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。
- カ 隣人（家）への伝達

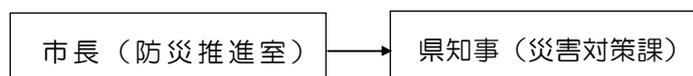
### (2) 避難者の確認、救出

- 警察官、消防職団員等は、避難の勧告、指示を発した地域に対し、速やかにパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。  
また、避難の勧告、指示に従わない者については説得に努め、状況によっては、強制措置を執る。

## 6 関係機関への通知

避難の勧告、指示を行ったものは、概ね、次により必要な事項を関係機関へ通知する。

### (1) 市本部長（市長）の措置

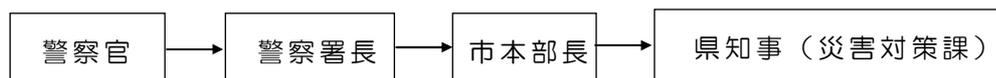


市本部長（市長）から県知事（県本部長）への報告は、県総合防災情報システムの電話で行うことを原則とする。

ただし、県総合防災情報システムの電話が使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県支部（振興局）経由で報告を行う。

### (2) 警察官の措置

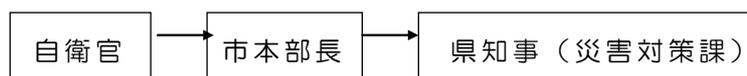
- ア 災害対策基本法に基づく措置



- イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



### (3) 自衛官の措置



## 7 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の基準

市本部等は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、人命及び身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止、退去を命ずることができる。

#### 【警戒区域の設定権限】

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市本部長 （市長）	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務 執行法第4条
自衛官	災害全般	市本部長（市長）等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第63条
消防職員 又は 消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条に おいて準用する 同第28条
消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において設定する。	水防法第21条
県知事による 応急措置の 代行		市本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条

（注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は、要求があったときは警戒区域を設定できる。

### (2) 設定方法

市本部等は、警戒区域の設定に際し、警察署、消防署等関係機関と調整を図った上で設定し、警戒区域を設定した場合は縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

## 8 避難誘導の方法

### (1) 実施責任

福祉班は、消防団班員、警察官等と連携して避難誘導を行い、各地区ごとに責任者及び誘導員を定め、特に、安全と統制を図り実施する。

なお、誘導にあたっては、関係自治会長、自主防災会長等の協力を求める。

### (2) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

### (3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導にあたっては、自治会単位又は避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

- ア 傷病者、心身障がい者、高齢者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者
- イ 防災活動従事者以外の者
- ウ 防災活動従事者

### (4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに安全で適切な施設を指定し、速やかに住民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

- ア 避難場所が開設されていない場合は、近隣の拠点避難所へ
- イ その他、状況に応じて、安全な場所へ

### (5) 実施時の留意点

- ア 避難誘導のため、消防団班員等を配置する。
- イ できるだけ自治会・町内会等ごとに集団の形成を図り、避難を実施する。
- ウ 避難行動要支援者の避難を優先する。
- エ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- オ 携帯マイク等の資機材を活用し安全を図る。

### (6) 避難経路

- ア 最も安全な避難経路を指示する。
- イ 避難経路途中で危険な箇所があるときは、避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- エ 緊急時の混乱を避けるため、車両の使用を極力禁止させる。(災害時要援護者を避難させる場合にやむを得ず車両を使用する場合がある。)
- オ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯を設置する。
- カ 道路上の障害物件を除去する。

### (7) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難の指示の内容、理由等を説明する。

### (8) 報告、記録

避難誘導の状況を市本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

---

## 9 災害時要援護者の避難に関する配慮

---

在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

市本部は、自治会、自主防災会、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅介護サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障がい者等、難病患者等の名簿、乳幼児や小学生を抱えるひとり親家庭の名簿を利用し、避難準備情報(要援護者避難情報)を伝達することにより、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

災害時要援護者を発見した場合には、一時避難場所、拠点避難所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

\* 橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱

【資料編 P-204 参照】

---

## 10 避難者の受け入れ

---

### (1) 避難場所

#### ア 指定避難場所

市があらかじめ指定する避難場所について、住民に対し周知するよう努める。指定避難場所は、「避難施設等の対策」の計画に従い、拠点避難所及び広域避難地に区分する。なお、拠点避難所には、避難範囲の該当地域を明記しているが、地域によっては、別の拠点避難所の方が近い場合などがあるので、必ず指定された拠点避難所に行かなくてはならないということではない。

また、指定されている公共的施設については、高齢者や心身障がい者等に配慮した施設・設備の整備に努める。

\* 指定避難場所【資料編 P-10 参照】

#### イ 指定避難場所以外の避難場所

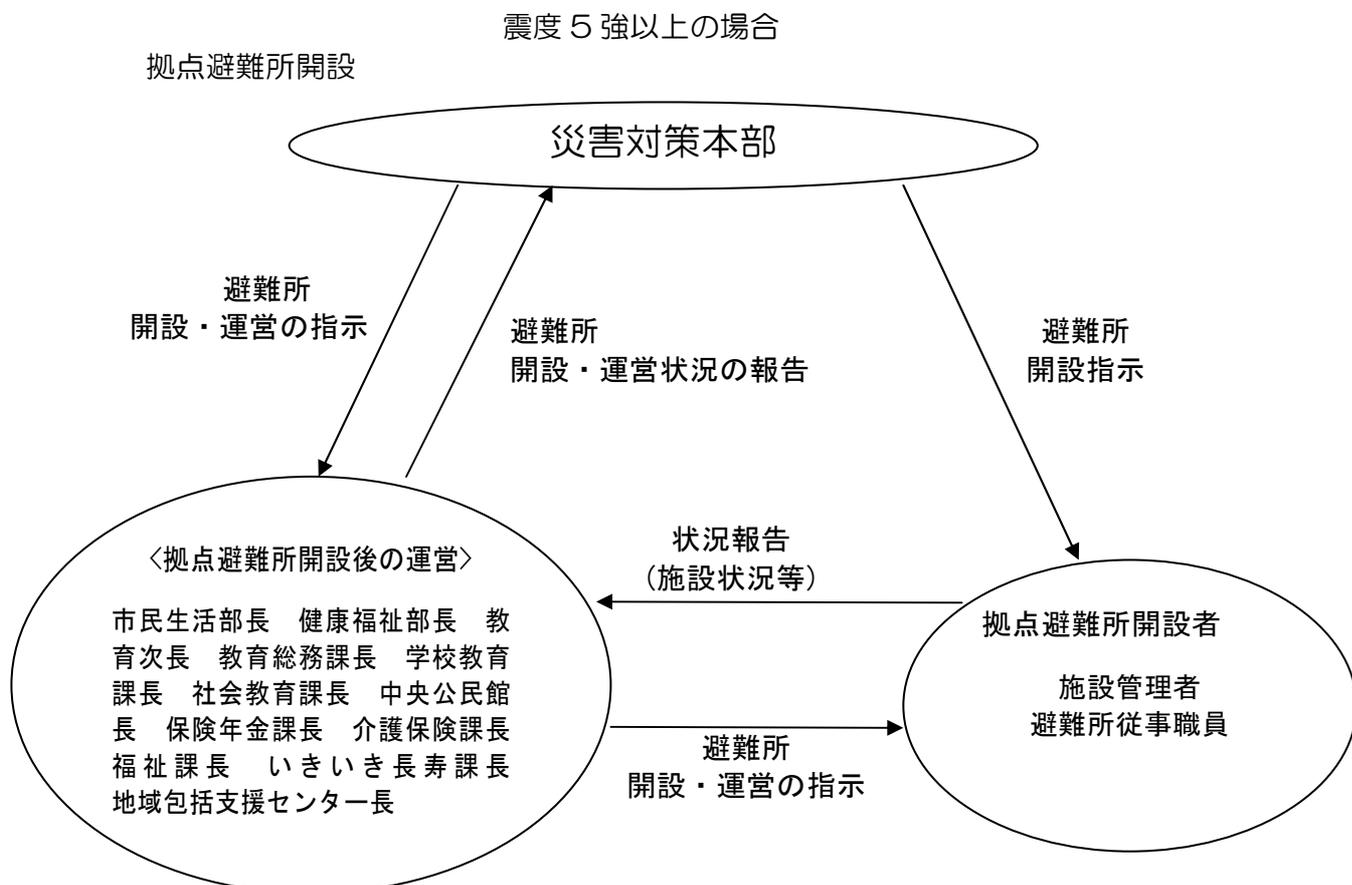
拠点避難所以外でも、一時避難場所を、集団で拠点避難所に避難する際などの立ち寄り拠点として活用する。

### (2) 避難場所の開設及び避難場所の開放

拠点避難所の開設は、基本的に市本部長(市長)の責務である。市本部は災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な拠点避難所を次のフローに示す手順に基づき開設する。拠点避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者及び避難所従事職員に連絡するとともに、当該施設の職員の協力を得て拠点避難所の開設及び被災者の収容を行う。

【大規模地震災害が発生したときの避難所開設のフロー】

大規模地震などの場合は通信手段が途絶することもあるため、事前に災害の規模による開設基準と開設担当者を定めている。



(3) 福祉避難所の開設

市は、福祉施設への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。

(4) 職員派遣・連絡調整体制

避難所運営班は、避難所従事職員の要請により、避難場所への担当職員の派遣、派遣方法、連絡体制について調整するとともに、避難場所におけるニーズ等を把握できる体制を整える。

(5) 避難場所開設の報告

市本部は、避難場所を開設したときは、直ちに県支部及び所轄の警察署長に対して、次の事項を通報する。

- ア 避難場所開設日時、場所又は施設名
- イ 収容状況及び収容人員

- ウ 開設期間の見込み
- エ その他の参考となる事項

## (6) 避難場所の管理運営

地域住民が、避難場所運営に関わることが円滑な避難場所運営上不可欠である。そのため、避難所運営委員会を立ち上げ、組織は自主防災会等地域住民の代表者・避難者・施設管理者及び市避難所従事職員で構成し運営する。

ア 避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について搬送などの措置をとる。

イ 施設の職員、警察、自治会、自主防災会、避難者等の協力を得て、防犯パトロールの実施など避難場所機能の自治的な維持と安全管理に努める。

ウ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。

エ 収容者の健康維持に努めるとともに、プライバシー確保に配慮する。

オ 収容者のニーズの把握、調整を行う。特に、高齢者や心身障がい者等災害時要援護者のニーズには配慮する。

カ 災害時要援護者に対し、次の措置を行う。

(ア) 担当職員、保健師、民生委員児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。

(イ) 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難場所から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）へ速やかに搬送する。

(ウ) 避難者の障害や身体の状態に応じたホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣要請をする。

(エ) 高齢者、重症心身障がい者、乳幼児等に配慮した食糧や衛生用品等を供給する。

(オ) 災害時要援護者に配慮したスペースを提供する。

キ 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、男女別のトイレ、更衣室を用意し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

ク 学校の体育館に収容しきれない場合は、空教室の利用、トイレの使用など、その状況に応じて、避難場所関係者が協議の上、方針を決定するものとする。

### (7) 収容状況の報告

避難所従事職員は、収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し、一定時間毎に次の事項を報告する。

ア 拠点避難所状況報告書	【資料編 P-630 参照】
イ 拠点避難所運営記録簿	【資料編 P-626 参照】
ウ 食料・物資受入簿	【資料編 P-632 参照】
食料管理簿	【資料編 P-633 参照】
物資管理簿	【資料編 P-634 参照】
エ 被災者救助明細書（様式4号）	【資料編 P-650 参照】

### (8) 応援要請

市本部は、災害時に予定した避難場所が使用できなくなるなど、市において適切な避難場所を開設することができないときは、隣接市町や協定市に要請し、他市町において開設する。

### (9) 学校施設に避難収容者を受け入れたときの対策

- ア 臨時応急避難の場合  
学校長及び職員は、市本部の指示により、できる限りの協力を行う。
- イ 長期にわたる場合及び全施設に及び場合  
学校教育に支障を生じる場合は、市本部は学校長等と協議し必要な措置をとる。

### (10) 避難場所の開設期間

災害救助法による避難場所の開設の期間は、災害発生から7日以内とする。  
ただし、上記の期間を延長する必要がある場合には、市長（市本部長）は、県知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

### (11) 避難場所の閉設

- ア 市本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難場所の閉設を決定し、避難場所責任者に必要な指示を与える。
- イ 避難場所責任者は、市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- ウ 市本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については、避難場所を縮小して存続させる等の措置をとる。

---

## 11 東南海・南海地震の時間差発生への配慮

---

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。このため、市は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。また、数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について、万全を期すものとする。

---

## 第2節 各種施設等の避難対策 【各施設管理者、福祉班、水防土木班】

---

### 1 基本方針

---

各種施設等の長及び管理者は、災害による人的被害を最小限にとどめるため、平常時から安全な避難誘導體制の整備に努め、災害発生時には、利用者等を迅速かつ的確に安全な場所に避難誘導を行う。

---

### 2 病院施設の避難対策

---

#### (1) 実施責任

病院の管理者又は病院長（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ病院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師、その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した天幕、その他安全な場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

#### (3) 搬送方法

- ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防等防災機関の協力を得て患者の搬送を行う。
- イ 院外への患者の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。
- ウ 秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。
- エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

#### (4) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

---

### 3 社会福祉施設の避難対策

---

#### (1) 実施責任

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう、あらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

## (2) 搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防等防災機関の協力のもとに搬送を行う。

## (3) 入所者の相互受け入れ

市本部は、県本部の指示により、県支部、近隣市町、近隣社会福祉施設、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

## (4) 在宅要援護者の受け入れ

避難所運営班が、避難場所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、福祉班と協力して避難場所等から社会福祉施設等へ搬送する。また、福祉班は県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

## (5) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施する。また、地域の自主防災会、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化を図るとともに、医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

## (6) 社会福祉施設の被災状況等の把握

老人ホーム等入所施設については、市本部は、県支部と連携し、被災状況を把握する。保育園等通所施設については、市本部が、その被災状況について把握し、県支部へ報告を行う。なお、把握する被災状況は、次のとおりである。

- ア 施設入所者の被災状況
- イ 施設・設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受け入れ可能人数
- エ ライフライン・食糧等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

---

## 4 興行場、事業所等の避難対策

---

### (1) 実施責任

興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

### (2) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが可能な場合には、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

### (3) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

---

## 5 駅等の避難対策

---

### (1) 実施責任

- ア 駅長又は旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。
- イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに市本部長（市長）、所轄警察署長に連絡し、その指示に従って避難場所に誘導する。

### (2) 搬送方法

災害の状況により、乗客の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

---

## 6 土砂災害警戒区域等の避難対策

---

### (1) 実施責任

- ア 水防土木班及び福祉班は、土砂災害警戒区域等で災害のおそれがあると判断される場合には、関係区域の住民に対し、立ち退き又はその準備を行うよう指示する。
- イ 消防警防班、消防署班及び消防団班は、主として避難誘導及び救助を行う。

### (2) 対象地域

- ア 土石流危険渓流  
\*土石流危険渓流 【資料編 P-40 参照】
- イ 地すべり危険箇所  
\*地すべり危険箇所 【資料編 P-44 参照】
- ウ 急傾斜地崩壊危険箇所  
\*急傾斜地崩壊危険箇所 【資料編 P-45 参照】

### (3) 警戒避難の基準

過去の災害事例から、停電、機器の故障等最悪な条件下においても、次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにも関わらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）
- エ 渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- オ 渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

---

## 第3節 災害警備 【橋本警察署、かつらぎ警察署】

---

---

### 1 基本方針

---

防災関係機関との連携のもとに、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

---

### 2 地震発生時における警察活動

---

- (1) 情報の収集・伝達
  - (2) 救出救助活動等
  - (3) 避難誘導
  - (4) 遺体見分
  - (5) 二次災害の防止
  - (6) 危険箇所等における避難誘導等の措置
  - (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
  - (8) 緊急交通路の確保
  - (9) 被災者等への情報伝達活動
  - (10) 報道対策
  - (11) 情報管理に関する措置
  - (12) 関係機関との相互連携
- 

### 3 警備体制

---

大規模地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、必要な警備体制を確立するとともに、迅速的確な警備措置を講じる。

## 第7章 救助救急及び医療救護対策

【市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署】

地震が発生した場合、初動的段階においては、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救助救急及び医療救護に関する応急対策を実施する。

### 第1節 救助救急対策

【市消防本部 伊都消防組合消防本部、

橋本警察署、かつらぎ警察署、その他関係機関、地域の自主防災会】

#### 1 基本方針

土砂崩れ等による生き埋めや火災による負傷者が発生した場合、市本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部等）との協力及び受け入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救助救急活動にあたる。

そのために、消防署、消防団車庫等に救助救急資機材の備蓄を行うほか、自主防災会、住民等に対する救助救急訓練を行い、強化に努める。

#### 2 対象者

被災者の救助救急は、災害の原因、種別、住宅の被害等に関係なく、次のような救助救急を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 災害に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合
- (3) 水害の際、流出家屋とともに流された場合
- (4) 危険な孤立した地点に取り残された場合

#### 3 救助救急の方法

倒壊した家屋に生き埋めになった被災者の救助救急においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため、迅速な対応を行う。

- (1) 被災直後においては、地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災会がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。
- (2) 消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防署員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
- (3) 市本部は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救助救急活動に努める。

- (4) 消防機関を中心として、重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるため、自主防災会等が救急活動に協力するものとする。
- (5) 倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。また、多くの軽傷者は、救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

### 【トリアージのカテゴリー】

- 傷病の緊急性・重症度に応じ、次の4区分に分類し、トリアージタグをつける。
- 限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、災害規模等により、トリアージの運用は変更される。

順位	分類	識別色	傷病等の状態
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	軽処置群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡群)	黒色 (Ⅳ)	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

### 【トリアージの実施方法】

#### ○トリアージの具体的な手順

- ・ トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながら優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける。
- ・ トリアージタグは、原則として、右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。
- ・ トリアージタグの記入について、記入可能な患者にはタグを事前に配布しトリアージ区分など主要記載事項以外の部分を記入してもらい、聞き取り可能な患者には、トリアージスタッフが事前に聞き取り記入すること。

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおよそ1人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは1回で終わるのではなく、災害現場、救護所、病院到着後など必要に応じ、繰り返し実施する。

○各医療従事者や医療救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。



## 第2節 医療救護対策

【医療救護班、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会】

### 1 基本方針

市本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護、助産の途を失った場合、関係機関の協力を得て、応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する。

### 2 医療機関、団体との連絡体制

#### (1) 災害拠点病院《地域災害医療センター》〔県指定〕

「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣能力、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能を有する病院をいう。その災害拠点病院のうち二次医療圏毎に1箇所指定されているのが《地域災害医療センター》であり、本市の「橋本市民病院」が指定されている。

#### (2) 医療機関及び団体

上記、橋本市民病院以外の本市における救急告示病院は、次のとおりである。

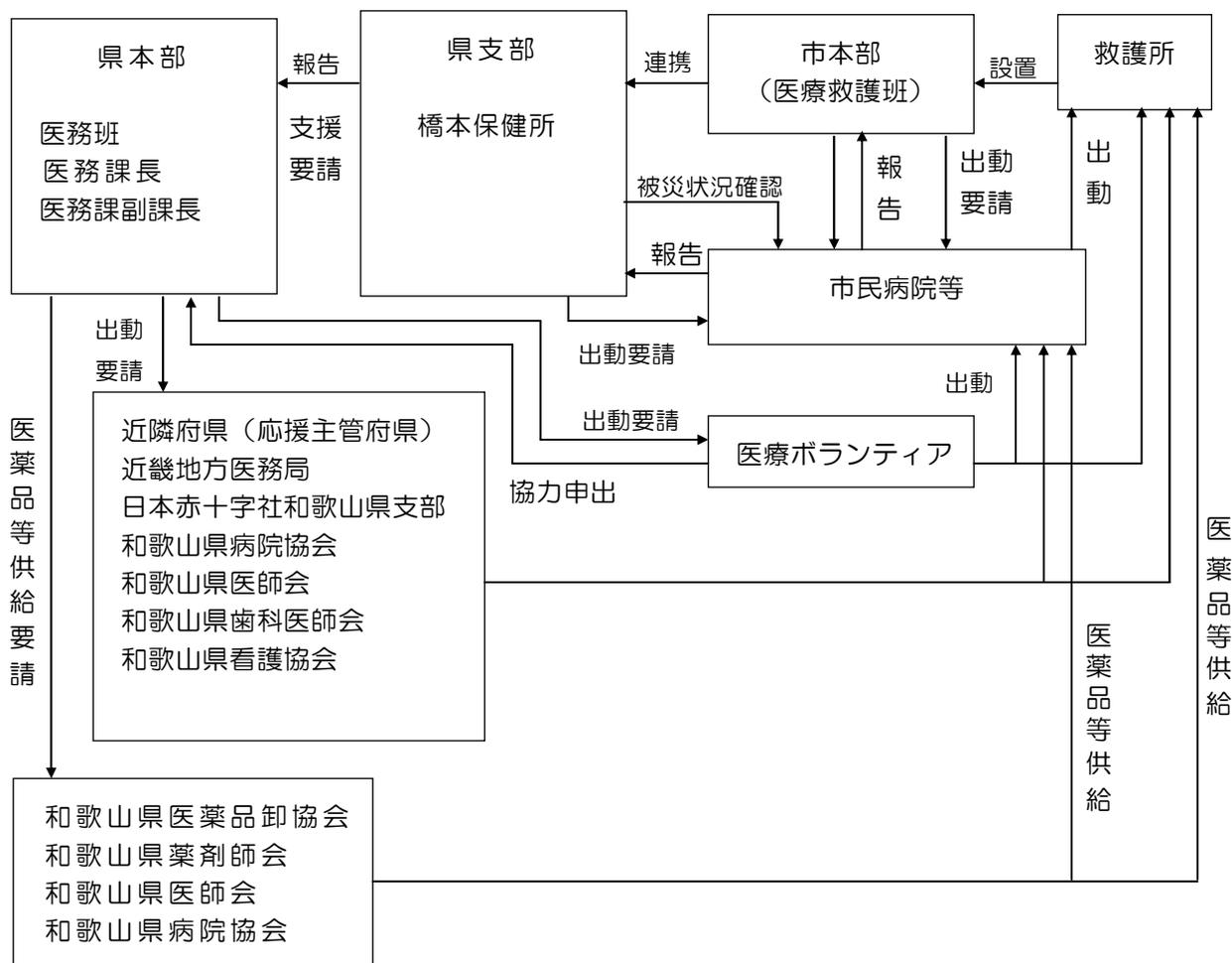
施設名	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	0736-37-1200	300
医療法人南労会 紀和病院	橋本市岸上18-1	0736-33-5000	212
社会医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家6-7-26	0736-32-8899	92

#### (3) 緊急連絡体制の確立

市と医療機関、団体は災害時の緊急連絡体制についてあらかじめ協議を行い、災害発生時には速やかに定められた体制を確立し、迅速かつ的確な救護活動にあたる。

#### (4) 医療機関、県本部等との連絡調整体制フロー

医療、助産救護等に関する指揮命令及び連絡調整には、次の体制をもって市本部、県本部、県支部があたるものとする。



### 3 病院等の被災状況の把握

市本部（医療救護班）は、県支部と連携し、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。

特に、災害拠点病院の「橋本市民病院」については、最優先して状況把握を行う。

#### (1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認

(ア) 患者受け入れにあたっての不足医療等資機材及び不足医療従事者(医師・看護師等)

イ 医療救護班の派遣体制の確認

(ア) 派遣可能救護班数

(イ) 派遣可能医療従事者数

(ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

## (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院等の確認

- ア 簡易な修繕等により原状復旧可能な病院等
  - (ア) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）
  - (イ) 原状復帰に要する修繕等
- イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）
  - (ア) 入院患者の実態

---

## 4 医療機関の初動活動

---

災害拠点病院の「橋本市民病院」をはじめとして、病院等（有床診療所を含む）は、院内の被害状況を把握するとともに患者の受け入れや医療救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、市本部（医療救護班）又は県支部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

### (1) 医療、助産救護活動が可能な病院等

- ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ体制を整備する。
- イ 医療救護班を編成する。
- ウ 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
- エ 救護活動にあたって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市本部（医療救護班）又は県支部に供給要請する。
- オ 市本部や県支部の医療救護班派遣要請あるいは自らの判断により、救護所での救護活動を行う。

### (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能が麻痺又は低下している病院等

- ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等
  - (ア) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、市消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（医療救護班）、県支部等に協力要請する。また広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。
  - (イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに、医薬品・衛生材料及び医療資機材及び医療従事者等を市本部（医療救護班）又は県支部に供給要請する。
  - (ウ) 原状復帰後は、市本部（医療救護班）及び県支部に報告するとともに、上記（1）の救護活動を行う。
- イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）
  - (ア) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、市消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（医療救護班）、県支部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

---

## 5 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

---

### (1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

### (2) 範囲（応急的なもの）

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

### (3) 医療の方法

- ア 医療救護班による医療
  - (ア) 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班が行う。
  - (イ) 市本部は、状況に応じて、必要な医療救護班を順次現地に派遣する。
  - (ウ) 医療救護班の編成は、医師 1 人、看護師 2 人、事務担当者 1 人の計 4 人を基準とする。
  - (エ) 救護所の設置
- イ 委託医療機関等による医療

医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。この場合、委託医療機関は、原則として市本部長(市長)の発行する医療券又は医療救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。

### (4) 医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

- ア 医療救護班による場合
  - 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- イ 委託医療機関等による医療
  - 社会保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
  - 当該地域における協定料金の額以内

### (5) 医療救護活動の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

---

## 6 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

---

### (1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

## (2) 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

## (3) 助産の方法

- ア 医療救護班による助産
  - (ア) 災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。
  - (イ) 医療救護班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様とする。
- イ 委託助産機関による助産
  - 医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所において救護を行う。この場合において、委託助産機関は、原則として市本部長（市長）の発行する助産券又は医療救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。

## (4) 助産のための費用

- 助産に要する費用は、次のとおりである。
- ア 医療救護班による場合
    - 使用した衛生材料の実費
  - イ 委託助産等による場合
    - 使用した衛生材料及び処置に要した実費
  - ウ 助産師による場合
    - 当該地域における慣行料金の8割以内の額

## (5) 助産救護活動の期間

分べんした日から7日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長が可能である。

---

# 7 仮設救護所の設置

---

## (1) 実施責任及び連絡担当

医療救護班は、仮設救護所を設置するとともに、その旨を市本部に連絡する。

## (2) 設置場所

- 次の場所に設置する。
- ア 拠点避難所、一時避難場所
  - イ 災害救助法適用区域内の病院及び診療所の外来診療施設
  - ウ 災害現場

## (3) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

#### (4) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

---

### 8 重症患者等の搬送

---

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に搬送し治療する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

---

### 9 医薬品、衛生材料等の確保、調達

---

医療及び助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、医療救護班の手持品を繰り返し使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの表の調達先より調達するが、確保が不可能又は困難な場合は、県支部に報告し、援助を要請する。

\*医療関係調達先【資料編 P-82 参照】

---

### 10 記録、保管

---

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 医療救護班の編成及び活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

\*災害時の医療救護活動に関する協定書【資料編 P-345 参照】

## 第8章 生活救援対策

【応急対策部、福祉厚生部、総合調整部、その他関係部班、関係機関】

大規模地震が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止、家屋等の倒壊が予想され、多数の住民が飲料水、食糧、生活必需品、住宅などを損失し、集中的に困窮するおそれがある。

こうしたことから、各家庭において少なくとも1日分に相当する量の飲料水、物資等を備蓄することを基本とし、市においては、被災者の概ね1日に相当する量の物資を確保する体制整備に努める。

また、県においても概ね1日に相当する量の物資について、公的備蓄又は流通在庫方式によって確保し、さらに県外から輸送される緊急物資によって供給を行う。

### 第1節 給水 【水道班】

#### 1 基本方針

市本部は、地震発生後速やかに応急給水体制を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置して応急給水を行う。その際には、病院など人命救助の観点から緊急性が高い医療機関等への給水を優先するものとする。また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、県本部、日本水道協会関西地方支部等に応援を要請する。

なお、平常時より各家庭において少なくとも1日分に相当する量の飲料水を確保することを基本とするが、市においては、配水池等の活用を図り、住民1人1日あたり約3リットルを目標とした飲料水の供給を確保する体制の整備に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても、必要な量の飲料水の備蓄に努める。

#### 2 地震発生後の時間経過毎の給水計画

##### [時間経過毎の給水計画]

	住民	市本部	県本部
(1) 地震発生後 24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (1人1日3リットルを目安に備蓄) (各家庭で1日分を確保することを基本とする。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握</li> <li>給水班の編成</li> <li>給水場所の設置</li> <li>給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先）</li> <li>県本部への応援依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備</li> <li>市町村、応援主管府県、自衛隊または国等へ応援要請</li> </ul>

(2) 地震発生後 3日目程度まで	上記(1)に加え・応急 給水により飲料水等を 確保 ・ 家庭用井戸の活用 (近隣家庭への協力)	・ 各給水場所において飲 料水、生活水の給水を 実施 (給水車等を使用) ・ ろ水機による給水場所 を設営し、給水を実施 ・ 給水状況・水道の復旧 見込み等に関する広報	・ 近隣市町、応援主管府 県、自衛隊または国等と 連携して市本部の給水 活動を支援
(3) 地震発生後 4日目以降	上記(2)に加え・応急 給水活動に協力	上記(2)に加え ・ 応援車両等を活用した 飲料水等の運搬、給水	(同上)

### 3 給水対象者

災害により飲料水及び生活用水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

### 4 給水体制

応急給水を実施するため、本市の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

### 5 飲料水の確保

#### (1) 水源

災害時の飲料水の水源は、橋本市上水道事業施設等を水源とする。

#### (2) 飲用指導

家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、医療救護班と協議し、飲用指導を実施する。

実施に際しては、橋本保健所の指導を仰ぐものとする。

#### (3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、給水ポリ容器、ろ水機、運搬車等を確保、調達する。

(給水用資機材、給水用タンクの備蓄状況は、災害予防計画第3章第6節「給水体制の整備」を参照)

---

## 6 給水の方法

---

### (1) 給水方式

#### ア 拠点による給水

拠点避難所、一時避難場所又は公園等の指定する場所で給水車、ろ水機等により給水する。

#### イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

#### ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

#### エ 応急給水所による給水

給水設備により給水する。

### (2) 順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難場所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

### (3) 給水量

1人1日3リットルを目標とする。

### (4) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・給水時間帯等を指定した給水広報を行う。

---

## 7 応援要請

---

市本部のみで応急給水活動ができない場合は、市指定水道工事事業者の組合、県本部、日本水道協会関西地方支部、災害時相互応援協定市等に応援を要請し、協力を得て実施する。県本部等に応援を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- (1) 所要供給水量（何人分又は1日何立方メートル）
- (2) 供給の方法（自動車輸送その他）
- (3) 供給期間
- (4) 水源地及び供給地
- (5) その他

## 第2節 食糧 【被災者確認物資調達班、福祉班、防災班、教育部各班】

### 1 基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において1日分に相当する量の食糧を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね1日に相当する量の食糧を確保する体制整備に努める。そのため、市は、保存食糧の公的備蓄、流通備蓄等あらかじめ必要な措置をとるものとする。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な食糧の備蓄に努める。

地震発生後は、必要に応じて食糧供給対策を確立し、備蓄食糧及び炊き出し等による食糧の供給を速やかに実施する。その際、高齢者や心身障がい者、乳幼児等の災害時要援護者には十分な配慮を行う。

### 2 地震発生後の時間経過毎の食糧供給計画

#### 【時間経過毎の食糧供給計画】

	住民	市本部	県本部
(1) 地震発生後 24 時間程度まで	原則として各家庭の備蓄食糧で対応(各家庭で 3 日分を確保することを基本とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況、住民避難状況等の把握</li> <li>備蓄食糧の供給</li> <li>市本部において米穀の供給が不可能な場合は、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を県本部に要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的備蓄物資の払い出しを準備</li> <li>和歌山県トラック協会に輸送の協力要請</li> <li>流通業者への協力要請（流通在庫の供出）</li> <li>必要に応じて広域応援依頼</li> </ul>
(2) 地震発生後 3 日目程度まで	上記(1)に加え・市、県等による供給により食糧を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>食糧の集積・配送拠点の運営</li> <li>食糧供給場所の設置（避難場所等）</li> <li>県備蓄物資の受け入れ</li> <li>避難場所等への食糧輸送</li> <li>避難場所等での食糧供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の要請により備蓄食糧の払い出しを実施</li> <li>応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市本部の食糧供給活動を支援</li> </ul>
(3) 地震発生後 4 日目以降	上記(2)に加え・可能な範囲で炊事、調理を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(2)に加え</li> <li>県外から輸送された食糧を避難場所等に輸送・供給</li> <li>炊き出しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外から輸送された物資の受け入れ</li> <li>市本部の食糧供給活動を支援</li> </ul>

### 3 食糧供給対象者

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住宅の半壊等により炊事ができなくなった者
- (3) 災害地における対策作業等に従事する者が必要があると認める場合
- (4) 通常の流通機関が一時的に麻痺し、食糧が入手できない者等

## 4 備蓄食糧の種類・量

市は、備蓄食糧の確保に努めており災害発生時には迅速かつ適正に備蓄食糧を供給する。なお、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、調理の不要な食品を中心に備蓄するものとする。

\*災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-20 参照】

## 5 食糧の確保

地震発生後3日間程度は、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、各家庭における備蓄並びに市他の公的備蓄及び流通在庫方式により食糧を確保する。4日目以降は、県外からの緊急輸送物資及び炊き出し等により調達する。

### (1) 食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
- イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク
- ウ 産業給食（弁当）

### (2) 米穀の確保

ア 災害救助法の適用を受けない場合

被災者確認物資調達班は「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」により県支部を通じ県本部に申請するとともに、県本部の配給数量の決定により保管業者から現品を購入する。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

\*応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式1号）

【資料編 P-520 参照】

イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により、県本部を通じて直接購入する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、農林水産省生産局に対し「災害救助用米穀引渡申請書」を提出し、現品を受け取る。

また、農林水産省生産局に対して連絡がとれず、緊急引渡しの要請ができない場合は、文書をもって保管倉庫の責任者に対し緊急引渡しの要請を行う。

\*災害救助用米穀引渡申請書（様式2号）【資料編 P-521 参照】

### (3) 乾パン及び乾燥米飯

被災者確認物資調達班は、災害応急用乾パン及び乾燥米飯の配給を前記（2）イに準じて県支部を通じ県本部に申請し、乾パン及び乾燥米飯の引渡を受ける。

#### (4) その他の食糧品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食糧品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時における物品の供給協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県支部を通じ県本部に調達斡旋を要請する。

#### (5) 食糧の輸送

##### ア 輸送体制

第9章第2節「輸送対策」を参照。

##### イ 調達業者による直送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

#### (6) 食糧の集積

被災者確認物資調達班だけでは、対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

---

## 6 食糧の供給方法

---

#### (1) 食糧の供給

被災者確認物資調達班は、次の方法で物資の供給等を行う。

##### ア 避難場所での供給

調達した食糧は、避難場所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

##### イ 住宅の半壊等により炊事ができない者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難場所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難場所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難場所へ登録し、自らが避難場所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

#### (2) 災害時要援護者への配慮

食糧の供給にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供給に配慮する。

---

## 7 炊き出しの方法

---

#### (1) 要員の確保

炊き出し班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、他班の要員を充てるが、必要に応じて、防災班と協議の上、避難者及び関係団体等（橋本市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

## (2) 炊き出しの施設（場所）

主として公民館等とする。なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園等の公共施設を利用するほか、避難場所、救護所等、近くの適当な施設を利用する。

## (3) 炊き出し上の留意事項

- ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
- イ 責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。
- ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。
- エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。
- オ 心身障がい者、乳幼児、高齢者等の災害時要援護者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

## (4) 炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、第5章第1節「災害救助法の適用」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。

- ア 金銭による支給は行わない。
  - イ 副食及び燃料については、品目、数量とも特に制限はない。
  - ウ 雑費は、品目の使用料金又は借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。
- \*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## (5) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

- ア 炊き出しの施設は、できる限り公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。
- イ 炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。
- ウ 供給人員に対して必要な器具及び容器を確保し、備え付ける。
- エ 炊き出しの場所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備の確保に努める。
- オ 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- カ 使用原材料の仕入れ及び保管には十分注意する。

## (6) 応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、県の定める「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により処理されるが、その内容は、概ね次のとおりである。

## 【給食を実施するにあたっての基本事項】

配給対象	配給 限度数量	取扱者	承認機 関	備 考
ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g	市町村長	知事	災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
イ 被災により販売業者が通常の配給を行うことができないためこれに代わって販売をする場合	1日当たり 精米 400g	市町村長	知事	
ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g	作業実施責任 機関	知事	
エ 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 精米 200g	市町村長と災 害発生機関と が協議	知事	
(配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって乾パン及び麦製品とする。)				

## 【乾パンの応急給食にあたっての基本事項】

1 乾パンの政府売却単位	1 梱 7.2 kg入り(100g×36食×2) (食糧部乾パン)
2 乾パンの規格	食糧部乾パン 1袋 100g (1食分)

## 8 応援要請

市本部は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、応援の必要を認めるときは、その不足分を県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定に基づき、関係市に供給要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

## (1) 物資の確保

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

## (2) 炊き出しの実施

- ア 所要食数（延べ人員数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

## 第3節 生活必需品 【被災者確認物資調達班、その他関係各班】

### 1 基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも1日分に相当する量の必要物資を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね1日に相当する量の必要物資を確保する体制整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な物資の備蓄に努める。

地震発生時には、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、被災者に対して生活必需品を給与又は貸与することにより生活の安定を図る。

### 2 地震発生後の時間経過毎の生活必需品供給計画

#### 【時間経過毎の生活必需品供給計画】

	住民	市本部	県本部
(1) 地震発生後 24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として各家庭での備蓄で対応</li> <li>住民相互支援により対応 (各家庭で少なくとも3日分を確保することを基本とする。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況、住民避難状況等の把握</li> <li>備蓄物資の供給</li> <li>県本部への応援依頼</li> <li>輸送車両の手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的備蓄物資の物資払い出しを準備</li> <li>和歌山県トラック協会に輸送の協力要請</li> <li>流通業者への協力要請 (流通在庫の活用)</li> <li>必要に応じて広域応援依頼</li> </ul>
(2) 地震発生後 3日目程度まで	上記(1)に加え、市・県等による供給により生活必需品を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給場所の設置 (避難場所等)</li> <li>県備蓄物資の受け入れ</li> <li>避難場所等への物資輸送</li> <li>避難場所等での物資供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の要請により備蓄物資の払い出しを実施</li> <li>応援主管府県、自衛隊等との連携のもと、市本部の活動を支援</li> </ul>
(3) 地震発生後 4日目以降	(同上)	上記(2)に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>県外から輸送された物資を避難場所等に輸送・供給</li> </ul>	上記(2)に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>県外から輸送された物資の受け入れ</li> </ul>

### 3 供給対象者

- (1) 住宅が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう）並びに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 通常の流通機関が一時的に麻痺し、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手できない者

## 4 供給範囲（物資の種類）

物資の供給は、被災者が一時的に急場をしのごとができる程度のもの（次の品目を参考に）を現物により行い、災害救助法が適用された場合のその基準額は、県計画による。

### 【給与又は貸与の対象品目】

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、セッケン、ござ等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

（注）その他、季節に応じた品目を考慮する。

## 5 備蓄物資の種類・量

市は、必要物資の確保に努め、災害発生時には、迅速かつ適正に備蓄物資を供給する。

\*災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-20 参照】

## 6 物資の確保

### （1）物資の調達

被災者確認物資調達班は、公的備蓄の供給及び協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。

なお、市本部だけで必要量の確保が困難な場合は、県支部を通じ県本部に備蓄物資の払い出しや斡旋の要請を行う。

### （2）物資の輸送

#### ア 輸送体制

第9章第2節「輸送対策」を参照。

#### イ 調達業者による直送

指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

### （3）集積

被災者確認物資調達班のみで対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

## 7 物資の供給方法

### (1) 被災範囲が広域にわたり多数の被災者が殺到している状況等での供給

#### ア 避難場所での供給

調達した物資は、避難場所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

#### イ 住宅の半壊等により生活必需品が不足する者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難場所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難場所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難場所へ登録し、自らが避難場所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

### (2) 被災者の状況が比較的安定してきた状況等での供給

被災者確認物資調達班は、次の方法で物資の割当て、供給等を行う。

#### ア 物資の割当方法

##### (ア) 被害状況の報告

情報連絡班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県支部へ提出する。

##### (イ) 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯等に区分して「救助用物資割当台帳」を作成する。

##### (ウ) 割当基準

物資を、県の作成する供給計画により世帯別に割当てる。

##### (エ) 注意事項

- a 割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。
- b 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成員による。給与または貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定された者を除く。
- c 世帯の全員が災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。
- d 災害発生後の出生者は、県本部に連絡したうえ割当てる。
- e 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当をする。

#### イ 給貸与券の作成、交付

世帯別に物資を割当てたときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各被災世帯に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の供給日時及び供給場所を被災世帯に通知し、供給場所において給貸与券を発行する。なお、この場合印鑑及びり災証明書を持参するよう指導する。

### (3) 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、供給した後の残余物資については、被災者確認物資調達班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

## 8 応援要請

市本部は、応援の必要を認めるときは、県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定市に要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

### (1) 物資の確保

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

## 9 災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定先

### 【協定締結業者】

名 称	所 在 地
株式会社松源	和歌山市吹上2丁目4番50号
紀北川上農業協同組合	橋本市高野口名古屋922-2
サカイキャニング株式会社	橋本市高野口町小田530番地
Aコープ橋本	橋本市東家6丁目340
橋本商工会議所	橋本市市脇1丁目3番18号
高野口町商工会	橋本市高野口町名古屋1068
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6
NPO 法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1

- \* 災害時における物品の供給協定に関する協定書（株式会社松源）  
【資料編 P-316 参照】
- \* 防災関係の協働事業に関する協定（紀北川上農業協同組合）  
【資料編 P-318 参照】
- \* 災害時における物資の供給に関する協定書（サカイキャニング株式会社）  
【資料編 P-321 参照】
- \* 災害時における物品の供給協定に関する協定書（Aコープ橋本）  
【資料編 P-323 参照】
- \* 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（橋本商工会議所）  
【資料編 P-324 参照】
- \* 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（高野口町商工会）  
【資料編 P-328 参照】
- \* 災害時における生活物資等の供給に関する協定書  
（株式会社ココカラファイン ヘルスケア） 【資料編 P-348 参照】
- \* 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）  
【資料編 P-362 参照】

---

## 第4節 住宅 【住宅・公園班、福祉班、被害調査班、その他関係各班】

---

### 1 基本方針

---

地震が発生した場合、住宅の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。住宅は、被災者の生活の安定を図る上で極めて重要であるので、地震により住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を建設し供与するため、市本部又は県本部は、その体制を迅速に確立し、早期に実施する。

なお、応急仮設住宅の建設及び供与にあたっては、高齢者や心身障がい者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。

また、住宅は生活の基盤となるものであり、住民においても自ら、被災した住宅等の復旧に努めるものとする。

### 2 家屋の被災状況調査

---

災害発生時には、被災家屋等による二次災害の防止を目的に、速やかに家屋等の被害状況及び被災家屋等の二次災害に対する危険度を把握するため、早急に次の調査を行うものとする。

住宅・公園班及び被害調査班は、速やかに写真撮影や各戸被災者氏名の明記など、住宅被害状況を詳細に調査し、被害判定の資料とする。

#### (1) 被災建築物応急危険度判定調査

地震直後、早急に余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難場所へ避難した方がよいかなどを判定する。

#### (2) 被災宅地応急危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し二次災害発生の防止を図るとともに、宅地の継続使用の可否を判定する。

#### (3) 応援要請

被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地応急危険度判定調査を行う場合は、和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会制定の「判定士緊急時連絡マニュアル」により、必要に応じ、県（県本部）に対して応援要請を行う。

---

### 3 社会福祉施設への収容

---

福祉班は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなった者のうち、必要に応じ、災害時要援護者等を社会福祉施設に収容する。

#### (1) 老人福祉施設等

福祉班は、所定の調査を行い、施設長に連絡したうえ収容する。

(2) 母子生活支援施設

保育班は、所定の調査を行い、施設長に連絡したうえ収容する。

(3) 児童福祉施設（入所型）

保育班は、児童相談所に通報し、児童相談所が所定の調査を行い、施設に収容する。

(4) 障がい者福祉施設

福祉班は、所定の調査を行い、施設長に連絡したうえ収容する。

---

## 4 住宅の応急修理

---

(1) 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

ア 住宅が半失（半焼又は半壊）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

イ 自らの資力では応急修理ができない世帯

(2) 応急修理の内容、修理費用の限度及び期間等

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

\* 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

(3) 記録の整備保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

ア 住宅応急修理記録簿

イ 住宅応急修理のための契約書

ウ 支払証拠書類

(4) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県が実施することとなるが、当該救助を知事から委任を受けた場合は、市において実施する。

---

## 5 応急仮設住宅の建設

---

(1) 入居対象者

地震により住宅が被害を受け、居住する住宅がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

ア 居住していた住宅が全失、又は半失して居住不能の状態にある。

イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ 住宅を賃借し、又は、購入するための資力がない。

## (2) 災害救助法による応急仮設住宅に入居できる者

災害により、住宅が全失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

\* 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## (3) 入居者の選定

市本部は、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

## (4) 建設用地（予定地の選定）

市は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所やライフラインの整備状況等を考慮して応急仮設住宅の建設適地を選定しておくこととする。その予定地のなかから、地震発生時に、市本部長（市長）が被災状況等から判断して、建設が適当と認められる用地を指定する。

## (5) 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者で自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、プレハブ建築協会、和歌山県建設業協会、橋本市建設協会等の協力を得て、プレハブ等の簡易な応急仮設住宅を建設する。

なお、その際、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者や心身障がい者に配慮した構造の応急仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

\* 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## (6) 応急仮設住宅への入居及び退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成された時は撤去されるべき性格のものであるため、入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう住宅の斡旋等を積極的に行うものとする。

## (7) 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

市本部は、高齢者や心身障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健士、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

## (8) 帳簿の整備保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備保管する。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書
- エ 設計書
- オ 工事代金支払証拠書類

カ 入居該当者選考関係書類

### (9) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、市は、県が行う救助に協力する。

---

## 6 災害公営住宅の建設

---

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が、次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため、国庫補助を受けて建設し、入居させる。

### (1) 建設対象

- ア 地震、暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合
  - (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
  - (イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
  - (ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 火災による災害の場合
  - (ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。
  - (イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

### (2) 入居者の選定

次の条件により、入居者を選定する。

- ア 当該災害により住宅を滅失した世帯
- イ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から3年を経過する日までの間）

### (3) 補助義務戸数

災害により滅失した住宅戸数の3割以内（激甚災害の場合5割）

### (4) 建設費の国庫補助

建設等に要する費用（標準建設費）の3分の2

---

## 7 東海・東南海・南海地震の時間差発生への配慮

---

東海・東南海・南海地震の場合は、数時間から数日間の時間差で大地震が発生する可能性もあることから、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策として、国、県と協力して、余震等に対する二次災害を未然に防止するため、建築物の応急危険度判定を早急を実施するとともに、建築物の応急危険度判定を実施し使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知するものとする。

また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

---

## 第5節 災害相談 【被災者支援班、被災者確認物資調達班、福祉班】

---

### 1 基本方針

---

被災者支援班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう、担当分野で協力する。

---

### 2 相談業務の内容

---

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の搜索
  - (2) 応急生活の知識
  - (3) 被災住宅の修理、斡旋
  - (4) 生業資金の斡旋、融資
  - (5) り災証明書発行
- 

### 3 相談所の開設方法

---

#### (1) 開設の決定

市本部（被災者支援班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

#### (2) 場所

原則として、市庁舎内のほか拠点避難所が開設された場合は、拠点避難所内とする。

#### (3) 時期

災害発生による避難が概ね終了した後、なるべく早期に開設する。

#### (4) 広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

---

### 4 総合相談窓口との連携

---

県が総合相談窓口を設置した場合、市は、当該総合相談窓口から対応要請があった相談について対応する。

## 第9章 交通輸送対策 【総合調整部、応急対策部、橋本警察署、 かつらぎ警察署、道路管理者、防災関係機関】

災害による交通混乱を防止し、応急対策に必要な人員、物資、車両、資機材等の円滑な交通輸送を確保する。

### 第1節 交通規制【水防土木班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】

#### 1 基本方針

災害が発生し、又は被害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を迅速、的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

#### 2 交通規制の実施区分

規制の実施は、次の区分により行い、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が行われるように配慮する。

##### 【交通規制の実施区分】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（河川国道事務所）	国道 24 号 京奈和自動車道
	県（県支部（振興局））	国道 370 号、国道 371 号、県道
	市（水防土木班）	市道
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が 2 警察署以上にわたるもの、又は期間が 1 ヶ月以上に及ぶもの
	警察署長	管轄区域であり、かつ急を要し、期間が 1 ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

#### 3 交通規制の種類

##### (1) 道路法第 46 条の規定に基づく規制

道路管理者は、災害において道路施設の破損等による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要な場合は、通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

## (2) 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制

公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

## (3) 道路交通法第6条の規定に基づく規制

警察官は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

---

## 4 交通状況の把握

---

### (1) 通行可能な道路や交通状況の把握

橋本警察署、かつらぎ警察署は、現場の警察官、道路管理者等関係機関からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### (2) 発見者の通報

道路施設等の被災により通行の危険性又は混乱状態を発見した者は、速やかに警察又は市本部に通報する。通報を受けた市本部は、関係各部、所轄警察署、又はその道路管理者に通報する。

---

## 5 交通規制の実施フロー

---

### (1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外又は道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

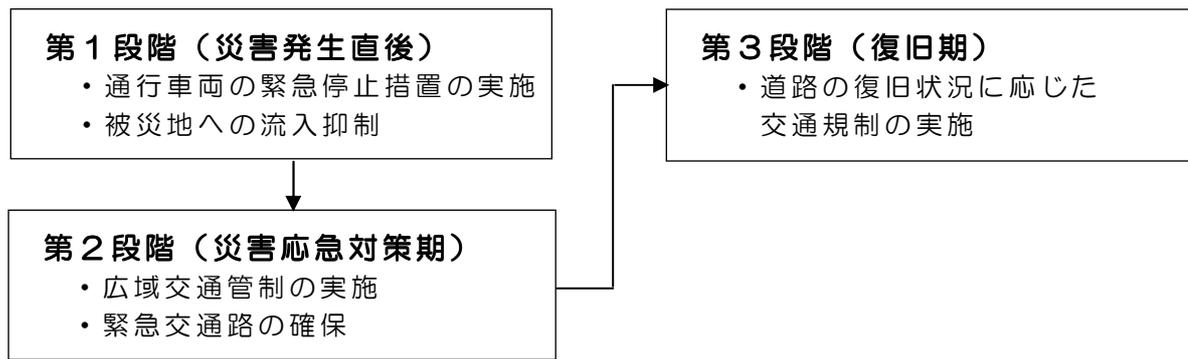
### (2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

### (3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

【交通規制の実施フロー】



## 6 緊急交通路の確保

### （1）緊急交通路の指定

公安委員会の指定に従い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、う回誘導を行う。

### （2）交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、緊急通行車両の通行のための措置（車両、その他の物件の移動等の措置命令、強制措置）は警察官が行うものとするが、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防職員は、当該機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置をとることができる。

### （3）災害時における車両の移動等

#### ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

（災害対策基本法第76条の6）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

- （ア）当該指定した道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- （イ）緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができる。
- （ウ）運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両その他の物件を移動することができる。

なお、その際、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

#### イ 土地の一時使用等（災害対策基本法第76条の6）

アの措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ 損失補償（災害対策基本法第82条）

道路管理者は、ア（ウ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

（ア）公安委員会は、通行禁止等を行なうため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行なうとする道路の区間において、ア・イの措置をとるべきことを要請することができる（災害対策基本法第76条の4）。

（イ）国土交通大臣及び知事は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、ア・イの措置をとるべきことを指示することができる（災害対策基本法第76条の7）。

---

## 7 市本部の応急措置

---

水防土木班は、住宅・公園班の協力を得て、交通の確保のため次の応急措置を行う。

### （1）市管理の道路施設

市管理の道路及び橋梁等の道路交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全上必要があると認められる場合は、交通規制及びこれに関連した応急措置をとるとともに、代替道路（う回路）の確保を行う。

### （2）応援要請

市管理の道路施設で災害対策上重要であり、かつ市で応急措置が不可能なものである場合は、県支部に応援要請するとともに、状況によっては県本部に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図る。

### （3）市管理以外の道路施設

市管理以外の道路施設について災害が発生した場合は、直ちにその道路管理者に連絡して必要な応急措置を求め、かつその実施に協力する。

---

## 8 交通規制の実施要領

---

### （1）市道の場合

道路管理者として道路法第46条の規定により、必要な交通規制とう回路の選定を行う。

### （2）市道以外の場合

その管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合できる限り速やかに道路管理者又は所轄警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア 警察署長への通報（道路交通法第6条の規定による規制の実施）

- イ 災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等
- ウ 災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定、立入制限・禁止又は退去命令

---

## 9 標識の設置

---

交通規制をした場合は、各法令に基づく標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識の設置が困難なときは、適宜の方法により規制の状況を明示し、必要に応じ、警察官が現地において交通整理にあたる。

---

## 10 広報・報告

---

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて市民に広報するとともに、関係機関に報告、通知する。広報、報告、通知にあたっては、次の事項を明示する。

- (1) 禁止制限の種別と対象
- (2) 規制する区間
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) う回路その他の状況

---

## 11 緊急通行車両の事前届出、確認手続等

---

### (1) 緊急通行車両の事前届出

県知事（県本部長）又は公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について、事前届出を実施する。

- \*緊急通行車両確認申請書【資料編 P-570 参照】
- \*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-571 参照】
- \*緊急通行車両確認標章【資料編 P-571 参照】

### (2) 事前届出を対象とする車両

確認の対象となる車両は、「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両」をいう。

### (3) 事前届出に関する手続

- ア 事前届出の申請
  - (ア) 申請者  
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
  - (イ) 申請先  
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察署経由）。
  - (ウ) 申請書類  
緊急通行車両等事前届出書

イ 事前届出済証の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

**(4) 事前届出車両の確認**

災害発生時に所轄警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。その際、事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行う。

**(5) 災害発生後の届出**

災害発生後に、市本部は、市の行う災害応急対策等に係る資機材等の輸送のための車両について確認申請書を所轄警察署に提出し、確認証明書及び標章の交付を受ける。

**(6) 証明書及び標章**

緊急車両等の確認証明書及び標章の交付を受けた車両は、標章を車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

\*緊急通行車両確認申請書【資料編 P-570 参照】

\*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-571 参照】

\*緊急通行車両確認標章【資料編 P-571 参照】

---

## 第2節 輸送対策 【水防土木班、その他関係各班】

---

### 1 基本方針

---

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度などを考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

#### (1) 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- ア 人命の安全確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

#### (2) 輸送対象の優先順位（時間経過毎）

- ア 地震発生後 24 時間程度まで
  - (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
  - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
  - (ウ) 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- イ 地震発生後 3 日程度まで  
上記アに加えて
  - (ア) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
  - (イ) 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- ウ 地震発生後 4 日目以降  
上記イに加えて
  - (ア) 災害復旧に必要な要員及び物資
  - (イ) 生活必需品

---

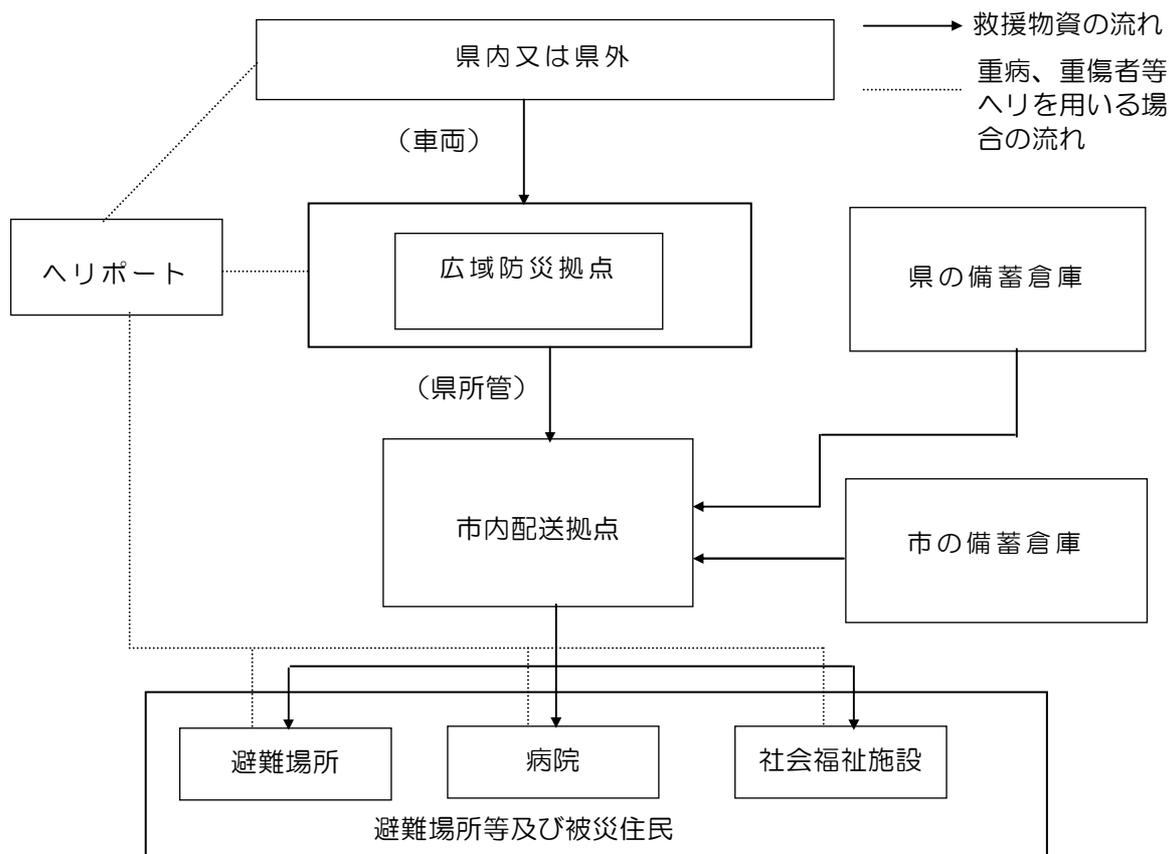
### 2 緊急輸送道路ネットワークの整備

---

#### (1) 緊急輸送道路ネットワークの整備

県が指定する広域防災拠点や国、県、自衛隊等で構成された協議会で策定する緊急輸送道路等を活用して、救援物資を受け入れ、市内の避難場所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う「市内配送拠点」及びヘリポート等を結んだ緊急輸送道路ネットワークを整備する。

【緊急輸送道路ネットワークのイメージ】



(2) 緊急輸送道路

- ア 第一次緊急輸送道路  
 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路。
  - イ 第二次緊急輸送道路  
 第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、災害医療拠点等）を連絡する道路。
  - ウ 市指定緊急輸送道路  
 第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路を踏まえ、今後指定する。
- \*緊急輸送道路【資料編 P-110 参照】

(3) 輸送拠点

- ア 広域防災拠点〔県指定〕  
 県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。
- イ 市内配送拠点〔市指定〕  
 上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難場所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点とする。
- ウ ヘリポート  
 ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

#### (4) 物資の備蓄拠点

ア 県の備蓄倉庫

\*県の備蓄倉庫 【資料編 P-26参照】

イ 市の備蓄倉庫

\*災害対策用備蓄品一覧表 【資料編 P-20参照】

#### (5) 避難場所等に対する救援物資の輸送

市本部は、市内配送拠点に県本部等から配送された救援物資及び市の備蓄物資等を仕分し、和歌山県トラック協会等の協力を得て、各避難場所、病院及び社会福祉施設等に配送し、被災者に配付することとする。また、そのための輸送経路等については、あらかじめ定めておくものとする。

---

### 3 交通の確保

---

#### (1) 道路交通の確保

ア 地震が発生した時の自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は極力使用しない。

(ア) できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両をおいて避難する時は、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を締め、ドアロックはしない。

イ 情報の収集

市域で地震が発生した場合に、市本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て、主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

ウ 交通規制の実施、緊急交通路の指定

本章第1節「交通規制」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合及び緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

エ 緊急道路応急復旧の実施

第15章第4節「道路施設の応急対策」に定められた要領により、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

オ 緊急通行車両の取扱い

(ア) 緊急自動車が、災害時に緊急輸送等のため通行する時は、緊急通行車両として知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書及び標章によることとする。

(イ) 道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく建設省告示（昭和31年建設省1695号）による災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行する時は、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付を受けるものとする。

## (2) 航空交通の確保

### ア 情報の収集

市域で地震が発生した場合には、水防土木班は、ヘリポート及び臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

### イ ヘリポートの開設

市本部及びヘリポートの管理者は、必要に応じて、ヘリポート及び臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて、国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

### ウ ヘリポート開設情報の伝達

市本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を、県支部を通じて県本部に伝達する。

## (3) 鉄軌道交通の確保

### ア 情報の収集

市域で地震が発生した場合には、水防土木班は、鉄道事業者等の協力を求め、鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

### イ 鉄道施設の応急復旧の実施

第15章第3節「鉄道施設の応急対策」に定められた要領により、鉄道施設の応急復旧を実施する。

---

## 4 緊急輸送車両等及び要員の確保

---

### (1) 市保有車両の運行

#### ア 市公用車の使用

市が所有する車両を災害対策車両として運用する。

#### イ 市公用車以外の車両の使用

市が所有する以外の車両等を使用するときは、関係機関に要請する。

\*車両等の調達先【資料編 P-110 参照】

### (2) 航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員の確保

市本部各班は、一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、防災班に輸送条件を示して空中輸送を要請する。市本部において空中輸送を必要と認めた場合は、県本部に輸送条件を示して、自衛隊への派遣並びに空中輸送を要請する。

（第4章第4節「自衛隊の派遣要請」等を参照）

また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行う。

### (3) 鉄軌道輸送の確保

市本部は、鉄道、軌道によって緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社と協議して輸送を行う。

## 5 緊急輸送実施計画

市域で大規模な地震が発生した場合には、地震発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するため、市本部は、それらを検討の上緊急輸送実施計画を策定する。なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送は、道路輸送の補助的役割を担うものとする。

### (1) 地震発生後 24 時間程度まで

地震発生後 24 時間程度の間は、道路交通の機能が十分に回復しないことが想定されるため、人命救助の観点から最優先で輸送すべき救助救急要員及びその活動に必要な資機材については、道路輸送のほかヘリコプターを用いて輸送する体制を確保するとともに、消防用車両や救助に用いられる重機などについては、最優先で道路交通によって輸送する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要な物資、要員の通行を行う。

#### ア 道路輸送

まず第一に、消防車両、消防要員及び救助救急要員、その活動に必要な資機材、重機及び医療スタッフと医療資機材を最優先で被災地に通行させる。次に、緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資及び要員を被災地に通行させる。

以上の活動が一段落した後に、被災者に対する水、食糧等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を開始する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要な物資、要員の通行を行う。

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフ及び医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病患者などの後方搬送を行う。

### (2) 地震発生後 3 日目程度まで

地震発生後 2 日目からは道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、応急対策に必要な車両、傷病者や被災者の被災地外への輸送及び被災者に対する救援物資の輸送を行う。

#### ア 道路輸送

引き続き、消防車両、消防要員及び救助救急要員、その活動に必要な資機材、重機及び医療スタッフと医療資機材を最優先とするが、それに加えて避難者に対する水、食糧、毛布等の救援物資の輸送、傷病者や被災者の被災地外への搬送などの応急対策を目的とする車両などを通行させる。

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフ及び医療資機材等の緊急性を要する要員及び物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病患者などの後方搬送を行う。

### (3) 地震発生後 4 日目以降

地震発生後 4 日目以降は、道路交通の機能が安定することが想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

また、緊急性を要する要員、物資の輸送にはヘリコプターを活用するものとする。

#### ア 道路輸送

応急対策のために必要な車両や、復旧活動のために必要な車両を通行させる。

イ 航空輸送

緊急性を要する要員及び物資の輸送及び重傷者や重病者などの後方搬送等を行う。

---

## 6 記録の整備保管

---

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

## 第10章 環境・保健衛生対策

【福祉厚生部、総合調整部、応急対策部、市消防本部、市民病院、橋本警察署、かつらぎ警察署、その他関係部班関係機関等】

市本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿など生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置など、関係機関の協力を得て、環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。また、家屋の倒壊等による行方不明者の捜索を迅速に実施するとともに、死亡者の遺体を適切に処理する。

### 第1節 障害物の除去 【水防土木班、住宅・公園班、その他関係各班】

#### 1 基本方針

市本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、又は災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。市本部のみで実施が困難なときは、県支部に対し、応援協力を要請する。

- (1) 応急対策部は、応急措置を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。
- (2) 市消防本部及び応急対策部は、水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

#### 2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、概ね、次のとおりである。

##### (1) 応急措置時

- ア 住民の生命・身体、財産等の保護のため、除去を必要とするもの
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他応急活動の実施のため、除去を必要とするもの
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため、除去を必要とするもの
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とするもの

##### (2) 災害後

- ア 公共の場の障害物  
災害により、道路その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物
- イ 個人住宅等の障害物  
災害により、個人の住居及びその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物のうち、居住者自らの資力で除去することが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼす部分に限る。

### 3 除去の方法

---

#### (1) 応援、協力

市消防本部及び応急対策部は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班及び土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去を行う。

#### (2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

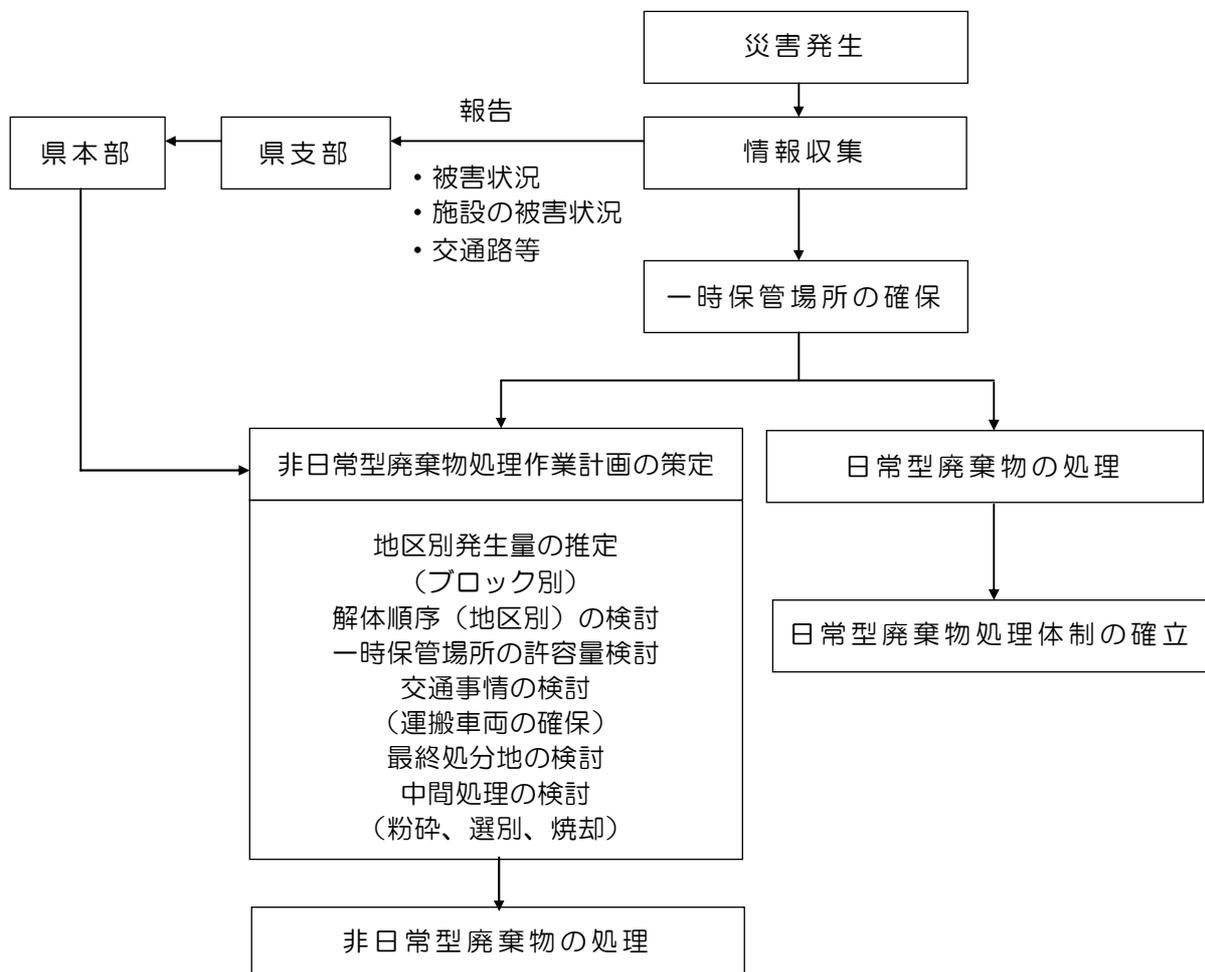
## 第2節 ごみ処理 【環境班】

### 1 基本方針

災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、大量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。

被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

#### 【市本部の活動フロー】



### 2 被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。

県本部への報告内容としては、「災害廃棄物の発生量」、「被害区域」、「倒壊家屋等の数量」、「廃棄物処理施設等の被害状況」等とする。

### 3 一時保管場所の確保

災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は、できる限り分別して積み置きすることとする。

### 4 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

#### (1) 清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、概ね、次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

- ア 搬車 1台（運転手付き）
- イ 業員 1～2人
- ウ 要器具 スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

#### (2) 収集の方法

- ア 収集車両  
市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。  
\*し尿、ごみ収集車 【資料編 P-100 参照】
- イ 収集範囲  
被災地区、近隣地区、避難場所から出たごみの直接収集を行う。
- ウ 収集順位  
腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難場所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。
- エ 集積場  
ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積場を選定する。
- オ 分別収集の周知  
収集にあたっては、ごみの分別について住民への周知に努める。

#### (3) 処理の方法

- ア 処理施設  
橋本周辺広域ごみ処理場エコライフ紀北で処理するが、避難場所や事業所等で焼却施設を有する所は、これらの施設を利用する。なお、施設の処理能力を超える場合は、一時保管場所（仮設置場）を確保し、一時的に集積・保管の上順次処理する。  
ごみ処理施設については、基本計画編第2部災害予防計画第3章第7節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

イ 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。

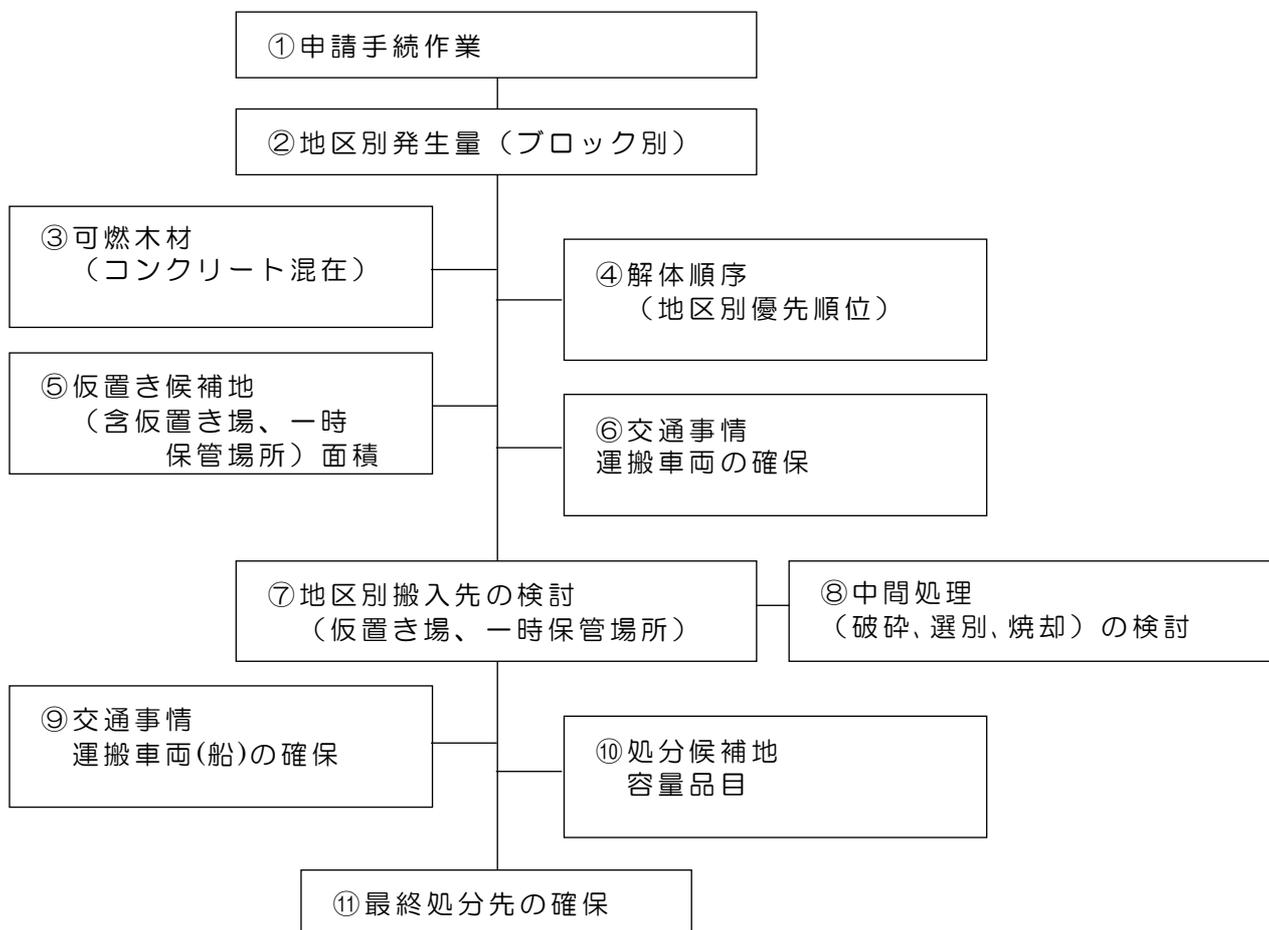
ウ 自家処理

食物の残廃物（生物）は、できるだけ土中に埋めるなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

## 5 非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破砕、分別）の実施の有無等についても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

### 【非日常型廃棄物処理作業計画フロー】



### (1) 倒壊（焼失）家屋からの廃棄物の処理

原則として、被災者自らが処理することとするが、被災者自らによる処理が困難な場合は、市が処理する。廃棄物の収集・運搬については、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、住民自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。なお、アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等、別途処理方法を検討する。

**(2) 最終処分地（埋立処分地等）の確保**

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみを中心となるので、埋立処分地等の最終処分地の確保に努める。

**(3) 大規模災害発生時における対応**

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

## 第3節 し尿処理 【環境班】

### 1 基本方針

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。

また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶によりトイレが使用できなくなることが想定されるために、県支部を通じ県本部等に応援を要請し、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

### 2 し尿の収集

環境班は、被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請するものとする。

#### (1) し尿清掃チームの編成

し尿の収集・運搬は、概ね次の基準により、し尿清掃チームを編成し実施する。

- ア バキュームカー 1台（運転手付き）
- イ 作業員 1～2人

#### (2) 収集の方法

##### ア 収集車両

環境美化センター及び民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

\*し尿処理収集車【資料編 P-100 参照】

##### イ 収集範囲

くみ取範囲は、避難場所を中心に被災地区を速やかに行う。

##### ウ 容器の配布等

バキュームカーによる収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

#### (3) 応援の受け入れ

近隣市町等からの応援作業は、収集体制が可能になった状態から7日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

### 3 処理の方法

---

#### (1) 処理施設

し尿処理場において処理するが、市独自での処理が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。し尿処理施設については、基本計画編第2部災害予防計画第3章第7節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

#### (2) 処理施設の応急復旧

処理施設が、災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように、速やかに応急復旧措置をとるとともに、市本部に連絡報告する。

## 第4節 保健衛生及び防疫 【医療救護班、医療班、避難所運営班】

### 1 基本方針

災害発生時においては、常時医療的ケアを必要とする難病患者・人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等の救護及び感染症患者の早期発見等が必要となる。そこで、保健活動、検病調査、広報活動及び感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒並びに防疫活動等を迅速に実施する。

### 2 保健活動

#### (1) 実施担当

医療救護班は、被災地及び社会福祉施設、避難場所、応急仮設住宅等において、巡回健康相談、健康診断、訪問指導等の保健活動を実施する。実施にあたっては、橋本保健所の指導・指示に基づくものとする。

ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、県支部を通じて県本部・国へ、また、協定市、近隣市町、その他関係機関へは、市本部から応援を求めて、実施する。

#### (2) 活動内容

- ア 各種保健福祉施設の被害状況の把握
- イ 難病患者、人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等への対応
- ウ 派遣保健師  
派遣保健師の保健活動は、橋本保健所長の指示に基づき実施する。
- エ 保健師の活動

(ア) 災害発生直後の混乱期（～7日目）	a 救護活動 b 入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整 c 避難者、避難場所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整
(イ) 避難者が定着し始める時期（8日目～15日目）	a 救護活動 b 関係機関との連絡調整 c 保健予防活動
(ウ) 避難場所が一時的な滞在施設として確立する時期（16日目～1箇月）	a 保健予防活動 b 関係機関との連絡調整 c 避難者の健康状態調査と要援護者と要指導者の把握
(エ) 避難場所が生活の場として定着した時期（2箇月目～）	a 保健予防活動 b 関係機関との連絡調整 c 避難場所巡回健康相談 d 健康教育 e 健康診査活動

#### (3) 報告、記録

市本部は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

---

### 3 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の対策

---

医療救護班は、地震発生後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

---

### 4 栄養指導対策

---

医療班は、災害の状況により必要があると認めたときは、橋本保健所、橋本市民病院と連携して管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

- (1) 炊き出し、給食施設の管理の指導及び協力
- (2) 在宅慢性疾患者に対する食事指導
- (3) その他、災害発生時における栄養指導

---

### 5 食品衛生・環境衛生対策

---

#### (1) 災害緊急衛生班の編成

医療救護班は、災害の状況により必要があると認めたときは、橋本保健所の指示・指導を踏まえ、災害緊急衛生班を編成し派遣する。

#### (2) 災害緊急衛生班は、次の活動を行う。

- ア 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、指導並びに情報提供
- イ 救護食品等の検査
- ウ 飲料水の試験検査
- エ 避難場所における食品・環境衛生確保
- オ その他、飲食等に起因する害の発生防止

---

### 6 仮設浴場の供給

---

市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県支部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。

---

### 7 防疫

---

#### (1) 実施担当

医療救護班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、橋本保健所の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援を求めて実施する。

#### (2) 活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、医療救護班員による防疫班を構成する。

### (3) 活動内容（防疫の種別と方法）

- ア 広報活動  
被災地区での衛生管理に関する広報活動を、橋本保健所と連携して行う。
- イ 検病調査及び健康診断  
(ア) 医療救護班は、検病調査及び健康診断を実施する。  
(イ) 橋本保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。
- ウ 避難場所の衛生指導  
(ア) 避難場所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行及び汚物処理の指導を行う。  
(イ) 避難所運営班は、病院部医療班の協力を得て、炊事従事者の細菌検査を実施する。  
(ウ) 避難所運営班は、避難場所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて、医療救護班に依頼し、健康診断を実施する。
- エ 清潔及び消毒の実施  
(ア) 医療救護班は、被災地区の状況に応じて橋本保健所に連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第27条の規定による清潔及び消毒の実施の指示を橋本保健所より受け、実施する。  
(イ) 実施要領
  - a 清潔方法  
清潔対象物は、主としてごみ、汚泥、し尿の処理であり、その方法は、本章第1節「障害物の除去」、第2節「ごみ処理」及び第3節「し尿処理」による。
  - b 消毒方法  
感染症予防法施行規則第14条及び第16条から第19条までの規定による。
- オ そ族、昆虫等の駆除  
(ア) 被災地区の状況、被災季節等に応じ、橋本保健所に連絡し、感染症予防法第28条の規定によるそ族、昆虫駆除の実施の指示を橋本保健所より受けて、実施する。  
(イ) 実施要領は、感染症予防法施行規則第15条の規定による。
- カ 家庭用水の供給  
(ア) 市は、災害応急活動の一環として飲料水の確保に努めるとともに、被災地域において感染症予防法第31条の規定による家庭用水の供給を行う。  
(イ) 実施方法は、第8章第1節「給水」に定めるところによる。
- キ 患者等の入院  
(ア) 被災地区において感染症患者又は保菌者が発生した場合は、橋本保健所は、感染症指定医療機関（公立那賀病院、県立医大紀北分院）に速やかに収容する。  
(イ) 交通途絶のため、上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、橋本保健所が、指定医療機関以外の病院・診療所に収容する。
- ク 臨時予防接種  
医療救護班は、災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施又は臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、橋本保健所と協議し、指示を受けて実施する。

#### (4) 報告、記録、整備

##### ア 報告

医療救護班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、災害防疫活動実施状況を、毎日電話及び文書により、橋本保健所を通じて県本部へ報告する。

##### イ 記録の整備保管

市本部で整備保管を要する記録は、次のとおりである。必要に応じて、橋本保健所に提出する。(県計画を参照)

(ア) 災害状況報告書

\* 災害状況報告書(様式1号)【資料編 P-581 参照】

(イ) 防疫活動実施状況報告書

\* 防疫活動実施状況報告書(様式2号)【資料編 P-582 参照】

(ウ) 災害防疫経費所要額調及び関係書類

(エ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類

(オ) そ族、昆虫等の駆除に関する書類

(カ) 家庭用水の供給に関する書類

(ク) 患者台帳

(ク) 防疫作業日誌

---

## 8 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

---

防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達について、あらかじめ関係機関及び医薬品取扱業者等と協議するなど、備蓄及び調達方法を確立しておくものとする。

---

## 第5節 行方不明者の搜索・遺体の処理 【被災者確認物資調達班、生活支援班、福祉班、市消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署】

---

### 1 基本方針

---

被災者確認物資調達班は、消防・警察など関係機関と協力し、災害による行方不明者又は死者に対して、次の措置を行う。市本部のみで実施が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援を要請する。

### 2 行方不明者の搜索

---

#### (1) 実施担当

被災者確認物資調達班は、消防部、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を早急に実施する。

#### (2) 搜索の対象

行方不明の状態である者が、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

#### (3) 実施方法

搜索は、次の点に留意し実施する。

- ア 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。
- イ 必要に応じて、船艇その他資機材を借り上げる。
- ウ 行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。
- エ 行方不明者の搜索は、上記によるほか第7章第1節「救助救急対策」に基づき、実施する。

#### (4) 報告、記録

県本部に、次の記録を報告するとともに、整備保管する。

- ア 記録の整備保管
  - (ア) 搜索状況記録等
  - (イ) 搜索用機械器具燃料受払簿
  - (ウ) 搜索用機械器具修繕簿
- イ 報告内容
  - (ア) 実施年月日
  - (イ) 実施地域
  - (ウ) 実施方法及び状況
  - (エ) 搜索対象行方不明者数、その他

### 3 遺体の処理

---

#### (1) 発見時の措置

生活支援班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、速やかに所轄警察署に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体を処理する。

#### (2) 実施担当

医療救護班又は医師は、生活支援班等の協力により遺体を処理する。ただし、市のみで実施できないときは、県支部を通じ県本部に要請し応援を要請する。

#### (3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体

#### (4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理をする。

#### (5) 災害救助法が適用された場合の実施方法

災害救助法が適用された場合における遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社和歌山県支部が実施する。

---

### 4 遺体の収容

---

#### (1) 警察等からの引渡し

生活支援班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、所轄警察署の協力を得て、警察署による検視又は医師の検案を終えた後、遺体の引渡しを受け、棺やドライアイスを準備し、遺体を収容する。

#### (2) 収容場所の設置

公共施設を中心とした、既存の建物から遺体収容所を指定するとともに、遺体を搬送収容し、検視、遺族への引渡し等の適正迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

#### (3) 身元、引取先の確認

所轄警察署、その他関係機関の協力を得て、身元不明遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

#### (4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、遺体処理票及び遺留品処理表を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

---

## 5 遺体の火葬

---

### (1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無に関わらずその遺族による火葬が困難な遺体又は一定期間が経過しても身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体。

### (2) 実施要領

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- ア 死亡者数の把握
- イ 火葬計画の作成
- ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイス、及び棺等資機材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

### (3) 実施方法

事故死亡等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後、火葬する。

### (4) 県本部への応援要請

遺体が多数あり、市独自で火葬処理不可能な場合及び棺等の資機材の調達が困難な場合は、県支部を通じ県本部に対して応援を要請する。

### (5) 遺品、記録の保存

引取人がない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

### (6) 漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱う。

## 6 動物保護管理 【生活支援班】

### 1 基本方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県において、「災害時動物救護本部」が設置され、獣医師会、動物愛護関係団体等の協力・連携のもと、動物保護活動を行う。

### 2 動物保護管理

#### （1）避難所等における被災した動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、「拠点避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう次の支援を行う。

- ア 避難所での動物の飼養状況の把握
- イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- ウ 動物愛護ボランティアの派遣
- エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置）
- オ 動物の飼養者や里親捜しのための情報の収集・提供
- カ ペットの動物に関する相談の実施等
- キ 動物に関する寄付金の管理・配分
- ク 県・市外等からの受援体制の確保

#### （2）被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき次の保護を行う。

- ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
- イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

## 第11章 災害ボランティア及び赤十字奉仕団活動等

【福祉厚生部、市社会福祉協議会、関係機関】

地震時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

また、各種の災害応急対策活動において市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、奉仕団の動員等により、対策活動に従事する要員を確保する。

### 第1節 災害ボランティア

【被災者支援班、市社会福祉協議会、関係機関】

#### 1 基本方針

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合、被災者支援班は、市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

#### 2 災害ボランティアの支援に関する対応

##### (1) 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として市有施設等に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。

##### (2) 災害ボランティアセンターの運営

ア 市社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、被災者支援班と共同して災害ボランティアセンターの運営にあたる。

イ 市外の自治体に対して、居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

ウ 災害ボランティアセンター及び被災者支援班は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

エ 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

### 3 活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主として、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(水くみ、炊出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- (3) 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配達等)
- (5) その他被災者の生活支援等復旧・復興に必要な活動

### 4 専門ボランティアとの協力に関する対応

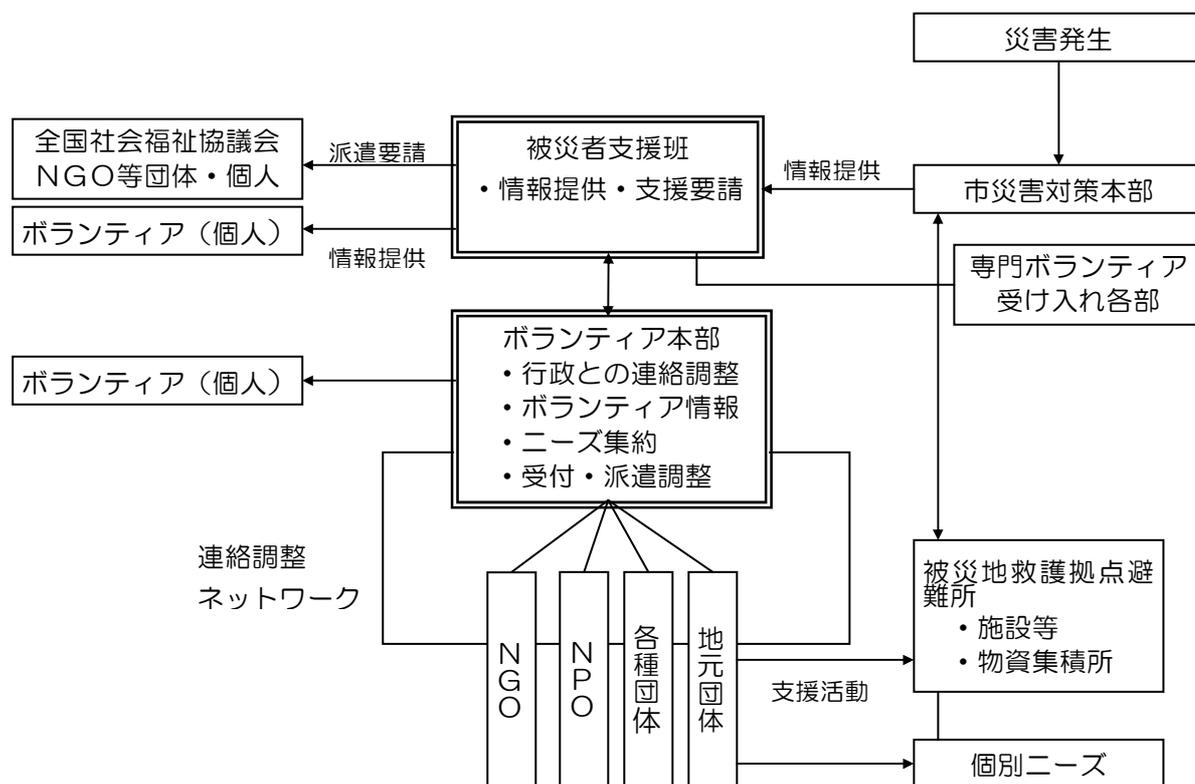
#### (1) 専門ボランティアの派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア、(ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師、消防等)の派遣が必要な場合、県支部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する。なお、必要に応じ市本部から直接、専門ボランティアに要請する。

専門ボランティアの募集、登録、派遣調整については、県本部において関係団体と連携して行うものである。

#### (2) 専門ボランティアとの協力体制の確立

派遣された専門ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市本部の各担当班は、受け入れ及び協力体制を迅速に確立し、応急活動にあたる。



---

## 第2節 赤十字奉仕団活動 【被災者支援班】

---

---

### 1 基本方針

---

赤十字奉仕団は、災害が発生し、その応急対策活動において市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、市本部と協力して応急対策活動に従事する。

---

### 2 奉仕団員の動員

---

#### (1) 実施担当

被災者支援班は、奉仕団員の動員を行う。

#### (2) 奉仕団

ア 日本赤十字社橋本市赤十字奉仕団

---

### 3 活動内容

---

奉仕団は、主として次の活動に従事する。

- (1) 炊き出しその他災害救助作業（避難場所奉仕を含む。）
- (2) 清掃作業
- (3) 防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) 上記作業に類した作業
- (6) 軽易な事務の補助

---

### 4 記録

---

奉仕団の奉仕を受けた班又は機関は、次の事項について記録し、保管する。

- (1) 奉仕を必要とした作業の内容、期間
- (2) 奉仕団の名称及び代表者氏名、人員
- (3) その他、必要な事項

## 第3節 命令による活動 【関係各班】

### 1 基本方針

災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、命令を執行し、活動要員を確保する。

### 2 命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事(県本部長)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (災害救助を除く。)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事(県本部長)
	協力命令		
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市本部長(市長) 警察官
		災害対策基本法第65条第2項	
危害防止措置	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

### 3 命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にいる者
災害対策基本法による市本部長(市長)の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者

### 4 従事命令等の実施担当

市本部においては、次の部班が従事命令の執行等を担当する。

水防土木班は、水防作業のための水防法による従事命令及び、災害対策基本法による従事命令を担当する。

### 5 記録

担当班は、従事命令を発したときは、従事台帳を作成し記録する。

---

## 第12章 災害時要援護者対策

【福祉厚生部、その他関係各班、各社会福祉施設管理者、市社会福祉協議会】

---

地震発生時には、高齢者、心身障がい者、傷病者、児童、妊産婦、乳幼児を抱えるひとり親家庭、外国人等の災害時要援護者の健康及び生命は、平常時にはない危険にさらされる。災害時要援護者に対しては、特別な配慮をもって災害応急対策を推進する。

---

### 第1節 災害時要援護者対策

【福祉厚生部、その他関係各班、各社会福祉施設管理者、市社会福祉協議会】

---

#### 1 基本方針

地震が発生した場合、高齢者、心身障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者については、特別な配慮をもって迅速かつ的確な対策を行う。

---

#### 2 災害時要援護者対策

橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画に基づく。

## 第13章 文教施設等の応急対策

【市教育委員会、各学校長、園長他】

市本部は、災害に際し学校・園等の教育機関並びに文化財に対して応急対策活動を行う。

### 第1節 学校関係の応急対策

【教育総務班、学校班、避難所運営班、保育班、各学校長、園長他】

#### 1 基本方針

幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校、障がい児教育諸学校等において、地震発生時の応急対策を通じて、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

#### 2 公立学校・幼稚園・保育園・こども園等における防災体制

学校長、園長は、学校・園の実状や幼児・児童・生徒等の実態に応じ、次の点に留意しながら、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

##### (1) 緊急避難計画の策定

- ア 学校・園内での活動中を想定した計画
  - (ア) 校内防災組織及び避難場所を確立する。
  - (イ) 避難訓練のマニュアルを作成する。
  - (ウ) 年間計画の中に学校・園と関係団体が連携した避難訓練の実施を位置づける。
  - (エ) 災害発生時における教職員の幼児・児童・生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。
  - (オ) 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
  - (カ) 避難経路と避難場所の安全確保及び誘導の方法を明らかにする。
  - (キ) 教職員の配備と幼児・児童・生徒等の安全確認を明らかにする。
- イ 学校・園外での活動中を想定した計画
  - (ア) 地震が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

##### (2) 災害時活動体制の確立

- ア 学校長、園長は、地震の発生に備えて、次のような措置を講じる。
  - (ア) 幼児・児童・生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに保護者との連絡体制を確認しておく。
  - (イ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。

- (ウ) 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し、教職員に周知させる。
- (エ) 災害発生時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに、以下の点に留意し、具体的なマニュアルを作成する。
  - a 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
  - b 学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
  - c 職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし市教育委員会に登録するとともに、市教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
  - d このマニュアルは、あくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。
- イ 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。
- ウ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市本部の協力が得られるよう、日頃より連携を密にする。
- エ 特に障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
- オ 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- カ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにしておく。
- キ 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

---

### 3 公立学校・幼稚園・保育園・こども園等における応急対策

---

#### (1) 地震時の応急対策

地震発生時において、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

- ア 学校・園内での授業中の場合
  - (ア) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。
  - (イ) 災害の規模、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて、救援を依頼するとともに、速やかに市本部へ報告する。
  - (ウ) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。
  - (エ) 状況に応じ、市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
  - (オ) 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。
- イ 学校・園外での活動中の場合
  - (ア) 学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるように、活動場所の状況について適切に把握する。

(イ) 学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後校長等に連絡する。

ウ 課業時間外の場合

(ア) 震度5弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、学校長、園長及び職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、学校長、園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行う。また、学校長、園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合(原則的に自転車等で120分以上)は、自宅から最寄りの学校等にて、所属長の指示を受けながら対応する。

(イ) 職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園又は該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。学校長、園長は、生徒等の安否情報を、逐次教育部に報告する。

[校長]	—————	[教頭]	—————	[教務主任]	—————	[学年主任]	—————	[各学級担当]
//		//		//		//		//
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導 教育委員会へ報告		生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導		全校生徒等の安否確認		学年生徒等の安否確認		担任生徒等の安否確認

(2) 避難場所開設時の対応

学校・園において避難場所が開設される場合、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア 避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。

(ア) 課業中に災害が発生した場合には、生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について、市本部と協議する。

(イ) 各学校・園の実状に応じた避難場所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

(ウ) 災害発生直後においては速やかに市から避難所従事職員を派遣し、自主防災組織(区・自治会等)の役員や避難住民の意見で推薦された人などを中心に拠点避難所運営の中心人物を選出し、学校長・園長は、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

(エ) 学校・園は、平常時より市教育委員会及び防災推進室との情報交換・連絡を行っておく。

(オ) 学校・園へ避難してくる被災者は、生徒等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難場所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図る。

イ 生徒については、安全が確認できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害対応活動に参加させることも検討する。

## 4 応急教育対策

### (1) 災害復旧時の体制

- ア 学校長、園長は、教職員、幼児・児童・生徒等を掌握の上校舎内外の整備を行い、幼児・児童・生徒等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して、教育部に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- イ 教育部は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期す。
- ウ 教育部は、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災生徒等の安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる幼児・児童・生徒等は、学校・園に収容し指導する。
- エ 学校・園が避難場所等になったため授業再開が困難な場合、教育部は、当該学校・園に対して支援教職員の派遣、市職員の派遣等を行い、場合によっては、他の公共施設の確保を図ること等により、早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- オ 学校長、園長は、災害の推移を把握し、教育部と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

### (2) 学校施設等の確保

市本部は、学校施設等が被害を受けた場合は、次の方法により、校舎等施設の確保に努める。

#### ア 被害程度別の予定施設

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

- (ア) 応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急修理し使用する。
- (イ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、2部授業等の方法を行う。
- (ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。
- (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公共施設を利用する。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎の建設に努める。

#### イ 施設の応急復旧

教育総務班は、住宅・公園班と協力し、被災後速やかに被害校舎等の維持保全及び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

#### ウ 施設利用の応援

- (ア) 学校班は、市内隣接学校及びその他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上実施する。
- (イ) 教育次長は、隣接市町施設を利用の場合、市本部長（市長）と協議の上決定し、県支部を通じ県本部に応援を要請する。

#### エ 公民館その他社会教育施設の対策

避難所運営班は、災害時には社会教育施設が、避難場所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

### (3) 教育職員の確保と被災調査

教育部及び各学校長は、災害により、教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県支部を通じて県本部に被災教育職員の報告を行う。

ア 次の順序により、職員を確保する

(ア) 被災し、勤務できない者が少数のときは、学校内において操作する。

(イ) 教育部は、学校内で操作できないとき、各学校長の要請に基づき、市内学校間において操作する。

(ウ) 教育部は、市内学校間で操作できないときは、県支部を通じ県本部に応援又は斡旋を要請する。

イ 被災教育職員の調査報告

学校班は、災害発生に伴い被害を受けた教職員を調査し、県支部を通じ県本部に報告する。

### (4) 応急教育の措置

教育部は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

ア 学用品を損失した生徒等のみの負担とならないよう配慮する。

イ 学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、生徒等の健康等に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況を考慮し、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が長期間にわたり不可能となるとき学校の生徒等との連絡方法は、子ども会等の組織を整理工夫する。

---

## 5 学校給食の応急措置

---

### (1) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り、継続して実施するよう努める。

イ 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。

### (2) 給食の一時中止

生徒等に対する給食は、次の場合に一時中止する。

ア 給食施設に相当な被害を受け、事実上給食の実施が不可能な場合

イ 感染症、その他の危険発生が予想される場合

ウ 給食用物資の入手が困難な場合

エ その他、給食の実施が適当でない認められる場合

### (3) 被害状況等の調査報告

学校班は、炊出し班と協力しながら、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県支部を通じ県本部に報告する。

ア 学校給食用物資被害状況調査

イ 生徒等被災状況調査

## 6 学用品の支給

### (1) 実施担当及び応急措置

学校班は、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

### (2) 支給の種別

学用品の支給、斡旋は、災害の程度により、次の種別に区分して扱う。

#### ア 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、学用品を失った生徒等に対して、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

#### イ 災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されない場合、学用品は本人の経費負担とする。

### (3) 調達、支給の要領

学用品の調達、支給は、次の要領で行う。

#### ア 災害救助法が適用された場合

##### (ア) 被災生徒等の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

##### (イ) 被災学用品の調査・報告

学校班で調査し、教育総務班でまとめ、県支部を通じ県本部へ報告する。

##### a 被災者名簿の作成

各学校において、速やかに生徒等に対する調査を行い、被災者名簿を作成する。同名簿は、住宅の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

##### b 被災学用品の集計

aの被災者名簿により被災学用品を調査集計し、被災学用品一覧表を作成する。

##### c 被災学用品の報告

上記の被災学用品一覧表を作成し、県支部を通じ県本部へ提出する。

##### (ウ) 学用品の調達

県本部から指示があったときは、学校班が調達する。

##### (エ) 学用品の支給

学校班から各学校に引継ぎ、各学校において直接生徒等に支給する。

#### イ 災害救助法が適用されなかった場合

学校班において学用品を斡旋する。ただし、処理できない場合は、県支部を通じ県本部へ斡旋を要請する。

#### (4) 支給の方法

##### ア 割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当台帳により割当てを行う。割当てにあたっては、市本部被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

##### イ 給与券の発行

物資の割当てをしたときは、学用品給与券を各児童・生徒別に作成し、本人（保護者）に交付する。避難等により交付できないときは、学校班にて保管し、本人の登校を待って交付する。

##### ウ 支給

各学校は、学校班から一括学用品を受け取り、受領書（学用品給与券）と引換えに各生徒等に支給する。

#### (5) 記録

学校班は、次の記録を作成し、整備保管する。

- ア 被災生徒等名簿
- イ 被災学用品報告書
- ウ 学用品引継書
- エ 学用品割当台帳
- オ 学用品給与台帳
- カ 学用品受払簿

---

## 7 私立学校の応急教育対策

---

私立学校にあつては、公立学校に準じる。

---

## 第2節 文化財の応急対策

【避難所運営班、市消防本部、伊都消防組合消防本部他】

---

### 1 基本方針

---

避難所運営班は、災害により文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県支部を通じ県本部に報告するとともに、必要に応じて、移動可能な文化財は、安全な場所に移し、県支部を通じて県本部の指示を求める。

---

### 2 文化財の応急措置

---

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、ただちに市消防本部・市教育委員会等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。
- (2) 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。
- (3) 所有者及び管理団体は、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市本部（避難所運営班）に報告する。避難所運営班は、その結果をとりまとめの上、県指定の文化財にあっては県支部を通じ県本部へ、国指定の文化財にあっては、県本部を通じて文化庁へ報告するものとする。

\*文化財【資料編 P-129 参照】

## 第14章 ライフラインの応急対策 【応急対策部、総合調整部、市消防本部、伊都消防組合消防本部、電力・プロパンガス・通信の防災機関】

災害発生時には、市民生活及び防災関係機関の応急対策等に必要なライフライン施設(上水道、下水道、電力、プロパンガス、通信)の各施設関係者は、被害情報等の収集・伝達を迅速かつ緊密に行うとともに、応急措置・復旧対策にあたっては、相互に協力し合理的な対策を実施する。なお、各ライフライン関係事業所は、平常時から管路図等の資料の保管整備に努めるものとする。

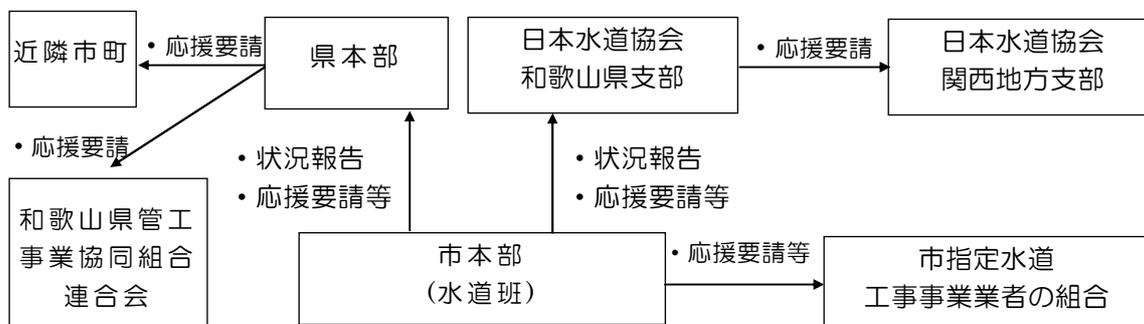
### 第1節 上水道施設の応急対策 【水道班】

#### 1 基本方針

水道班は、災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な資機材や人員等の確保とともに被害情報等の連絡体制を確立し、迅速かつ効果的に応急対策を実施する。

なお、市単独で水道施設の速やかな応急復旧ができない場合は、市指定水道工事事業者の組合、県本部、日本水道協会和歌山県支部等に応援を要請する。

#### 2 震災時の組織・連絡体制



#### 3 応急復旧資機材の備蓄・確保

##### (1) 応急復旧資機材の備蓄

近隣水道事業体との調整を図り、平常時から資機材の在庫量・保管状況を確認して台帳等で管理するとともに、定期的に点検整備する。

##### (2) 応急復旧資機材の確保

ア 備蓄している応急復旧用資機材を使用し、迅速に応急復旧作業を行う。

イ 不足する場合は、関係機関、県本部、市指定水道工事事業者の組合等に要請し、必要な資機材を調達する。

---

## 4 応急復旧要員の確保

---

### (1) 非常配備体制の確立

震災時に飲料水の確保、復旧及び情報収集・伝達等に必要な要員を確保するため、あらかじめ各（事業所）単位に職員の非常配備体制を確立する。

### (2) 休日・夜間の動員体制

休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ指定した災害時指定職員を中心に緊急措置を講じる。また、職員は被害状況に応じて各所属へ参集し、応急対策に従事するものとする。

### (3) 関係機関、工事業者等への応援要請

市職員の体制では早期の応急給水、応急対策が十分に行えないと判断される時は、県本部、日本水道協会和歌山県支部や市指定水道工事事業者の組合等の関係機関へ応援要請を行い、人員、機材等の導入を図る。

よって、市上下水道部は、市指定水道工事事業者の組合等との間で、応援可能な人員、動員方法等をあらかじめ協議しておくものとする。

---

## 5 被害状況の把握・報告・広報

---

### (1) 被害状況等の調査及び情報収集

応急復旧を効率的に進めるため、次に示すような被害調査を速やかに実施するとともに、被害情報の収集を行う。

- ア 上水道施設の被害状況
- イ 管理施設の被害状況
- ウ 断水地域、戸数
- エ 道路被害状況
- オ その他必要と思われる事項

### (2) 市本部、県本部への報告

水道班は、調査結果等の被害情報を、速やかに水道事故報告書により市本部に報告する。市本部（防災班）は、部門別被害状況等の被害報告書により県支部経由で、県支部を通じ県本部に報告する。

### (3) 広報

緊急時には、円滑に復旧作業を進めるため、市民に必要な情報を的確に提供し、理解と協力を求める。特に、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

## 6 各施設の応急復旧

---

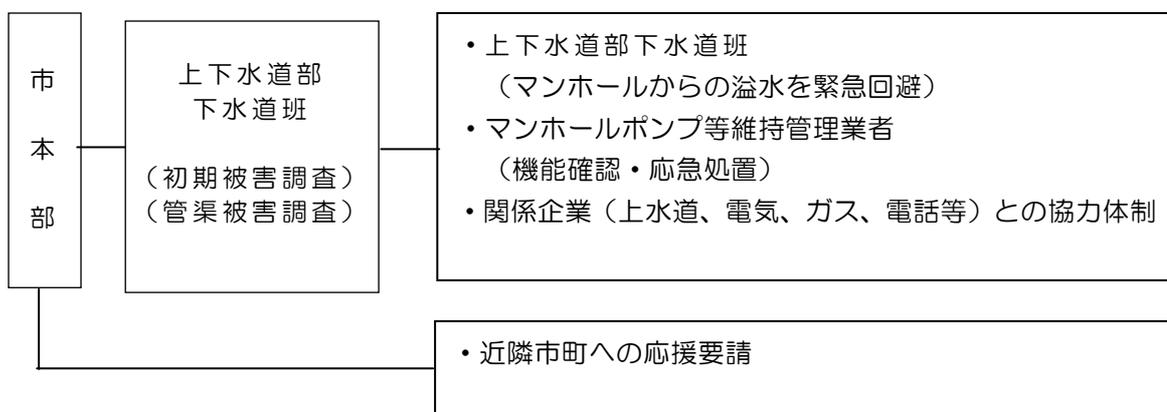
- (1) 取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水本管の復旧を最優先して行う。  
その後、病院、避難場所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管、水道等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- (2) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。
- (3) 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整をとる。
- (4) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、地下埋設物管理者へ事前に連絡を行う。

## 第2節 下水道施設の応急対策 【下水道班】

### 1 基本方針

下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとるものとする。また、市本部で単独に対応することができない場合には、県支部を通じて、速やかに県支部を通じ県本部に応援を要請する。

### 2 震災時の組織・連絡体制



### 3 関係機関との連絡協力体制

#### (1) 緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

各ライフライン管理者は、協力して実施できる事柄をあらかじめ検討しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急措置を行うこととする。

#### (2) 被害状況の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、プロパンガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害状況の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

#### (3) 水道事業体との相互協力

水道事業体が行う応急対策と相互に協力して迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

### 4 緊急調査・点検と緊急措置

#### (1) 緊急調査体制<下水道班>

ア 短時間による目視調査(マンホール、管渠)

(ア) マンホール周辺及び路面の異常の有無：マンホールポンプの異常を調査する。

陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止など

(イ) 被害状況を計測、写真、メモ等で記録する。

イ 緊急調査票の作成（関係機関や住民情報の整理）

## (2) 緊急措置

マンホールからの溢水をバキュームカーで排出处置を行う。

---

## 5 応急調査と応急措置

---

### (1) 応急調査

ア 管路破断箇所及び機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

イ 降雨等を伴う場合、必要があれば、雨水排水路の状況確認を行う。

### (2) 応急措置

ア 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

イ 管路機能回復のための応急処理を行う。

ウ 影響範囲区域の市民に対し、広報活動を実施する。

---

## 6 復旧計画の策定

---

(1) 緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路被害箇所の特定（一次調査）

(2) 被害箇所の個別調査（二次調査）

(3) 排水設備の損傷受付

(4) 復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

---

## 第3節 電力施設の応急対策【関西電力株式会社橋本営業所】

---

### 1 基本方針

---

地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

---

### 2 応急対策

---

#### (1) 突発的災害時の体制確立

地震等による突発的災害が発生した場合には、規模その他の状況により、応急対策を推進するための体制を確立し、直ちに応急措置を講ずる。

#### (2) 災害時における情報連絡

ア 災害発生時において、的確な被害情報等の把握及び復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

イ 災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立する。

#### (3) 対策要員の確保

ア 地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて把握しておく。

イ 地震時における組織的動員と連絡体制を確立するとともに、協力会社に応援を求める場合の連絡体制についても確立しておく。

ウ 対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに橋本営業所対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合、社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに橋本営業所に出動する。

#### (4) 地震時における広報

ア 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに橋本営業所に通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、プロパンガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ) その他の事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

### (5) 地震時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

---

## 3 復旧計画

---

### (1) 復旧資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他営業所・他電力会社等からの融通。

### (2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

### (3) 復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

### (4) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

- ア 送電設備
  - (ア) 全回線送電不能の主要線路
  - (イ) 全回線送電不能のその他の線路
  - (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
  - (エ) 一部回線送電不能のその他の線路
- イ 変電設備
  - (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
  - (イ) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
  - (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
- ウ 配電設備
  - (イ) 病院、交通・通信・報道機関、上水道、プロパンガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他の重要施設への供給回線

第2編 災害対策編 第1部 地震災害応急対策  
第14章 ライフラインの応急対策 第3節 電力施設の応急対策

工 通信設備

- (ア) 給電指令回線、制御・監視及び保護回線
- (イ) 保安用回線

## 第4節 プロパンガス施設の応急対策

【液化石油ガス販売事業者、市消防本部、伊都消防組合消防本部、署】

### 1 基本方針

液化石油ガス販売事業者は、速やかに応急対策を実施する。

### 2 プロパンガス施設の応急対策

#### (1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、大規模地震によるガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

イ 消防機関及び関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

#### (2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のため、ガスの供給停止等の必要な措置をとる。

#### (3) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として、液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が、次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止、又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

ア 火災が延焼拡大中であること。

イ 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

ウ 漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

#### (4) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図るものとする。

#### (5) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行うものとする。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

#### (6) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関は、これに協力するものとする。

**(7) 警戒区域の設定**

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100 メートルの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25%を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

**(8) 広報活動**

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

**(9) 避難措置等の指示及び解除**

市本部長（市長）及び警察等は、必要に応じ、第6章「避難対策」に従って避難勧告を行うものとする。

## 第5節 通信施設の応急対策【西日本電信電話株式会社和歌山支店

関係機関】

### 1 基本方針

地震が発生した場合は、災害等対策規定に基づき、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、適切な応急対策を講じる。

### 2 応急対策

- (1) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。
- (2) 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。
  - ア 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
  - イ 通信の確保（ポータブル衛星通信、移動無線車、非常用可搬形デジタル交換装置等の災害対策機器の出動）
  - ウ 特設公衆電話の設置
  - エ 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

### 3 通信確保のための応急措置

- (1) 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。
  - ア 第1順位  
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関
  - イ 第2順位  
ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
  - ウ 第3順位  
第1順位、第2順位に該当しないもの
- (2) 所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置
  - ア 通信用建物が被災した場合は、当該建物の継続運用のための応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められた場合は、他の建物の利用又は借入等の方法により、速やかに業務の開始を図る。
  - イ 交換機をはじめとする所内設備及び加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に、非常用可搬形デジタル交換装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

### (3) 特設公衆電話等の開設

避難場所等に特設公衆電話等を設置し、電話等の利便を図る。

### (4) 通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、又はそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- ア 通信が著しく輻輳する場合
- イ 通信電源確保が困難な場合
- ウ 回線の安定維持が困難な場合

### (5) 利用者への周知

地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- ウ 通信の利用者に対し協力を要請する事項
- エ その他、必要な事項

### (6) 非常・緊急通話の取り扱い

天災、事変、その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について、非常・緊急通話を取り扱う。

---

## 4 復旧計画

---

地震により被災した通信の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に、被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事を盛り込んだ復旧工事を、次のとおり行う。

- (1) 原状に復する工事を行う。
- (2) 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

---

## 第15章 各種施設等の応急対策 【各施設管理者等】

---

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保にあたる。

---

### 第1節 防災行政無線の応急対策 【防災班】

---

---

#### 1 基本方針

---

無線通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市本部と県本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

---

#### 2 県防災行政無線

---

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と県及び防災関係機関相互間の無線通信回線の確保にあたる。

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 防災相互通信用無線機の配置
- オ 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 防災相互通信用無線機による臨時通信回線の設定
- イ 職員による復旧の実施

---

## 第2節 放送施設の応急対策

【和歌山放送株式会社、日本放送協会和歌山放送局、テレビ和歌山株式会社】

---

災害発生時には、放送施設を災害から防護するとともに、施設が被災した場合には、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に放送の機能回復に努める。

---

### 1 和歌山放送株式会社

災害が発生した場合、「緊急放送の実施に関する協定」に基づいて速やかに緊急放送体制を整える。

#### (1) 放送所設備

演奏所が被災した場合、局員は送信所までの電話通信設備の確保も含めて機材使用確認を速やかに行い、放送可能な状態を確保する。

演奏所が使用不可になった場合には、送信所設備から直接放送を行うものとする。

---

### 2 日本放送協会和歌山放送局

災害が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。

#### (1) 放送所設備

和歌山テレビ中継放送所及び和歌山ラジオ放送所における空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

#### (2) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

- ア 臨時掲示板等による情報提供
  - イ サービスカーの派遣、避難場所等への拡声装置の取付
  - ウ 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設等
- 

### 3 テレビ和歌山株式会社

災害発生時には、「非常事態における放送実施要領」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速かつ的確に、放送維持に必要な措置をとる。

#### (1) 本社設備

ア 演奏所機器が被災したときは、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

イ 本社と送信所間の中継回線が不能のときは、番組中継用設備を設置して回線を確保する。

ウ 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

**(2) 放送所設備**

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

## 第3節 鉄道施設の応急対策

【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

### 1 基本方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、必要な応急対策を迅速に実施する。

### 2 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社（橋本駅）

地震発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置準則、災害時運転取扱要領の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

#### （1）応急対策（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社（橋本駅））

##### ア 地震時の運転規制基準と警備

##### （ア）運転規制値

速度制限	運転見合わせ
地震計が震度4（40ガル以上）を示したとき。 （標準） 規制範囲内を初列車は15km/h以下 初列車が到着し異常がなければ次列車 以降異常なしの通報があるまで45km/h以下	地震計が震度5弱（80ガル以上）を示したとき。 （標準） 規制範囲内には列車を進入させない 規制区間内を通過中の列車は速度15km/h 以下で最寄り駅に到着、運転中止 運転再開は左記と同様

（イ）震度4以上の地震が発生したとき、次により線路等の点検、巡回を実施する。

- a 震度4の場合、重点警備箇所スポット巡回と同時に、45km/h以下の速度による列車巡回を行う。
- b 震度5弱以上の場合、徒歩による線路巡回を行う。

イ 運転事故等が発生したときは、和歌山支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

#### 【事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲】

種別	設置の標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な列車事故が発生したとき</li> <li>・旅客が死亡したとき</li> <li>・多数の負傷者が生じたとき</li> <li>・主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に、必要と認めるとき</li> </ul>	招集可能者の全員 （A招集）
		招集可能者の半数 （B招集）
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列車事故が発生したとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき</li> <li>・その他、特に必要と認めるとき</li> </ul>	必要最小限の数 （C招集）

(注) 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

ウ 代替交通の確保

被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

---

### 3 南海電気鉄道株式会社（橋本駅）

---

地震が発生した場合、運転取扱心得並びに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

#### (1) 応急対策

ア 地震発生時の運転規制と警戒

(ア) 震度計が 40 ガル（震度 3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士並びに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに、列車の運転に注意を促す。

(イ) 震度計で 40 ガル～80 ガル（震度 4）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長並びに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、前方の見通しの範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。

(ウ) 震度計が 80 ガル（震度 5 弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

イ 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

ウ 本部の任務内容

本部は、次の業務を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 職員の非常招集

(ウ) 災害箇所の調査、報告

(エ) 救護活動の支援

(オ) 応急復旧用の資機材調達

(カ) 振替輸送及び代行輸送の手配

---

## 第4節 道路施設の応急対策

【応急対策部、県土整備部、和歌山河川国道事務所】

---

### 1 基本方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

### 2 通行の禁止及び制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止又は制限する。

通行の禁止及び制限を行った場合には、その内容を警察署や他の防災関係機関並びに県支部を通じて、県本部に速やかに連絡する。

### 3 応急復旧の優先順位

道路管理者は、協議会及び市が選定した緊急輸送道路に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

- (1) 市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
- (2) 協議会で策定した第一次緊急輸送道路
- (3) 協議会で策定した第二次緊急輸送道路
- (4) その他の路線

\*緊急輸送道路【資料編 P-110 参照】

市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

### 4 資機材・要員の確保

災害発生時には、市本部は、速やかに応急復旧のための資機材及び要員の確保にあたりるとともに、対応可能な事業者等の協力を得て、迅速な応急復旧作業を実施する。

そのため、協力を得られる事業者等とあらかじめ協議をしておくこととする。

### 5 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより、被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

### (1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県支部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

### (2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

### (3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

---

## 6 道路管理者間の相互協力

---

それぞれの道路管理者は、県支部を通じて県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急輸送道路ネットワークの早期確保に努める。

---

## 7 県道＜県本部（道路班）＞

---

県本部は、災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、あらかじめ指定された緊急輸送道路の交通の早期確保に努める。

### (1) 情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。収集した道路情報は、県支部を通じ県本部（道路班）に連絡する。

### (2) 応急復旧

ア 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ 緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、これのう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

ウ 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、和歌山県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。

---

## 8 国道＜近畿地方整備局、県本部（道路班）＞

---

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

(1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

- (2) 道路上の車両、道路上の倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- (3) 上下水道、電気、プロパンガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

---

## 9 京奈和自動車道<近畿地方整備局>

---

京奈和自動車道で災害が発生した場合は、近畿地方整備局の防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、職員等の非常出勤体制による災害応急活動に入る。

### (1) 防災機関等への連絡

近畿地方整備局は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

### (2) 点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

### (3) 交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、パトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

### (4) 初期消火及び火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

### (5) 救出及び応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、近畿地方整備局は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

### (6) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

---

## 10 林道

---

災害により被災した林道を、速やかに復旧する。また、路上の崩落、倒壊による障害物については、林道管理者、関係機関等の協力を得て除去する。

## 1 1 基幹農道

---

基幹農道について被災状況を速やかに調査し、応急復旧の必要なものについては、迅速な対応を図り、農道の緊急通行道としての確保に努める。

---

## 第5節 建築物等の応急対策 【住宅・公園班、各施設管理者】

---

---

### 1 基本方針

---

各施設の管理者は、各種公共施設や一般建築物等における人命の安全及び機能の確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減に努める。

---

### 2 各種公共施設

---

公共施設は、災害対策活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 実施担当

災害時における応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

#### (2) 予防措置

施設管理者は、平常時から災害の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは適宜、補強その他の処置をし、施設等の被害の予防、軽減に努める。

#### (3) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な対策を行い、被害の軽減を図る。また、自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

#### (4) 被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部及び関係機関に報告する。その後、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表を作成し、情報連絡班に提出する。なお、国及び県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について写真撮影及び記録し、保管する。

#### (5) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、市本部（住宅・公園班）は、必要に応じて県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

##### ア 被災建築物応急危険度判定調査

地震直後、早急に余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難場所へ避難した方がよいかなどを判定する。

イ 被災宅地危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し二次災害発生の防止を図るとともに、宅地の継続使用の可否を判定する。

**(6) 応急復旧措置**

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

---

**3 一般建築物**

---

**(1) 被害状況調査**

地震時には、二次災害を防止するため、前項(5)アに準じて被害状況調査を行う。

---

**4 市庁舎等の応急修理**

---

**(1) 被害状況の把握**

市庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査する。

**(2) 修理の対応**

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合には、関係課と協議の上、修理を行うものとする。

**(3) 仮設庁舎の設置**

市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、施設管理者は、必要に応じて仮設庁舎を確保する。

---

## 第6節 河川管理施設等の応急対策 【水防土木班、農林班】

---

---

### 1 基本方針

---

災害により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

---

### 2 河川管理施設及び砂防設備

---

二次災害を防止するため、市本部は、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防施設の応急復旧に努める。

#### (1) 応急対策

次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び資機材等の輸送体制の確立
- イ 河川管理施設及び砂防施設、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
- ウ 水門もしくは樋門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資機材及び設備の確保
- オ 被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

---

## 第7節 農林水産関係の応急対策 【農林班、その他関係各班】

---

### 1 基本方針

---

農林水産関係の施設等の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復に努める。

---

### 2 農業用施設

---

農林班は、農林水産業施設の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

#### (1) 被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を県支部を通じ、県本部に報告する。被害情報伝達対象農業用施設は、次のとおりである。

- ア 農業用ため池
- イ 揚排水機場とその付帯施設
- ウ 取水施設

#### (2) 応急対策

- ア 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
  - イ 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
  - ウ 施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災会、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたるものとする。
- 

### 3 農業集落排水処理施設

---

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害の状況を速やかに把握するとともに、早急に復旧工事を実施する。

- (1) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を行う。
- (2) 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

---

## 4 林道

---

農林班は、林道機能を維持するため、災害復旧事業を実施する。

---

## 5 治山施設

---

地震により堰堤、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

- (1) 施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に、人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防又は危険を排除できないと判断した場合は、市本部又は防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。
- (2) 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
- (3) 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

---

## 第8節 砂防施設等の応急対策

【水防土木班、農林班他】

---

### 1 基本方針

---

急傾斜地は、災害により崩壊崩落するおそれがあるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の早期復旧に努める。

---

### 2 応急対策

---

水防土木班は、災害により砂防設備等が被害を受け、被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施が必要なときは二次災害を防止するため、被害状況の巡視を行うとともに、応急復旧を図る。

#### (1) 情報の収集及び伝達

災害発生により砂防設備等が被害を受けた場合、自治会及び消防機関の協力を得て速やかに被害調査を実施し、被害状況を市本部及び県支部に報告する。

#### (2) 応急対策

災害により被災した砂防設備等の応急対策を講じる必要がある場合、応急作業に対応できる最寄りの建設業者に委託し、消防機関と協力して速やかに応急復旧に着手する。また、必要に応じ県支部を通じ県本部への要請を行う。

---

### 3 復旧計画

---

水防土木班は、災害により発生した被災部分が二次災害のおそれがあると判断した時は、以下の復旧計画に先がけて、必要な処置を行う。

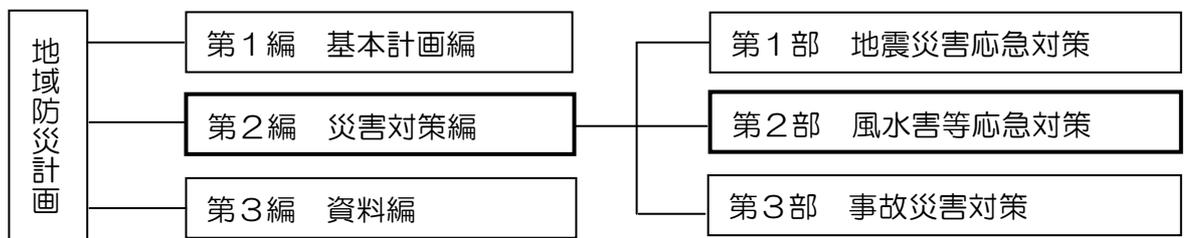
- (1) 災害による被災箇所を把握し、被害の確定調査に基づき速やかに復旧計画を立てるとともに、従前の機能を回復させるため被害状況に応じた復旧に努める。
- (2) 災害復旧事業により復旧する場合は、被災後速やかに詳細調査を行い、被害状況を県支部に報告する。
- (3) 災害復旧に国庫又は県費による補助を必要とするときは、被災後速やかに詳細にわたる被害確定調査をし、被害確定報告(県計画様式による工事箇所表)を作成し、災害発生後1週間以内に県支部に報告する。

なお、国及び県の補助対象となる施設が被災したときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録をし、保管する。

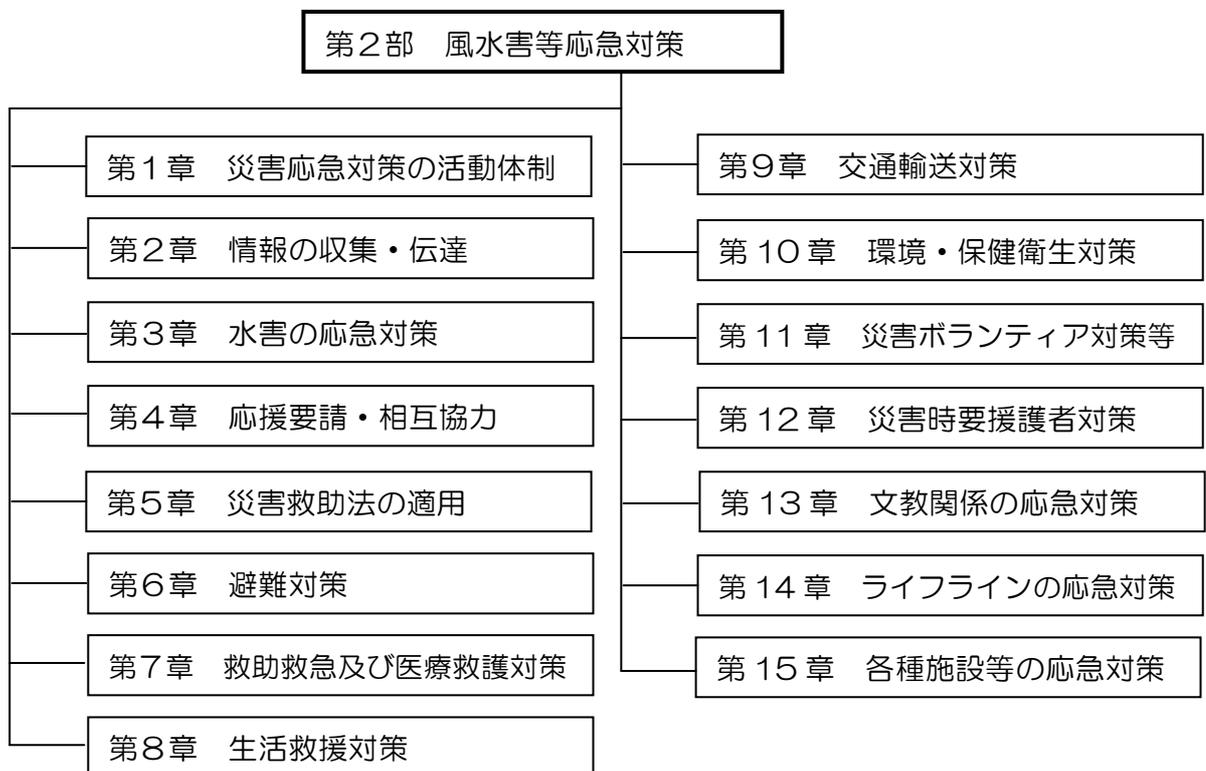
## 第2編 災害対策編

### 第2部 風水害等応急対策

#### 【第2編 災害対策編の体系】



#### 【第2部 風水害等応急対策の体系】



## 第1章 災害応急対策の活動体制 【市本部、各防災関係機関】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関（市及びその他防災関係機関）は、必要に応じて、警戒態勢を整え、災害対策本部等を設置して必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力体制のもとに災害応急対策を実施する。

体制	出動基準	体制区分	配備体制
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋本市域で暴風・大雨・洪水・暴風雪各警報のいずれかが発令されたとき。</li> <li>台風が和歌山県に接近する恐れがあるとき。</li> <li>大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があるとき。</li> </ul>	警戒1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部長</li> <li>農林整備課長</li> <li>都市整備課長</li> <li>警防課長</li> <li>防災推進室</li> </ul>
警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の気象警報が発令され、かつ小規模な災害発生のおそれがあるとき。</li> <li>台風が和歌山県に接近する恐れがあり、災害のおそれがあるとき。</li> <li>大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があり、災害のおそれがあるとき。</li> <li>集中豪雨・地すべり等により、災害が発生するおそれがあるとき。</li> <li>和歌山県に特別警報が発令されたとき。</li> </ul>	警戒2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事・総務部長・企画部長・市民生活部長・健康福祉部長・経済部長・建設部長・上下水道部長・消防長・教育次長・議会事務局長・会計管理者・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長</li> <li>総務部 財政課長、管財課長、税務課長、納税課長、債権回収対策室長</li> <li>企画部 秘書広報課長、広報広聴係の職員</li> <li>市民生活部 市民生活環境課長</li> <li>健康福祉部 保険年金課長、介護保険課長、福祉課長、健康課長、こども課長、いきいき長寿課長、地域包括支援センター長、幼保一元化整備室長</li> <li>経済部 係長以上の職員(主幹・副主幹を含む)</li> <li>建設部 係長以上の職員(主幹・副主幹を含む)</li> <li>上下水道部 係長以上の職員(浄水場を除く、主幹・副主幹を含む)</li> <li>教育委員会 教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、文化スポーツ室長、中央公民館長</li> <li>消防本部 次長、課長、署長以上の職員、警防課全員</li> <li>教職員 校長、教頭</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の気象警報が発令され、危機管理が必要と認められたとき。</li> <li>和歌山県が台風の暴風圏内に入り、危機管理が必要と認められたとき。</li> <li>大滝ダム放流に伴い、紀の川の洪水の危険があり、危機管理が必要と認められたとき。</li> <li>集中豪雨・地すべり等により、危機管理が必要と認められたとき。</li> </ul>	警戒3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒2号体制の職員</li> <li>総務部・企画部・市民生活部・健康福祉部・教育委員会課長級以上の職員</li> <li>消防本部全職員・署の2分の1の職員</li> </ul>
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>紀の川はん濫注意情報が発令されたとき。</li> <li>土砂災害警戒情報が発令されたとき。</li> </ul>	災対1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒本部体制の職員</li> <li>総務部・企画部・健康福祉部・教育委員会係長以上の職員(主幹・副主幹を含む)</li> <li>教職員 (状況に応じて) 教務主任、学年主任、生徒指導主任、体育主任、防災担当</li> </ul>
		災対2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒本部体制の職員</li> <li>各部の係長以上の職員(主幹・副主幹を含む)</li> <li>避難所従事職員・防災活動拠点従事職員</li> <li>教職員 教務主任、学年主任、生徒指導主任、体育主任、防災担当</li> </ul>
		災対3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員(臨時職員、非常勤講師を除く)</li> </ul>

## 第1節 警戒本部の設置

【総合調整部、消防部、応急対策部、その他関係各部班、各防災関係機関】

### 1 基本方針

気象状況等により災害の発生が予想されるときは、災害対策本部を設置する以前の体制として警戒体制をとり、気象・水防等の情報収集、事前準備及び災害対策本部の設置検討等を行う。

### 2 市計画に基づく警戒体制

#### (1) 警戒体制

#### 【配備基準と配備体制】

区分	配備基準	配備体制
警戒1号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋本市域で暴風・大雨・洪水・暴風雪各警報のいずれかが発令されたとき。</li> <li>台風が和歌山県に接近する恐れがあるとき。</li> <li>大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があるとき。</li> </ul>	防災の初動体制をとる次の職員が、それぞれ情報を収集し、警戒本部体制（警戒第2号体制）移行に向けての事前体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部長</li> <li>農林整備課長・都市整備課長・警備課長</li> <li>防災推進室</li> </ul>
警戒2号配備 (警戒本部の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の気象警報が発令され、かつ小規模な災害発生の恐れがあるとき。</li> <li>台風が和歌山県に接近する恐れがあり、災害のおそれがあるとき。</li> <li>大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があり、災害のおそれがあるとき。</li> <li>集中豪雨・地すべり等により、災害が発生するおそれがあるとき。</li> <li>和歌山県に特別警報が発令されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事・総務部長・企画部長・市民生活部長・健康福祉部長・経済部長・建設部長・上下水道部長・消防長・教育次長・議会事務局長・会計管理者・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長</li> <li>総務部 財政課長、管財課長、税務課長、納税課長、債権回収対策室長</li> <li>企画部 秘書広報課長、公報公聴係の職員</li> <li>市民生活部 市民生活環境課長</li> <li>健康福祉部 保険年金課長、介護保険課長、福祉課長、健康課長、こども課長、いきいき長寿課長、地域包括支援センター長、幼保一元化整備室長</li> <li>経済部 係長以上の職員(主幹・副主幹を含む)</li> <li>建設部 係長以上の職員(主幹・副主幹を含む)</li> <li>上下水道部 係長以上の職員(浄水場を除く、主幹・副主幹を含む)</li> <li>教育委員会 教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、文化スポーツ室長、中央公民館長</li> <li>消防本部 次長、課長、署長以上の職員・警防課全員</li> <li>教職員 校長、教頭</li> </ul>

第2編 災害対策編 第2部 風水害等応急対策  
第1章 災害応急対策の活動体制 第1節 警戒本部の設置

区分	配備基準	配備体制
警戒3号配備 (警戒本部の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の気象警報が発令され、危機管理が必要と認められたとき。</li> <li>・和歌山県が台風の暴風圏内に入り、危機管理が必要と認められたとき。</li> <li>・大滝ダム放流に伴い、紀の川の洪水の危険があり、危機管理が必要と認められたとき。</li> <li>・集中豪雨・地すべり等により、危機管理が必要と認められたとき。</li> </ul>	<p>災害応急対策に、特に関係のある次の職員で構成し、状況により速やかに災害対策本部体制に移行できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒2号体制の職員</li> <li>・総務部・企画部・市民生活部・健康福祉部・教育委員会課長級以上の職員(主幹を含む)</li> <li>・消防本部全職員・署の2分の1の職員</li> </ul>

(注) 配備体制は、本章第3節「職員の動員・配備」の配備別職員動員表に基づき、各班の班長は、状況に応じて臨機応変に動員する。

## (2) 警戒本部の設置

- ア 警戒第2号体制並びに警戒第3号体制の情報のとりまとめ・連絡調整のため、警戒本部を置く。
- イ 警戒本部は、市庁舎内2階防災推進室に置く。
- ウ 警戒本部の長は総務部長とする。なお、総務部長不在の場合は、建設部長、経済部長、消防長の順に、その職務を代行する。
- エ 防災推進室は、警戒2号体制とともに、警戒本部に、次のとおり設営するとともに、いきいき長寿課、福祉課及びこども課と平常時から連携し、避難行動要支援者住区別リストの準備を行う。

通信機器	直通電話、内線電話、防災推進室・総務課各1台
備品関係	机、椅子、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、強力ライト、庁内LAN用PC
防災資料	橋本市地域防災計画、和歌山県地域防災計画、ハザードマップ、防災会議名簿、自治会長名簿、電話帳、各種防災関係図面、白地図、住宅地図、地区別防災カルテ、その他必要資料

## (3) 担当所管と処理事項(警戒本部設置時)

### 【主要な防災担当課】

防災推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 警戒本部の運営</li> <li>(イ) 県総合防災情報システムによる情報収集及び県へ状況報告</li> <li>(ウ) 気象台、大滝ダム管理事務所の情報収集</li> <li>(エ) 関係各部課等の情報のとりまとめ</li> <li>(オ) 関係各部課及び関係機関への情報伝達</li> </ul>
市消防本部 消防署	(ア) テレ・メータの情報等を元に、河川巡視による情報収集と警戒本部への報告

建設部	(ア) 現場情報の収集と警戒本部への報告 (イ) 和歌山県河川雨量情報等による河川及び土砂災害の状況把握 (ウ) 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備
経済部	(ア) 現場情報の収集と警戒本部への報告 (イ) ため池、農道の状況把握

#### (4) 警戒本部設置時の周知連絡

防災推進室は、警戒本部を設置した場合は、庁内 LAN・庁内放送・電話等の連絡手段により各部部長に連絡する。なお、警戒本部長は、所管部長等に連絡するとともに必要に応じ、一般職員にも周知する。

#### (5) 廃止基準

- ア 市域で災害発生又は拡大のおそれが解消し、かつ応急対策が、概ね完了したと災害警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。
- ウ その他、警戒本部長が必要ないと認めたとき。

### 3 水防計画に基づく警戒体制

#### (1) 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、次の場合に水防本部を設置する。

- ア 和歌山県水防本部から水防活動の指令があるとき。
- イ 水防管理者（市長）が水防活動の必要を認めるとき。

#### (2) 非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により、消防機関への配備指令を行う。

##### 【水防本部の非常配備体制】

配備体制	配備基準	配備体制
予備配備体制	暴風、大雨、紀の川及び橋本川の各警報、または情報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、水防活動を必要とするとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局職員</li> <li>・課長級以上の職員</li> </ul>
第1 配備体制	災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備配備職員補佐級以上の職員</li> <li>・建設部の係長級以上の職員</li> </ul>
第2 配備体制	相当規模の災害が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号配備の職員</li> <li>・その他の部の係長級以上の職員</li> </ul>
第3 配備体制	大規模な災害が発生するおそれがあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>

**(3) 消防機関の処理事項**

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒・水防活動に従事する。

**(4) 災害対策本部への編入**

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、組織の一元化のため災害対策本部のなかに編入され、その後の水防活動を続ける。

---

## 第2節 橋本市災害対策本部の設置 【市本部、各防災関係機関】

---

### 1 基本方針

---

- (1) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、災害応急対策に対処する必要があるときは、市地域防災計画災害対策編の定めるところにより「橋本市災害対策本部」を設置する。
  - (2) 橋本市災害対策本部の編成及び組織等は、「橋本市災害対策本部条例」の定めるところによる。
  - (3) 災害対策本部は、災害の規模・程度によって、それぞれの配備体制をとる。
  - (4) 災害対策本部の下に、必要に応じ本部会議を設け、防災活動の基本方針を協議決定する。
- 

### 2 設置に関する事項

---

#### (1) 設置の検討

総務部長、建設部長、経済部長、消防長は、気象情報及び現場情報に基づく協議の上、災害対策本部の設置について、市長に意見具申することができる。

#### (2) 設置基準

概ね、次の基準に基づき設置する。

- ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
- イ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあり、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
- ウ 警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。市長不在、又は事故ある場合は、副市長、教育長の順に市本部長の職務を代行するものとする。
- エ その他、災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。

#### (3) 廃止基準

災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれが解消し、市本部長（市長）が市本部の廃止を適当と認めたとき、これを廃止する。

#### (4) 市本部の配備基準・配備体制

市本部長（市長）は、災害の種類、規模、程度等の配備基準によって、市本部における次の配備体制をとる。

【配備基準・配備体制】

区分	配備基準	配備体制
災害対策本部 1号配備	事態が切迫し、災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	指定職員で構成し、災害緊急対策活動が実施できる体制 ・警戒本部体制の職員 ・総務部、企画部、市民生活部、健康福祉部、教育委員会係長以上の職員（主幹・副主幹を含む） ・教職員 校長、教頭
災害対策本部 2号配備	市域において局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	係長以上の職員及び事前に指定された職員で構成し、遅滞なく災害緊急対策活動が実施できる体制 ・警戒本部体制の職員 ・係長以上の職員（主幹、副主幹を含む） ・避難所従事職員・防災活動拠点従事職員 ・教職員 教務主任、学年主任、生活指導主任、体育主任、防災担当
災害対策本部 3号配備	全市域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	所属職員全員を動員し、市の全組織・全機能を挙げて、災害緊急対策活動が実施できる体制 ・全職員（臨時職員、非常勤講師を除く）

(5) 各部情報連絡員

情報連絡員は、次の職員を充てる。情報連絡員は、災对本部と各部局間の情報伝達を行う。

各部情報連絡員	設置場所
総合調整部 情報連絡員（職員課）	災害対策本部控室
福祉厚生部 情報連絡員（保険年金課）	災害対策本部控室
緊急対策部 情報連絡員（農林整備課）	災害対策本部控室
教育部 情報連絡員（教育総務課）	災害対策本部控室
消防部 情報連絡員（警防課）	災害対策本部控室
病院部 情報連絡員（病院総務課）	災害対策本部控室

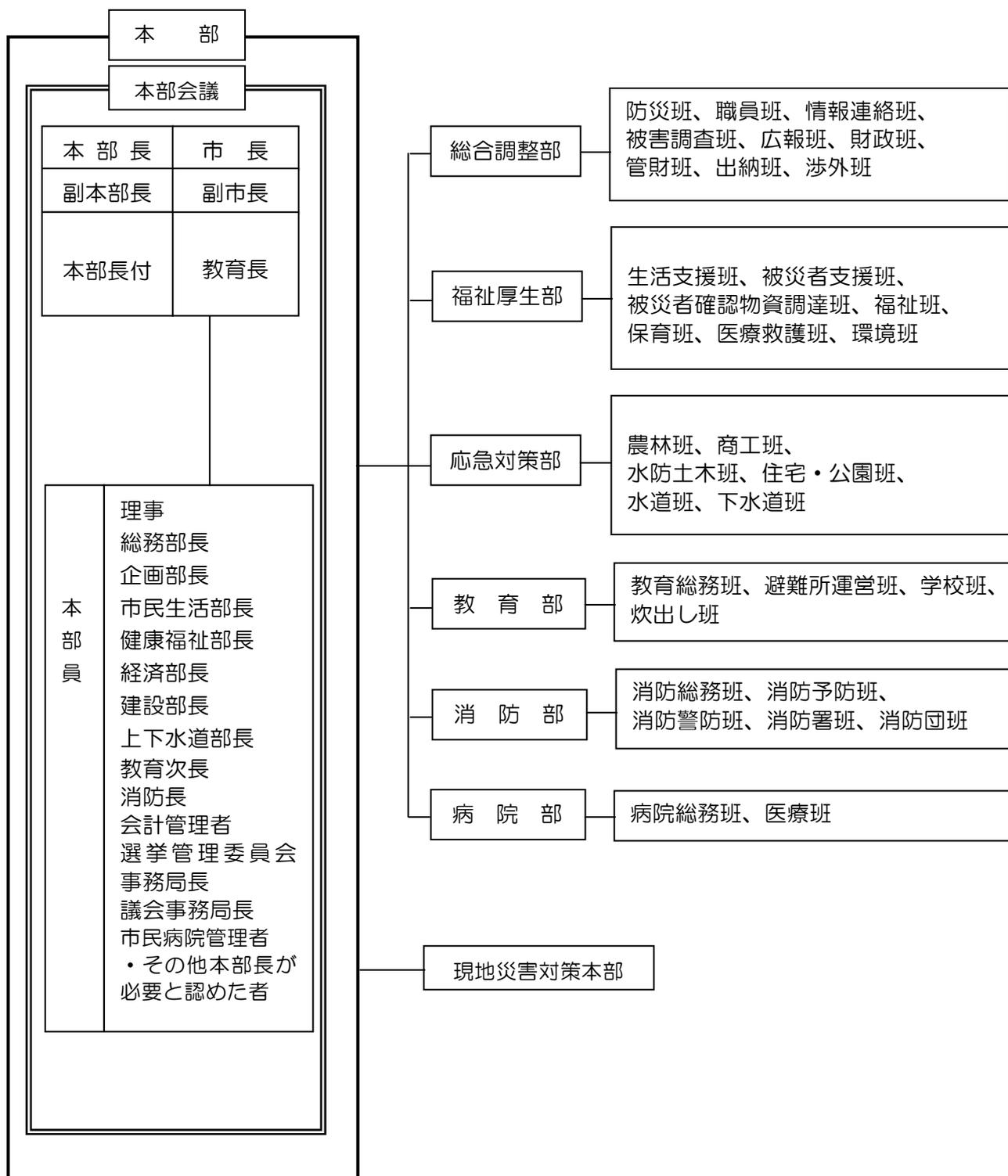
(6) 市本部の設置・廃止の伝達

市本部の設置及び配備体制が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

通知及び公表先	通知及び公表方法	担当班
本庁舎内の各部班	庁内 LAN、庁内放送、口頭、防災メール、移動系防災無線	防災班
上記以外の各部班	庁内 LAN、移動系防災無線、防災メール	
県本部・県支部	県総合防災情報システム、電話連絡、FAX	
防災関係機関 (市防災会議委員)	電話連絡、FAX	広報班
報道機関	口頭、文書、電話連絡、FAX	
一般住民	橋本市ホームページ、報道機関を通じての公表、広報車、防災行政無線、防災メール	

### 3 組織に関する事項

#### (1) 市本部の組織構成



医療チームが必要となったとき、病院事務局長を招集する。

**(2) 本部長・副本部長・本部長付**

- ア 本部長には市長を、副本部長には副市長を充てる。
- イ 本部長が不在又は事故ある場合は、副本部長が職務を代行する。
- ウ 本部長付に、教育長を充てる。
- エ 本部長付は、本部長及び副本部長が不在又は事故ある場合は、本部長付が職務を代行する。

**(3) 本部員・本部付本部員**

本部員は、各部の部長とし、応急対策活動を統轄する。なお、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

**(4) 本部会議**

市本部長（市長）が必要と認めたときは「本部会議」を開催し、次の事項を協議する。

- ア 市本部の設置及び配備並びに職員の動員に関すること。
- イ 避難準備情報（要援護者避難情報）、避難勧告、避難指示に関すること。  
第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」参照
- ウ 現地における指揮、視察、見舞い等に関すること。
- エ 災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。
- オ 災害の拡大防止対策に関すること。
- カ その他、災害に関連した必要な事項

**(5) 現地災害対策本部**

- ア 特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。
- イ 市本部長（市長）は、現地本部に必要な応じ、次の人員を派遣する。
  - （ア）副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部長を指定する。
  - （イ）本部員のうちから、現地本部員を指定する。

**(6) 橋本市防災会議の開催**

市本部長（市長）は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、橋本市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

## 4 編成と事務分掌

### (1) 組織編成

部名	班名	担当課名	事務分掌
総合調整部 ◎総務部長 ○企画部長 ○議会事務局長	防災班 ◎防災推進室長 ○議会事務局次長	防災推進室 議会事務局 監査委員事務局	1 災害対策本部の設置及び解散に関すること。 (以下「に関すること。」省略) 2 災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定 3 本部会議 4 本部長の権限命令伝達 5 自衛隊等の派遣要請及び受入調整 6 市議会、県及びその他防災機関への報告、指示、協力要請及び連絡調整 7 防災行政無線及びアマチュア無線との連絡 8 被災地域への避難準備情報、避難勧告、指示の発令 9 本部の庶務 10 部内各班との連絡調整 11 議員の安否確認 12 監査委員の安否確認
	職員班 ◎職員課長 ○納税課長	職員課 納税課	1 職員の招集、出勤及び解散 2 職員の出勤状況の把握及び記録 3 応援職員の派遣命令 4 災害従事職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等 5 他市町村応援要請 6 その他、職員の動員につき必要な事項 7 総合調整部への支援
	情報連絡班 ◎企画経営室長 ○企画経営室長補佐	企画経営室	1 被害調査のとりまとめ 2 被害情報の整理、発信 3 電話、ファックスによる情報収集 4 気象、地震、交通その他情報収集 5 新聞、テレビ、ラジオ等の情報収集 6 収集した情報の収集伝達 7 記録写真の収集整理 8 部内各班との連絡調整 9 電算機器の被害調整及び復旧 10 総合調整部への支援
	被害調査班 ◎税務課長 ○債権回収対策室長	税務課 債権回収対策室	1 家屋の被害調査 2 り災証明の発行 3 総合調整部への支援

第2編 災害対策編 第2部 風水害等応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
総合調整部 ◎総務部長 ○企画部長 ○議会事務局長	広報班 ◎ 秘書広報課長 ○秘書広報課長補佐	秘書広報課	1 災害写真の記録 2 報道機関との連絡調整 3 記者発表 4 市民への災害広報活動 5 被災地における広報活動 6 庁内広報 7 災害に関する各種市民相談 8 総合調整部への支援 9 情報連絡班からの情報収集
	財政班 ◎財政課長 ○財政課長補佐	財政課	1 国、県の災害関係資金 2 義援金配分委員会 3 総合調整部への支援
	管財班 ◎管財課長 ○総務課長	管財課 総務課 選挙管理委員会 等事務局	1 公用車の配車 2 災害応急車両の借上げ及び運行計画 3 庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設 4 災害対応用品の準備及び整理 5 市有財産の被害調査、緊急使用 6 総合調整部への支援
	出納班 ◎出納室長 ○出納室長補佐	出納室	1 災害救助費の出納 2 災害援助基金の管理・経理 3 災害時の出納事務 4 財務会計オンラインシステム 5 総合調整部への支援
	渉外班 ◎企業誘致室長 ○国体推進室長	企業誘致室 国体推進室	1 災害視察等の対応 2 各市への報告、協力及び連絡調整 3 総合調整部への支援
福祉厚生部 ◎健康福祉部長 ○市民生活部長	生活支援班 ◎市民生活環境課長 ○人権・男女共同推進室長	市民生活環境課 人権・男女共同推進室	1 浴場開放等入浴サービス、仮設風呂の設置 2 被災動物の保護及び一時保管 3 遺体の収容場所の設置、収容、埋火葬及び記録
	被災者支援班 ◎保険年金課長 ○介護保険課長	保険年金課 介護保険課	1 避難場所の開設・運営 2 避難場所の避難状況の記録及びとりまとめ報告 3 災害ボランティアの登録及び配置 4 ホームステイ、民間住宅の斡旋及び相談 5 市民、外国人の被災相談 6 災害ボランティアの支援 7 物資の買占め防止
	被災者確認物資調達班 ◎市民課長 ○市民課長補佐	市民課	1 被災者の確認及び戸籍、住民基本台帳の用意 2 被災者名簿の作成 3 尋ね人の相談 4 被服、寝具等の救援物資の集出荷場所の確保 5 応急食糧及び救援物資の確保、供給 6 福祉厚生部への支援

第2編 災害対策編 第2部 風水害等応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
福祉厚生部 ◎健康福祉 部長 ○市民生活 部長	福祉班 ◎福祉課長 ○いきいき長 寿課長 ○地域包括支 援センター長 ○橋本市訪問 看護ステーシ ョン所長	福祉課 いきいき長寿課 地域包括支援 センター 橋本市訪問看 護ステーショ ン	1 要援護者情報の整理 2 要援護者避難誘導支援 3 被災者の避難誘導 4 被災世帯の状況 5 要搜索者名簿の作成 6 福祉施設の被害調査 7 被災者の救護及び相談 8 福祉避難所の開設・運営 9 義援金の募集 10 部内各班との連絡調整
	保育班 ◎こども課長 ○幼保一元化 整備室長	こども課 幼保一元化整 備室	1 保育園園児の安全対策及び被害調査 2 応急保育対策 3 福祉厚生部への支援
	医療救護班 ◎健康課長 ○健康課長補佐	健康課	1 人的被害の調査及び把握 2 被災地区の防疫 3 市医師会及び高野口町医師会への応援要請 4 感染症患者への対応 5 救護所の開設 6 医療救助活動 7 避難場所における避難者の介護 8 避難場所内の防疫 9 福祉厚生部への支援
	環境班 ◎市民生活環 境課長 ○環境美化セ ンター所長	市民生活環境 課 環境美化セン ター	1 災害による廃棄物の収集、処理及び清掃 2 ガレキ、廃棄物処分場の確保 3 し尿の収集、処理及び清掃 4 仮設トイレの設置及び管理 5 環境衛生施設の被害調査 6 汚染物質の流出防止 7 福祉厚生部への支援
応急対策部 ◎建設部長 ○経済部長 ○上下水道 部長	農林班 ◎農林整備課長 ○農林振興課長	農林整備課 農林振興課	1 農業土木施設の被害調査及び応急対策 2 ため池の危険防止 3 農産物及び家畜の被害調査 4 家畜の応急救護及び防疫 5 応急対策部への支援
	商工班 ◎商工観光課長 ○はしもとブ ランド推進 室長	商工観光課 はしもとブラ ンド推進室	1 商工業者の被害調査 2 商工業者への指導、協力要請及び連絡調整 3 旅館等宿泊施設の斡旋 4 応急対策部への支援

第2編 災害対策編 第2部 風水害等応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
応急対策部 ◎建設部長 ○経済部長 ○上下水道部長	水防土木班 ◎都市整備課長 ○まちづくり課長	都市整備課 まちづくり課	1 道路交通規制 2 電力、電話及びガス施設の応急対策要請 3 水防資機材の確保 4 水防に関すること 5 河川水位の観測及び河川情報の収集 6 公共土木施設の被害調査及び応急対策 7 避難路及び緊急輸送道路の確保並びに被害調査 8 応急作業従事者の応援要請 9 部内各班の連絡調整 10 応急対策部への支援
	住宅班 ◎建築住宅課長 ○市街地開発事務所長	建築住宅課 市街地開発事務所	1 市営住宅入居者の安全確認及び避難所への誘導 2 宅地造成地の被害調査及び応急対策 3 応急仮設住宅の建設 4 応急仮設住宅及び公営住宅への入居 5 建物の応急危険度判定 6 広域輸送拠点の運営 7 応急対策部への支援
	水道班 ◎水道業務課長 ○浄水場長 ○水道工務課長	水道業務課 浄水場 水道工務課	1 災害対策本部の指示により他市町、他府県、日本水道協会への給水支援申請 2 被害状況及び災害対策状況の収集整理 3 情報の記録統計 4 復旧の記録 5 応急給水 6 応急給水等の広報 7 給水のための資機材調達 8 施設の復旧 9 現地被害調査 10 復旧資材の調達 11 応急対策部への支援
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課長補佐	下水道課	1 下水道施設等の被害調査 2 下水道施設等の応急復旧対策 3 応急処理用資機材の確保 4 応急対策部への支援
教育部 ◎教育長 ○教育次長	教育総務班 ◎教育総務課長 ○教育総務課長補佐	教育総務課	1 避難場所の開設及び設営にかかる総合調整 2 県教育委員会等関係機関への報告 3 教育施設への被害調査 4 部内各班への連絡調整 5 教育部への支援
	避難所運営班 ◎社会教育課長 ○中央公民館長	社会教育課 中央公民館 各地区公民館	1 避難場所の運営 2 広域避難地の運営 3 避難場所の避難状況の記録及びとりまとめ報告 4 P T A等教育関係団体への協力要請 5 文化財、社会教育施設の被害調査 6 教育部への支援

第2編 災害対策編 第2部 風水害等応急対策  
 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 橋本市災害対策本部の設置

部名	班名	担当課名	事務分掌
教育部 ◎教育長 ○教育次長	学校班 ◎学校教育課長 ○学校教育課長補佐	学校教育課	1 園児、児童及び生徒の安全対策 2 園児、児童、生徒及び教職員の被害調査 3 学校施設の被害調査 4 避難場所の開設、運営 5 応急教育対策 6 教育部への支援
	炊出し班 ◎文化スポーツ室長 ○学校給食センター長	文化スポーツ室 学校給食センター 青少年センター 図書館	1 被災者、作業隊員に対する炊出し及び救助用食料の確保 2 主食、副食等の調達及び斡旋並びに配分 3 給食搬送車による搬送 4 教育部への支援
消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○消防団長	消防総務班 ◎総務課長 ○総務課長補佐	総務課	1 資機材等の調達 2 燃料・食料の調達 3 関係機関との連絡調整 4 消防団との連絡調整 5 その他、被災における応急作業
	消防予防班 ◎予防課長 ○予防課長補佐	予防課	1 広報 2 被災地の警戒 3 避難誘導 4 災害調査及び情報収集 5 その他、被災における応急作業
	消防警防班 ◎警防課長 ○警防課長補佐	警防課	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告 2 避難誘導 3 被災者の救助 4 水防に関すること 5 防災活動全般
	消防署班 ◎消防署長 ○消防副署長	消防署	1 火災活動等災害防御活動 2 人命救助、救急活動 3 その他、災害活動全般
	消防団班 ◎消防副団長	各消防分団 (1～10)	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告 2 避難誘導 3 被災者の救助 4 防災活動全般
病院部 ◎市民病院管理者 ○同院長 ○同事務局長	病院総務班 ◎市民病院事務局長 ○総務課長 ○医事情報課長	総務課 医事情報課	1 医療、助産活動の庶務 2 医薬品、衛生材料の調達、斡旋、分配等 3 部内各班との連絡調整
	医療班 ◎診療部長 ○看護部長	診療部 診療技術部 地域医療部 検診センター	1 被災者の応急診断 2 重症患者の収容

※表中の◎印は責任者（班長）、○印は副責任者（副班長）を示し、責任者が事故、又は不在の場合は、副責任者がその職務を代行する。

## (2) 各防災関係機関の事務分担

指定地方行政機関等の防災関係機関における組織及び事務分掌については、それぞれの機関が定める防災業務計画等による。

---

## 5 運営その他に関する事項

---

### (1) 市本部の設置場所

市本部は、原則として市庁舎内2階市長応接室に置く（災害警戒本部からの移行）。ただし、市庁舎被災時には、市消防本部3階会議室に置く。

### (2) 市本部の標識

市本部が設置されたときは、市庁舎入口及び本部入口に標識（看板）を掲げる。

### (3) 市本部の設備

警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、避難行動要支援者住区別リストを加えるものとする。

### (4) 発電設備の確保

停電に備え、発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。また、長時間の使用が必要な場合は、燃料等の調達に留意する。

### (5) 市本部情報の整理

市本部への情報受付事項、市本部からの連絡指示事項は、次の様式に整理する。  
\*災害対策本部情報処理票【資料編 P-605 参照】

### (6) 記録担当

情報連絡班は、記録担当者を置き、市本部の活動状況を整理・記録する。

### (7) 広報担当

広報班は、災害情報の管理一元化を図り、報道機関等への対応を行う。災害時プレスセンターの設置時は、広報班長が災害に関する情報を発表する。

## 第3節 職員の動員 【すべての各部班】

### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施する必要があるときは、直ちに適切な配備体制をとり、速やかに必要な職員を動員する。

### 2 動員体制

#### (1) 動員系統

市本部における職員の動員は、市本部長（市長）の配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



防災班	本部長に伝達する。
本部長	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

#### (2) 動員の伝達方法

関係部署への動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 庁内 LAN
- イ 電話による伝達
- ウ 口頭による伝達
- エ 庁内放送による伝達
- オ 防災はしもとメール配信による伝達

#### (3) 勤務時間外における動員

##### ア 災害情報の収集

全職員は、勤務時間外に災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに災害情報を収集するものとし、伝達を待つことなく、家族等の安全を確保した後、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。この際、市役所や職場に登庁するかどうか電話による問い合わせをしてはならない。

##### イ 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途中で被災のおそれがある場合は、当該機関の上席者の指示に従い、応急対策活動に従事する。

#### (4) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、又は発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡の上、又は自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。

#### (5) 動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

#### (6) 参集を除外する者

非常時の動員対象は、職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

ア けが、病気等により許可を得て休暇中の職員

イ 臨時職員

※ただし、避難所従事職員あるいは防災活動拠点従事職員となっている者は動員対象となる。

ウ 非常勤講師

エ その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

#### (7) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、水筒、食糧、その他の非常用品等を携行する。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

ウ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」により、班長を通じて、本部に報告する。

\*参集途上報告書【資料編 P-603 参照】

#### (8) 動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。

職員班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。

\*職員動員・活動報告書【資料編 P-602 参照】

---

## 第4節 職員の出動・応援 【すべての各部班】

---

---

### 1 基本方針

---

各班の職員を災害現場へ出動させ、迅速な応急対策を実施する。

---

### 2 出動体制

---

#### (1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣にあたっては、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

#### (2) 出動状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。職員班は、各班の報告に基づき職員の出動活動状況を整理する。

\*職員動員・活動報告書【資料編 P-602 参照】

#### (3) 腕章等の着用

災害応急活動に従事する際、腕章を着用する。

#### (4) 職員の証票

災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設、家屋、物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

#### (5) 車両配備

- ア 出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。
- イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各部課で管理するその他の未使用車両は、市本部が優先使用权を持つものとする。

### 3 応援体制

#### (1) 応援要請・指示命令

部内において、各班の災害緊急対策実施にあたって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、市本部に要請するものとする。

ただし、要請書を提出するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

市本部への要請事項	市本部の対応事項
市本部に次の応援内容を示した要請書を提出する。 ア 作業の内容 イ 就労（勤務）場所 ウ 応援の職種別及び人員 エ 携帯品 オ その他、応援要請書に記載すべき事項	市本部は、次の順位により動員派遣する。 1 応援を必要とする班の所属部内に余裕のある班から応援する。 2 上記の応援でなお不足するときは、他の部から応援する。 3 市本部全体をもってなお不足するときは、他の市町村又は県の派遣を要請して応援を得る。 （第4章参照）

\* 応援要請・指示命令書【資料編 P-604 参照】

## 第2章 情報の収集・伝達 【市本部、防災関係機関等の関係部班等】

災害応急対策実施機関（市及びその他防災関係機関）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集・把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

### 第1節 通信連絡体制 【市本部、防災関係機関等の関係部班等】

#### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

#### 2 概要

##### (1) 災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報など法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制など市域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

##### (2) 災害時の連絡系統及び連絡先

災害時に橋本市災害通信連絡網により迅速かつ効果的に通信連絡を行う。

なお、被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）への報告に努める。

\*橋本市災害通信連絡網【資料編 P-2 参照】

##### (3) 災害時のための指定事項

###### ア 指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡にあたる。

###### イ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統轄する。

### 3 伝達手段

#### (1) 通信機器

	有線機器	無線機器
市が保有する通信機器	一般加入電話 庁内（内線）電話 消防直通電話 ファクシミリ インターネット通信	移動系防災無線 防災行政無線 消防無線 和歌山県総合防災情報システム 携帯電話及び衛星携帯電話
その他利用できる通信機器	報道機関（テレビ・ラジオ等） アマチュア無線	

#### (2) その他の手段

- ア 広報車
- イ 口頭伝達

### 4 有線通信の運用

#### (1) 一般加入電話の活用

市本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- ア 本部 直通電話及び内線電話を使用
- イ 各班 相互連絡には所属の内線電話を使用
- ウ 外部 代表電話又は所属の直通電話を使用（やむを得ない場合は、直接本部へ連絡する。）

#### (2) 市民からの連絡

市民等からの連絡に対応するため、時間外においては防災班員を当直室に配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）かを判断し、原則として通報の場合は内容による伝達先・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

#### (3) 災害時の電話等の優先利用

##### ア 非常・緊急扱い通話の利用

非常・緊急扱い通話とは、天災・事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防又は救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続電話（緊急扱いの通話）については、他の手動接続通話に先立って接続される。利用する場合は、(102)を呼び出し、下記事項を告げて申し込む。

- (ア) 非常・緊急扱いの通話の別
- (イ) 発信者名（橋本市、職名、氏名、電話番号）
- (ウ) 着信者の局名、電話番号、機関名
- (エ) NTTからの問い合わせ事項

#### (4) その他の連絡手段

##### ア インターネットの活用

橋本市ホームページの活用を図る。

##### イ 鉄道電話

鉄道所属の電話により、最寄りの駅等から通信先相手機関に最も近い駅等を経て、通信する。

## 5 無線通信の運用

### (1) 有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
市の各部	ア 防災行政無線の活用 イ 消防無線の活用 ウ 防災無線の活用 エ アマチュア無線に協力の要請 オ 必要に応じて、伝令員を派遣（徒歩・自転車・バイク・自動車）

### (2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

- ア 重要な通信の優先（救助・避難など緊急度の高い通信を優先する。）
- イ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

### (3) 無線通信の種類と取扱順位

#### <種類>

- ・緊急通信：災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信
- ・一般通信：緊急通信以外の通信
- ・一斉通信：複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
- ・個別通信：2局間で個別に行う通信

#### <取扱い順位>

- 1番 緊急・一斉通信
- 2番 緊急・個別通信
- 3番 一般・一斉通信
- 4番 一般・個別通信

### (4) 無線機器の運用

#### ア 消防無線

市消防本部、伊都消防組合消防本部及び消防団は、消火、救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、各消防本部の消防通信規程に基づき消防無線を運用する。

#### イ 防災行政無線網

防災行政無線基地局（市役所・消防本部）と子局（129基）との情報連絡の活用を図る。

- ウ 防災無線  
市本部と災害現場との連絡手段として市無線機を活用する。
- エ 衛星携帯電話  
市本部と災害現場との連絡手段として市無線機の電波が届かない場合に活用する。
- オ 和歌山県総合防災情報システム  
地域通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

## 第2節 気象予警報等の情報 【市本部、防災関係機関等の関係部班等】

### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、必要な部署・機関に遅滞なく伝達する。

#### 【予警報等の情報の種類】

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報及び気象情報	気象庁長官	気象業務法
土砂災害警戒情報	県知事 気象庁長官	土砂災害防止法
土砂災害緊急情報	国土交通大臣 県知事	土砂災害防止法
指定河川洪水予報	県知事 気象庁長官	水防法 気象業務法
水防警報	県知事	水防法
火災気象通報	気象庁長官	消防法
異常現象	発見者	災害対策基本法

### 2 情報の伝達

#### (1) 伝達の実施担当

##### ア 防災推進室（防災班）

各通報義務者から予警報等の通報を受けたときは、速やかに関係部課（各班）、関係機関並びに必要なに応じ住民に対し、その内容を伝達する。

##### イ 各部課（各班）

防災推進室（防災班）等を通じて、通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。福祉課・いきいき長寿課（福祉班）は、紀の川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の高齢者・心身障がい者・乳幼児、その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して、必要な情報の連絡を行う。

#### (2) 伝達方法

##### ア 勤務時間内（月～金午前8時30分～午後5時15分（ただし休日を除く））の通報

防災推進室（防災班）は、発令又は変更に応じて、防災メール及び庁内放送等をもって本伝達に代え、その他の連絡先には、電話等により連絡する。

##### イ 勤務時間外（上記時間以外）の通報

防災推進室長（防災班長）は、予警報等の通報を受け、必要と認めるときは、関係部署に電話等により連絡する。

#### (3) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は、通常勤務体制時の部長とする。

### 3 注意報及び警報

#### (1) 種別及び基準

##### ア 注意報

注意報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において災害の起こるおそれがある場合、和歌山地方気象台が一般に注意を促すため発表するものをいう。

#### 【気象注意報の種類及び発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
風雪注意報	風雪による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が 12m/s をこえると予想される場合。
強風注意報	強風による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s をこえると予想される場合。
大雨注意報	大雨による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、又は、土壌雨量指数が 120 を超えると予想される場合。
大雪注意報	大雪による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5cm、山地で 20cm 以上になると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、又は、橋本川の流域雨量指数が 4 を超えると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で具体的には、次の条件に該当する場合である。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度 60%以下で最小湿度が 35%以下になると予想される場合。
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 積雪の深さが 50cm 以上あり、高野山の最高気温が 10℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気温が -2～2℃で 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合。
霜注意報	3月 20 日以降、最低気温 3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起これると予想される場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 沿岸部で最低気温が -4℃以下と予想される場合。

【その他の注意報の種類と発表基準（橋本市）】

種 類	発 表 の 基 準
地面現象注意報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって、被害が予想される場合。
浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。
紀の川洪水注意報	【紀の川はん濫注意情報】 紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。

イ 警報

警報とは、気象業務法に基づき、県内に重大な災害が発生することが予想される場合に発表されるもので、その原因となる暴風雨、風雪、大雨、大雪などについて和歌山地方気象台が発表し、厳重な警戒を促すものである。その種類、発表の基準は、次のとおりである。

【気象警報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発 表 の 基 準
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 (浸水害) 1時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合。 (土砂災害) 土壌雨量指数が 161 を超えると予想される場合。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm、山地で 40cm 以上になると予想される場合。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合、又は、橋本川の流域雨量指数が 6 を超えると予想される場合。

【その他の警報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
地面現象警報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害の起こるおそれが予想される場合。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
紀の川洪水警報	【紀の川はん濫警戒情報】紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。 【紀の川はん濫危険情報】紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。 【紀の川はん濫発生情報】洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。

注：地面現象及び浸水についての注意報及び警報は、発表によって、標題を冠することなく気象注意報、警報に含めて行う。

ウ 特別警報

特別警報とは、気象業務法に基づき、県内に重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するもので、その種類、発表基準は、次のとおりである。

【気象特別警報の種類と発表基準（和歌山県）】

種類	発表の基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想された場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想された場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想された場合。

※特別警報が発表された場合、直ちに以下の方法で住民に周知する

- 防災行政無線の活用
- 広報車等による巡回広報の活用
- インターネットの活用
- 防災はしもとメール、緊急速報メール（エリアメール）の活用
- 消防団や自主防災会等（区・自治会）による伝達の活用

エ 気象情報

気象情報とは、台風その他の異常気象等について、その情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

## (2) 予警報地域区分

和歌山地方気象台は、県を北部・南部に分けて（一次細分）気象庁から配信される数値予報資料や、気象レーダー・アメダスなどの実況により、天気予報・週間天気予報・時系列予報を発表している。

さらに、災害の発生するおそれがある場合には、大雨や洪水等に関する注意報・警報及び情報を発表しているが、これらについては、現象の発生区域が特定できる際は、市町村ごと（二次細分）に発表している。

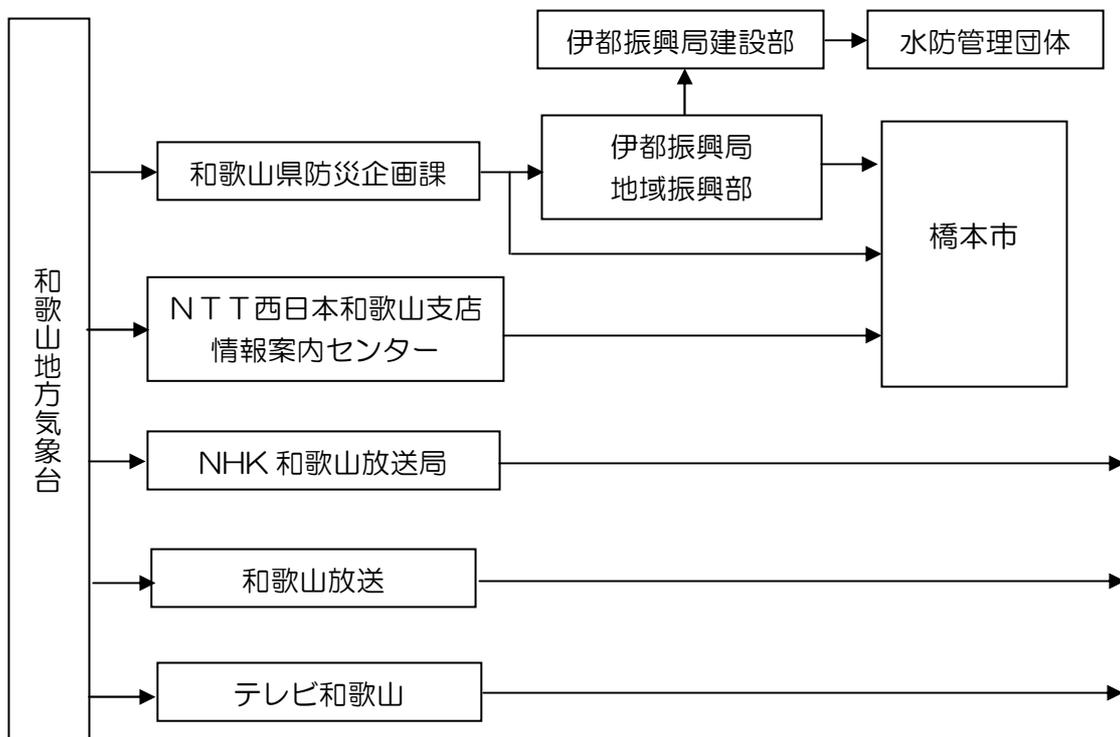
なお、橋本市は、北部に属する。また、紀の川の上流に位置する奈良気象台の予警報にも配慮するものとする。

### 【和歌山県の地域細分】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村単位）
北部	紀北	和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡及び海草郡各町
	紀中	有田市、御坊市、有田郡及び日高郡各町
南部	田辺・西牟婁	田辺市、西牟婁郡各町
	新宮・東牟婁	新宮市、東牟婁郡各町村

## (3) 伝達系統

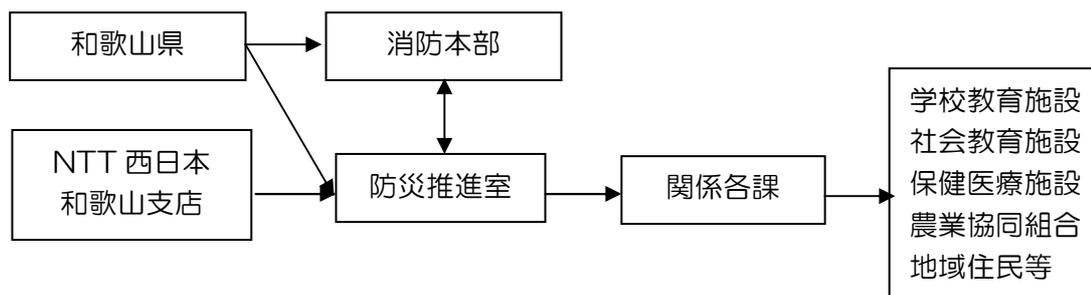
### ア 気象警報等の伝達経路



### イ 警報等の受領後の本市における措置

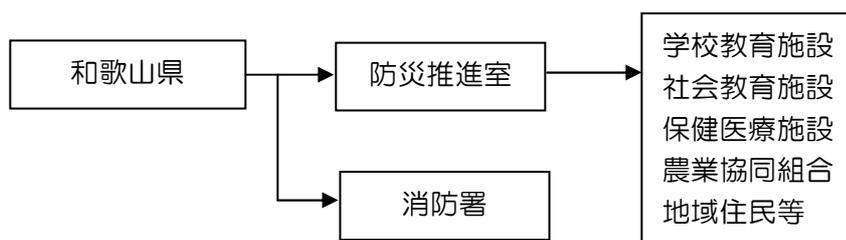
#### (ア) 警報の伝達経路

県北部（紀北）に警報が発令された場合、警戒体制を設置するものであり、配備される関係各課により、公共公益施設、住民などに伝達する。



(イ) 注意報の伝達経路

県北部（紀北）に注意報が発令された場合、状況により学校教育施設、社会教育施設などに伝達する。



## 4 土砂災害

### (1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、気象庁及び県が発表する。土砂災害警戒情報が発表された場合、市長は住民への避難勧告等の対応を行う。

### (2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が緊急調査を行い、被害の想定される区域及び時期を市町村へ提供する。

緊急情報が通知された場合、市長は速やかに警戒区域の設定及び避難勧告等の対応を行う。

## 5 指定河川洪水予報

### (1) 概要

紀の川については、水防法及び気象業務法に基づき、和歌山河川国道事務所、和歌山地方气象台、奈良地方气象台が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位又は流量を示して、これを一般に周知させるため発表するものをいう。

## (2) 実施区域

河川名	実施区域
紀の川	幹川 左岸 奈良県と和歌山県の県境から海まで 右岸 奈良県と和歌山県の県境から海まで

## (3) 種類及び基準

紀の川洪水警報	<p>【紀の川はん濫警戒情報】 紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位に到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。</p> <p>【紀の川はん濫危険情報】 紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫危険水位に達したときに発表する。</p> <p>【紀の川はん濫発生情報】 洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。</p>
紀の川洪水注意報	<p>【紀の川はん濫注意情報】 紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。</p>
紀の川洪水情報	洪水警報、洪水注意報の補足説明、又は軽微な修正を必要とするとき。

# 6 水防警報

## (1) 概要

水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については、水防計画で定める。

## (2) 種類及び基準

準備	水防団待機水位（通報水位）を超え、はん濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがある時。
出動	はん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがある時。
解除	水防団待機水位（通報水位）以下に下がり、再び上昇のおそれがない時。
待機	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある時。

## (3) 水防警報河川

紀の川（船戸、三谷、五條）

---

## 7 水位周知河川

---

### (1) 概要

橋本川については、水防法の規定に基づき、知事が指定した河川であり、あらかじめ定められた水位に達したときに、水位等を示して、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知させるものである。

### (2) 実施区域

ア 河川名：橋本川

実施区域：東谷川合流点

(左岸) 橋本市北馬場 (右岸) 橋本市小原田から紀の川合流点まで

### (3) 種類及び基準

ア はん濫注意情報：はん濫注意水位に達したとき

イ はん濫警戒情報：避難判断水位に達したとき

ウ はん濫危険情報：はん濫危険水位に達したとき

エ はん濫発生情報：はん濫が発生したとき

---

## 8 火災気象通報

---

### (1) 概要

和歌山地方気象台は、消防法の規定により、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として県知事に通報をする。なお、地域細分境界（北部、南部）により発表することがある。橋本市は、一次細分区域では北部に属する。

### (2) 火災警報

市本部長（市長）は、火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

【火災気象通報の発表基準（次のいずれかに該当する場合）】

- 1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、最大風速8 m/s以上の風が吹くと予想されるとき。
- 2 平均風速12m/s以上の風が、1時間以上連続して吹くと予想されるとき。ただし、降雨、降雪が予想される場合は、通報しないこともある。

### (3) 乾燥注意報

種 類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合 実効湿度 65%以下(※)で、最小湿度 40%(※)以下になると予想される場合

(注1) 発表基準に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(注2) 注意報、警報は、その種類に関わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は、自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切替えられる。

(注3) ※印は、和歌山地方気象台での値であることを示す。

---

## 9 異常現象

---

災害が発生するおそれがある異常な現象（洪水、がけ崩れ等）を発見した者は、直ちに市（防災推進室）、警察官又は市消防本部、伊都消防組合消防本部等に通報しなければならない。

---

## 第3節 その他関連情報 【市本部、防災関係機関等の関係部班等】

---

### 1 基本方針

---

市及び防災関係機関は、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等  
応急対策の基礎情報とする。

### 2 情報活動の概要

---

#### (1) 市域の状況に関する情報の種類

種 類	照会及び入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	消防予防班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	水防土木班
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合・農業組合・ 自治会等	農林班、消防予防班
危険箇所の状況	自治会他	水防土木班、農林班
交通規制等の状況	警察他	水防土木班、消防予防班
ライフラインの状況	各施設管理者	水道班、下水道班
公共施設等の状況	各施設管理者	学校班、避難所運営班

#### (2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を情報連絡班に伝達する。情報連絡班は  
各種情報を整理する。

#### (3) 情報の伝達

担当班及び情報連絡班は、収集・整理した情報を必要に応じて各部各班、防災関  
係機関並びに関係住民に伝達する。

---

## 3 雨量に関する情報

---

### (1) 担当

消防予防班は、雨量観測所等からの雨量情報を把握する。

### (2) 雨量観測所

ア 県が測定する箇所

雨量計設置場所	計6箇所
橋本観測所（伊都振興局）	
境原観測所（境原小学校）	
須河観測所（須河集会所）	
橋本市役所観測所（橋本市役所）	
嵯峨谷観測所（高野口町第3分団第5分団消防詰所）	
高野口観測所（高野口地区公民館）	

---

## 4 水位に関する情報

---

### (1) 担当

水防土木班は、各河川を巡視警戒するとともに、防災関係機関が設置した量水標の水位情報を把握する。

### (2) 水位測定箇所

水防活動上重要な箇所を状況に応じて測定する。

### (3) 測定方法

水防土木班は、目視により水位を測定し、水位観測集計表に記録する。

### (4) ダム放流状況の把握

防災班は、大滝ダム放流情報（FAX）により放流状況を把握し、必要に応じて、大滝ダム管理事務所に連絡をし、放流状況を把握する。

---

## 5 水門、堰等に関する情報

---

農林班及び消防予防班は、中小河川等の水門や堰等の状況を巡視し、必要に応じ、各管理者に連絡し、適正な管理をするよう指導する。

---

## 6 各災害危険箇所の情報

---

### (1) 担当

水防土木班及び農林班は、各災害危険箇所及び周辺の状況を、自治会長及び防災責任者など住民組織の代表者等を通じて把握する。

### (2) 危険箇所

ア 水防区域

イ 土石流危険溪流

＊土石流危険溪流 【資料編 P-40 参照】

ウ 地すべり危険箇所

＊地すべり危険箇所 【資料編 P-44 参照】

- 工 急傾斜地崩壊危険箇所  
\*急傾斜地崩壊危険箇所【資料編 P-45 参照】

**(3) 把握内容**

- ア 構造物の状況
- イ 法面の状況
- ウ 地表水、わき水、漏水、亀裂
- エ 竹木等の傾斜
- オ 人家等の損壊の状況
- カ 住民及び滞在者の数

---

## 7 交通情報

---

**(1) 担当**

水防土木班及び消防予防班は、道路状況を巡視警戒するとともに、交通状況を把握する。

**(2) 照会先**

- ア 橋本警察署
- イ かつらぎ警察署
- ウ 伊都振興局建設部
- エ 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
- オ 西日本旅客鉄道株式会社橋本駅
- カ 南海電気鉄道株式会社橋本駅

**(3) 把握内容**

- ア 交通規制
- イ 事故
- ウ 混雑
- エ 各管理者の対応状況
- オ その他、必要事項

---

## 8 ライフラインの状況

---

**(1) 担当**

水道班及び下水道班は、市域及び市域に影響する範囲の各ライフライン（市管理施設以外）の状況を把握する。市が管理する上下水道は、各担当班が施設の状況把握に努め、防災班に連絡する。

**(2) 照会先**

- ア 関西電力株式会社橋本営業所
- イ 西日本電話電信株式会社和歌山支店
- ウ 和歌山県県土整備部河川・下水道局生活排水課

**(3) 把握内容**

- ア 事故
- イ 各管理者の対応状況
- ウ その他、必要事項

---

**9 各公共施設等の情報**

---

**(1) 担当**

学校班及び避難所運営班は、市域における避難予定施設となる公共施設等に対して災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

**(2) 連絡先**

\* 拠点避難所【資料編 P-10 参照】

**(3) 把握内容**

- ア 管理責任者の所在の有無
- イ 施設及び周辺の状況
- ウ 各管理者の対応状況
- エ その他、必要事項

## 第4節 被害情報等 【市本部、防災関係機関等の関係部班等】

### 1 基本方針

市本部の関係班長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関等と緊密な連絡をとり災害の状況その他災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

### 2 被害情報等の収集・伝達の概要

#### (1) 情報の種類

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害発生の日時分 ウ 災害発生場所、範囲
被害情報	ア 被害の程度 イ 世帯別被害状況等
応急対策活動に関する情報	ア 住民等の避難状況 イ 避難勧告・指示の状況 ウ 防災対策の実施状況 エ 防災関係機関の防災体制 オ その他、必要な事項

#### (2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続又は続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

#### (3) 担当

情報連絡班は、災害概況及び災害応急対策の情報に関するとりまとめ整理を行う。

#### (4) 情報の収集・伝達

関係班長は、災害発生による市体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、市本部に報告する。市本部及び関係班長は、必要に応じて県や所轄警察署などの防災関係機関に伝達する。なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。市本部長（市長）は、災害発生直後の被害状況について、所轄警察署長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等につき、必要な助言をするものとする。

### (5) 国への報告

被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）へ報告するものとし、通信復旧後において県へ報告する。

### (6) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

\* 災害の定義（被害即報基準）【資料編 P-530 参照】

### (7) 情報の内容

関係班長は、被害状況等災害に関する情報を概ね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に市本部に報告する。

\* 災害即報事項例示【資料編 P-533 参照】

### (8) 被害の判定

被害状況調査実施にあたっては、「災害の被害認定基準」に従い、正確に調査するとともに、警察その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は報告又は発表前に調整しなければならない。

\* 災害の被害認定基準【資料編 P-535 参照】

---

## 3 調査・報告の種別・伝達

---

市本部及び防災関係機関は、被害を覚知した都度判明したもののから順次、有線通信又は無線通信（携帯電話を含む）により、県支部を通じて県本部に即報を伝達する。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等、判明している事項を速やかに伝達する。また、通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告するように努める。

### (1) **概況調査**（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。通報者並びに調査者は、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

### (2) **被害調査**（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

関係班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って各自治区毎にとりまとめ、調査結果を市本部に報告する。市本部から県支部を通じて県本部に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

(3) **被害確定調査** (→被害確定報告)

市は、応急措置が完了した後 15 日以内に県本部を通じて県本部に被害確定報告を行う。本調査は、その後の災害応急対策及び災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害確定報告として報告する。

ただし、被害報告は状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。情報連絡班は、防災班等の協力を得て、応急措置が完了した後、各班からの被害報告に基づき、関係各班と協議の上、とりまとめを行う。

4 伝達系統

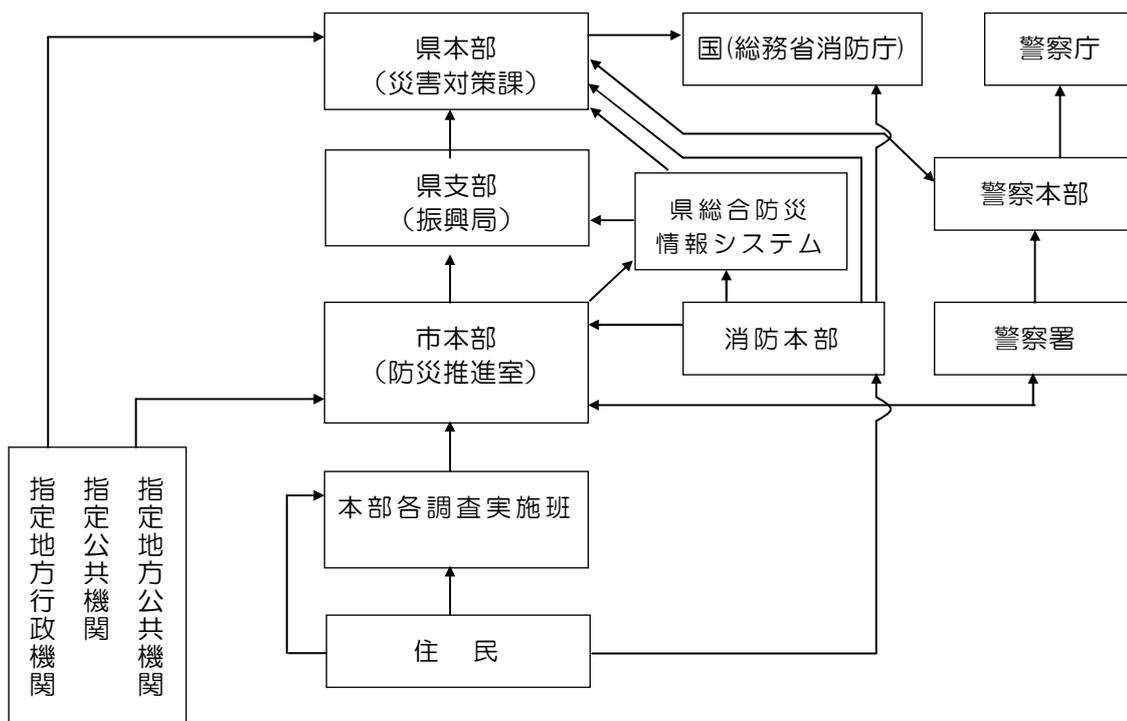
(1) 総括伝達系統

市本部から県本部（災害対策課）へ県の総合防災情報システムでの報告経路を基本とする。

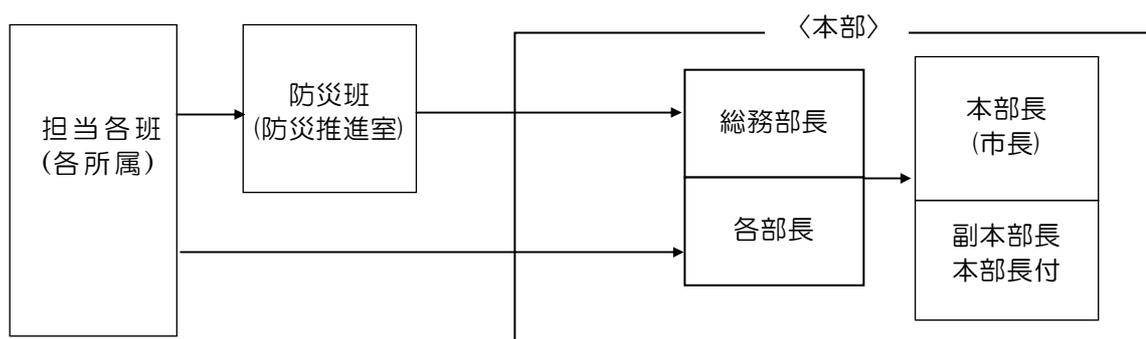
ただし、総合防災情報システムが使用不可能な場合、又は県からの指示があった場合は、県本部（災害対策課）へ報告する。

また、「消防庁火災・災害等即報要領」を遵守し、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には、県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後 30 分以内に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は、直ちにその状況を電話又は県総合防災情報システムにて、県本部へ報告するものとする。



## (2) 市本部内（庁内）の被害報告系統



## 5 調査実施に関する事項

### (1) 総括

情報連絡班は、被害調査の主体となり、防災班の協力を得て、調査についての総合的な計画及び調整を行う。

### (2) 調査担当班

各班は、次の表に基づき、それぞれ関係部門の調査を実施する。

調査事項	調査主体実施班	協力応援班
総括	情報連絡班	防災班
住宅等一般被害	被害調査班	被災者確認物資調達班
社会福祉施設被害	福祉班	保育班
衛生施設被害	環境班	
医療関係被害	医療救護班	
商工観光関係被害	商工班	
農業関係被害	農林班	
土木施設被害	水防土木班	
水道施設被害	水道班	
教育関係被害	学校班	教育総務班、避難所運営班
市有財産被害	管財班	
下水道施設被害	下水道班	
自治会長・自主防災会長から被害状況聴取	生活支援班	福祉班、住宅・公園班

### (3) 参集途上での被害状況の把握

各職員は、庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに所属長を通じて、市本部に報告する。

#### (4) 協力要請

被害調査にあたっては、自治会・自主防災会、関係機関及び関係団体等の協力を得る。特に、住宅等一般被害の調査にあたっては、地元自治会長・自主防災会長の協力を得るよう努める。

#### (5) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、又は被害が甚大で市においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他部班の応援を求めるほか、県支部を通じて県本部の応援を得て行う。

---

## 6 世帯別被害調査

---

#### (1) 被害調査

被害調査班は、市民の身体、生命及び財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。被害調査にあたっては、次の点に注意する。

- ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。
- イ 調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

#### (2) 世帯構成員別被害状況報告

被害調査班は、世帯別被害調査に基づき「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

#### (3) 被災者台帳の作成

被害調査班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「被災者台帳」を作成する。被災者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動及びその実施記録の基本となるため、その作成にあたっては、被災者確認物資調達班等と密接な連絡の上、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管する。

\*被災者台帳【資料編 P-651 参照】

---

## 7 り災証明書の発行

---

#### (1) り災証明書

被害調査班は、被災者から申請があったときは遅滞なく住家等の被害の状況を調査し、被害が明らかになった市民に対して速やかに「り災証明書」を発行する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は「仮り災証明書」を交付し、後日速やかに本証明書と取り替える。

\*り災証明書【資料編 P-652 参照】

\*仮り災証明書【資料編 P-654 参照】

## (2) 協力要請

被害調査班は、被害確定調査のため応援を必要とする場合は、和歌山県を通じ速やかに応援協定締結機関の協力を得る。

\* 応援協定締結機関【資料編 P366～P371 参照】

## (3) 注意事項

証明書の交付にあたり、重複欠落等のないよう注意する。

---

# 8 対応事項

---

## (1) 市本部

ア 災害状況及び応急対策の実施状況を自治会単位にとりまとめる。

イ とりまとめた被害状況等を県支部を通じて、県本部に報告するとともに、必要に応じて、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

## (2) 調査実施班又は自治会・自主防災会

調査した管内の災害状況及び災害応急対策の状況を市本部に報告する。

---

# 9 連絡時の注意事項

---

## (1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に災害発生の報告（発生即報）を受けた場合は、直ちに防災推進室長に連絡する。

## (2) 伝達方法

被害情報等の伝達については、市が保有又は利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第2章第1節「通信連絡体制」による。）

## (3) 記録

災害状況その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、送受信については、必ず記録を残し、整理保管を行う。

## 10 調査及び報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。
被害確定調査	被害確定報告	災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	<p>災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。</p> <p>※なお、これらのほかに各部署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意を要する。</p>

\*災害の定義（被害即報基準）【資料編 P-530 参照】

\*災害即報事項例示【資料編 P-533 参照】

\*災害の被害認定基準【資料編 P-535 参照】

\*被害発生即報【資料編 P-550 参照】

## 第5節 広報 【広報班、その他関係部班・防災関係機関等の関係部班等】

### 1 基本方針

市は、収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて市民及び報道機関等に広報する。なお、インターネット等の活用を図るものとする。

### 2 広報活動の概要

#### (1) 広報担当

広報班が、広報活動を実施し、災害関連情報の受発信を一元化する。

#### (2) 作業分担

##### ア 勤務時間外での災害発生初期の活動内容

情報連絡班	(ア)被害情報の収集、整理を行い、逐次、広報班に伝達する。
広報班	(ア)市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ)県本部（県支部）広報班や警察との連絡調整を行う。 (ウ)報道機関への情報の提供

##### イ 勤務時間内及び市本部体制が確立したのち

各部各班	(ア) 刻々の情報を本部に報告するとともに、災害記録、写真、広報資料などを積極的に速やかに提出する。
情報連絡班	(ア) 防災班等と緊密な連絡をとるとともに、各部とも効率的な連絡を行う。 (イ) 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。
広報班	(ア) 市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ) 県地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 (ウ) 中央諸官庁に対して直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項などの広報を行う。 (エ) 特に、災害写真の撮影、収集などに努める。

#### (3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため、事前に市本部・県・防災関係機関等と調整・確認を行う。

#### (4) 広報内容（例示）

##### ア 気象予警報等の連絡を受けた場合の事項

- (ア) 気象予警報等の内容
- (イ) 雨量、水位等の状況
- (ウ) 予想される災害の種類と場所
- (エ) 災害に対する警戒の呼び掛け
- (オ) 事前避難の必要な地区、避難施設及び避難方向の指示

- (力) 避難途中の注意点
- (キ) その他、必要な情報
- イ 災害発生後の事項
  - (ア) 災害の種別（名称）
  - (イ) 発生年月日
  - (ウ) 災害発生場所
  - (エ) 被害状況
  - (オ) 災害救助法適用の有無
  - (カ) 市や関係機関の防災体制
  - (キ) 市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
  - (ク) 市民に対する注意・協力要請
  - (ケ) 避難の勧告、指示
  - (コ) 避難の必要がなくなった旨
  - (サ) その他、必要な情報

### (5) 広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に、適切な表現に努める。

- ア 内容は正確か？
- イ 簡潔か？
- ウ アクセント、めりはりはついているか？
- エ 要素は抜けていないか？
- オ 分りやすいか？
- カ 気配りをしているか？

\* 広報文例【資料編 P-608 参照】

---

## 3 市民への広報

---

### (1) 広報手段別の広報活動

- ア テレビ、ラジオ等の報道機関の利用

テレビ、ラジオによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため、報道機関に要請する。ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限があることに留意する。

- イ 防災行政無線による広報

災害時の情報連絡に優れていることから有効に活用する。

ただし、場合によっては聞こえにくい事もあるため、防災行政無線テレホンサービスや防災メール、FM はしもとからのラジオ放送を有効に活用し、防災行政無線の補完を行う。

- ウ 広報車等による広報

市域全般、特に災害が切迫した地域への広報には、広報車による広報を行う。ただし、広報車による情報伝達は、走行速度又は風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や、広報車以外の広報手段との併用などを心掛ける。

エ 住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて、自治会長、自主防災会会長等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

オ 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

文字情報としての広報紙、チラシ、ポスター等による広報は、被災者にとって重要な情報入手手段であり、緊急情報も含めて、可能な限り広報紙、チラシ等を作成し、配布・掲示を行う。

特に、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に災害時広報紙を発行する。掲示については、市役所や公共機関等だけでなく、避難施設や街頭など周知のしやすい場所を選び随所に掲示する。

カ インターネットの活用

橋本市ホームページからインターネットを介して広報を行う。

キ 防災メール及び緊急速報メールの活用

防災メールは、登録者に対して緊急情報等を配信し、緊急速報メールは橋本市区域内の携帯電話等を所有する人に緊急情報等を配信する。

ク その他

アマチュア無線局の協力を求め、広報を行う。

**(2) 避難者への広報**

避難所責任者は、避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況、復旧の見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

また、本市のコミュニティ FM である FM はしもとの協力を得て、ラジオ放送からも広報を行う。

**(3) 災害時要援護者への広報**

聴覚障がい者に対しては、県に要請の上テレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、FAXや広報紙等による広報を行う。

視覚障がい者に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。また、各種障がい者支援団体やボランティア団体との連携を行い、その団体への情報提供を通じての広報を行う。

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を英語等でも表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

**(4) 浸水区域・警戒区域等内の災害時要援護者が利用する施設に対する情報の伝達**

災害の発生又は発生するおそれがある浸水区域・警戒区域等内の高齢者・心身障がい者・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報（避難準備情報等）を伝達する。

**(5) 市民等からの問い合わせ**

一般市民等からの問い合わせには、丁寧に対応するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した市民の名簿等の把握に努める。

## (6) 市民の要望等の把握

災害時における市民の要望を速やかに把握することに努める。

---

## 4 報道機関への情報提供

---

### (1) 提供内容

災害に関する情報及び収集した諸情報については、内容をとりまとめ、各報道機関に提供する。また、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

### (2) 提供方法

報道機関に対しては、広報班長が災害に関する情報を発表する。なお、被害が甚大な場合は、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し、広報班長が情報を提供する。

### (3) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

市本部は、災害に関して、次に掲げる緊急事態で住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を經由して(市と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。)日本放送協会和歌山放送局、和歌山放送、テレビ和歌山に放送を求めることができる。この場合、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難の勧告及び指示等

イ 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等

エ その他、市本部が特に必要と認める事項

\*緊急警報放送の放送要請書【資料編 P-580 参照】

## 5 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
橋本警察署 かつらぎ警察署	交通規制状況及び治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行なう。
日本放送協会和歌山放送局 和歌山放送（株） テレビ和歌山（株）	災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力(株)橋本営業所	広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
西日本電信電話（株）等	広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道（株）橋本駅 南海電気鉄道（株）橋本駅	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において、市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

---

## 第3章 水防の応急対策

【市消防本部、関係各班】

---

水害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じた適切な応急活動を行う。

---

### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

---

### 2 水防計画

水害の応急対策は、水防法に基づく橋本市水防計画に別途定める。

---

### 3 水防の組織

本市においては、水防法第5条に定める水防団は設置せず、市消防本部をもって水防事務を処理する。水防活動のため、必要あるときは、橋本市地域防災計画による災害対策本部の各部を動員する。

---

### 4 臨時水防本部の設置

消防長は、災害の状況により必要と認めた場合は、臨時水防本部を市消防本部に設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に吸収する。

## 第4章 応援要請・相互協力

【総合調整部 福祉厚生部 市消防本部 伊都消防組合消防本部】

大規模な災害が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、応援の要請を迅速に行うとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

### 第1節 県への応援要請 【市本部長（市長）、防災班】

#### 1 基本方針

市本部長（市長）は、市の総力をもってしても万全な緊急対策を実施することが難しい場合は、振興局（県支部）を通じて、県知事（県本部長）へ応援要請を行う。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接、県知事（県本部長）へ応援要請の連絡を行う。

#### 2 実施方法

##### （1）県への応援要請

市は、県に緊急措置等を要請する場合は、県支部に対してまず無線又は電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接県知事（災害対策課）に連絡する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

##### ア 県への応援要請又は緊急措置の実施を要請する場合

- （ア）災害の状況及び応援を求める理由
- （イ）応援を希望する機関名
- （ウ）応援を希望する人員、物資、資機材、器具等の品名・数量
- （エ）応援を必要とする場所、期間
- （オ）応援を必要とする活動内容
- （カ）その他、必要事項

##### イ 被災者の他地区への移送を要請する場合

- （ア）移送を要請する理由
- （イ）移送を必要とする被災者の数
- （ウ）希望する移送先
- （エ）移送先で収容を要する機関
- （オ）その他、必要事項

##### （2）他市町村、指定地方公共機関等への応援斡旋の要請

市は、県に対して、他市町村、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、まず無線又は電話等をもって連絡し、後日、前（1）の各号に準じた文書を改めて提出する。

### (3) 他府県への要請

大規模な災害が発生し、市の消防力、県内の消防応援では十分な対応がとれないときは、県知事（県本部長）を経由し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。（被害が甚大で、県との連絡がとれない場合は、消防庁長官へ直接要請を行うものとし、通信手段の回復後、速やかに県への報告を行うこととする。）

- ・「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」
- ・「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」
- ・「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

### (4) 自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、本章第4節「自衛隊の派遣要請」による。

## 第2節 協定締結都市との相互応援 【防災班、消防総務班】

### 1 基本方針

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結した自治体に応援を要請するとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

### 2 実施方法

協定を締結した自治体の長に対して、応援又は応援の斡旋を要請する場合は、地理的要件等の事情を考慮し、電話等迅速な方法によって要請する。その後、文書を速やかに提出する。

### 3 他自治体等との災害時相互応援

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している自治体に電話等により応援を要請する。その後、速やかに文書を提出する。

#### (1) 応援の種類及び内容（例示）

- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、救護、防疫及び消防活動並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- ウ 救援、救助、及び消防活動に必要な車両等の提供
- エ 救援、救助、消防その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- オ 被災児童・生徒等の受け入れ
- カ 被災者に対する住宅の斡旋
- キ 災害ボランティアの斡旋
- ク その他、特に希望する事項

#### (2) 応援要請の手続

次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出する。

- ア 被害の状況
- イ 必要とする物資等の品目及び数量
- ウ 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
- エ 応援場所、応援場所への経路、集結地等
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他、特に希望する事項

- \*災害時における相互応援協定（河内長野市・橋本市・五條市）【資料編 P-301 参照】
- \*災害時における相互応援協定（野洲市・橋本市）【資料編 P-303 参照】
- \*市町村広域災害ネットワーク協定【資料編 P-305 参照】
- \*大規模災害相互物資援助協定書（名張市・橋本市）【資料編 P-310 参照】

---

## 第3節 公共的団体及び民間等との協力体制 【関係各班】

---

### 1 基本方針

---

市は、公共的団体や地域住民、災害ボランティア並びに民間機関、団体等に対して、災害時に積極的な協力が得られ、効果的な応急対策活動が実施できるよう協力体制の整備に努めるとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

---

### 2 公共的団体との協力体制

---

#### (1) 公共的団体

公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉関係団体、社会教育団体等をいう。

#### (2) 協力活動の内容

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又はその他関係機関に連絡する。
  - イ 災害に関する予警報及びその他情報を区域内住民に伝達する。
  - ウ 災害時における広報広聴活動に協力する。
  - エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し、協力する。
  - オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関し、協力する。
  - カ 避難誘導、避難場所内被災者の救助業務に協力する。
  - キ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力する。
  - ク 被害状況の調査に協力する。
  - ケ 被災区域内の秩序維持に協力する。
  - コ り災証明書交付事務に協力する。
- 

### 3 地域住民の協力

---

被災地の地域住民は、市本部及び県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に、次のような防災活動上の責務を負うものとする。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救助救急
- (5) 災害時要援護者の保護
- (6) 家庭における水、食糧等の備蓄

#### 4 災害ボランティアの協力

---

市本部及び県本部は、応急対策活動を有効かつ効果的に進めるため、被災者の救援等を自発的に行うボランティアに協力を求めるものとする。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市本部及び県本部は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

詳細については、第11章第1節「災害ボランティア対策」による。

---

#### 5 民間機関と市の協定による協力

---

災害が発生した場合に備えて、民間機関の積極的な協力が得られるよう、協定の締結あるいは事前協議を行うなど、協力体制の確立に努める。

## 第4節 自衛隊への派遣要請等 【防災班、各防災関係機関】

### 1 基本方針

市本部長（市長）の指示により、防災班は、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事（県本部長）に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

### 2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、次による。

#### （1）被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

#### （2）避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難勧告・指示が発令された場合）

#### （3）搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

#### （4）水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

#### （5）消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力

#### （6）道路又は水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

#### （7）応急医療、救護及び防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等

#### （8）通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

#### （9）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他、救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

### (10) 炊飯及び給水支援

被災者への炊飯、給水支援

### (11) 危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去

### (12) その他

県知事（県本部長）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

---

## 3 派遣要請の手続

---

### (1) 通常の場合（県を通じた要請）

市本部長（市長）の指示により、防災班は、県知事（県本部長）（依頼先は災害対策課）に災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

### (2) 緊急の場合（直接通知）

通信途絶等により、県知事（本部長）へ要請の依頼ができない場合は、その旨及び被害の状況を防衛大臣又は次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第37普通科連隊長	大阪府和泉市伯太町 官有地	0725-41-0090（内238） （夜間302）

### (3) 派遣要請書の記載事項

要請する場合は、次の事項を明らかにする。なお、ア～ウは必須事項。（文書については、「自衛隊派遣要請書」を3部、県支部を通じて県本部に提出。）

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 要請責任者の役職、氏名
- オ 特殊携行装備又は作業の種類
- カ 派遣地への最短経路
- キ 連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点等
- ク 受け入れ場所等
- ケ その他、参考となるべき事項

#### (4) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、次の事項を明らかにする。

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア 災害の一般状況	(ア) 災害発生の日時 (イ) 種類 (ウ) 場所 (エ) 原因 (オ) 被害状況(人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。)
イ 特別救護要請 (情報通報のときは除く)	(ア) 要請者 (イ) 要請内容 a 事由(目的) b 派遣希望時期又は期間 c 派遣を希望する人員、航空機等の概要 d 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 (輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示) e 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ 気象情報	(ア) 災害発生現場の気象状況
エ 他の機関の活動状況	(ア) 防災ヘリコプター等の活動状況 (イ) 防災ヘリコプター等との現場での協力方法

## 4 派遣部隊の受け入れ体制

市本部は、次の要領により、自衛隊の受け入れ措置を行う。

### (1) 県本部又は自衛隊から災害派遣をする旨の通知を受けたとき

- ア 派遣部隊の宿泊所、車両や機材等の保管場所を準備する。
- イ 派遣部隊及び県本部と連絡にあたる連絡員を職員の中から指定し、窓口の一本化を図る。
- ウ 応急復旧に必要な機材等については、市で準備し、部隊の活動が速やかに開始されるよう留意する。
- エ 諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けたり災害現地に必ず工事責任者を立ち合わせるなど、作業に支障をきたすことのないよう措置する。
- オ 派遣部隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることのないよう積極的に協力する。
- カ 自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- キ 自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を、次の基準により樹立する。
  - (ア) 作業箇所及び作業内容
  - (イ) 作業の優先順位
  - (ウ) 作業に要する資機材の種類別保管(調達)場所
  - (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

## (2) 派遣部隊が到着したとき

ア 派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

イ 次の事項を県支部に報告する。

(ア) 派遣部隊の指揮官の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 作業の状況

(エ) 市本部における連絡責任者氏名及び今後の連絡方法

ウ 派遣された部隊に対し、次の施設等を提供する。

なお、被災状況により、下記施設に限定することなく、応急対策活動が有効に行えるよう、必要に応じ、自衛隊の活動拠点場所を選定し提供する。

(ア) 本部事務室……………橋本市運動公園

(イ) 宿舎……………橋本市運動公園

(ウ) 資機材置場、炊事場……………橋本市運動公園

(エ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）… 橋本市運動公園

(オ) ヘリコプター発着場……………橋本市運動公園

## 5 派遣部隊の活動範囲

区分	活動範囲
即時及び応急救援活動 （災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	(1) 偵察、連絡活動 空・地からの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供 (2) 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地からの避難誘導支援 (3) 緊急輸送 患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 (4) 消火活動 利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力 (5) 資料提出及び広報活動 県本部、関係機関への資料の提出及び空・地からの立体的広報協力 (6) 危険物の保安及び除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去
組織的救援活動 （即時及び応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	(1) 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 (2) 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 (3) 架橋活動 応急橋梁の構築 (4) 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動支援 (5) 医療、救護活動 応急医療、防疫活動及び医具、血液薬品等の輸送 (6) 炊飯及び給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

## 6 派遣部隊の撤収要請

市本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに県支部を通じ県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

## 7 経費の負担区分

市は、原則として、自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市本部長（市長）が協議するものとする。

---

## 第5節 航空機等の応援要請 【消防警防班、各防災関係機関】

---

### 1 基本方針

市本部は、災害の状況により航空機等の使用が必要で、また効果があると認める場合は、関係機関に航空機等の応援を要請する。

### 2 広域航空消防応援

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより、県支部を通じ県本部に応援を要請する。

### 3 和歌山県防災航空隊

市本部は、災害の状況により防災ヘリコプターの使用が必要で、また、効果があると認められる場合は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づき派遣を要請する。

### 4 和歌山県警察航空隊

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、所轄警察署を経由し、和歌山県警察航空隊の派遣を要請する。

### 5 赤十字飛行隊

#### (1) 活動内容

- ア 航空機を利用した災害救助及び救護活動
- イ 救急患者及び特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品及び血液等の航空輸送
- エ その他日本赤十字社が必要と認める活動

#### (2) 要請方法

防災班は、県支部を通じ県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社和歌山県支部に派遣を要請する。緊急避難、人命救助など事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

### (3) 赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL 03-3438-1311
日本赤十字社和歌山県支部	TEL 073-422-7141

---

## 6 林野火災用空中消火資機材

---

消防警防班は、林野火災発生のため空中消火資機材が必要となった場合、「和歌山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」に基づき、資機材の借受申請を行う。

---

## 第6節 応援の受け入れ体制 【防災班、消防警防班】

---

---

### 1 基本方針

---

市本部は、県及び指定行政機関等に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受け入れ体制を整備する。

---

### 2 応援の受け入れ体制

---

各種協定等に基づく応援の受け入れに際しては、以下の決定を迅速に行い、その体制を早期に確立する。

#### (1) 応援担当連絡員の指定

応援部隊の受け入れにあたっては、担当連絡員を指定し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が、他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう調整を行うものとする。

#### (2) 集結地の指定

市本部は、応援元の機関ごとに集結地を指定し、各応援部隊の応援救助活動が、円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。なお、集結地については、あらかじめ候補地を検討しておくものとする。また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

---

### 3 応援元の機関との確認事項

---

応援元の機関と、応援受け入れ時に、原則として次の事項を確認しておくものとする。

- (1) 応援内容
  - (2) 応援の規模（部隊数、人員）
  - (3) 応援の物資、資機材等
  - (4) 責任者との連絡方法
- 

### 4 災害現場等への誘導

---

人命救助等緊急を要する場合において、応援部隊の迅速かつ効率的な応急対策活動が行われるよう、集結地から災害現場へ誘導等を行うものとする。

---

## 第5章 災害救助法の適用 【総合調整部、関係各部班】

---

災害に際して、市本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害に関しては災害救助法の適用を要請する。同法の適用を受けた場合、知事が行う救助のうち、市本部長（市長）に委任された救助については、市本部長（市長）がこれを実施するとともに、受託を受けない救助については知事を補助し、被災者の保護と秩序の安定を図る。

---

### 第1節 災害救助法の適用 【総合調整部、関係各部班】

---

---

#### 1 基本方針

---

県知事（県本部長）は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、市本部長（市長）は、事態が急迫し、県知事（県本部長）による救助活動を待つ余裕のない場合は、県知事（県本部長）に代わって救助活動を実施する。また、市本部長（市長）は、県知事（県本部長）の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急救助を実施する。

---

#### 2 災害救助法の適用基準

---

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令及び和歌山県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第1条に基づく本市における具体的運用基準は、概ね次のとおりである。

- (1) 当市の区域内で80世帯以上の住宅が滅失したとき。
- (2) 県の区域内の住宅滅失世帯数が1,500世帯以上で、本市域内の40世帯以上の住宅が滅失したとき。
- (3) 県の区域内の住宅滅失世帯数が7,000世帯以上である場合で、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命もしくは身体上に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。  
（例）山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住宅に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

---

#### 3 災害救助法との関係

---

- (1) 市域に災害救助法が適用された場合、市本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
- (2) 市域に災害救助法が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれにあたる。
- (3) 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては市単独の救助として処理する。

---

## 4 被害の認定基準

---

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

### (1) 住宅の滅失等の認定

\*災害の被害認定基準【資料編 P-535 参照】

### (2) 住宅の滅失等の算定

ア 全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。

イ 住宅が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

---

## 5 災害救助法の適用手続

---

### (1) 通常の場合

市本部長（市長）は、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を振興局（県支部）を經由し、県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告すること。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の要因

ウ 被害の状況

エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

### (2) 緊急の場合

市長（市本部長）は、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに振興局（県支部）を經由して、県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受けなければならない。

---

## 6 災害救助法による救助の種類

---

### (1) 救助の種類

市本部において実施する災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりである。

県計画に定める救助の程度、方法及び期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県知事（県本部長）に申請する。

**【救助の種類】**

救助の種類	実施期間	実施の区分
避難場所	発生から7日以内	市本部
応急仮設住宅	発生から 着工は20日以内 供与期間は2年以内	対象者、敷地の選定＝市本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品の 給与	発生から7日以内	市本部
飲料水の供給	発生から7日以内	市本部
被服、寝具その他生活必需品の給 与又は貸与	発生から10日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝市本部
医療及び助産	発生から 医療14日以内 助産7日以内	医療班出動要請＝県本部 その他＝市本部
災害にかかった者の救出	発生から3日以内	市本部
災害にかかった住宅の応急修理	発生から1箇月以内	対象者選定＝市本部 修理＝県本部、市本部
学用品の給与	発生から 教科書1箇月以内 文房具15日以内	調査、報告、割当配分＝市本部
火葬援助	発生から10日以内	市本部
遺体の搜索	発生から10日以内	市本部
遺体の処理	発生から10日以内	市本部
障害物の除去	発生から10日以内	市本部

**(2) 市長への委任**

県知事（県本部長）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、県知事（県本部長）の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市本部長（市長）に委任することができる。

なお、委任されない事務については、市本部長（市長）は県知事（県本部長）の行う救助を補助する。

---

**7 救助の実施状況の記録及び報告**

---

福祉班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県支部を通じて県本部（救助班）に報告する。

\*救助日報【資料編 P-506 参照】

---

**8 「救助の程度、方法及び期間」の早見表**

---

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表は、次のとおりである。同法に基づく救助活動にあたっては、これらの基準に配慮して実施する。

\*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

---

## 第6章 避難対策 【総合調整部、福祉厚生部、応急対策部、市消防本部、 橋本警察署、かつらぎ警察署、各施設管理者、その他関係機関】

---

市本部は、災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、警察署・その他関係機関と協力し、住民に対して避難の指示、避難の誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、災害警備等に努める。なお、その際には、傷病者、心身障がい者、高齢者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者に十分配慮する。

---

### 第1節 避難勧告等の発令及び避難収容

【福祉班、被災者支援班、防災班、橋本警察署、かつらぎ警察署、  
各施設管理者、市社会福祉協議会、その他関係機関】

---

---

#### 1 基本方針

福祉班は、災害に際し、警察署及び関係機関、団体と連携のもと、市本部長（市長）の指示（命令）に基づき住民の生命・身体の安全を図るため、避難誘導を実施する。

各施設管理者は、市本部長（市長）の指示や協力要請を受け、拠点避難所を開放し、避難場所の開設、収容体制の整備及び人心の安定に協力する。

---

#### 2 応急措置

---

##### （1）避難準備情報（要援護者避難情報）

集中豪雨、大雨、暴風による洪水、土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある場合は、危険区域内の住民に避難準備情報（要援護者避難情報）を伝達し、避難行動要支援者等の緊急避難の対応が困難な者に、計画した拠点避難所への避難を開始させるとともに、通常の避難行動ができる者に避難準備を開始させる。

##### （2）避難勧告

通常の避難行動ができる者に計画した拠点避難所への避難を開始させる。

##### （3）避難指示

避難勧告等の発令後で避難中の住民に確実な避難行動を完了させるとともに、避難していない住民に対し、避難行動に移らせる。

##### （4）避難収容

状況に応じて、安全な施設を避難場所として開設し、事前に避難した者及び一時的に緊急避難した者を、避難場所に収容保護する。また、被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

### 3 避難勧告、指示等の実施責任者

法令に基づき避難の勧告、指示ができる権限者は、次のとおりである。

なお、避難勧告、指示等の発令者は原則本部長とするが、市本部長（市長）に事故ある場合は、市副本部長、市副本部長が欠ける時又は事故ある場合は本部長付がその職務を代行する。発令をするいとまがない時は、その補助執行機関として、消防長又は消防署長が行うものとする。

#### 【避難勧告指示の基準】

事項区分	実施責任者	実施基準	根拠とする法令
避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第60条
避難の指示等	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	災害対策基本法第60条
	知事及びその命を受けた職	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	警察官	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	自衛官	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	自衛隊法第94条
知事による避難の指示等の代行	知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立ち退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第60条	

※「勧告」とは、その地域の居住者等を束縛するものではないが、居住者等がその避難を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとし、避難場所への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の市民に対し、待避・垂直移動の指示を行う（災害対策基本法第60条第3項）。また、避難勧告等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（和歌山地方気象台等）の機関や県に助言を求めることができる（災害対策基本法第61条の2）。

## 4 避難準備情報、勧告、指示等の周知

### (1) 周知方法

避難準備情報、勧告、指示等は、状況に応じて、概ね次の方法によるほか、第2章第5節「広報」による。

\*広報文例【資料編 P-608 参照】

#### 【避難準備情報、勧告、指示等の方法】

区分	発令時の状況	住民に求める行動	伝達内容	伝達手段
（要 援 護 者 避 難 情 報） 避 難 準 備 情 報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始	ア 事前避難すべき理由 イ 危険区域 ウ 避難対象者 エ 避難先 オ その他注意事項	ア 広報車 イ 橋本市ホ-ム^ -ジ ウ 日本放送協会 エ 和歌山放送ラジオ オ テレビ和歌山 カ 口頭伝達 キ 防災行政無線 ク 防災メール ケ FMはしもと コ 緊急速報メール
避 難 勧 告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	ア 避難すべき理由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項	ア 広報車 イ 橋本市ホ-ム^ -ジ ウ 日本放送協会 エ 和歌山放送ラジオ オ テレビ和歌山 カ 口頭伝達 キ 防災行政無線 ク 防災メール ケ FMはしもと コ 緊急速報メール
避 難 指 示	ア 前兆現象や、現地の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況。 イ 堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ウ 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命・身体を守る最低限の行動	ア 避難すべき理由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項	ア 広報車 イ 橋本市ホ-ム^ -ジ ウ 日本放送協会 エ 和歌山放送ラジオ オ テレビ和歌山 カ 口頭伝達 キ 防災行政無線 ク 防災メール ケ FMはしもと コ 緊急速報メール
避 難 収 容	緊急的に避難した一時避難場所から、拠点避難所への移動が適切と考えられる状況。	一時避難場所から拠点避難所への移動	ア 一時避難場所から移動する理由 イ 移動方法 ウ 移動先 エ その他注意事項	ア 口頭伝達 イ 防災行政無線 ウ 防災メール エ FMはしもと オ 緊急速報メール

(注) 避難の勧告又は指示をしたとき、あるいは、自主避難が行われたことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

【土砂災害に関する避難勧告発令の判断基準】

○土砂災害

避難勧告等は、災害対策本部にて協議・決定し、本部長が発令する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)</li> </ul>
避難準備情報 (要援護者避難 情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象(湧水・地下水がにごり始めた、量に変化)を発見した時。</li> <li>土砂災害警戒情報が発令され、土壌雨量指数が一定時間後「土砂災害発生の目安となる線」に到達すると予想されるとき。</li> <li>土砂災害警戒情報が発令され、土壌雨量指数が一定時間後「避難勧告発令の目安となる線」に到達すると予想されるとき。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で前兆現象(浮流付近で傾斜崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)を発見したとき。</li> <li>土砂災害警戒情報が発令され、土壌雨量指数が「土砂災害発生の目安となる線」に到達したとき。</li> <li>現在の土壌雨量指数が、「避難勧告発令の目安となる線」に到達したとき。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で土砂災害が発生したとき。</li> <li>近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)を発見したとき。</li> </ul>
備考 大雨注意報等 の発令基準	市町村単位の発令となる。 大雨注意報の基準 ・1時間雨量40mm ・土壌雨量指数120 大雨警報の基準 ・1時間雨量70mm ・土壌雨量指数161

【河川氾濫に関する避難勧告発令の判断基準】

○河川等のはん濫

避難勧告等は、災害対策本部にて協議・決定し、本部長が発令する。

	洪水予報指定河川	水位情報周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が可能な河川。	洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が困難な河川(以下にある河川の規模で発表できるか要検討)。	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川。
避難準備情報 (要援護者避難)	一定時間後に危険水位に達すると予測されるとき。	危険水位から一定時間の水位変化量を差し引いた水位に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮。</li> </ul>	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険性が高いとき。
避難勧告	破堤につながるような漏水等が発見されたとき。	危険水位から一定時間の水位変化量を差し引いた水位も到達した時。 <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が拡大したとき。</li> <li>排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき。</li> </ul>
	一定時間後に危険水位に達すると予測されるとき。		
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊</li> <li>破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故)</li> <li>危険水位到達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が拡大したとき。</li> <li>排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖。</li> </ul>	
備考 洪水注意報等 の発令基準	市町村単位の発令となる。 本市の洪水注意報等の発令は、橋本川の流域雨量指数を基準として発令する。 流域雨量指数4以上 洪水注意報 流域雨量指数6以上 洪水警報		

## 5 避難準備情報、勧告、指示等に関する注意事項

避難準備情報、勧告、指示等にあたっては、次の事項に注意する。

### (1) 避難者への周知事項

- ア 避難に際し、電源ブレーカーの遮断、火気、危険物等の後始末及び戸締りを完全にする。
- イ 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- ウ 現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。  
状況に応じ、避難者に1日分程度の食糧、水、タオル、チリ紙、照明具及び最小限の着替えを携行させる。
- エ なるべく氏名票を携行させる。
- オ 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。
- カ 隣人（家）への伝達

### (2) 避難者の確認、救出

警察官、消防職団員等は、避難の勧告、指示を発した地域に対し、避難終了後、速やかにパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。  
また、避難の勧告、指示に従わない者については説得に努め、状況によっては、強制措置を執る。

## 6 関係機関への通知

避難の勧告、指示を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

### (1) 市本部長（市長）の措置



市本部長（市長）から県知事（県本部長）への報告は、県総合防災情報システムの電話で行うことを原則とする。

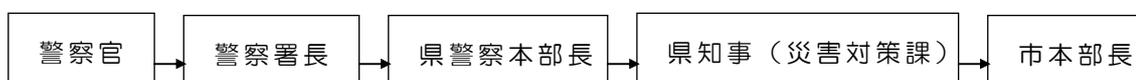
ただし、県総合防災情報システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県支部（振興局）経由で報告を行う。

### (2) 警察官の措置

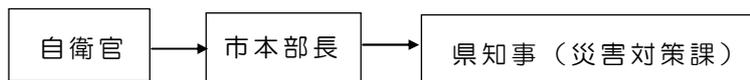
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



### (3) 自衛官の措置



## 7 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の基準

市本部等は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、人命及び身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止、退去を命ずることができる。

#### 【警戒区域の設定権限】

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市本部長 （市長）	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	市本部長（市長）等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第63条
消防職員 又は 消防団員	火災を除く災害 全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条に おいて準用する 同第28条
消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において設定する。	水防法第21条
県知事（県本部長）による応急 措置の代行		市本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条

（注）警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は、要求があったときは警戒区域を設定できる。

### (2) 設定方法

市本部等は、警戒区域の設定に際し、警察署、消防署等関係機関と調整を図った上で設定し、警戒区域を設定した場合は縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

## 8 避難誘導の方法

### (1) 実施責任

福祉班は、消防団班員、警察官等と連携して避難誘導を行い、各地区ごとに責任者及び誘導員を定め、特に、安全と統制を図り実施する。なお、誘導にあたっては、関係自治会長、自主防災会長等の協力を求める。

### (2) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

### (3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導にあたっては、自治会単位又は避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

- ア 傷病者、心身障がい者、高齢者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者
- イ 防災活動従事者以外の者
- ウ 防災活動従事者

### (4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに安全で適切な施設を指定し、速やかに住民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

- ア 避難場所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の拠点避難所へ
- イ その他、状況に応じて、安全な場所へ

### (5) 実施時の留意点

- ア 避難誘導のため、消防団班員等を配置する。
- イ できるだけ自治会・町内会等ごとに集団の形成を図り、避難を実施する。
- ウ 避難行動要支援者の避難を優先する。
- エ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- オ 携帯マイク等の資機材を活用し安全を図る。

### (6) 避難経路

- ア 最も安全な避難経路を指示する。
- イ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- エ 緊急時の混乱を避けるため、車両の使用を極力禁止させる。  
(災害時要援護者を避難させる場合にやむを得ず車両を使用する場合がある。)
- オ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯を設置する。
- カ 道路上の障害物件を除去する。

### (7) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難の指示内容、理由等を説明する。

## (8) 報告、記録

避難誘導の状況を市本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

---

## 9 災害時要援護者の避難に関する配慮

---

在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

市本部は、自治会、自主防災会、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅介護サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障がい者等、難病患者等の名簿、乳幼児や小学校を抱えるひとり親家庭の名簿を利用し、避難準備情報(要援護者避難情報)を伝達することにより確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

災害時要援護者を発見した場合には、一時避難場所、拠点避難所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。特に、在宅の心身障がい者については、平常時からその実態把握に努めるとともに、居住地別、障がい種別ごとに名簿を整備しておく。

\* 橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱

【資料編 P-204 参照】

---

## 10 避難者の受け入れ

---

### (1) 避難場所

#### ア 指定避難場所

市があらかじめ指定した避難場所について、住民に対するよう周知に努める。指定避難場所は、「避難施設等の対策」の計画に従い、拠点避難所及び広域避難場所に区分する。なお、拠点避難所には、避難範囲の該当地域を明示しているが、地域によっては、別の拠点避難所の方が近い場合などがあるので、必ず指定された拠点避難所に行かなくてはならないというわけではない。

また、指定されている公共的施設については、高齢者や心身障がい者等に配慮した施設・設備の整備に努める。

\* 指定避難場所【資料編 P-10 参照】

#### イ 指定避難場所以外の避難場所

指定避難場所以外でも、一時避難場所を、集団で拠点避難所に避難する際などの立ち寄り拠点として活用する。

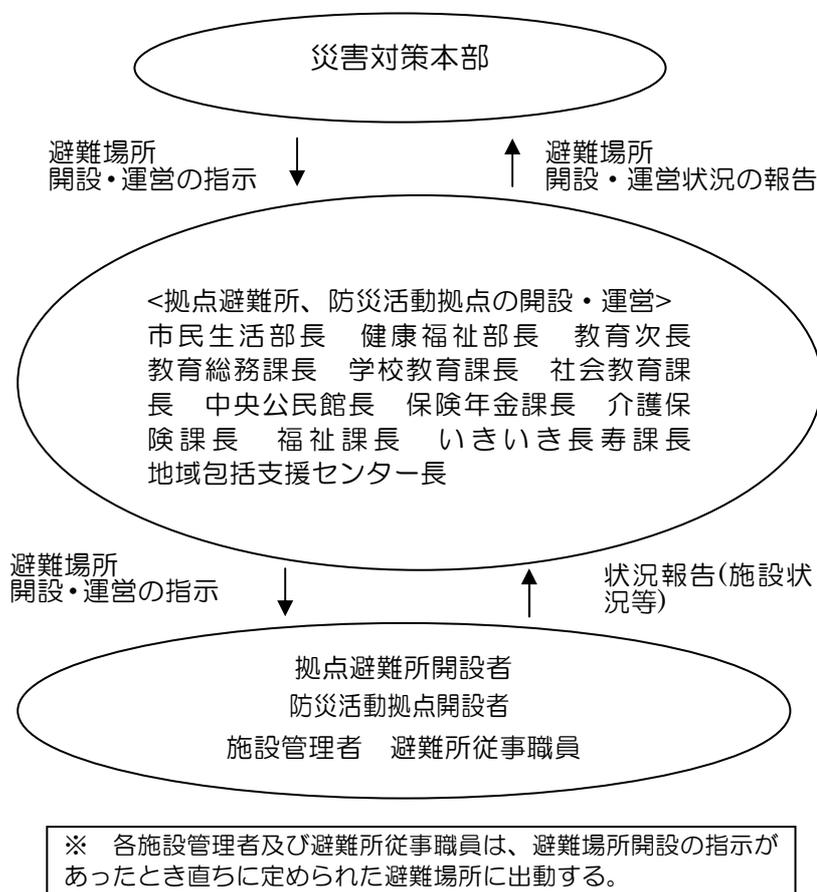
### (2) 避難所の開設及び避難所の開放

拠点避難所の開設は、基本的に市本部長(市長)の責務である。市本部は、災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な拠点避難所を次のフローに示す手順に基づき開設する。拠点避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡するとともに、当該施設の職員の協力を得て拠点避難所の開設及び被災者の収容を行う。

### 【風水害等が発生したときの避難場所開設のフロー図】

風水害等の場合は下記連絡ルートによるが、事前に災害の規模による開設基準と開設担当者を定めている。

災害対策本部会議により拠点避難所、防災活動拠点開設の判断



(勤務時間外)なお、職員の出動は、避難所従事職員を除き、橋本市地域防災計画による。

### (3) 福祉避難所の開設

避難場所での避難生活が困難な要援護者に対しては、社会福祉施設等への受け入れ調整を行うが、更に必要のある場合は、福祉避難所を開設し、要援護者を受け入れる。

福祉避難所は、原則、社会福祉施設を利用するが、既存の社会福祉施設のみでは、要援護者の受け入れが困難な場合には、公共施設や民間の福祉関連施設等について、福祉避難所として利用可能か否かの調査を行い、施設管理者と協議して、利用可能な施設において福祉避難所を開設する。

### (4) 職員派遣・連絡調整体制

避難所運営班は、避難場所への担当職員のパイプライン、派遣方法、連絡体制について調整するとともに、避難場所におけるニーズ等を把握できる体制としておく。

### (5) 避難場所開設の報告

市本部は、避難場所を開設したときは、直ちに県支部及び所轄の警察署長に対して、次の事項を通報する。

- ア 避難場所開設日時、場所又は施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他の参考となる事項

### (6) 避難場所の管理運営

地域住民が、避難場所運営に関わることが円滑な避難場所運営上不可欠である。そのため、避難所運営委員会を立ち上げ、組織は自主防災会等地域住民の代表者・避難者・施設管理者及び市避難所従事職員で構成し運営する。

ア 避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について搬送などの措置をとる。

イ 施設の職員、警察、自治会、自主防災会、避難者等の協力を得て、防犯パトロールの実施など避難場所機能の自治的な維持と安全管理に努める。

ウ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。

エ 収容者の健康維持に努めるとともに、プライバシー確保に配慮する。

オ 収容者のニーズの把握、調整を行う。特に、高齢者や心身障がい者等災害時要援護者のニーズには配慮する。

カ 災害時要援護者に対し、次の措置を行う。

(ア) 担当職員、保健師、民生委員児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。

(イ) 避難者の障がいや身体の状態に応じて、避難場所から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）へ速やかに搬送する。

(ウ) 避難者の障がいや身体の状態に応じたホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の要請派遣をする。

(エ) 高齢者、重症心身障がい者、乳幼児等に配慮した食糧や衛生用品等を供給する。

(オ) 災害時要援護者に配慮したスペースを提供する。

キ 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、男女別のトイレ、更衣室を用意し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

ク 学校の体育館に収容しきれない場合は、空教室の利用、トイレの使用など、その状況に応じて、避難場所関係者が協議の上、方針を決定するものとする。

### (7) 収容状況の報告

避難所従事職員は、収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し、一定時間毎に次の事項を報告する。

ア	拠点避難所状況報告書	【資料編 P-630 参照】
イ	拠点避難所運営記録簿	【資料編 P-626 参照】
ウ	食料・物資受入簿	【資料編 P-632 参照】
	食料管理簿	【資料編 P-633 参照】
	物資管理簿	【資料編 P-634 参照】
エ	被災者救助明細書（様式4号）	【資料編 P-650 参照】

### (8) 応援要請

市本部は、災害時に予定した避難場所が使用できなくなるなど、市において適切な避難場所を開設することができないときは、隣接市町や協定市に要請し、他市町において開設する。

### (9) 学校施設に避難収容者を受け入れたときの対策

- ア 臨時応急避難の場合  
学校長及び職員は、市本部の指示によりできる限りの協力を行う。
- イ 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合  
学校教育に支障を生じる場合は、市本部は学校長等と協議し必要な措置をとる。

### (10) 避難場所の開設期間

災害救助法による避難場所の開設の期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、上記の期間を延長する必要がある場合には、市本部長（市長）は、県知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

### (11) 避難場所の閉設

- ア 市本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難場所の閉設を決定し、避難場所責任者に必要な指示を与える。
- イ 避難場所責任者は、市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- ウ 市本部は、避難者のうち住居が浸水、流失により、帰宅困難なものがある場合については、避難場所を縮小して存続させる等の措置をとる。

---

## 第2節 各種施設等の避難対策【各施設管理者、福祉班、水防土木班】

---

### 1 基本方針

---

各種施設等の長及び管理者は、災害による人的被害を最小限にとどめるため、平常時から、安全な避難誘導體制の整備に努め、災害発生時には、利用者等を迅速かつ的確に安全な場所に避難誘導を行う。

---

### 2 病院施設の避難対策

---

#### (1) 実施責任

病院の管理者又は病院長（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ病院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師、その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した天幕その他安全な場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

#### (3) 搬送方法

- ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防等防災機関の協力を得て患者の搬送を行う。
- イ 院外への患者の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。
- ウ 秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。
- エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

#### (4) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

---

### 3 社会福祉施設の避難対策

---

#### (1) 実施責任

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう、あらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

## (2) 搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防等防災機関の協力のもとに搬送を行う。

## (3) 入所者の相互受け入れ

市本部は、県本部の指示により、県支部、近隣市町、近隣社会福祉施設、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

## (4) 在宅要援護者の受け入れ

避難所運営班が、避難場所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、福祉班と協力して避難場所等から社会福祉施設等へ搬送する。また、福祉班は県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

## (5) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施する。また、地域の自主防災会、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化を図るとともに、医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

## (6) 社会福祉施設の被災状況等の把握

老人ホーム等入所施設については、市本部は、県支部と連携し、被災状況を把握する。保育園等通所施設については、市本部が、その被災状況について把握し、県支部へ報告を行う。なお、把握する被災状況は、次のとおりである。

- ア 施設入所者の被災状況
- イ 施設・設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受け入れ可能人数
- エ ライフライン・食糧等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

---

## 4 興行場、事業所等の避難対策

---

### (1) 実施責任

興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

### (2) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが可能な場合には、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

### (3) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

---

## 5 駅等の避難対策

---

### (1) 実施責任

- ア 駅長又は旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。
- イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに市本部長、所轄警察署長に連絡し、その指示に従って避難場所に誘導する。

### (2) 搬送方法

災害の状況により、乗客の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

---

## 6 土砂災害警戒区域等の避難対策

---

### (1) 実施責任

- ア 水防土木班及び福祉班は、土砂災害警戒区域等で災害のおそれがあると判断される場合には、関係区域の住民に対し、立ち退き又はその準備を行うよう指示する。
- イ 消防警防班、消防署班及び消防団班は、主として避難誘導及び救助を行う。

### (2) 対象地域

- ア 土石流危険渓流
  - \*土石流危険渓流【資料編 P-40 参照】
- イ 地すべり危険箇所
  - \*地すべり危険箇所【資料編 P-44 参照】
- ウ 急傾斜地崩壊危険箇所
  - \*急傾斜地崩壊危険箇所【資料編 P-45 参照】

### (3) 警戒避難の基準

過去の災害事例から、停電、機器の故障等最悪な条件下においても、次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにも関わらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）
- エ 渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- オ 渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

---

## 第3節 災害警備 【橋本警察署、かつらぎ警察署】

---

### 1 基本方針

---

防災関係機関との連携のもとに、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

---

### 2 災害発生時における警察活動

---

- (1) 情報の収集・伝達
  - (2) 救出救助活動等
  - (3) 避難誘導
  - (4) 遺体見分
  - (5) 二次災害の防止
  - (6) 危険箇所等における避難誘導等の措置
  - (7) 地域安全活動等社会秩序の維持
  - (8) 緊急交通路の確保
  - (9) 被災者等への情報伝達活動
  - (10) 報道対策
  - (11) 情報管理に関する措置
  - (12) 関係機関との相互連携
- 

### 3 警備体制

---

#### (1) 警備体制の種別

##### ア 警戒体制

暴風、大雨、洪水等の警報が発表された場合に発令する。

##### イ 非常体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に相当な被害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令するものとする。

##### ウ 緊急体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に大規模な被害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令するものとする。

#### (2) 県災害警備本部等の設置

風水害等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、「和歌山県警察災害警備計画」に基づき、必要な警備計画を確立するとともに、迅速かつ確かな警備計画を講じる。

## 第7章 救助救急及び医療救護対策

【医療救護班、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署】

災害が発生した場合、土砂崩れや倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、それらに対する救助救急及び医療救護に関する応急対策を実施する。

### 第1節 救助救急対策【市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、その他関係機関、地域の自主防災会】

#### 1 基本方針

土砂崩れ等による生き埋めや火災による負傷者が発生した場合、市本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部等）との協力及び受け入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救助救急活動にあたる。

そのために、消防署、消防団車庫等に救助救急資機材の備蓄を行うほか、自主防災会、住民等に対する救助救急訓練を行い、自主防災会の強化に努める。

#### 2 被災者

被災者の救助救急は、災害の原因、種別、住宅の被害等に関係なく、次のような救助救急を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 災害に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合
- (3) 水害の際、流出家屋とともに流された場合
- (4) 危険な孤立した地点に取り残された場合

#### 3 救助救急の方法

倒壊した家屋に生き埋めになった被災者の救助救急においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するために迅速な対応を行う。

- (1) 被災直後においては、地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災会がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。
- (2) 消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防署員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
- (3) 市本部は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救助救急活動に努める。

- (4) 消防機関を中心として、重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるため、自主防災会等が救急活動に協力するものとする。
- (5) 倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。また、多くの軽傷者は、救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

#### 【トリアージのカテゴリー】

- 傷病の緊急性・重症度に応じ、次の4区分に分類し、トリアージタグをつける。
- 限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、災害規模等により、トリアージの運用は変更される。

順位	分類	識別色	傷病等の状態
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	軽処置群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡群)	黒色 (Ⅳ)	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

#### 【トリアージの実施方法】

##### ○トリアージの具体的な手順

- ・ トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながら優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける。
- ・ トリアージタグは、原則として、右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。
- ・ トリアージタグの記入について、記入可能な患者にはタグを事前に配布しトリアージ区分など主要記載事項以外の部分を記入してもらい、聞き取り可能な患者には、トリアージスタッフが事前に聞き取り記入すること。

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおよそ1人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは1回で終わるのではなく、災害現場、救護所、病院到着後など必要に応じ、繰り返し実施する。

○各医療従事者や医療救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。



## 第2節 医療救護対策

【医療救護班、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会】

### 1 基本方針

市本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護、助産の途を失った場合、関係機関の協力を得て、応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する。

### 2 医療機関、団体との連絡体制

#### (1) 災害拠点病院《地域災害医療センター》〔県指定〕

「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣能力、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能を有する病院をいう。

その災害拠点病院のうち二次医療圏毎に1箇所指定されているのが《地域災害医療センター》であり、本市の「橋本市民病院」が指定されている。

#### (2) 医療機関及び団体

上記の橋本市民病院以外の本市における救急告示病院は、次のとおりである。

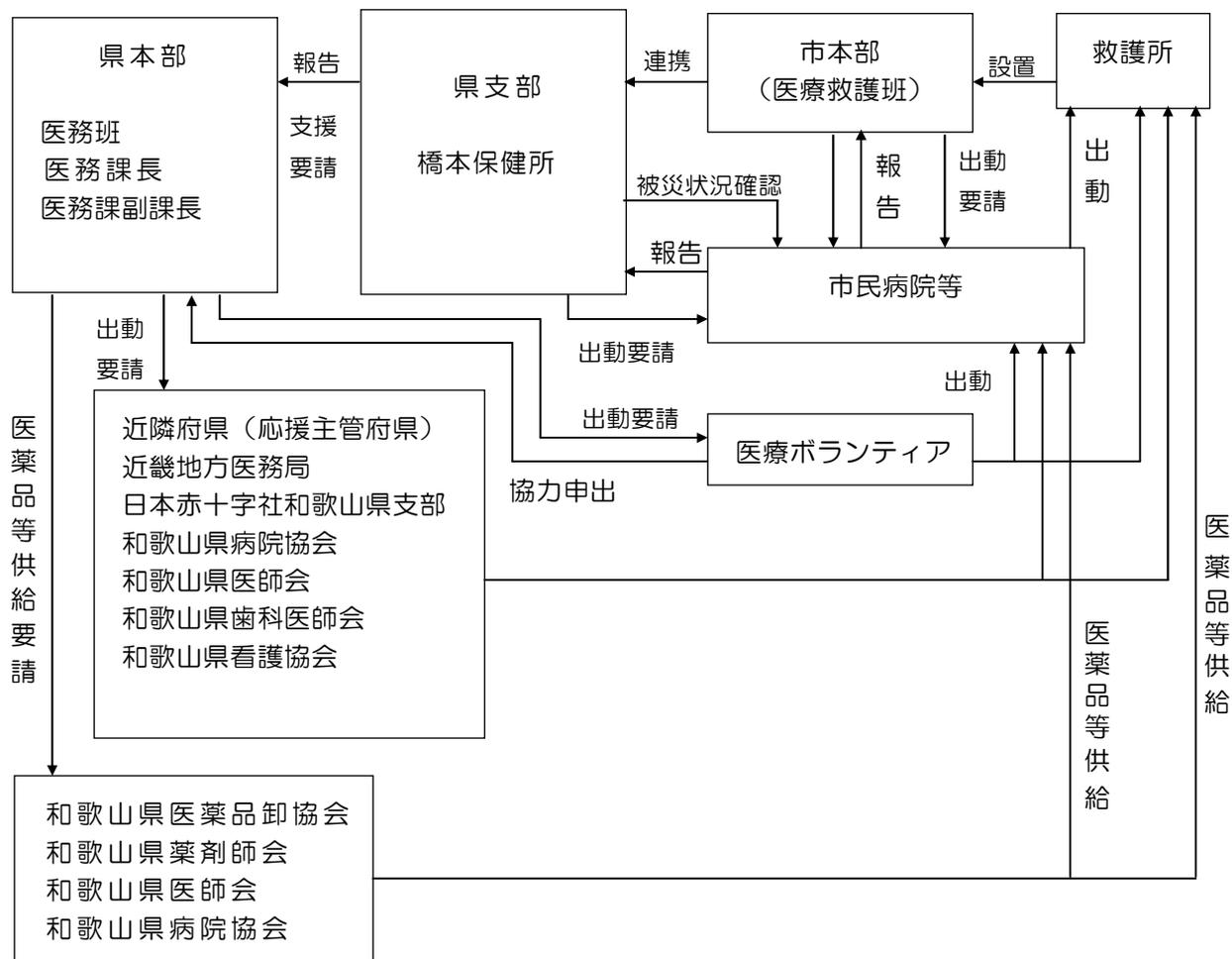
施設名	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	0736-37-1200	300
医療法人南労会 紀和病院	橋本市岸上18-1	0736-33-5000	212
社会医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家6-7-26	0736-32-8899	92

#### (3) 緊急連絡体制の確立

市と医療機関、団体は災害時の緊急連絡体制についてあらかじめ協議を行い、災害発生時には速やかに定められた体制を確立し、迅速かつ的確な救護活動にあたる。

#### (4) 医療機関、県本部等との連絡調整体制フロー

医療、助産救護等に関する指揮命令及び連絡調整には、次の体制をもって市本部、県本部、県支部があたるものとする。



### 3 病院等の被災状況の把握

市本部（医療救護班）は、県支部と連携し、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。

特に、災害拠点病院の「橋本市民病院」については、最優先して状況把握を行う。

#### (1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

- ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認
  - (ア) 患者受け入れにあたっての不足医療等資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）
- イ 医療救護班の派遣体制の確認
  - (ア) 派遣可能救護班数
  - (イ) 派遣可能医療従事者数
  - (ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

## (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院等の確認

- ア 簡易な修繕等により原状復旧可能な病院等
  - (ア) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）
  - (イ) 原状復帰に要する修繕等
- イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）
  - (ア) 入院患者の実態

---

## 4 医療機関の初動活動

---

災害拠点病院の「橋本市民病院」をはじめとして、病院等（有床診療所を含む）は、院内の被害状況を把握するとともに患者の受け入れや医療救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、市本部（医療救護班）又は県支部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

### (1) 医療、助産救護活動が可能な病院等

- ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ体制を整備する。
- イ 医療救護班を編成する。
- ウ 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
- エ 救護活動にあたって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市本部（医療救護班）又は県支部に供給要請する。
- オ 市本部や県支部の医療救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

### (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能が麻痺又は低下している病院等

- ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等
  - (ア) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、市消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（医療救護班）、県支部等に協力要請する。また広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。
  - (イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに、医薬品・衛生材料及び医療資機材及び医療従事者等を市本部（医療救護班）又は県支部に供給要請する。
  - (ウ) 原状復帰後は、市本部（医療救護班）及び県支部に報告するとともに、上記（1）の救護活動を行う。
- イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）
  - (ア) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、市消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（医療救護班）、県支部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

---

## 5 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

---

### (1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

### (2) 範囲（応急的なもの）

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

### (3) 医療の方法

- ア 医療救護班による医療
  - (ア) 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班が行う。
  - (イ) 市本部は、状況に応じて、必要な医療救護班を順次現地に派遣する。
  - (ウ) 医療救護班の編成は、医師 1 人、看護師 2 人、事務担当者 1 人の計 4 人を基準とする。
  - (エ) 救護所の設置
- イ 委託医療機関等による医療
  - 医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。この場合、委託医療機関は、原則として、市本部長（市長）の発行する医療券又は医療救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。

### (4) 医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

- ア 医療救護班による場合
  - 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- イ 委託医療機関等による医療
  - 社会保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
  - 当該地域における協定料金の額以内

### (5) 医療救護活動の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

---

## 6 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

---

### (1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

## (2) 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

## (3) 助産の方法

- ア 医療救護班による助産
  - (ア) 災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。
  - (イ) 医療救護班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様とする。
- イ 委託助産機関による助産
  - 医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所において救護を行う。この場合において、委託助産機関は、原則として、市本部長（市長）の発行する助産券又は医療救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。

## (4) 助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

- ア 医療救護班による場合
  - 使用した衛生材料の実費
- イ 委託助産等による場合
  - 使用した衛生材料及び処置に要した実費
- ウ 助産師による場合
  - 当該地域における慣行料金の8割以内の額

## (5) 助産救護活動の期間

分べんした日から7日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長が可能である。

---

## 7 仮設救護所の設置

---

### (1) 実施責任及び連絡担当

医療救護班は、仮設救護所を設置するとともに、その旨を市本部に連絡する。

### (2) 設置場所

次の場所に設置する。

- ア 拠点避難所、一時避難場所
- イ 災害救助法適用区域内の病院及び診療所の外来診療施設
- ウ 災害現場

(3) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

(4) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

---

## 8 重症患者等の搬送

---

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に搬送し治療する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

---

## 9 医薬品、衛生材料等の確保、調達

---

医療及び助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、医療救護班の手持品を繰り返し使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの表の調達先より調達するが、確保が不可能又は困難な場合は、県支部に報告し、援助を要請する。

\*医療関係調達先【資料編 P-82 参照】

---

## 10 記録、保管

---

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 医療救護班の編成及び活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

\*災害時の医療救護活動に関する協定書【資料編 P-345 参照】

---

## 第8章 生活救援対策

【応急対策部、福祉厚生部、総合調整部、その他関係部班、関係機関等】

---

災害が発生した場合には、多数の住民が飲料水、食糧、生活必需品、住宅などを損失し、集中的に困窮するおそれがある。こうしたことから、各家庭において少なくとも1日分に相当する量の飲料水、物資等を備蓄することを基本とし、市においては、被災者の概ね1日に相当する量の物資を確保する体制整備に努める。

また、県においても概ね1日に相当する量の物資について、公的備蓄又は流通在庫方式によって確保し、さらに県外から輸送される緊急物資によって供給を行う。

---

### 第1節 給水 【水道班】

---

#### 1 基本方針

市本部は、災害発生後速やかに応急給水体制を確立し、飲料水・生活水の確保が困難となった地域に給水場所を設置して応急給水を行う。その際には、病院など人命救助の観点から緊急性が高い医療機関等への給水を優先するものとする。

また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、県本部、日本水道協会関西地方支部等に応援を要請する。

なお、平常時より各家庭において少なくとも1日分に相当する量の飲料水を確保することを基本とするが、市においては、配水池等の活用を図り、住民1人1日あたり約3リットルを目標とした飲料水の供給を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても、必要な量の飲料水の備蓄に努める。

---

#### 2 給水対象者

災害により飲料水及び生活水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

---

#### 3 給水体制

応急給水を実施するため、本市の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

---

#### 4 飲料水の確保

---

##### (1) 水源

災害時の飲料水の水源は、橋本市上水道事業施設等を水源とする。

##### (2) 飲用指導

家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、医療救護班と協議し、飲用指導を実施する。

なお、実施に際しては、橋本保健所の指導を仰ぐものとする。

### (3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、給水ポリ容器、ろ水機、運搬車等を確保、調達する。

なお、給水用資機材、給水用タンクの備蓄状況は、基本計画第2部災害予防計画第3章第6節「給水体制の整備」を参照。

---

## 5 給水の方法

---

### (1) 給水方式

#### ア 拠点による給水

拠点避難所、一時避難場所又は公園等の指定する場所で給水車、ろ水機等により給水する。

#### イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

#### ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

#### エ 応急給水所による給水

給水設備により給水する。

### (2) 順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難場所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

### (3) 給水量

1人1日3リットルを目標とする。

### (4) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・給水時間帯等を指定した給水広報を行う。

---

## 6 応援要請

---

市本部のみで応急給水活動ができない場合は、市指定水道工事事業者の組合、県本部、日本水道協会関西地方支部、災害時相互応援協定市等に応援を要請し、協力を得て実施する。

県本部等に応援を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- (1) 所要供給水量（何人分又は1日何立方メートル）
- (2) 供給の方法（自動車輸送その他）
- (3) 供給期間
- (4) 水源地及び供給地
- (5) その他

---

## 第2節 食糧

【被災者確認物資調達班、福祉班、農林班、防災班、教育部各班】

---

### 1 基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも1日分に相当する量の食糧を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね1日分に相当する量の食糧を確保する体制整備に努める。そのため、市は、保存食糧の公的備蓄、流通備蓄等あらかじめ必要な措置をとるものとする。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な食糧の備蓄に努める。

災害発生後は、必要に応じて食糧供給対策を確立し、備蓄食糧及び炊き出し等による食糧の供給を速やかに実施する。その際、高齢者や心身障がい者、乳幼児等の災害時要援護者には十分な配慮を行う。

---

### 2 食糧供給対象者

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住宅の半壊等により炊事ができなくなった者
- (3) 災害地における対策作業等に従事する者が必要であると認める場合
- (4) 通常の流通機関が一時的に麻痺し、食糧が入手できない者等

---

### 3 備蓄食糧の種類・量

市は、備蓄食糧の確保に努めており災害発生時には迅速かつ適正に備蓄食糧を供給する。なお、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、調理の不要な食品を中心に備蓄するものとする。

\*災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-20 参照】

---

### 4 食糧の確保

各家庭における備蓄並びに市他の公的備蓄及び流通在庫方式により食糧を確保する。

#### (1) 食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
- イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク
- ウ 産業給食（弁当）

## (2) 米穀の確保

### ア 災害救助法の適用を受けない場合

被災者確認物資調達班は「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」により県支部を通じ県本部に申請するとともに、県本部の配給数量の決定により保管業者から現品を購入する。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

\* 応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式1号）

【資料編 P-520 参照】

### イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により、県本部を通じて直接購入する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、農林水産省生産局に対し「災害救助用米穀引渡申請書」を提出し、現品を受け取る。

また、農林水産省生産局に対して連絡がとれず、緊急引渡しの要請ができない場合は、文書をもって保管倉庫の責任者に対し緊急引渡しの要請を行う。

\* 災害救助用米穀緊急引渡申請書（様式2号）【資料編 P-521 参照】

## (3) 乾パン及び乾燥米飯

被災者確認物資調達班は、災害応急用乾パン及び乾燥米飯の配給を前記（2）－イに準じて県支部を通じ県本部に申請し、乾パン及び乾燥米飯の引渡を受ける。

## (4) その他の食糧品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食糧品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時における物品の供給協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県支部を通じ県本部に調達斡旋を要請する。

## (5) 食糧の輸送

### ア 輸送体制

第9章第2節「輸送対策」を参照。

### イ 調達業者による直送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

## (6) 食糧の集積

被災者確認物資調達班のみでは、対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

---

## 5 食糧の供給方法

---

### (1) 食糧の供給

被災者確認物資調達班は、次の方法で物資の供給等を行う。

ア 避難場所での供給

調達した食糧は、避難場所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ 住宅の半壊等により炊事ができない者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難場所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難場所へ必要数を供給する。なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難場所へ登録し、自らが避難場所で受け取れることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

**(2) 災害時要援護者への配慮**

食糧の供給にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供給に配慮する。

---

## 6 炊き出しの方法

---

**(1) 要員の確保**

炊出し班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、他班の要員を充てるが、必要に応じて、防災班と協議の上、避難者及び関係団体等（橋本市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

**(2) 炊き出しの施設（場所）**

主として公民館等とする。なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園等の公共施設を利用するほか、避難場所、救護所等、近くの適当な施設を利用する。

**(3) 炊き出し上の留意事項**

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

イ 責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。

ウ 災害の状況により、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。

エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

オ 心身障がい者、乳幼児、高齢者等の災害時要援護者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

**(4) 炊き出しの給食基準等**

炊き出し、その他による給食基準については、第5章第1節「災害救助法の適用」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。

ア 金銭による支給は行わない。

イ 副食及び燃料については、品目、数量とも特に制限はない。

ウ 雑費は、品目の使用料金又は借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

\* 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

**(5) 食品の衛生管理**

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

- ア 炊き出しの施設は、できる限り公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。
- イ 炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。
- ウ 供給人員に対して必要な器具及び容器を確保し、備え付ける。
- エ 炊き出しの場所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備の確保に努める。
- オ 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- カ 使用原材料の仕入れ及び保管には十分注意する。

**(6) 応急給食（食糧の配給）実施要領**

炊き出しその他による食糧の供給は、県の定める「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により処理されるが、その内容は、概ね、次のとおりである。

**【給食を実施するにあたっての基本事項】**

配給対象	配給 限度数量	取扱者	承認機関	備 考
ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g	市町村長	知事	災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
イ 被災により販売業者が通常の配給を行うことができないためこれに代わって販売をする場合	1日当たり 精米 400g	市町村長	知事	
ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g	作業実施 責任機関	知事	
エ 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 精米 200g	市町村長と災害発生機関とが協議	知事	
(配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって乾パン及び麦製品とする。)				

**【乾パンの応急給食にあたっての基本事項】**

1 乾パンの政府売却単位	1 梱 7.2 kg入り(100g×36食×2) (食糧部乾パン)
2 乾パンの規格	食糧部乾パン 1袋 100g (1食分)

**7 応援要請**

市本部は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、応援の必要を認めるときは、その不足分を県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定に基づき、関係市に供給要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

**(1) 物資の確保**

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

**(2) 炊き出しの実施**

- ア 所要食数（延べ人員数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

## 第3節 生活必需品 【被災者確認物資調達班、その他関係各班】

### 1 基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも1日分に相当する量の必要物資を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね1日に相当する量の必要物資を確保する体制整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な物資の備蓄に努める。

災害発生時には、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、被災者に対して生活必需品を給与又は貸与することにより生活の安定を図る。

### 2 供給対象者

- (1) 住宅が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう）並びに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 通常の流通機関が一時的に麻痺し、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手できない者

### 3 供給範囲（物資の種類）

物資の供給は、被災者が一時的に急場をしのごうことができる程度のもの（次の品目を参考にする）を現物により行い、災害救助法が適用された場合のその基準額は県計画による。

#### 【給与又は貸与の対象品目】

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、セッケン、ござ等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

（注）その他、季節に応じた品目を考慮する。

### 4 備蓄物資の種類・量

市は、必要物資の確保に努め、災害発生時には、迅速かつ適正に備蓄物資を供給する。

\*災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-20 参照】

---

## 5 物資の確保

---

### (1) 物資の調達

被災者確認物資調達班は、公的備蓄の供給及び協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。なお、市本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県支部を通じ県本部に備蓄物資の払い出しや斡旋の要請を行う。

### (2) 物資の輸送

#### ア 輸送体制

第9章第2節「輸送対策」を参照。

#### イ 調達業者による直送

指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

### (3) 集積

被災者確認物資調達班のみでは、対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

---

## 6 物資の供給方法

---

### (1) 被災範囲が広域にわたり多数の被災者が殺到している状況等での供給

#### ア 避難場所での供給

調達した物資は、避難場所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

#### イ 住宅の半壊等により生活必需品が不足する者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難場所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難場所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難場所へ登録し、自らが避難場所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

### (2) 被災者の状況が比較的安定してきた状況等での供給

被災者確認物資調達班は、次の方法で物資の割当て、供給等を行う。

#### ア 物資の割当方法

##### (ア) 被害状況の報告

情報連絡班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県支部へ提出する。

##### (イ) 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して「救助用物資割当台帳」を作成する。

##### (ウ) 割当基準

物資を、県の作成する供給計画により世帯別に割当てる。

(工) 注意事項

- a 割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。
  - b 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定された者を除く。
  - c 世帯の全員が災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。
  - d 災害発生後の出生者は、県支部を通じ県本部に連絡したうえ割当てる。
  - e 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。
- イ 給貸与券の作成、交付
- 世帯別に物資を割当てたときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各被災世帯に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の供給日時及び供給場所を被災世帯に通知し、供給場所において給貸与券を発行する。なお、この場合、印鑑及びり災証明書を持参するよう指導する。

(3) 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、供給した後の残余物資については、被災者確認物資調達班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

---

## 7 応援要請

---

市本部は、応援の必要を認めるときは、県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定市に要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

(1) 物資の確保

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

## 8 災害時における生活物資（食糧）の確保及び調達に関する協定先

### 【協定締結業者】

名 称	所 在 地
株式会社松源	和歌山市吹上2丁目4番50号
紀北川上農業協同組合	橋本市高野口名古屋 922-2
サカイキャニング株式会社	橋本市高野口町小田530番地
Aコープ橋本	橋本市東家6丁目340
橋本商工会議所	橋本市市脇1丁目3番18号
高野口町商工会	橋本市高野口町名古屋 1068
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6
NPO 法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1

- \* 災害時における物品の供給協定に関する協定書（株式会社松源）  
【資料編 P-316 参照】
- \* 防災関係の協働事業に関する協定（紀北川上農業協同組合）  
【資料編 P-318 参照】
- \* 災害時における物資の供給に関する協定書（サカイキャニング株式会社）  
【資料編 P-321 参照】
- \* 災害時における物品の供給協定に関する協定書（Aコープ橋本）  
【資料編 P-323 参照】
- \* 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（橋本商工会議所）  
【資料編 P-324 参照】
- \* 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（高野口町商工会）  
【資料編 P-328 参照】
- \* 災害時における生活物資等の供給に関する協定書  
（株式会社ココカラファイン ヘルスケア） 【資料編 P-348 参照】
- \* 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）  
【資料編 P-362 参照】

---

## 第4節 住宅【住宅・公園班、福祉班、被害調査班、その他関係各班】

---

### 1 基本方針

---

風水害が発生した場合、住宅の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。

住宅は、被災者の生活の安定を図る上で極めて重要であるので、地震により住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を建設し供与するため、市本部又は県本部は、その体制を迅速に確立し、早期に実施する。

なお、応急仮設住宅の建設及び供与にあたっては、高齢者や心身障がい者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。

また、住宅は生活の基盤となるものであり、住民においても自ら、被災した住宅等の復旧に努めるものとする。

---

### 2 家屋の被災状況調査

---

災害発生時には、被災家屋等による二次災害の防止を目的に、速やかに家屋等の被害状況及び被災家屋等の二次災害に対する危険度を把握するため、早急に次の調査を行うものとする。

住宅・公園班及び被害調査班は、速やかに写真撮影や各戸被災者氏名の確認など、住宅被害状況を詳細に調査し、被害判定の資料とする。

#### (1) 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難場所へ避難した方がよいかなどを判定する。

#### (2) 被災宅地応急危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し二次災害発生の防止を図るとともに、宅地の継続使用の可否を判定する。

#### (3) 応援要請

被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地応急危険度判定調査を行う場合は、和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会制定の「判定士緊急時連絡マニュアル」により、必要に応じ、県に対して応援要請を行う。

---

### 3 社会福祉施設への収容

---

福祉班は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなった者のうち、必要に応じ、災害時要援護者等を社会福祉施設に収容する。

#### (1) 老人福祉施設

福祉班は、所定の調査を行い、施設長に連絡したうえ収容する。

## (2) 母子生活支援施設

保育班は、所定の調査を行い、施設長に連絡したうえ収容する。

## (3) 児童福祉施設（入所型）

保育班は、児童相談所に通報し、児童相談所が所定の調査を行い、施設に収容する。

## (4) 障がい者福祉施設

福祉班は、所定の調査を行い、施設長に連絡したうえ収容する。

---

# 4 住宅の応急修理

---

## (1) 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員、その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

- ア 住宅が半失（半焼又は半壊）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯
- イ 自らの資力では応急修理ができない世帯

## (2) 応急修理の内容、修理費用の限度及び期間等

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

\* 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## (3) 記録の整備保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅応急修理のための契約書
- ウ 支払証拠書類

## (4) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県が実施することとなるが、当該救助を知事から委任を受けた場合は、市において実施する。

---

# 5 応急仮設住宅の建設

---

## (1) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住宅がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

- ア 居住していた住宅が全失又は半失して居住不能の状態にある。
- イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- ウ 住宅を賃借し、又は、購入するための資力がない。

## (2) 災害救助法による応急仮設住宅に入居できる者

災害により、住宅が全失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

\*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## (3) 入居者の選定

市本部は、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

## (4) 建設用地（予定地の選定）

市は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所やライフラインの整備状況等を考慮して応急仮設住宅の建設適地を選定しておくこととする。その予定地のなかから、災害発生時に、市長（市本部長）が被災状況等から判断して、建設が適当と認められる用地を指定する。

## (5) 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者で、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、プレハブ建築協会、和歌山県建設業協会、橋本市建設業協会等の関係団体の協力を得て、プレハブ等の簡易な応急仮設住宅を建設する。

なお、その際、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者や心身障がい者に配慮した構造の応急仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

\*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編 P-501 参照】

## (6) 応急仮設住宅への入居及び退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成された時は撤去されるべき性格のものであるため、入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう、住宅の斡旋等を積極的に行うものとする。

## (7) 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

市本部は、高齢者や心身障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健士、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

## (8) 帳簿の整備保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備保管する。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書
- エ 設計書
- オ 工事代金支払証拠書類

カ 入居該当者選考関係書類

### (9) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、市は、県が行う救助に協力する。

---

## 6 災害公営住宅の建設

---

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が、次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため、国庫補助を受けて建設し、入居させる。

### (1) 建設対象

ア 暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

### (2) 入居者の選定

次の条件により、入居者を選定する。

- ア 当該災害により住宅を滅失した世帯
- イ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から3年を経過する日までの間）

### (3) 補助義務戸数

災害により滅失した住宅戸数の3割以内（激甚災害の場合5割）

### (4) 建設費の国庫補助

建設等に要する費用（標準建設費）の3分の2

---

## 第5節 災害相談 【被災者支援班、被災者確認物資調達班、福祉班】

---

### 1 基本方針

---

被災者支援班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力する。

---

### 2 相談業務の内容

---

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の搜索
  - (2) 応急生活の知識
  - (3) 被災住宅の修理、斡旋
  - (4) 生業資金の斡旋、融資
  - (5) り災証明書の発行
- 

### 3 相談所の開設方法

---

#### (1) 開設の決定

市本部（被災者支援班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

#### (2) 場所

原則として、市庁舎内のほか拠点避難所が開設された場合は、拠点避難所内とする。

#### (3) 時期

災害発生による避難が概ね終了した後、なるべく早期に開設する。

#### (4) 広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

---

### 4 総合相談窓口との連携

---

県が総合相談窓口を設置した場合、市は、当該総合相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

## 第9章 交通輸送対策 【総合調整部、応急対策部、橋本警察署、 かつらぎ警察署、道路管理者、防災関係機関】

災害による交通混乱を防止し、応急対策に必要な人員、物資、車両、資機材等の円滑な交通輸送を確保する。

### 第1節 交通規制【水防土木班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】

#### 1 基本方針

災害が発生し、又は被害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を迅速、的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

#### 2 交通規制の実施区分

規制の実施は、次の区分により行い、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が行われるように配慮する。

##### 【交通規制の実施区分】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（河川国道事務所）	国道 24 号 京奈和自動車道
	県（県支部（振興局））	国道 370 号、国道 371 号、県道
	市（水防土木班）	市道
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が 2 警察署以上にわたるもの、 又は期間が 1 箇月以上に及ぶもの
	警察署長	管轄区域であり、かつ急を要し、期間が 1 箇月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

#### 3 交通規制の種類

##### （1）道路法第 46 条の規定に基づく規制

道路管理者は、災害において道路施設の破損等による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要な場合は、通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

## (2) 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制

公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

## (3) 道路交通法第6条の規定に基づく規制

警察官は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

---

## 4 交通状況の把握

---

### (1) 通行可能な道路や交通状況の把握

橋本警察署、かつらぎ警察署は、現場の警察官、道路管理者等関係機関からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### (2) 発見者の通報

道路施設等の被災により通行の危険性又は混乱状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。通報を受けた市本部は、関係各部、所轄警察署又は、その道路管理者に通報する。

---

## 5 交通規制の実施フロー

---

### (1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外又は道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

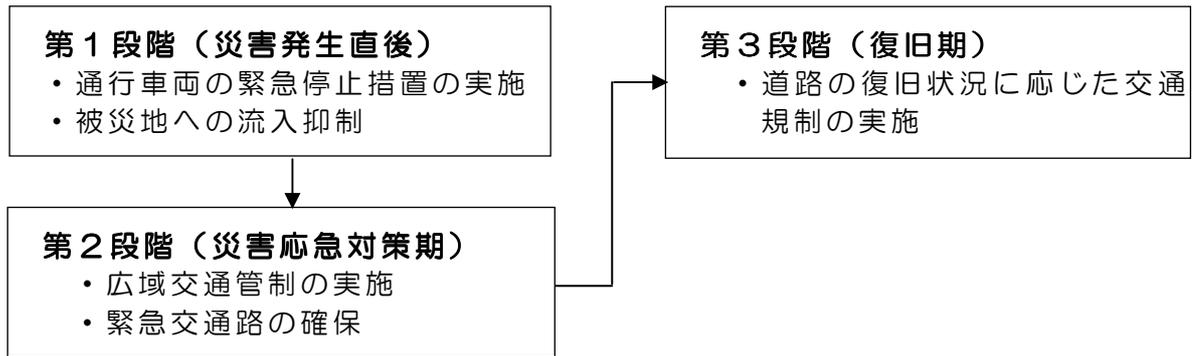
### (2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

### (3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制の見直しをする。

【交通規制の実施フロー】



## 6 緊急交通路の確保

### （1）緊急交通路の指定

公安委員会の指定に従い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、う回誘導を行う。

### （2）交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、緊急通行車両の通行のための措置（車両、その他の物件の移動等の措置命令、強制措置）は警察官が行うものとするが、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防職員は、当該機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置をとることができる。

### （3）災害時における車両の移動等

#### ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

（災害対策基本法第76条の6）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

- （ア）当該指定した道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- （イ）緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができる。
- （ウ）運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両その他の物件を移動することができる。

なお、その際、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

#### イ 土地の一時使用等（災害対策基本法第76条の6）

アの措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ 損失補償（災害対策基本法第82条）

道路管理者は、ア（ウ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

（ア）公安委員会は、通行禁止等を行なうため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行なうとする道路の区間において、ア・イの措置をとるべきことを要請することができる（災害対策基本法第76条の4）。

（イ）国土交通大臣及び知事は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、ア・イの措置をとるべきことを指示することができる（災害対策基本法第76条の7）。

---

## 7 市本部の応急措置

---

水防土木班は、住宅・公園班の協力を得て、交通の確保のため次の応急措置を行う。

### （1）市管理の道路施設

市管理の道路及び橋梁等の道路交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全上必要があると認められる場合は、交通規制及びこれに関連した応急措置をとるとともに、代替道路（う回路）の確保を行う。

### （2）応援要請

市管理の道路施設で災害対策上重要であり、かつ市で応急措置が不可能なものである場合は、県支部に応援要請するとともに、状況によっては、県本部に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図る。

### （3）市管理以外の道路施設

市管理以外の道路施設について、災害が発生した場合は、直ちにその道路管理者に連絡して必要な応急措置を求め、かつその実施に協力する。

---

## 8 交通規制の実施要領

---

### （1）市道の場合

道路管理者として道路法第46条の規定により、必要な交通規制とう回路の選定を行う。

### （2）市道以外の場合

その管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合できる限り速やかに道路管理者又は所轄警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア 警察署長への通報（道路交通法第6条の規定による規制の実施）

- イ 災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等
- ウ 災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定、立入制限・禁止又は退去命令

---

## 9 標識の設置

---

交通規制をした場合は、各法令に基づく標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識の設置が困難なときは、適宜の方法により規制の状況を明示し、必要に応じ、警察官が現地において交通整理にあたる。

---

## 10 広報・報告

---

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて市民に広報するとともに、関係機関に報告、通知する。

広報、報告、通知にあたっては、次の事項を明示する。

- (1) 禁止制限の種別と対象
- (2) 規制する区間
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) う回路、その他の状況

---

## 11 緊急通行車両の事前届出、確認手続等

---

### (1) 緊急通行車両の事前届出

県知事（県本部長）又は公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について、事前届出を実施する。

- \*緊急通行車両確認申請書【資料編 P-570 参照】
- \*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-571 参照】
- \*緊急通行車両確認標章【資料編 P-571 参照】

### (2) 事前届出を対象とする車両

確認の対象となる車両は、「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両」をいう。

### (3) 事前届出に関する手続

- ア 事前届出の申請
  - (ア) 申請者  
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）。
  - (イ) 申請先  
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察署経由）。
  - (ウ) 申請書類  
緊急通行車両等事前届出書

イ 事前届出済証の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

**(4) 事前届出車両の確認**

災害発生時においては、所轄警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。その際、事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行う。

**(5) 災害発生後の届出**

災害発生後に、市本部は、市の行う災害応急対策等に係る資機材等の輸送のための車両について確認申請書を所轄警察署に提出し、確認証明書及び標章の交付を受ける。

**(6) 証明書及び標章**

緊急車両等の確認証明書及び標章の交付を受けた車両は、標章を車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

\*緊急通行車両確認申請書【資料編 P-570 参照】

\*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-571 参照】

\*緊急通行車両確認標章【資料編 P-571 参照】

## 第2節 輸送対策

【水防土木班、その他関係各班】

### 1 基本方針

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

#### (1) 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- ア 人命の安全確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

#### (2) 輸送対象の優先順位（時間経過毎）

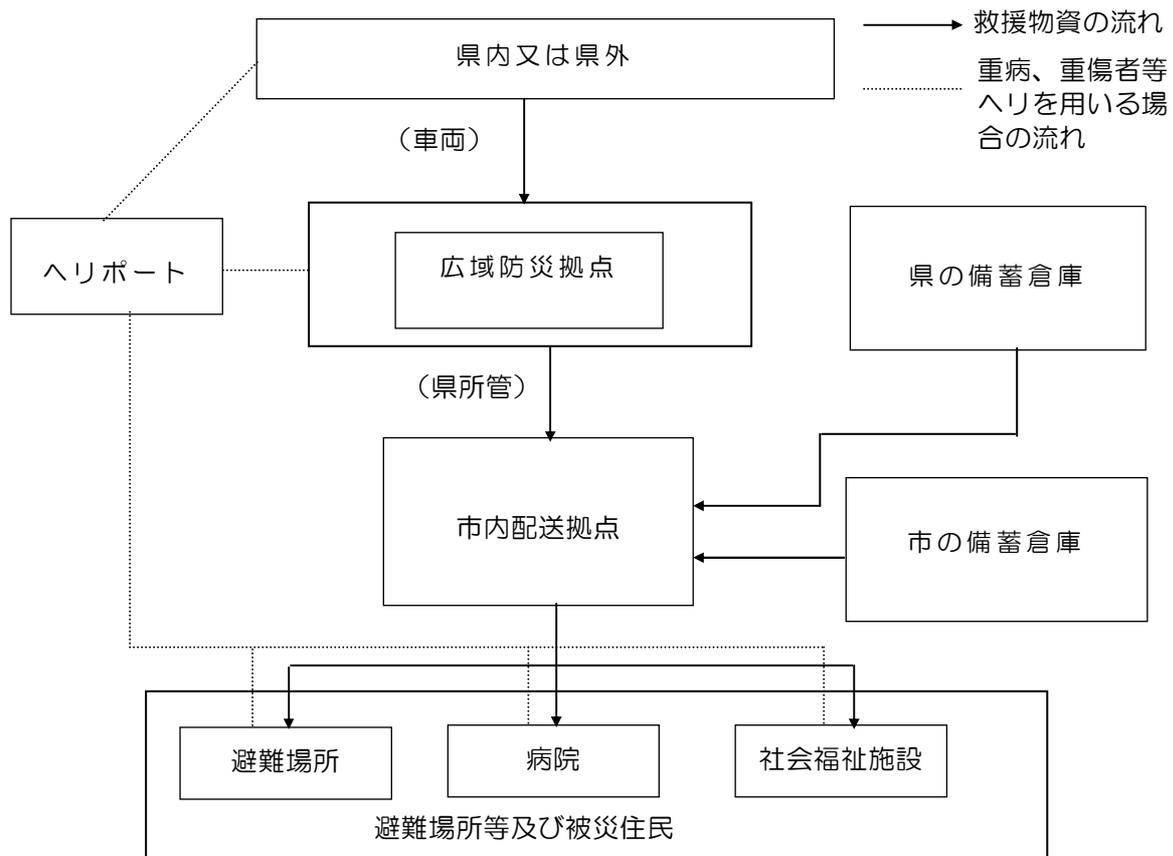
- ア 災害発生後24時間程度まで
  - (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
  - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
  - (ウ) 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- イ 災害発生後3日程度まで  
上記アに加えて
  - (ア) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
  - (イ) 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- ウ 災害発生後4日目以降  
上記イに加えて
  - (ア) 災害復旧に必要な要員及び物資
  - (イ) 生活必需品

### 2 緊急輸送道路ネットワークの整備

#### (1) 緊急輸送道路ネットワークの整備

県が指定する広域防災拠点や国、県、自衛隊等で構成された協議会で策定する緊急輸送道路等を活用して、救援物資を受け入れ、市内の避難場所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う「市内配送拠点」及びヘリポート等を結んだ緊急輸送道路ネットワークを整備する。

【緊急輸送道路ネットワークのイメージ】



(2) 緊急輸送道路

ア 第一次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路。

イ 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、災害医療拠点等）を連絡する道路。

ウ 市指定緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路を踏まえ、今後指定する。

\*緊急輸送道路【資料編 P-110 参照】

(3) 輸送拠点

ア 広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ 市内配送拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難場所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点とする。

ウ ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

#### (4) 物資の備蓄拠点

ア 県の備蓄倉庫

\*県の備蓄倉庫 【資料編 P-26 参照】

イ 市の備蓄倉庫

\*災害対策用備蓄品一覧表 【資料編 P-20 参照】

#### (5) 避難場所等に対する救援物資の輸送

市本部は、市内配送拠点に県本部等から配送された救援物資及び市の備蓄物資等を仕分し、和歌山県トラック協会等の協力を得て、各避難場所、病院及び社会福祉施設等に配送し、被災者に配付することとする。また、そのための輸送経路等については、あらかじめ定めておくものとする。

---

### 3 交通の確保

---

#### (1) 道路交通の確保

ア 災害が発生した時の自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は極力使用しない。

(ア) できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両をおいて避難する時は、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。

イ 情報の収集

災害が発生した場合に、市本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て、主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

ウ 交通規制の実施、緊急交通路の指定

本章第1節「交通規制」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合及び緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

エ 緊急道路応急復旧の実施

第15章第4節「道路施設の応急対策」に定められた要領により、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

オ 緊急通行車両の取扱い

(ア) 道路整備特別措置法第12条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送等のため通行する時は、緊急通行車両として知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書及び標章によることとする。

(イ) 道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく建設省告示（昭和31年建設省1695号）による災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行する時は、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて、通行証の交付を受けるものとする。

## (2) 航空交通の確保

### ア 情報の収集

市域で災害が発生した場合には、水防土木班は、ヘリポート及び臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について、情報の収集を行う。

### イ ヘリポートの開設

市本部及びヘリポートの管理者は、必要に応じて、ヘリポート及び臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて、国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

### ウ ヘリポート開設情報の伝達

市本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を、県支部を通じて県本部に伝達する。

## (3) 鉄軌道交通の確保

### ア 情報の収集

市域で災害が発生した場合には、水防土木班は、鉄道事業者等の協力を求め、鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

### イ 鉄道施設の応急復旧の実施

第15章第3節「鉄道施設の応急対策」に定められた要領により、鉄道施設の応急復旧を実施する。

---

## 4 緊急輸送車両等及び要員の確保

---

### (1) 市保有車両の運行

#### ア 市公用車の使用

市が所有する車両を災害対策車両として運用する。

#### イ 市公用車以外の車両の使用

市本部が所有する以外の車両等を使用するときは、関係機関に要請する。

\*車両等の調達先【資料編 P-110 参照】

### (2) 航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員の確保

市本部各班は、一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、防災班に輸送条件を示して空中輸送を要請する。市本部において空中輸送を必要と認めた場合は、県本部に輸送条件を示して、自衛隊の派遣並びに空中輸送を要請する。（第4章第4節「自衛隊への派遣要請」等を参照）また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行う。

### (3) 鉄軌道輸送の確保

市本部は、鉄道、軌道によって緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社と協議して輸送を行う。

---

## 5 記録の整備保管

---

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する

---

## 第10章 環境・保健衛生対策

【福祉厚生部、総合調整部、応急対策部、市消防本部、市民病院、橋本警察署、かつらぎ警察署、その他関係部班関係機関等】

---

市本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿など生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置など、関係機関の協力を得て、環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。また、家屋の倒壊等による行方不明者の捜索を迅速に実施するとともに、死亡者の遺体を適切に処理する。

---

### 第1節 障害物の除去 【水防土木班、住宅・公園班、その他関係各班】

---

#### 1 基本方針

---

市本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、又は災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。市本部のみで実施が困難なときは、県支部に対し、応援協力を要請する。

- (1) 応急対策部は、応急措置を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。
- (2) 市消防本部及び応急対策部は、水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

---

#### 2 除去の対象物

---

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、概ね、次のとおりである。

##### (1) 応急措置時

- ア 住民の生命・身体、財産等の保護のため、除去を必要とするもの
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他応急活動の実施のため、除去を必要とするもの
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため、除去を必要とするもの
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とするもの

##### (2) 災害後

- ア 公共の場の障害物  
災害により、道路その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物
- イ 個人住宅等の障害物  
災害により、個人の住居及びその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物のうち、居住者自らの資力で除去することが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼす部分に限る。

### 3 除去の方法

---

#### (1) 応援、協力

市消防本部及び応急対策部は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班及び土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去を行う。

#### (2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

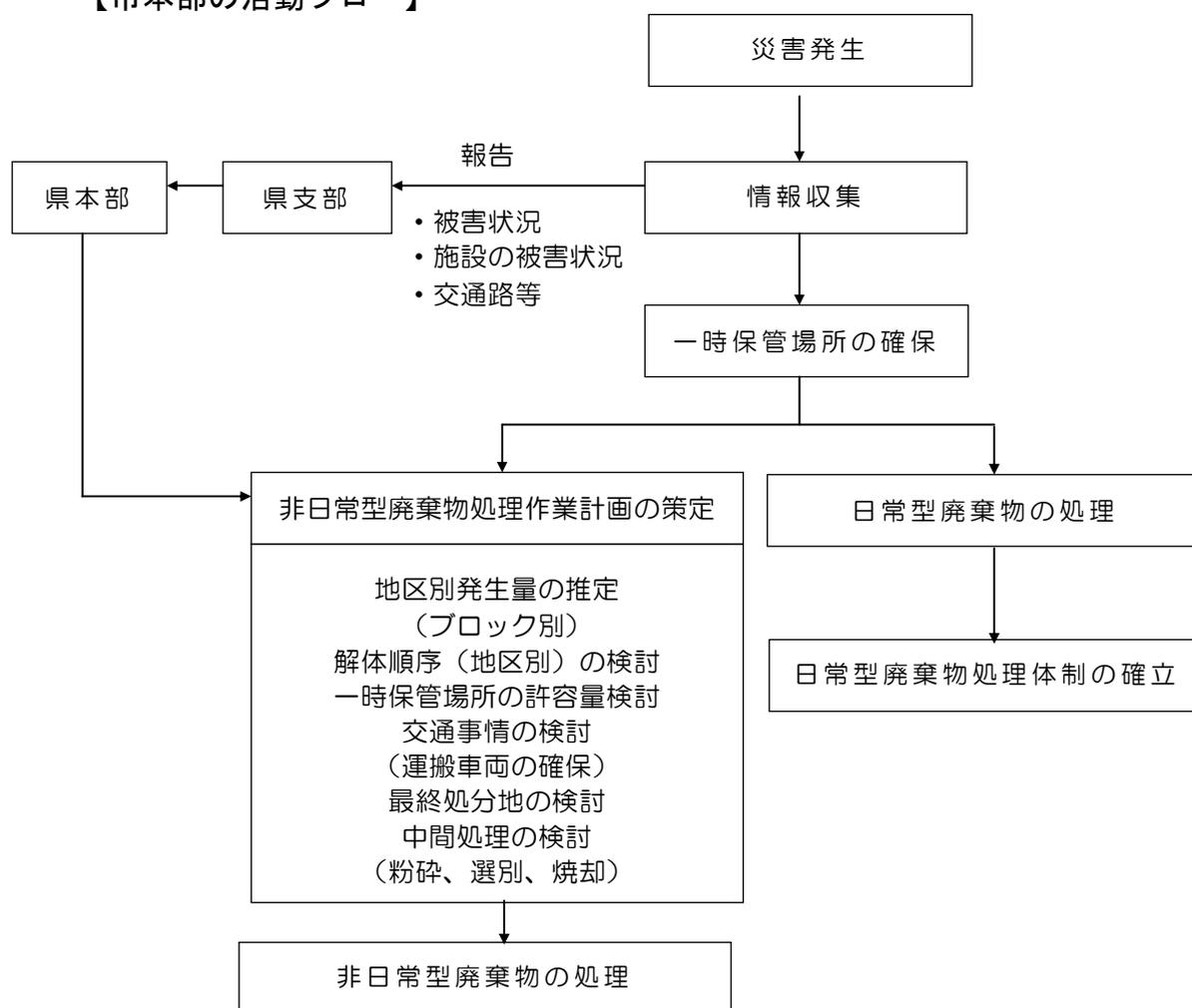
## 第2節 ごみ処理 【環境班】

### 1 基本方針

災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、大量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。

被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

#### 【市本部の活動フロー】



### 2 被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。県本部への報告内容としては、「災害廃棄物の発生量」、「被害区域」、「倒壊家屋等の数量」、「廃棄物処理施設等の被害状況」等とする。

### 3 一時保管場所の確保

災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は、できる限り分別して積み置きすることとする。

### 4 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

#### (1) 清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、概ね、次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

- ア 運搬車 1台（運転手付き）
- イ 作業員 1～2人
- ウ 必要器具 スコップ、フォーク、トビロ、ほうき

#### (2) 収集の方法

- ア 収集車両  
市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。  
\*し尿、ごみ処理収集車【資料編 P-100 参照】
- イ 収集範囲  
被災地区、近隣地区、避難場所から出たごみの直接収集を行う。
- ウ 収集順位  
腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難場所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。
- エ 集積場  
ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積場を選定する。
- オ 分別収集の周知  
収集にあたっては、ごみの分別について住民への周知に努める。

#### (3) 処理の方法

- ア 処理施設  
橋本周辺広域ごみ処理場エコライフ紀北で処理するが、避難場所や事業所等で焼却施設を有する所は、これらの施設を利用する。なお、施設の処理能力を超える場合は、一時保管場所（仮設置場）を確保し、一時的に集積・保管の上順次処理する。  
ごみ処理施設については、基本計画編第2部災害予防計画第3章第7節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

イ 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。

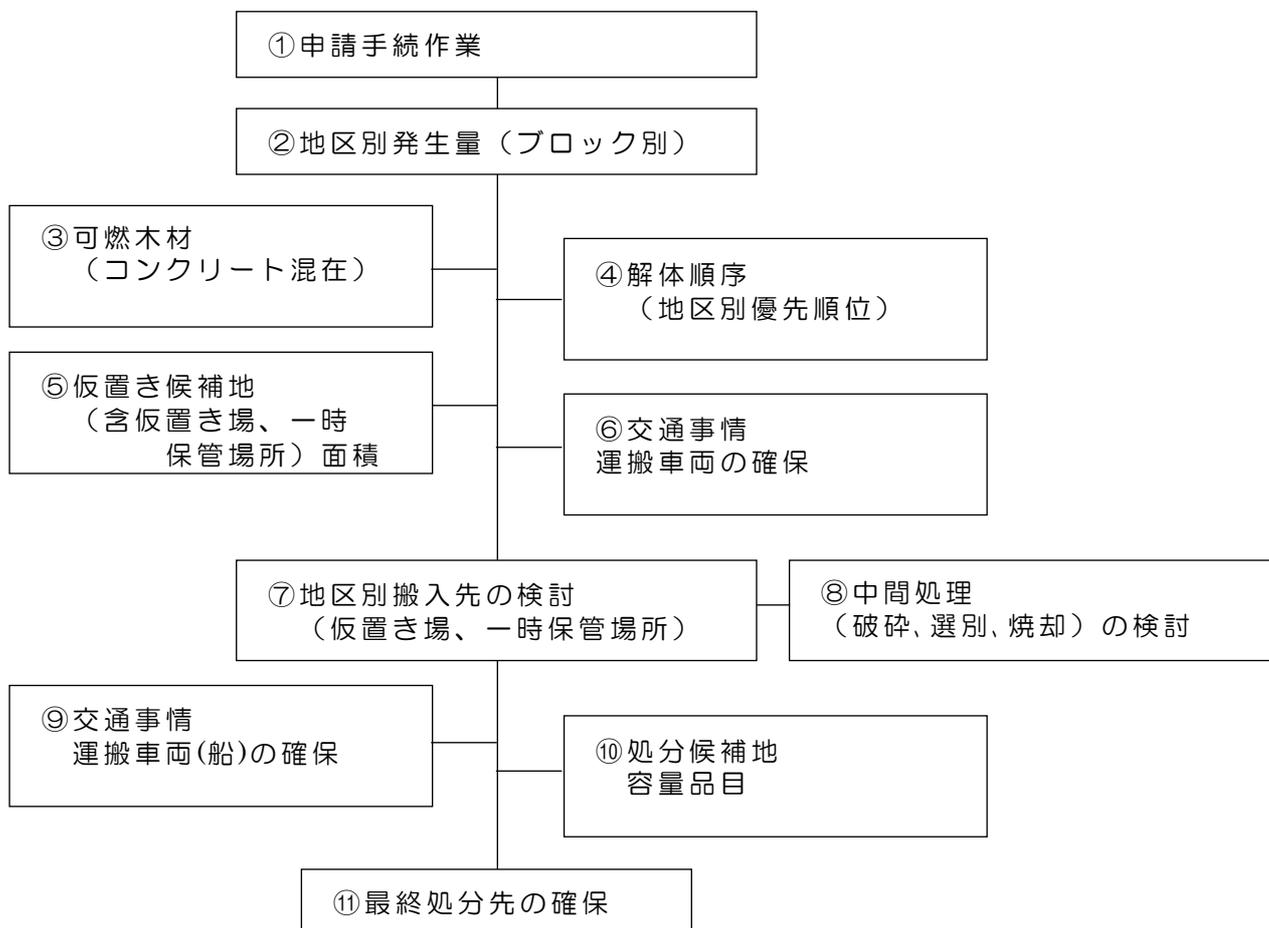
ウ 自家処理

食物の残廃物（生物）は、できるだけ土中に埋めるなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

## 5 非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破砕、分別）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

### 【非日常型廃棄物処理作業計画フロー】



### (1) 倒壊（焼失）家屋からの廃棄物の処理

原則として、被災者自らが処理することとするが、被災者自らによる処理が困難な場合は、市が処理する。廃棄物の収集・運搬については、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、住民自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。なお、アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等別途処理方法を検討する。

### (2) 最終処分地（埋立処分地等）の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみが中心となるので、埋立処分地等の最終処分地の確保に努める。

### (3) 大規模災害発生時における対応

大規模災害時の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

---

## 第3節 し尿処理 【環境班】

---

---

### 1 基本方針

---

倒壊家屋、浸水家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。

また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶によりトイレが使用できなくなることが想定されるために、県支部を通じ県本部等に応援を要請し、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

---

### 2 し尿の収集

---

環境班は、被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請するものとする。

#### (1) し尿清掃チームの編成

し尿の収集、運搬は、概ね次の基準により、し尿清掃チームを編成し、実施する。

- ア バキュームカー 1台（運転手付き）
- イ 作業員 1～2人

#### (2) 収集の方法

- ア 収集車両  
橋本環境美化センター及び民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。  
＊し尿、ごみ処理収集車【資料編 P-100 参照】
- イ 収集範囲  
くみ取範囲は、避難場所を中心に被災地区を速やかに行う。
- ウ 容器の配布等  
バキュームカーによる収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

#### (3) 応援の受け入れ

近隣市町等からの応援作業は、収集体制が可能になった状態から7日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

### 3 処理の方法

---

#### (1) 処理施設

し尿処理場において処理するが、市独自での処理が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。し尿処理施設については、基本計画編第2部災害予防計画第3章第7節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

#### (2) 処理施設の応急復旧

処理施設が、災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、市本部に連絡報告する。

## 第4節 保健衛生及び防疫 【医療救護班、医療班、避難所運営班】

### 1 基本方針

災害発生時においては、常時医療的ケアを必要とする難病患者・人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等の救護及び感染症患者の早期発見等が必要となる。そこで、保健活動、検病調査、広報活動及び感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒並びに防疫活動等を迅速に実施する。

### 2 保健活動

#### (1) 実施担当

医療救護班は、被災地及び社会福祉施設、避難場所、応急仮設住宅等において、巡回健康相談、健康診断、訪問指導等の保健活動を実施する。実施にあたっては、橋本保健所の指導・指示に基づくものとする。

ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、県支部を通じて、県本部・国へ、また、協定市、近隣市町、その他関係機関へは、市本部から応援を求めて、実施する。

#### (2) 活動内容

- ア 各種保健福祉施設の被害状況の把握
- イ 難病患者、人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等への対応
- ウ 派遣保健師  
派遣保健師の保健活動は、橋本保健所長の指示に基づき実施する。
- エ 保健師の活動

(ア) 災害発生直後の混乱期 (～7日目)	a 救護活動 b 入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整 c 避難者、避難場所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整
(イ) 避難者が定着し始める時期 (8日目～15日目)	a 救護活動 b 関係機関との連絡調整 c 保健予防活動
(ウ) 避難場所が一時的な滞在施設として確立する時期 (16日目～1箇月)	a 保健予防活動 b 関係機関との連絡調整 c 避難者の健康状態調査と要援護者と要指導者の把握
(エ) 避難場所が生活の場として定着した時期 (2箇月目～)	a 保健予防活動 b 関係機関との連絡調整 c 避難場所巡回健康相談 d 健康教育 e 健康診査活動

#### (3) 報告、記録

市本部は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

---

### 3 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の対策

---

医療救護班は、災害発生後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

---

### 4 栄養指導対策

---

医療班は、災害の状況により必要があると認めたときは、橋本保健所、橋本市民病院と連携して管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

- (1) 炊き出し、給食施設の管理の指導及び協力
- (2) 在宅慢性疾患患者に対する食事指導
- (3) その他、災害発生時における栄養指導

---

### 5 食品衛生・環境衛生対策

---

#### (1) 災害緊急衛生班の編成

医療救護班は、災害の状況により必要があると認めたときは、橋本保健所の指示・指導を踏まえ、災害緊急衛生班を編成し派遣する。

#### (2) 災害緊急衛生班は、次の活動を行う。

- ア 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、指導並びに情報提供
- イ 救護食品等の検査
- ウ 飲料水の試験検査
- エ 避難場所における食品・環境衛生確保
- オ その他、飲食等に起因する害の発生防止

---

### 6 仮設浴場の供給

---

市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県支部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。

---

### 7 防疫

---

#### (1) 実施担当

医療救護班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、橋本保健所の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。

ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、県支部を通じ、県本部に応援を求めて実施する。

#### (2) 活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、医療救護班員による防疫班を構成する。

### (3) 活動内容（防疫の種別と方法）

- ア 広報活動  
被災地区での衛生管理に関する広報活動を、橋本保健所と連携して行う。
- イ 検病調査及び健康診断  
(ア) 医療救護班は、災害の状況に応じて橋本保健所に依頼し、検病調査及び健康診断を実施する。  
(イ) 橋本保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。
- ウ 避難場所の衛生指導  
(ア) 避難場所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行及び汚物処理の指導を行う。  
(イ) 避難所運営班は、病院部医療班の協力を得て、炊事従事者の細菌検査を実施する。  
(ウ) 避難所運営班は、避難場所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて医療救護班に依頼し、健康診断を実施する。
- エ 清潔及び消毒の実施  
(ア) 医療救護班は、被災地区の状況に応じて橋本保健所に連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第27条の規定による清潔及び消毒の実施の指示を橋本保健所より受け、実施する。  
(イ) 実施要領
  - a 清潔方法  
清潔対象物は、主としてごみ、汚泥、し尿の処理であり、その方法は本章第1節「障害物の除去」、第2節「ごみ処理」及び第3節「し尿処理」による。
  - b 消毒方法  
感染症予防法施行規則第14条及び第16条から第19条までの規定による。
- オ そ族、昆虫等の駆除  
(ア) 被災地区の状況、被災季節等に応じ、橋本保健所に連絡し、感染症予防法第28条の規定によるそ族、昆虫駆除の実施の指示を橋本保健所より受けて、実施する。  
(イ) 実施要領は、感染症予防法施行規則第15条の規定による。
- カ 家庭用水の供給  
(ア) 市は、災害応急活動の一環として飲料水の確保に努めるとともに、被災地域において感染症予防法第31条の規定による家庭用水の供給を行う。  
(イ) 実施方法は、第8章第1節「給水」に定めるところによる。
- キ 患者等の入院  
(ア) 被災地区において感染症患者又は保菌者が発生した場合は、橋本保健所は、感染症指定医療機関（公立那賀病院、県立医大紀北分院）に速やかに収容する。  
(イ) 交通途絶のため上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、橋本保健所が、指定医療機関以外の病院・診療所に収容する。

ク 臨時予防接種

医療救護班は、災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施又は臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、橋本保健所と協議し、指示を受けて実施する。

**(4) 報告、記録、整備**

ア 報告

医療救護班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、災害防疫活動実施状況を、毎日電話及び文書により、橋本保健所を通じて県本部へ報告する。

イ 記録の整備保管

市本部で整備保管を要する記録は、次のとおりである。必要に応じて、橋本保健所に提出する。(県計画を参照)

(ア) 災害状況報告書

\* 災害状況報告書(様式1号)【資料編 P-581 参照】

(イ) 防疫活動実施状況報告書

\* 防疫活動実施状況報告書(様式2号)【資料編 P-582 参照】

(ウ) 災害防疫経費所要額調及び関係書類

(エ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類

(オ) そ族、昆虫等の駆除に関する書類

(カ) 家庭用水の供給に関する書類

(キ) 患者台帳

(ク) 防疫作業日誌

---

## 8 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

---

防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達について、あらかじめ関係機関及び医薬品取扱業者等と協議するなど、備蓄及び調達方法を確立しておくものとする。

---

## 第5節 行方不明者の搜索・遺体の処理 【被災者確認物資調達班、生活支援班、福祉班、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署等】

---

### 1 基本方針

---

被災者確認物資調達班は、消防・警察など関係機関と協力し、災害による行方不明者又は死者に対して、次の措置を行う。市本部のみで実施が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援を要請する。

### 2 行方不明者の搜索

---

#### (1) 実施担当

被災者確認物資調達班は、消防部、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を早急に実施する。

#### (2) 搜索の対象

行方不明の状態である者が、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

#### (3) 実施方法

搜索は、次の点に留意し実施する。

- ア 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。
- イ 必要に応じて、船艇、その他資機材を借り上げる。
- ウ 行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。
- エ 行方不明者の搜索は、上記によるほか第7章第1節「救助救急対策」に基づき、実施する。

#### (4) 報告、記録

県本部に、次の記録を報告するとともに、整備保管する。

- ア 記録の整備保管
  - (ア) 搜索状況記録等
  - (イ) 搜索用機械器具燃料受払簿
  - (ウ) 搜索用機械器具修繕簿
- イ 報告内容
  - (ア) 実施年月日
  - (イ) 実施地域
  - (ウ) 実施方法及び状況
  - (エ) 搜索対象行方不明者数、その他

### 3 遺体の処理

---

#### (1) 発見時の措置

生活支援班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、速やかに所轄警察署に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体を処理する。

#### (2) 実施担当

医療救護班又は医師は、生活支援班等の協力により遺体を処理する。ただし、市のみで実施できないときは、県支部を通じ県本部に要請し応援を要請する。

#### (3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体

#### (4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理をする。

#### (5) 災害救助法が適用された場合の実施方法

災害救助法が適用された場合における遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社和歌山県支部が実施する。

### 4 遺体の収容

---

#### (1) 警察等からの引渡し

生活支援班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、所轄警察署の協力を得て、警察署による検視又は医師の検案を終えた後、遺体の引渡しを受け、遺体を収容する。

#### (2) 収容場所の設置

公共施設を中心とした、既存の建物から遺体収容所を指定するとともに、遺体を搬送収容し、検視、遺族への引渡し等の適正迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

#### (3) 身元、引取先の確認

所轄警察署、その他関係機関の協力を得て、身元不明の遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

#### (4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、遺体処理票及び遺留品処理表を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

---

## 5 遺体の火葬

---

### (1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無に関わらずその遺族による火葬が困難な遺体又は一定期間が経過しても身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体。

### (2) 実施要領

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- ア 死亡者数の把握
- イ 火葬計画の作成
- ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイス、及び棺等資機材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

### (3) 実施方法

事故死亡等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後、火葬する。

### (4) 県本部への応援要請

遺体が多数あり、市独自で火葬処理不可能な場合及び棺等の資機材の調達が困難な場合は、県支部を通じ県本部に対して応援を要請する。

### (5) 遺品、記録の保存

引取人がない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

### (6) 漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱う。

## 6 動物保護管理 【生活支援班】

### 1 基本方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県において、「災害時動物救護本部」が設置され、獣医師会、動物愛護関係団体等の協力・連携のもと、動物保護活動を行う。

### 2 動物保護管理

#### （1）避難所等における被災した動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、「拠点避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう次の支援を行う。

- ア 避難所での動物の飼養状況の把握
- イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- ウ 動物愛護ボランティアの派遣
- エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置）
- オ 動物の飼養者や里親捜しのための情報の収集・提供
- カ ペットの動物に関する相談の実施等
- キ 動物に関する寄付金の管理・配分
- ク 県・市外等からの受援体制の確保

#### （2）被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき次の保護を行う。

- ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
- イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

## 第11章 災害ボランティア及び赤十字奉仕団活動等

【被災者支援班、市社会福祉協議会、関係機関】

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、福祉班は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

また、各種の災害応急対策活動において市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、奉仕団の動員等により、対策活動に従事する要員を確保する。

### 第1節 災害ボランティア

【被災者支援班、市社会福祉協議会】

#### 1 基本方針

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合、被災者支援班は、市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

#### 2 災害ボランティアの支援に関する対応

##### (1) 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として市有施設等に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図って、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

##### (2) 災害ボランティアセンターの運営

ア 市社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、被災者支援班と共同して災害ボランティアセンターの運営にあたる。

イ 市外の自治体に対して、居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

ウ 災害ボランティアセンター及び被災者支援班は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

エ 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

### 3 活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主として、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し救援物資の仕分け・配布・高齢者等の介護等)
- (3) 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配達等)
- (5) その他 被災者の生活支援等復旧・復興に必要な活動

### 4 専門ボランティアとの協力に関する対応

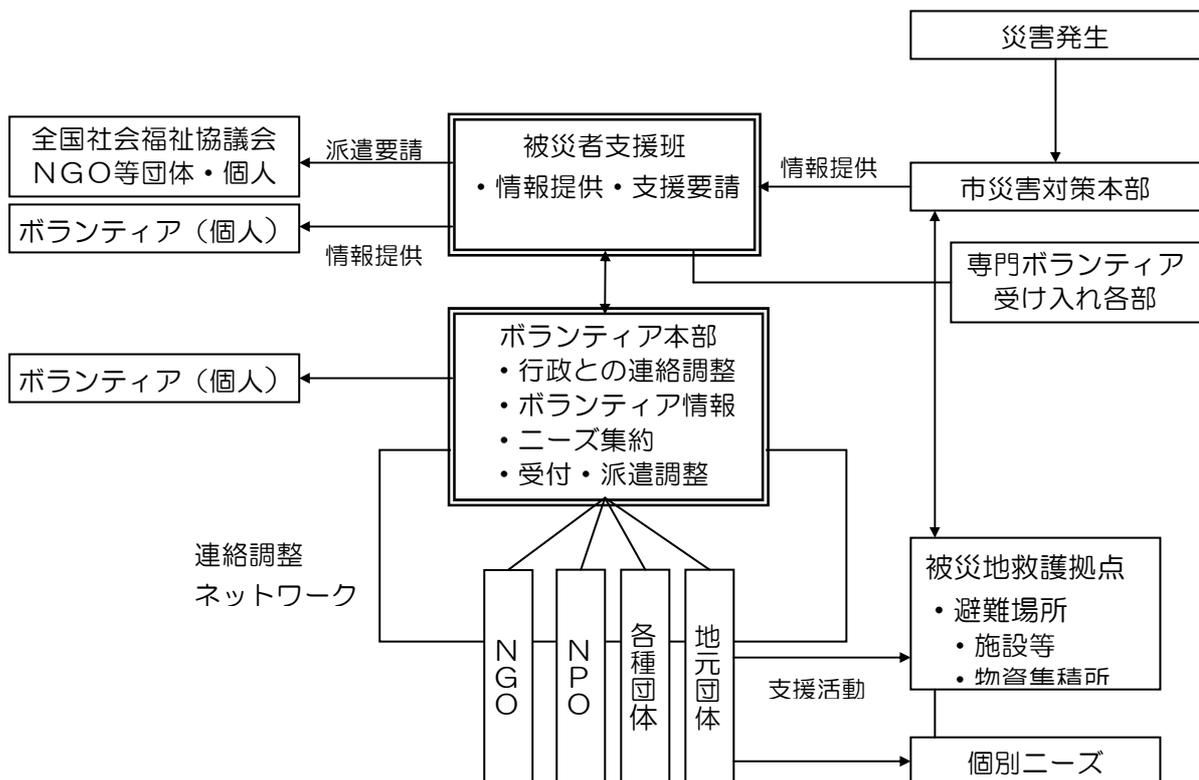
#### (1) 専門ボランティアの派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師、消防等）の派遣が必要な場合、県支部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する。なお、必要に応じ市本部から直接、専門ボランティアに要請する。

専門ボランティアの募集、登録、派遣調整については、県本部において関係団体と連携して行うものである。

#### (2) 専門ボランティアとの協力体制の確立

派遣された専門ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市本部の各担当班は、受け入れ及び協力体制を迅速に確立し、応急活動にあたる。



---

## 第2節 赤十字奉仕団活動 【被災者支援班】

---

---

### 1 基本方針

---

赤十字奉仕団は、災害が発生し、その応急対策活動において市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、市本部と協力して応急対策活動に従事する。

---

### 2 奉仕団員の動員

---

#### (1) 実施担当

被災者支援班は、奉仕団員の動員を行う。

#### (2) 奉仕団

ア 日本赤十字社橋本市赤十字奉仕団

---

### 3 活動内容

---

奉仕団は、主として次の活動に従事する。

- (1) 炊き出しその他災害救助作業（避難場所奉仕を含む。）
- (2) 清掃作業
- (3) 防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) 上記作業に類した作業
- (6) 軽易な事務の補助

---

### 4 記録

---

奉仕団の奉仕を受けた班又は機関は、次の事項について記録し、保管する。

- (1) 奉仕を必要とした作業の内容、期間
- (2) 奉仕団の名称及び代表者氏名、人員
- (3) その他、必要な事項

## 第3節 命令による活動 【関係各班】

### 1 基本方針

災害緊急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、命令を執行し、活動要員を確保する。

### 2 命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事(県本部長)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害緊急対策作業 (災害救助を除く。)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事(県本部長)
	協力命令		
災害緊急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項	市本部長(市長) 警察官
危害防止措置	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

### 3 命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にいる者
災害対策基本法による市本部長(市長)の従事命令	区域内に居住する者又は当該緊急措置を実施すべき現場にいる者

### 4 従事命令等の実施担当

市本部においては、次の部班が、従事命令の執行等を担当する。

水防土木班は、水防作業のための水防法による従事命令及び、災害対策基本法による従事命令を担当する。

### 5 記録

担当班は、従事命令を発したときは、従事台帳を作成し記録する。

---

## 第12章 災害時要援護者対策

【福祉厚生部、その他関係各班、各社会福祉施設管理者、市社会福祉協議会】

---

災害発生時には、高齢者、心身障がい者、傷病者、児童、妊産婦、乳幼児を抱えるひとり親家庭、外国人等の災害時要援護者の健康及び生命は、平常時にはない危険にさらされる。災害時要援護者に対しては、特別な配慮をもって災害応急対策を推進する。

---

### 第1節 災害時要援護者対策

【福祉厚生部、その他関係各班、各社会福祉施設管理者、市社会福祉協議会】

---

#### 1 基本方針

災害が発生した場合、高齢者、心身障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者については、特別な配慮をもって迅速かつ的確な対策を行う。

---

#### 2 災害時要援護者対策の整理

橋本市災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づく。

## 第13章 文教施設等の応急対策

【市教育委員会、各学校長、園長他】

市本部は、災害に際し、学校・園等の教育機関並びに文化財に対して応急対策活動を行う。

### 第1節 学校関係の応急対策

【教育総務班、学校班、避難所運営班、保育班、各学校長、園長他】

#### 1 基本方針

幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校、障がい児教育諸学校等において、災害発生時の応急対策を通じて、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

#### 2 公立学校・幼稚園・保育園・こども園等における防災体制

学校長、園長は、学校・園の実状や幼児・児童・生徒等の実態に応じ、以下の点に留意しながら、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

##### (1) 緊急避難計画の策定

- ア 学校・園内での活動中を想定した計画
  - (ア) 校内防災組織及び避難場所を確立する。
  - (イ) 避難訓練のマニュアルを作成する。
  - (ウ) 年間計画の中に学校・園と関係団体が連携した避難訓練の実施を位置づける。
  - (エ) 災害発生時における教職員の幼児・児童・生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。
  - (オ) 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
  - (カ) 避難経路と避難場所の安全確保及び誘導の方法を明らかにする。
  - (キ) 教職員の配備と幼児・児童・生徒等の安全確認を明らかにする。
- イ 学校・園外での活動中を想定した計画
  - (ア) 災害が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する

##### (2) 災害時活動体制の確立

- ア 学校長、園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
  - (ア) 幼児・児童・生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに保護者との連絡体制を確認しておく。
  - (イ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
  - (ウ) 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。

- (工) 災害発生時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに、以下の点に留意し、具体的なマニュアルを作成する。
- a 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
  - b 学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
  - c 職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし市教育委員会に登録するとともに、市教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
  - d このマニュアルは、あくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。
- イ 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。
- ウ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市本部の協力が得られるよう、日頃より連携を密にする。
- エ 特に、障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
- オ 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- カ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにしておく。
- キ 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

---

### 3 公立学校・幼稚園・保育園・こども園等における応急対策

---

#### (1) 災害時の応急対策

災害発生時において、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

- ア 学校・園内での授業中の場合
- (ア) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。
  - (イ) 災害の規模、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて、救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
  - (ウ) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。
  - (エ) 状況に応じ、市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
  - (オ) 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて、所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。
- イ 学校・園外での活動中の場合
- (ア) 学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに、安全な場所に誘導できるように、活動場所の状況について適切に把握する。
  - (イ) 学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後校長等に連絡する。

ウ 課業時間外の場合

(ア) 災害が課業時間外に発生した場合、学校長、園長及び職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。

ただし、学校長、園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行う。

また、学校長、園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

(イ) 職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園又は該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。学校長、園長は、生徒等の安否情報を、逐次教育部に報告する。

[校長]	—————	[教頭]	—————	[教務主任]	—————	[学年主任]	—————	[各学級担当]
//		//		//		//		//
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導		生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導		全校生徒等の安否確認		学年生徒等の安否確認		担任生徒等の安否確認
教育委員会へ報告								

(2) 避難場所開設時の対応

学校・園において避難場所が開設される場合、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア 避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。

(ア) 課業中に災害が発生した場合には、生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について、市本部と協議する。

(イ) 各学校・園の実状に応じた避難場所開設時のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

(ウ) 災害発生直後においては学校長、園長を中心に運営することとなるが、最終的には、市から避難所従事職員を派遣し、自主防災組織（区・自治会等）の役員や避難住民の意見で推薦された人などを中心に、拠点避難所運営の中心人物を選出し、学校長・園長は、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

(エ) 学校・園は、平常時より市教育委員会及び防災推進室との情報交換・連絡を行っておく。

(オ) 学校・園へ避難してくる被災者は、生徒等の保護者も含めた、地域住民が大半であると予想されることから、避難場所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図る。

イ 生徒については、安全が確認できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害対応活動に参加させることも検討する。

## 4 応急教育対策

### (1) 災害復旧時の体制

- ア 学校長、園長は、教職員、幼児・児童・生徒等を掌握の上校舎内外の整備を行い、幼児・児童・生徒等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して教育部に報告するとともに教科書等の給与に協力するよう努める。
- イ 教育部は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期す。
- ウ 教育部は、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災生徒等の安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる幼児・児童・生徒等は、学校・園に収容し指導する。
- エ 学校・園が避難場所等になったため授業再開が困難な場合、教育部は、当該学校・園に対して支援教職員の派遣、市職員の派遣等を行い、場合によっては、他の公共施設の確保を図ること等により、早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- オ 学校長、園長は、災害の推移を把握し、教育部と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

### (2) 学校施設等の確保

市本部は、学校施設等が被害を受けた場合は、次の方法により、校舎等施設の確保に努める。

#### ア 被害程度別の予定施設

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

- (ア) 応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急修理し使用する。
- (イ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、2部授業等の方法を行う。
- (ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。
- (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公共施設を利用する。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎の建設に努める。

#### イ 施設の応急復旧

教育総務班は、住宅・公園班と協力し、被災後速やかに被害校舎等の維持保全及び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。

この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

#### ウ 施設利用の応援

- (ア) 学校班は、市内隣接学校及びその他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上実施する。
- (イ) 教育次長は、隣接市町施設を利用の場合、市本部長（市長）と協議の上決定し、県支部を通じ県本部に応援を要請する。

#### エ 公民館その他社会教育施設の対策

避難所運営班は、災害時には社会教育施設が、避難場所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

### (3) 教育職員の確保と被災調査

教育部及び各学校長は、災害により教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県支部を通じて県本部に被災教育職員の報告を行う。

ア 次の順序により、職員を確保する

(ア) 被災し、勤務できない者が少数のときは、学校内において操作する。

(イ) 教育部は、学校内で操作できないとき、各学校長の要請に基づき、市内学校間において操作する。

(ウ) 教育部は、市内学校間で操作できないときは、県支部を通じ県本部に応援又は斡旋を要請する。

イ 被災教育職員の調査報告

学校班は、災害発生に伴い被害を受けた教職員を調査し、県支部を通じ県本部に報告する。

### (4) 応急教育の措置

教育部は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

ア 学用品を損失した生徒等のみの負担とならないよう配慮する。

イ 学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、生徒等の健康等に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況を考慮し、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が長期間にわたり不可能となるとき学校の学校と生徒等との連絡方法は、子ども会等の組織を整理工夫する。

---

## 5 学校給食の応急措置

---

### (1) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するよう努める。

イ 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。

### (2) 給食の一時中止

生徒等に対する給食は、次の場合に一時中止する。

ア 給食施設に相当な被害を受け、事実上給食の実施が不可能な場合

イ 感染症、その他の危険発生が予想される場合

ウ 給食用物資の入手が困難な場合

エ その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

### (3) 被害状況等の調査報告

学校班は、炊出し班と協力しながら、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県支部を通じ県本部に報告する。

ア 学校給食用物資被害状況調査

イ 生徒等被災状況調査

## 6 学用品の支給

### (1) 実施担当及び応急措置

学校班は、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

### (2) 支給の種別

学用品の支給、斡旋は、災害の程度により、次の種別に区分して扱う。

#### ア 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、学用品を失った生徒等に対して、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

#### イ 災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されない場合、学用品は本人の経費負担とする。

### (3) 調達、支給の要領

学用品の調達、支給は、次の要領で行う。

#### ア 災害救助法が適用された場合

##### (ア) 被災生徒等の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

##### (イ) 被災学用品の調査・報告

学校班で調査し、教育総務班でまとめ、県支部を通じ県本部へ報告する。

##### a 被災者名簿の作成

各学校において、速やかに生徒等に対する調査を行い、被災者名簿を作成する。同名簿は、住宅の被害がなくとも教科書を失った者は対象とする。

##### b 被災学用品の集計

aの被災者名簿により被災学用品を調査集計し、被災学用品一覧表を作成する。

##### c 被災学用品の報告

上記の被災学用品一覧表を作成し、県支部を通じ県本部へ提出する。

##### (ウ) 学用品の調達

県本部から指示があったときは、学校班が調達する。

##### (エ) 学用品の支給

学校班から各学校に引継ぎ、各学校において直接生徒等に支給する。

#### イ 災害救助法が適用されなかった場合

学校班において学用品を斡旋する。ただし、処理できない場合は、県支部を通じ県本部へ斡旋を要請する。

#### (4) 支給の方法

##### ア 割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当て台帳により割当てを行う。割当てにあたっては、市本部被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

##### イ 給与券の発行

物資の割当てをしたときは、学用品給与券を各児童・生徒別に作成し、本人（保護者）に交付する。避難等により交付できないときは、学校班にて保管し、本人の登校を待って交付する。

##### ウ 支給

各学校は、学校班から一括学用品を受け取り、受領書（学用品給与券）と引換えに、各生徒等に支給する。

#### (5) 記録

学校班は、次の記録を作成し、整備保管する。

- ア 被災生徒等名簿
- イ 被災学用品報告書
- ウ 学用品引継書
- エ 学用品割当て台帳
- オ 学用品給与台帳
- カ 学用品受払簿

---

## 7 私立学校の緊急教育対策

---

私立学校にあつては、公立学校に準じる。

---

## 第2節 文化財の緊急対策

【避難所運営班、市消防本部、伊都消防組合消防本部他】

---

### 1 基本方針

---

避難所運営班は、災害により文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県支部を通じ県本部に報告するとともに、必要に応じて、移動可能な文化財は安全な場所に移し、県支部を通じて県本部の指示を求める。

---

### 2 文化財の緊急措置

---

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、ただちに市消防本部・伊都消防組合消防本部・教育委員会等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。
- (2) 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して緊急措置を講じる。
- (3) 所有者及び管理団体は、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市本部（避難所運営班）に報告する。避難所運営班は、その結果をとりまとめの上、県指定の文化財にあつては県支部を通じ県本部へ、国指定の文化財にあつては、県本部を通じて文化庁へ報告するものとする。

\*文化財【資料編 P-129 参照】

---

## 第14章 各種防災関係施設の応急対策【応急対策部、総合調整部、市消防本部、伊都消防組合消防本部、電力・プロパンガス・通信の防災機関】

---

災害発生時には、市民生活及び防災関係機関の各施設関係者は、被害情報等の収集・伝達を迅速かつ緊密に行うとともに、応急措置・復旧対策にあたっては、相互に協力し合理的な対策を実施する。なお、各ライフライン関係事業所は、平常時から管路図等の資料の保管整備に努めるものとする。

---

### 第1節 各種防災関係施設の応急対策 【関西電力株式会社

橋本営業所、液化石油ガス販売事業者、西日本電話電信株式会社和歌山支店】

---

#### 1 基本方針

各々の防災関係機関において、応急対策計画を策定するとともに、平常時から他の防災関係機関との連絡調整に努める。

#### 2 電力施設

関西電力株式会社橋本営業所は、電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

#### 3 プロパンガス施設

プロパンガス関連協会は、災害発生時に被害の拡大を防止するため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡、その他応急対策を実施し、プロパンガスの製造供給体制の安定に努める。

災害発生時には「災害等の対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、防災関係機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

#### 4 通信施設

西日本電信電話株式会社は、災害時における電信電話サービスの基本的な考え方として、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、応急作業を迅速かつ的確に実施して、通信のそ通に努める。

---

## 第15章 各種施設等の応急対策 【各施設管理者等】

---

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保にあたる。

---

### 第1節 防災行政無線の応急対策 【防災班】

---

---

#### 1 基本方針

---

無線通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市本部と県本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

---

#### 2 県防災行政無線

---

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と県及び防災関係機関相互間の無線通信回線の確保にあたる。

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 防災相互通信用無線機の配置
- オ 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 防災相互通信用無線機による臨時通信回線の設定
- イ 職員による仮復旧の実施

---

## 第2節 放送施設の応急対策

【和歌山放送株式会社、日本放送協会和歌山放送局、テレビ和歌山株式会社】

---

災害発生時には、放送施設を災害から防護するとともに、施設が被災した場合には、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に放送の機能回復に努める。

---

### 1 和歌山放送株式会社

災害が発生した場合、「緊急放送の実施に関する協定」に基づいて速やかに緊急放送体制を整える。

#### (1) 放送所設備

演奏所が被災した場合、局員は送信所までの電話通信設備の確保も含めて機材使用確認を速やかに行い、放送可能な状態を確保する。

演奏所が使用不可になった場合には、送信所設備から直接放送を行うものとする。

---

### 2 日本放送協会和歌山放送局

災害が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。

#### (1) 放送所設備

和歌山テレビ中継放送所及び和歌山ラジオ放送所における空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

#### (2) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

- ア 臨時掲示板等による情報提供
- イ サービスカーの派遣、避難場所等への拡声装置の取付
- ウ 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設等

---

### 3 テレビ和歌山株式会社

災害発生時には、「非常事態における放送実施要領」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速かつ的確に、放送維持に必要な措置をとる。

#### (1) 本社設備

ア 演奏所機器が被災したときは、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

イ 本社と送信所間の中継回線が不能のときは、番組中継用設備を設置して回線を確保する。

ウ 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

**(2) 放送所設備**

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

## 第3節 鉄道施設の応急対策

【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

### 1 基本方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、必要な応急対策を迅速に実施する。

### 2 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支店（橋本駅）

災害発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置準則、災害時運転取扱要領の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

#### （1）応急対策〈西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社（橋本駅）〉

ア 運転事故等が発生したときは、和歌山支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

#### 【事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲】

種別	設置の標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な列車事故が発生したとき</li> <li>・旅客が死亡したとき</li> <li>・多数の負傷者が生じたとき</li> </ul>	招集可能者の全員 （A招集）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に、必要と認めたととき</li> </ul>	招集可能者の半数 （B招集）
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列車事故が発生したとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき</li> </ul>	必要最小限の数 （C招集）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、特に必要と認めたととき</li> </ul>	

（注1）招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

（注2）上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

#### イ 代替交通の確保

被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

---

### 3 南海電気鉄道株式会社（橋本駅）

---

災害が発生した場合、運転取扱心得並びに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

#### (1) 緊急対策

##### ア 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により、本社に緊急事態対策本部を設置する。

##### イ 本部の任務内容

本部は、次の業務を行う。

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 職員の非常招集
- (ウ) 災害箇所の調査、報告
- (エ) 救護活動の支援
- (オ) 緊急復旧用の資機材調達
- (カ) 振替輸送及び代行輸送の手配

---

## 第4節 道路施設の応急対策

【応急対策部、県土整備部、和歌山河川国道事務所】

---

### 1 基本方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

### 2 通行の禁止及び制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止又は制限する。

通行の禁止及び制限を行った場合には、その内容を警察署や他の防災関係機関並びに県支部を通じて県本部に速やかに連絡する。

### 3 応急復旧の優先順位

道路管理者は、協議会及び市が選定した緊急輸送道路に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

- (1) 市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
- (2) 協議会で策定した第一次緊急輸送道路
- (3) 協議会で策定した第二次緊急輸送道路
- (4) その他の路線

市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

### 4 資機材・要員の確保

災害発生時には、市本部は、速やかに応急復旧のための資機材及び要員の確保にあたりるとともに、対応可能な事業者等の協力を得て、迅速な応急復旧作業を実施する。そのため、協力を得られる事業者等とあらかじめ協議をしておくこととする。

### 5 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

### (1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県支部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

### (2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上下水道、電気、プロパンガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。

交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

### (3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

---

## 6 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県支部を通じて県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルート of 検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急輸送道路ネットワークの早期確保に努める。

---

## 7 県道<県本部(道路班)>

県本部は、災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、あらかじめ指定された緊急輸送道路の交通の早期確保に努める。

### (1) 情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。収集した道路情報は、県支部を通じ県本部(道路班)に連絡する。

### (2) 応急復旧

ア 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ 緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想される場合は、県本部は、これのう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

ウ 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、和歌山県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。

---

## 8 国道<近畿地方整備局、県本部(道路班)>

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

(1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

- (2) 道路上の車両、道路上の倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- (3) 上下水道、電気、プロパンガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

---

## 9 京奈和自動車道<近畿地方整備局>

---

京奈和自動車道で災害が発生した場合は、近畿地方整備局の防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、職員等の非常出勤体制による災害応急活動に入る。

### (1) 防災機関等への連絡

近畿地方整備局は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

### (2) 点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

### (3) 交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して、必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、パトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

### (4) 初期消火及び火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により、迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

### (5) 救出及び応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、近畿地方整備局は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

### (6) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

---

## 10 林道

---

災害により被災した林道を、速やかに復旧する。また、路上の崩落、倒壊による障害物については、林道管理者、関係機関等の協力を得て除去する。

## 1 1 基幹農道

---

基幹農道について被災状況を速やかに調査し、応急復旧の必要なものについては、迅速な対応を図り、農道の緊急通行道としての確保に努める。

---

## 第5節 建築物等の応急対策 【住宅・公園班、各施設管理者】

---

### 1 基本方針

---

各施設の管理者は、各種公共施設や一般建築物等における人命の安全及び機能の確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減に努める。

---

### 2 各種公共施設

---

公共施設は災害対策活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 実施担当

災害時における応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

#### (2) 予防措置

施設管理者は、平常時から、災害の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは適宜、補強その他の処置をし、施設等の被害の予防、軽減に努める。

#### (3) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な対策を行い、被害の軽減を図る。また、自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

#### (4) 被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部及び関係機関に報告する。その後、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表を作成し、情報連絡班に提出する。なお、国及び県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について、写真撮影及び記録し、保管する。

#### (5) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、市本部（住宅・公園班）は、必要に応じて県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に、次の調査を実施する。

#### (6) 応急復旧措置

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

### 3 一般建築物

---

#### (1) 被害状況調査

災害時には、二次災害を防止するため、災害の規模によっては市本部（住宅・公園班）は、必要に応じて県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、応急危険度判定等を行い建築物の使用制限などを実施する。

---

## 第6節 河川管理施設等の応急対策【水防土木班、農林班他】

---

---

### 1 基本方針

---

災害により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

---

### 2 河川管理施設及び砂防設備

---

風水害による二次災害を防止するため、市本部は、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防施設の応急復旧に努める。

#### (1) 応急対策

次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び資機材等の輸送体制の確立
- イ 河川管理施設及び砂防施設、特に、工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
- ウ 水門もしくは樋門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資機材及び設備の確保
- オ 被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

---

## 第7節 農林水産関係の応急対策 【農林班他、その他関係各班】

---

### 1 基本方針

---

農林水産関係の施設等の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復に努める。

---

### 2 農業用施設

---

農林班は、農林水産業施設の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

#### (1) 被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を県支部を通じ県本部に報告する。被害情報伝達対象農業用施設は、次のとおりである。

- ア 農業用ため池
- イ 揚排水機場とその付帯施設
- ウ 取水施設

#### (2) 応急対策

- ア 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
  - イ 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
  - ウ 施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災会、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたるものとする。
- 

### 3 農業集落排水処理施設

---

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害の状況を速やかに把握するとともに、早急に復旧工事を実施する。

- (1) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。
- (2) 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

---

## 4 林道

---

農林班は、林道機能を維持するため災害復旧事業を実施する。

---

## 5 治山施設

---

災害により堰堤、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

- (1) 施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に、人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防又は危険を排除できないと判断した場合は、市本部又は防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。
- (2) 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
- (3) 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

## 第8節 砂防設備等の応急対策

【水防土木班、農林班他】

### 1 基本方針

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の早期復旧に努める。

### 2 応急対策

水防土木班は、災害により砂防設備等が被害を受け、被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施が必要なときは、二次災害を防止するため、被害状況の巡視を行うとともに、応急復旧を図る。

#### (1) 情報の収集及び伝達

災害発生により、砂防設備等が被害を受けた場合、自治会及び消防機関の協力を得て、速やかに被害調査を実施し、被害状況を市本部及び県支部に報告する。

#### (2) 応急対策

災害により被災した砂防設備等の応急対策を講じる必要がある場合、応急作業に対応できる最寄りの建設業者に委託し、消防機関と協力して速やかに応急復旧に着手する。また、必要に応じ県支部を通じ県本部への要請を行う。

### 3 復旧計画

水防土木班は、災害により発生した被災部分が二次災害のおそれがあると判断した時は、以下の復旧計画に先がけて必要な処置を行う。

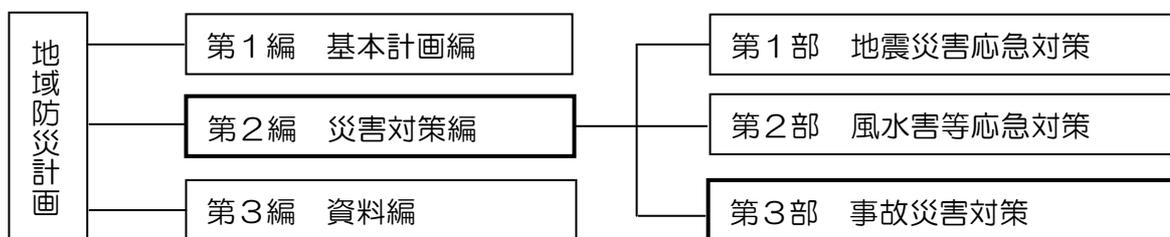
- (1) 災害による被災箇所を把握し、被害の確定調査に基づき速やかに復旧計画を立てるとともに、従前の機能を回復させるため被害状況に応じた復旧に努める。
- (2) 災害復旧事業により復旧する場合は、被災後速やかに詳細調査を行い、被害状況を県支部に報告する。
- (3) 災害復旧に国庫又は県費による補助を必要とするときは、被災後速やかに詳細にわたる被害確定調査をし、被害確定報告(県計画様式による工事箇所表)を作成し、災害発生後1週間以内に県支部に報告する。

なお、国及び県の補助対象となる施設が被災したときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録をし、保管する。

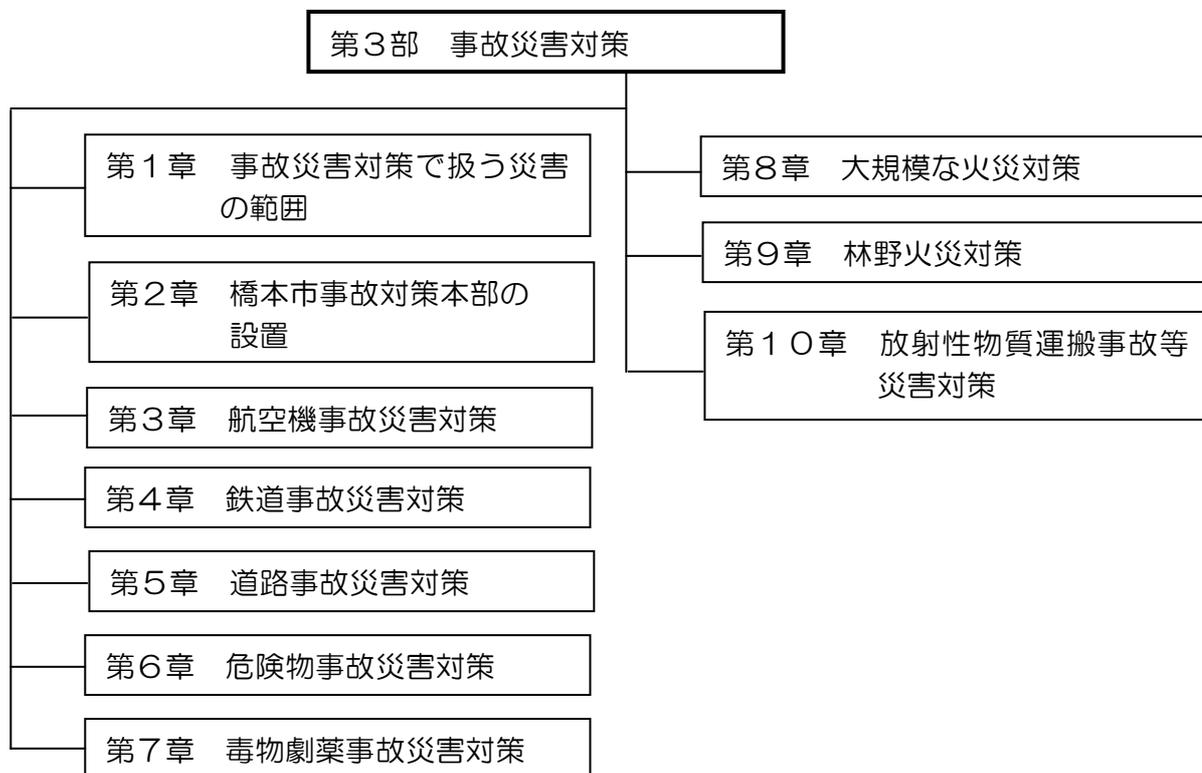
## 第2編 災害対策編

### 第3部 事故災害対策

#### 【第2編 災害対策編の体系】



#### 【第3部 事故災害対策の体系】



---

## 第1章 事故災害対策で扱う災害の範囲

---

本市は、中央部を東西に紀の川が流れ、北部及び南部には豊かな森林を抱えている。加えて、JR和歌山線、南海高野線、京奈和自動車道、国道24号など重要な路線がある。

したがって、これら自然条件及び社会条件を勘案し、この計画が想定する事故災害は、次に掲げる事故災害とする。

なお、予想される事故災害の種類は、数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、橋本市において発生することが予想される事故災害として、以下のものを想定とした。

### (1) 航空機事故災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (2) 鉄道事故災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (3) 道路事故災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (4) 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (5) 毒物劇物事故災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (6) 大規模な火事災害

中高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (7) 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

### (8) 放射性物質運搬事故等災害

核燃料物質等の放射性物質運搬中における事故が発生した場合、もしくは放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合、又はそれらのおそれがある場合。

---

## 第2章 橋本市事故対策本部の設置 【関係各部、関係機関】

---

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため迅速、的確な防災活動を実施するために事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

---

### 第1節 初動体制

---

#### 1 初動

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため、直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

#### 2 初期の防災活動の実施

初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。また、被害状況に応じて、事故対策本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに事故対策本部を設置する。

- (1) 事故情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 医療・救助に関すること
- (3) 避難に関すること
- (4) その他、必要と認めること

#### 3 体制

風水害時の災害対策本部体制に準ずる。

---

## 第2節 事故対策本部の設置及び廃止

---

---

### 1 設置

---

- (1) 大規模な事故災害による相当な被害が予想される場合は、市長は、事故対策本部を設置する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
- (2) 市長が、出張又は病気などにより、市本部長の業務を遂行できない時は、災害対策本部に準じ、代行者が本部長の業務を代行する。

---

### 2 開設場所

---

事故対策本部は、橋本市本庁舎内におく。

---

### 3 組織体制

---

事故対策本部の組織及び各班の編成と事務分掌は、災害対策本部に準じる。

---

### 4 廃止

---

- (1) 市域内において災害のおそれが解消したとき
- (2) 災害対策本部が設置されたとき
- (3) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (4) その他、本部長が必要ないと認めたとき

---

### 5 県への報告

---

事故対策本部を設置又は廃止したときは、県に報告を行う。

---

### 第3節 動員計画

---

風水害等の災害対策本部体制に準ずる。

---

## 第3章 航空機事故災害対策

【市消防本部、伊都消防組合消防本部、署・団、総合調整部、  
応急対策部、市民病院、橋本警察署、かつらぎ警察署、各関係機関】

---

大規模な事故による災害の復旧は、基本計画編第3部災害復旧・復興計画に基づくほか、特に、事故により直接被害を受けた被災者の生活確保と、施設・設備等の迅速な現状回復に努める。

---

### 第1節 災害予防

---

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

---

航空機事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

---

#### 2 初動体制の整備

---

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

---

#### 3 防災訓練の実施

---

県、防災関係機関と協力して、事故災害を想定した防災訓練を実施する。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

#### (2) 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

#### (3) 大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市、消防機関等からの情報収集に努める。

#### (4) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

#### (5) 県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

### 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

航空機事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

#### (2) 航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

---

### 3 救助・救急活動

---

県、市、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

### (4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 4 消火活動

---

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

### (4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 5 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

### (1) 救護所の設置、運営

- ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては橋本医師会、医療機関に協力を要請する。
- イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

### (2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」を参照。

---

## 6 住民の避難

### (1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の勧告、指示を行う。また避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

#### 【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難勧告又は指示の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

## (2) 避難場所の設置と運営

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

避難場所の設置及び運営については、災害対策編第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、女性の参画を推進するとともに、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて個人情報の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

---

## 7 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

---

## 8 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

---

## 第4章 鉄道事故災害対策 【市消防本部、伊都消防組合消防本部・

署・団、総合調整部、応急対策部、市民病院、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、橋本警察署、かつらぎ警察署、各関係機関】

---

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生するような又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とし、事故災害を未然に防止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対処するための体制及び対応について定める。

---

### 第1節 災害予防

---

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

---

大規模な鉄道事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

---

#### 2 初動体制の整備

---

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

---

#### 3 防災訓練の実施

---

県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

#### (2) 鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

#### (3) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

#### (4) 県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

### 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

鉄道事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

#### (2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

---

### 3 救助・救急活動

---

市、県、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、鉄道事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

#### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

## (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

## (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

## (4) 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

# 4 消火活動

---

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、鉄道事業者は相互に連携する。

## (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

## (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

## (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

#### （4）鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 5 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

#### （1）救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては橋本医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

#### （2）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」参照。

---

## 6 住民の避難

#### （1）避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の勧告、指示を行う。また避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

##### 【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】

- ・避難対象地域
- ・避難勧告又は指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

## (2) 避難場所の設置と運営

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難場所の設置及び運営については、災害対策編第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、女性の参画を推進するとともに、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて個人情報の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

---

## 7 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

---

## 8 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

---

## 第5章 道路事故災害対策

【市消防本部、伊都消防組合消防本部、署・団、応急対策部、市民病院、関係各班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者、各関係機関】

---

道路構造物の被災(道路陥没、落橋、道路上での重大事故)等による多数の死傷者等の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の道路災害に対する対策について定める。

---

### 第1節 災害予防

---

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

道路事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

---

#### 2 初動体制の整備

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

---

#### 3 防災知識の普及

市職員、住民を対象に、事故発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

---

#### 4 防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、道路事故災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

#### (2) 道路管理者

道路管理者は、道路事故災害が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市、消防機関、警察に連絡する。

#### (3) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、トンネル内車両火災が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

#### (4) 県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

またヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

### 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

道路事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

---

### 3 道路管理者の措置

---

#### (1) 災害発生後の施設の緊急点検

災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

#### (2) 災害対策用資機材、復旧資機材の確保

応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるよう措置する。また、必要に応じて、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資機材調達について要請等を行う。

### (3) 災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

また、車両からの危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

---

## 4 救助・救急活動

市、県、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、道路管理者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

---

## 5 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署は、相互に連携する。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援をを求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

---

## 6 医療救護活動

---

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

### (1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては橋本医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

### (2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」を参照。

---

## 7 交通規制

---

災害対策編第9章第1節「交通規制」を準用する。

---

## 8 住民の避難

---

### (1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の勧告、指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

#### 【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】

- ・避難対象地域
- ・避難勧告又は指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

### (2) 避難場所の設置と運営

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難場所の設置及び運営については、災害対策編第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

---

## 9 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

## 10 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

---

## 第6章 危険物等災害対策

【各危険物施設の責任者、市消防本部、伊都消防組合消防本部、総合調整部、応急対策部、市民病院、関係各班、橋本警察署、かつらぎ警察署、各関係機関】

---

消防法による危険物は、重要なエネルギー・原材料等として現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、消防法及び関係法令の厳しい安全基準のもと、保管・管理されているが、地震・火災・水害等により、爆発・漏えい拡散をし、大きな被害をもたらすおそれがある。

本市においても、危険物施設等の増加・大規模化・集積化が進むほか、危険物を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。また、本市には、高圧ガス施設を有する工場、火薬類施設（火薬庫）等が存在している。

---

### 第1節 災害予防

---

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

危険物災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

---

#### 2 保安教育の実施

保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。また、次の保安思想の普及・防災指導を実施する。

- (1) 危険物に関する法令（消防法、高圧ガス保安法、火薬取締法）の周知徹底を図る。
- (2) (1)の法に規定される危険物・高圧ガス・火薬類の取扱いの指導を行う。
- (3) 危険物安全週間、高圧ガス保安活動促進週間、火薬類危害予防週間を実施する。

---

#### 3 規制・指導の強化

危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (2) 危険物の取扱い、運搬、積載の方法
- (3) 危険物施設の管理者、保安監督者
- (4) 予防規程の作成及び貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
- (5) 危険物施設周辺の環境整備

- (6) 関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安及び立入検査を強化する。
- (7) 各事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持されているかについて、自主保安体制を徹底するよう指導する。
- (8) 関係機関との密接な連携・協力のもとに規制・指導を行う。

---

## 4 自主防災力の強化（危険物）

---

- (1) 市消防本部、伊都消防組合消防本部は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。
- (2) 市消防本部、伊都消防組合消防本部は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進する。

---

## 5 応急保安対策の周知（高圧ガス）

---

関係事業者は、高圧ガスが漏えいした場合又は近隣火災、その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

- (1) 高圧ガスが漏えいした場合は、保護具を着用して漏えい部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し地中に埋めるとともに、作業員以外は避難させる。
- (2) 製造施設又は消費施設等が危険な状態にある時は、消費作業等を中止して施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

---

## 6 自主保安体制の整備（高圧ガス）

---

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- (3) 関係保安団体との横断的な連携

---

## 7 資機材の整備

---

市消防本部、伊都消防組合消防本部は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。事業者は危険物事業所の化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

その他、事業者及び防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

---

## 8 危険物等の把握と活動中の安全確保

---

市消防本部、伊都消防組合消防本部は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害についての教育訓練を行う。また、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握を行う。

## 9 防災訓練の実施

---

危険物等災害を想定した防災体制を強化するため、自衛消防隊、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。また、市は、危険物等災害を組み込んだ防災訓練を実施する。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

#### (2) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す危険物等事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物等を貯蔵、又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物等を貯蔵又は取扱施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

#### (3) 県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

## 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

危険物等災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

## (2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

---

## 3 危険物施設の応急対策

---

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、市本部、県本部、市消防本部、伊都消防組合消防本部の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。関係機関は連携して、次の措置をとる。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、並びに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏えいの防止
- (3) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防隊と活動要領の確立
- (5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

---

## 4 火薬及び高圧ガス貯蔵施設の応急対策

---

火薬類貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設において、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順に従って、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

### (1) 火薬類貯蔵施設

保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- ・爆発、誘爆の回避措置
- ・危険区域、立入禁止区域の設定
- ・盗難防止措置
- ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- ・付近住民等への危険周知及び避難誘導
- ・警察、消防等への通報

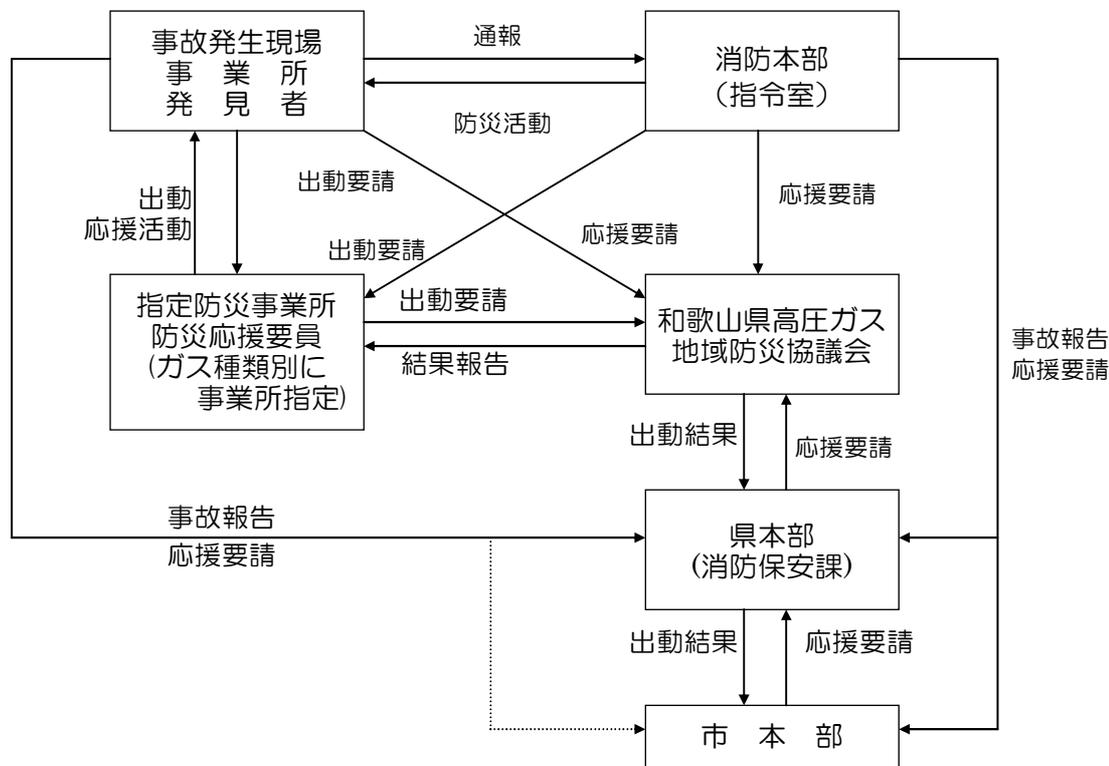
### (2) 高圧ガス貯蔵施設

保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- ・ガス遮断等緊急措置
- ・危険区域、立入禁止区域の設定
- ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置

- ・ 消防、和歌山県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請
- ・ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

【高圧ガス貯蔵施設等における応急対策の活動フロー】



## 5 危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者及び危険物等を輸送する者は、それぞれ必要な措置を講じる。

### (1) 警察署、消防機関

- ア 施設管理者に対し、保安施設、応急資機材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。
- イ 移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

### (2) 指定地方行政機関等

- ア 中部近畿産業保安監督部近畿支部  
 災害の発生及び拡大を防止するため、一般高圧ガス及び液化石油ガスを輸送する者に対し、その移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を発する。
- イ 近畿運輸局  
 危険物を輸送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導及び訓練の実施を指導する。
- ウ 鉄道各社  
 (ア) 基本方針  
 危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大、併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。

鉄道各社内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

---

## 6 救助・救急活動

---

市、県、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者、又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

### (4) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 7 消火活動

---

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援をを求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は、交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

### (4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 8 医療救護活動

---

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

### (1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては橋本医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

### (2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」を参照。

---

## 9 住民の避難

---

### (1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行う。また、避難誘導に際して避難行動要援護者を優先する。

#### 【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】

- ・避難対象地域
- ・避難勧告又は指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

### (2) 避難場所の設置と運営

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難場所の設置及び運営については、災害対策編第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、女性の参画を推進するとともに、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて個人情報確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

---

## 10 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

## 1.1 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編 第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

---

## 第7章 毒物劇物事故災害対策

【各毒物施設の責任者、市消防本部、伊都消防組合消防本部、総合調整部、  
応急対策部、市民病院、関係各班、橋本警察署、かつらぎ警察署、各関係機関】

---

毒物及び劇物取締法による毒物・劇物は、様々な化学物質の中でも毒性が強く、取扱いに特に注意を要するものを指すが、これらの毒物・劇物の流出等により、多数の死傷者が発生するような又は地域住民に危険が及ぶような毒物劇物事故災害を対象とし、事故災害を未然に防止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対処するための体制及び対応について定める。

---

### 第1節 災害予防

---

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

---

毒物劇物に係る災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

---

#### 2 保安体制の強化

---

県は、事故の未然防止を図るため、毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、実態調査等により、その把握に努める。

---

#### 3 資機材の整備

---

県は、毒物劇物をタンクで貯蔵する施設に対して、毒物劇物が飛散、漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の常備を指導する。また、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 事業者等

事業者又は事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに、橋本保健所、消防機関、警察署、市本部等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

#### (2) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す毒物劇物事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 毒物劇物を貯蔵、又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 毒物劇物を貯蔵又は取扱施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）河川等へ毒物劇物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等

オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリー等の事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

#### (3) 県

県は、市、警察から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を毒物劇物等の取扱規制担当庁（厚生労働省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

## 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

毒物劇物事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

## (2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

---

## 3 毒物劇物等貯蔵施設の応急対策

---

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。毒物劇物等貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物等の漏えい、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（周辺住民の人命安全のため）
- (3) 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市本部長（市長）に通報
- (4) 保健所等防災関係機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

---

## 4 毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

---

陸上施設から、河川等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防止に努める。

### (1) 二次災害防止のための応急措置

- ア 当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに保健所、消防機関、警察署、市本部等に通報連絡する。
- イ 当該関係機関、毒物劇物又は危険物等取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して、防除対策が迅速かつ確に実施できるよう協力体制を確立する。
- ウ 当該関係機関、毒物劇物、又は危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- エ 毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
  - (ア) 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資機材を展張する。
  - (イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げ又はくみ取るとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。
  - (ウ) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知及び火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
- オ 市本部長（市長）及び警察署長等は、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

---

## 5 救助・救急活動

---

市、県、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者、又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

### (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

### (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

### (4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 6 消火活動

---

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は、相互に連携する。

### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

## (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

## (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

## (4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 7 医療救護活動

---

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

### (1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては橋本医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

### (2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」を参照。

---

## 8 住民の避難

---

### (1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

**【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】**

- ・避難対象地域
- ・避難勧告又は指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

**(2) 避難場所の設置と運営**

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難場所の設置及び運営については、災害対策編第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、女性の参画を推進するとともに、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて個人情報の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

---

## 9 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

**(1) 広報事項**

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

**(2) 広報手段**

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

---

## 10 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

## 第8章 大規模な火災対策

【市消防本部、伊都消防組合消防本部】

本市においては、明治初期以降、大規模な延焼火災は起こっていない。しかし、市街地は旧宿場町の名残として、木造密集住宅・狭隘道路が多く、延焼危険度が高いため、大規模な火災に備えて、早期鎮火を図る体制づくりを進める。

### 第1節 災害予防

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

#### 2 市街地整備及び建築物不燃化の推進

火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導や避難地・避難路の整備を推進するとともに、建築物の不燃化等の施策を推進する。

#### 3 消防力の強化・充実

##### (1) 常備消防力（市消防本部、伊都消防組合消防本部）の整備

消防力とは、「人」、「機械」、「水」、から構成される。「消防力の整備指針」に基づき、態様の変化に対処できる必要消防力を算定し、増強・更新年次計画を樹立するものとする。

##### (2) 非常備消防力（団）の整備

活性化に関する施策を推進することで団員の確保を図り、整備・更新計画に基づく装備の近代化を促進する。

##### (3) 通信施設の整備

消防緊急情報システム及び現有の無線・有線通信施設の整備強化を図り、情報ネットワークの構築を推進する。

##### (4) 消防水利の整備

「消防水利の基準」に基づき、必要水利施設を算定し、その整備増強を図る。消火栓については、水道管の改良工事等に伴い逐次増設を図るとともに、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。また、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

### (5) 消防活動困難地域の解消

消防活動困難地域の解消のため、狹隘道路等の拡幅、電柱撤去（電線埋設）、角切り及び駐車車両の排除などを促進するよう、関係機関と調整を図る。

---

## 4 火災予防

---

### (1) 防火対象物

災害対策基本法第59条の規定による事前措置の即時対象となる防火対象物の管理者等に対する火災予防を含めた災害予防を徹底するため、消防法第4条の規定に基づき当該対象物に立入り、状況を検査（調査）し、「橋本市火災予防査察規程」に基づく定期査察・特別査察、立入調査等を通じ、指導の強化を図る。

#### ア 防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル、病院等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導及び消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検指導及び自衛消防隊の充実・促進の指導を徹底する。また、消防法施行令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物の防火管理者に対して再講習を実施する。

#### イ 消防用設備等及び特殊消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火及び避難のため、消防用設備等及び特殊消防用設備等の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

### (2) 予防広報活動

市民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、火災の未然防止、初期消火及び早期通報・避難について、各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

#### ア 春秋火災予防運動

#### イ 危険物安全週間

#### ウ 文化財防火デー

#### エ 街頭広報、巡回広報

#### オ 市広報紙及び消防リーフレット

#### カ 防火座談会の実施

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を通報する。

#### (2) 市、市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、大規模な火災が発生した場合は、火災・災害時等即報要領により、第一報を消防庁に対して、可能な限り早く分かる範囲で報告する。

#### (3) 県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

### 2 消防職員及び消防団員の招集

---

消防長又は消防署長は、管内に非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合、消防職団員に対して非常招集又は自宅待機を発令する。

#### (1) 招集の区分

活動規定に基づく。

#### (2) 発令の基準

発令の基準は、警防規定に基づく。状況によって、消防長又は消防署長が事態に応じた発令を行うものとする。

#### (3) 参集場所

##### ア 消防職員

原則として、各所属へ参集するものとする。ただし、指示のある場合又は任務があらかじめ定められている者は、所定の署所へ参集する。

##### イ 消防団員

団長、副団長は、市消防本部に参集し、分団長及びその他の団員については、それぞれの分団詰所へ参集する。

なお、特に、指示のある場合、又は任務があらかじめ定められている者は、所定の署所へ参集するものとする。

---

### 3 出場体制

---

警防規定に基づく。

---

### 4 活動体制

---

#### (1) 通常時火災

火災第2出場までの体制で、対応可能な火災とする。

##### ア 防御方針

通常火災時における防御方針は、延焼阻止を第一とし、水損防止に十分考慮するとともに、人命救助に対応できる防御体制をとり、出火建物の消火にあたることを基本とする。

##### イ 出動

警防規定に基づく。

#### (2) 非常時火災

前(1)「通常時火災」以外の火災とする。

##### ア 防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力が、これに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに、重要地区に消防力を結集し、防御にあたるものとする。

##### イ 現場指揮本部の任務

現場指揮本部の最高指揮者から指定された各指揮者及び担当者の任務は、「警防規定」のとおりとする。

---

### 5 住民による自主的消防活動

---

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、次の活動を行う。

#### (1) 出火の防止

災害発生時においては、生命・身体の安全の確保の後、住民は早急にストーブを消す、プロパンガスの元栓を閉める、電源ブレーカー切断等の出火防止活動を行い、できる限り、火災発生の防止に努める。

#### (2) 初動的消火活動

災害発生時、住民は、近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から、自主防災会において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努める。

## 6 応援要請

### (1) 隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合、「広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

#### ア 方法

各協定書の定めるところによる。

#### イ 情報提供

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害種別
- (エ) 災害の状況（現況、拡大の予測）
- (オ) 応援要請状況（隣接応援等）
- (カ) 人的、物的被害の状況
- (キ) 担当連絡責任者
- (ク) その他、必要事項

### (2) 県内における相互応援

本市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」及び「和歌山県下消防広域基本計画」により相互応援を行う。

ア 和歌山県下消防相互応援協定による応援要請を行う時は、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

- (ア) 災害の発生場所及び概要
- (イ) 必要とする人員、車両及び資機材
- (ウ) 集結場所、活動内容
- (エ) 連絡担当者

### (3) 他府県消防隊の応援要請（消防組織法第44条）

ア 市本部長（市長）は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして県支部を通じ県本部に要請する。（後日、文書提出）

- (ア) 火災の状況及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市への進入経路及び集結（待機）場所

イ 緊急消防援助隊等、他府県の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係等を設け、受け入れ体制を整えておく。

- (ア) 応援消防隊への地理情報の提供
- (イ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- (ウ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- (エ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- (オ) 応援消防隊に対する給食等の手配

---

## 7 医療救護活動

---

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

### (1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては橋本医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

### (2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」を参照。

---

## 8 住民の避難

---

### (1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の勧告、指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

#### 【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難勧告又は指示の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

### (2) 避難場所の設置と運営

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難場所の設置及び運営については、災害対策編第6章第1節「避難勧告等の発令及び避難収容」を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、女性の参画を推進するとともに、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて個人情報確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

---

## 9 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

---

## 10 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

---

## 第9章 林野火災対策

【市消防本部、伊都消防組合消防本部、団、応急対策部、林業等関係者】

---

近年、森林は健康増進・野外教育等の場として評価されるようになり、森林への入山者が増加している。

本市でも、野外活動施設（キャンプ場）があり、森林のレクリエーション利用者の増加のため、たばこ・たき火等の火気の不始末により、林野火災の危険性が增大している。

---

### 第1節 災害予防

---

---

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

---

林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

---

#### 2 監視体制の強化

---

平常時から火入れ等に関する許可取得や届出義務の奨励により監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、森林火災の発生が予想される場合又は火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

- (1) 火入れの制限、禁止
- (2) 森林内作業、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
- (3) 巡回パトロールの実施・強化

---

#### 3 防災施設の整備

---

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防備資機材の整備に努める。

---

#### 4 消火体制の強化

---

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次のような施策により、消火活動の有効敏速化を図る。

- (1) 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
- (2) 消火活動に従事する人員及び消火資機材の輸送の円滑化のため、林道の整備を促進する。
- (3) 森林所有者又は管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

---

## 5 防火意識の啓発

---

人為的原因を除去するため、一般住民並びに森林内作業者、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。

火災危険の高い時期においては、関係機関等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な、次の事項について注意・指示・指導を行う。

- (1) 立看板・標識の設置と補修
- (2) 火気注意事項の掲示、チラシ・パンフレット等の配布
- (3) 林野火災の多発する3～4月にかけての予防広報等の実施

---

## 6 広域応援体制の整備

---

早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

---

## 7 防災訓練の実施

---

県と共同して、防災関係機関、住民、林業関係者等の参加のもと、林野火災訓練を実施する。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 火災通報者等

火災の原因者又は火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに市、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を通報する。

#### (2) 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

#### (3) 県

県は、市、警察から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

### 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

林野火災が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。なお、活動は、「警防規定」に基づく。

#### (2) 林業関係者

林業関係者は、市、市消防本部、伊都消防組合消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

---

### 3 救助・救急活動

---

市、県、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署等は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

#### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

## (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

## (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

---

## 4 消火活動

---

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市等は、相互に連携する。

## (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

## (2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

## (3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

---

## 5 医療救護活動

---

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

### (1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、橋本医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

### (2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、災害対策編第7章第2節「医療救護対策」参照

---

## 6 住民の避難

---

### (1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の勧告、指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

#### 【避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容】

- ・避難対象地域
- ・避難勧告又は指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

### (2) 避難場所の設置と運営

市は、必要に応じて避難場所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

避難場所の設置及び運営については、災害対策編2部第6章第1節避難勧告等の発令及び避難収容を準用する。避難場所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難場所の運営については、女性の参画を推進するとともに、避難場所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じて個人情報確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

---

## 7 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道期間に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

---

## 8 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

災害対策編第10章第5節「行方不明者の捜索・遺体の処理」を準用する。

## 第10章 放射性物質運搬事故等災害対策 【原子力事業者、

放射性同位元素取扱事業者、市消防本部、伊都消防組合消防本部、団、総合調整部、応急対策部、市民病院、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係各機関】

放射性物質として輸送される物質には、核燃料物質及び放射性同位元素があるが、これらの内、輸送される物質の約80%は放射性同位元素（RI）であり、核燃料物質の輸送は、それに比べれば少ないものとなっている。

核燃料物質の輸送については、原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素（RI）の輸送については、放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物及び輸送方法の確認、県公安委員会への届出等の安全規制が実施される。

これらの放射性物質の輸送に際して、多数の死傷者が発生するような又は地域住民に危険が及びよう事故災害を対象とし、事故災害を未然に防止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対処するための体制及び対応について定める。

### 第1節 災害予防

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

核燃料物質等の放射性物質の輸送中における事故が発生した場合に、又は、放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

#### 2 初動体制の整備

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

#### 3 原子力事業者等の対策

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、以下のような危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

ア 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報

イ 消火、延焼防止の措置

ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置

エ モニタリングの実施

オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

- カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ク その他、放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合に備え、原子力防災管理者を通じ、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報・連絡体制を整備する。

---

## 4 放射性同位元素取扱事業者等の対策

---

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線同位元素等の事業所外運搬中の事故あるいは地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合には、以下のような危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- ア 国、県、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- イ 消火、延焼防止の措置
- ウ 放射性同位元素等輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に、縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- エ モニタリングの実施
- オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- カ 放射性物質による汚染の拡大の防止及び除去
- キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ク その他、放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（文部科学省、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報・連絡体制を整備する。

---

## 第2節 災害応急対策

---

---

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### (1) 事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、消防機関、警察等関係機関にその旨を連絡する。

また、放射性同位元素取扱事業者等は、事業所外運搬中の事故あるいは地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、直ちに、その旨を県、警察、消防機関に通報し、放射線障害防止法第33条に基づき、遅滞なく国（文部科学省又は国土交通省）にその旨を届け出る。

#### (2) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

#### (3) 県

県は、国、市、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、把握した情報については、必要に応じ、市等に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

---

## 2 活動体制

---

#### (1) 市の活動体制

ア 放射性物質運搬事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

イ 放射性物質関係施設において事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

#### (2) 関係事業者

関係事業者（原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者、以下「関係事業者」という）は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

---

### 3 災害の拡大防止

---

関係事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立ち入り制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより災害の拡大の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者、放射性同位元素取扱業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。市本部は、関係事業者と協力して、次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について、速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

- (1) 定められた施設の点検による緊急措置(施設の破壊などによる放射線源の露出、流出等の防止を図るため)
- (2) 放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
- (3) 放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
- (4) 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
- (5) 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないための防止措置、及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

---

### 4 救助・救急活動

---

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係各機関は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

#### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関(救護所を含む)へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や市消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

#### (2) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

### 5 消火活動

---

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市、市消防本部、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係各機関は、相互に連携する。

#### (1) 市及び市消防本部、伊都消防組合消防本部

市、市消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、関係事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

また、市消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

## (2) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、直ちに、その旨を市消防本部、伊都消防組合消防本部に通報し、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

---

## 6 災害広報の実施

---

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

### (1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 交通規制の状況
- オ 住民に対する協力及び注意事項
- カ その他、必要と認められる事項

### (2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネットの利用
- オ 自主防災会、自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報